

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可（令和8年度の接続料の改定等）について

（諮問第3207号）

<目次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	76
3	申請概要	77
4	審査結果	170

補足資料

- 接続料と利用者料金に関する確認の結果

別添（大部のため省略）

- 接続約款変更認可申請書（写）（東日本）
- 接続約款変更認可申請書（写）（西日本）

令和8年3月18日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 藤井威生 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和8年1月20日付け諮問第3207号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和8年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。
 - (1) NTT東日本・西日本に対し、現在の光ファイバケーブルの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和13年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。（考え方 10）
 - (2) NTT東日本・西日本に対し、少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和8年度から令和12年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に定める業務区分毎に分類し、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において、総務省に報告すること。（考え方 12）

以上

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案等に対する意見及びその考え方
－令和8年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和8年1月21日(水)～同年2月19日(水)(案件番号:145210641)
再意見募集期間: 令和8年2月25日(水)～同年3月10日(火)(案件番号:145210661)

意見及び再意見提出者一覧
意見提出者12件(法人:6件、個人:6件)
再意見提出者15件(法人:8件、個人:7件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人G
2	個人B	個人H
3	個人C	個人I
4	個人D	個人J
5	個人E	個人K
6	楽天モバイル株式会社	アルテリア・ネットワークス株式会社
7	個人F	個人L
8	中部テレコミュニケーション株式会社	KDDI株式会社
9	KDDI株式会社	楽天モバイル株式会社
10	ソフトバンク株式会社	株式会社オプテージ
11	アルテリア・ネットワークス株式会社	NTT西日本株式会社
12	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	ソフトバンク株式会社
13		NTT東日本株式会社
14		ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
15		個人M

1 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバは重要なインフラであり、接続事業者による利用の更なる円滑化を図り、公正競争環境を整備し、利用者利便性の向上につなげていくことが重要。 ● 加入光ファイバ接続料の更なる上昇が想定されることから、接続事業者の予見可能性を高め、継続的なコスト削減や接続料の適正化を図ることにより、接続料を低廉化する必要。 ● 同旨意見(1者)。 ● 今回の価格改定は想定を大幅に超えた改定幅であり、各事業者の収益や国民生活への影響を懸念。 ● 同旨意見(1者)。 ● 国民や企業の負担を緩和する修正の検討を要望。 ● 審議会等の場で、シェアドアクセス方式の光配線区画の在り方、エリアごとの提供遅延等の接続料や接続制度に係る論点につき、引き続き議論を要望。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 労務費・原材料費等の高騰によりコストは増加傾向にあるが、企業における当然の経営努力として、引き続きコスト効率化に取り組む。 ■ 加入光ファイバは、需要の鈍化の中で、回線の廃止に係る対応が増える一方、開通も一定規模では引き続きあるため、無派遣工事の促進・残置回線の再利用・引込線転用等の効率化の取組も進めており、当該取組みとその効果につき今後も総務省に説明予定。 ■ また、昨今の社会的要請も踏まえ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが重要であり、労務費や原材料費等の高騰によるコスト上昇分は接続料に反映していかざるを得ない考え。 ● 賛同意見(3者)。 	<p>考え方1</p>	
<p><総論></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光ファイバは、今後の社会経済や国民生活にとって重要なモバイル網やFTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東日本株式会社殿及びNTT西日本株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)の保有・提供する加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者・光コラボレーション事業者による 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、加入光ファイバの接続料原価を含めた各種コストは増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続きコストの効率化に取り組む考えであり、加入光ファイバについては、需要が鈍化する中で、回線の廃止対応稼働が増える一方、開通も一定規模では引き続き発生することから、無派遣工事の推進や残置回 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ接続料が適正かつ低廉な水準であることは、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要です。 ○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料は、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループ(以下「算定等WG」といいます。)において、接続事業者からの 	<p>無</p>

<p>加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要と考えます。</p> <p>○ また、昨今の国債利回りや物価上昇、更に今後のメタル回線の縮退に伴う光回線の設備管理運営費の増加等に伴う乖離額調整の影響で、加入光ファイバ接続料の更なる上昇も想定されます。</p> <p>○ そのため、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減や接続料算定方法の適正化による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p><総論></p> <p>○ 光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>○ そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上、接続料算定の更なる適正化、継続的なコスト削減等を進めていく必要があると考えます。</p> <p>○ 今回の接続料算定においては、予見可能性向上の観点から算定方法の見直しが一部行われましたが、適用された算定方法の評価・検証、接続料の更なる適正化の検討は引き続き行う必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>線の再利用、引込線の転用等による効率化に向けた取組みも進めているところです。加入光ファイバの接続料原価に係る効率化の取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにて総務省への説明を実施する考えです。</p> <p>○ また、昨今の社会的要請も踏まえ、企業における賃上げ原資の確保に向けた適切な価格転嫁(取引価格等の改定)による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが、持続的なインフラ設備の維持・運営が求められる電気通信業界としても極めて重要であり、昨今の労務費や原材料費等の高騰があっても、必要な人材や物品を確保し続ける必要があることから、それらコスト上昇分は接続料に反映していかざるを得ないものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今次の接続料の大幅な上昇について、通信サービス全般への影響を懸念し、接続料算定について更なる適正化の検討を要望されている中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「CTC殿」といいます。)、KDDI株式会社殿およびソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿(以下、「SNC殿」といいます。))のご意見に賛同します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、利用者利便の向上につなげていくために、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上、継続的なコスト削減や接続料算定方法の適正化を図るための継続的な議論、検討の必要があると考えます。</p>	<p>提案やNTT東日本・西日本の考え方を踏まえて整理された対処方針に基づき算定されたと承知しており、合理性があるものと考えますが、総務省においては、今後も必要に応じて加入光ファイバ接続料の算定方法等について検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ また、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの光配線区画の在り方やエリアごとの提供遅延等、接続事業者から問題提起のあった接続料や接続制度に係る各論点については、「接続料の算定等に関する研究会(以下「接続研」といいます。))の整理等を踏まえた取組が進められているところと承知していますが、総務省においては、今後、その取組状況を注視し、各論点について具体的課題が明らかになった場合には、検討を行うことが適当と考えます。</p>
--	---	--

<p>○ 昨今の物価上昇に伴い、生活する人々や企業がご負担やご懸念をお感じになられている中、当社をはじめとした各事業者は、こうした環境変化を十分に認識したうえで、ご利用頂くお客様との信頼関係を大切に、原価上昇とおお客様への提供価格やサービス品質のバランスを取りながら事業を運営しているものと理解しております。</p> <p>○ しかしながら今回の価格改定は、背景や事情は理解するも、想定を大幅に超えた改定幅であり、各事業者の収益を急激に圧迫し、国民や企業が望まない大幅な価格転嫁やサービス品質の低下に繋がることを懸念しております。</p> <p>○ その意味で、物価高で苦しむ国民や企業の負担を少しでも緩和するような修正が、サービスを展開する各事業者やご利用頂く低所得者層及び中小企業も含めて、持続的な日本経済全体の成長の底上げに繋がると考え、検討を要望します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバは、NTT東日本殿では令和6年度から令和12年度にかけて64万芯の増加、NTT西日本殿では同期間で50万芯の増加の予測を立てられており、今後も堅調に需要の増加傾向が継続していく見込みであり、大量のトラフィックを支える通信インフラとして、国民生活を支える様々なサービスに必要不可欠な基盤です。</p> <p>○ そのような中、NTT東西殿から認可申請が行われた今次算定期間(令和8年度～令和12年度)の5年間の加入光ファイバの接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに現状の接続料から約2～3割上昇しており、これまでにない急激な上昇となっております。</p>	<p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料の大幅な上昇に対する懸念を表明されているKDDI殿、アルテリア・ネットワークス殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 加入光ファイバは今後も堅調に需要の増加傾向が継続していく見込みであり、大量のトラフィックを支える通信インフラとして、国民生活を支える様々なサービスに必要不可欠な基盤です。</p> <p>○ NTT東西殿から認可申請が行われた今次算定期間の5年間の加入光ファイバの接続料は、現状の接続料から約2～3割増とこれまでにない急激な上昇となっており、今次算定期間における接続料の各接続事業者に対する影響、ひいては国民生活に対する影響は、相当大きなものになると懸念しております。</p> <p>○ 幅広い利用者の皆様に対して、低廉かつ安定したサービスを提供していくため、「接続料の算定等に関する研究会」や「接続政策委員会」等の場においてシェアドアクセス方式の加入光ファイバの光配線区画の在り方やエリアごとの提供遅延等問題提起させていただいた接続料や接続制度に係る論点等につきまして、ご議論、ご検討を進めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	
--	--	--

<p>○ 接続事業者としては、利用者に対して低廉かつ安定的なサービスの提供を継続するため、様々な効率化等の企業努力を行っておりますが、今次算定期間における接続料の各接続事業者に対する影響、ひいては国民生活に対する影響は、相当大きなものになると懸念しております。</p> <p>○ 弊社といたしましても、引き続き、幅広い利用者の皆様に対して、低廉かつ安定したサービスを提供していくために更なる業務効率化等を多方面から検討してまいります。また、「接続料の算定等に関する研究会」や「接続政策委員会」等の場におかれましても、シェアドアクセス方式の加入光ファイバの光配線区画の在り方やエリアごとの提供遅延等、問題提起させていただいている接続料や接続制度に係る論点等につきまして、引き続きご議論、ご検討を進めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>			
<p>意見2</p> <p>● 今回認可申請された接続料の料金水準は、算定期間初年度が現行比20%以上の大幅な改定であり、初年度の料金水準について、今年度からの変動幅を緩和し、算定期間全体での平準化を要望。</p>	<p>再意見2</p> <p>■ 接続料の激変緩和を目的として接続料原価を将来に先送りすることは、接続料の原則に反し、料金上昇局面では後年度接続料の上昇要因となることから不適切。</p> <p>■ 乖離額は本来直ちに調整すべきところ、接続料水準の急激な変動に配慮し、算定期間内で平準化したものであり、今後もその点に配慮し可能な限り対応する。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 今回、認可申請された加入光ファイバの接続料の改定案は、初年度の料金水準が現行料金対比で20%以上という想定を大きく超えた大幅な改定であり、接続事業者にとって予見することが困難だった水準となっております。</p>	<p>○ アルテリア・ネットワークス殿の今次算定期間における料金の激変緩和や平準化に係るご意見について、接続料の激変緩和を目的に、接続料原価そのものを将来に先送りすることは接続料の原則に反することに加え、特に料金が上昇する局面においては、後年度の接続料をより上昇させる要因になることから、適切ではないと考えます。</p>	<p>○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料については、算定等WGにおいて整理された対処方針に基づき算定されたものと承知しており、申請内容は合理性があるものと考えます。</p> <p>○ 接続料の平準化については、今回の申請において、算定期間中の接続料水準を安定化</p>	<p>無</p>

<p>○ 算定期間初年度の料金水準について、今年度からの変動幅を緩和し、算定期間全体(5年)で回収する体系とし平準化を図ることを強く要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ また、発生した乖離額については、本来直ちに調整することが理想であるところ、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配慮し、算定期間を5年間とした将来原価方式での算定の中で、調整額を算定期間内で平準化したものであり、今後もそういった点にも配慮し、可能な限り対応していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>し、接続事業者の予見可能性を確保するため、前算定期間中の乖離額を5年間で平準化することとされているため、算定期間初年度の料金水準については既に一定の激変緩和措置が講じられていると考えます。</p>	
<p>意見3 ● 今次加入光ファイバ接続料算定において、初めて設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動が反映されるが、実際に予測と実績の乖離が縮小されたか、今後検証が必要。</p>	<p>再意見3 ■ 接続料算定に企業物価指数を反映した影響につき、次期算定に向け分析・検証する考え。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>① 設備管理運営費の費用予測 ○ 今次加入光ファイバ接続料算定においては、予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、設備管理運営費(施設保全費等)の費用予測に、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味する観点から企業物価指数の変動が反映されました。 ○ この点、企業物価指数変動の反映は今回初めての取り組みであり、予測と実績の乖離を縮小させる目的で反映したものであるため、実際に予測と実績の乖離が縮小されたかどうか、今後検証の必要があると考えます。 (KDDI株式会社)</p>	<p>○ なお、企業物価指数を反映した影響については、次期接続料の算定に向けて把握可能な範囲で分析・検証を進めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料については、算定等WGにおいて整理された対処方針に基づき、設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映したものとなっていますが、予測と実績の乖離の縮小、客観性及び事業者の予見可能性向上に資するものになっているかどうか、実績値が明らかになった時点で、総務省において議論の可否を含めて改めて検討を行うことが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4 ● 加入光ファイバ接続料の資本コストの算定に用いられているCAPM的手法は、一般には、株式が市場に上場し、市場で直接評価を受けることを前提としており、NTT持株会社の100%子会社であるNTT東日本・西日本に同手法をそのまま適用することは不適当。</p>	<p>再意見4 ■ CAPM的手法は、2023年の接続研の議論でリスクプレミアムとβ値の見直しを実施したばかりであり、頻繁な値の見直しは設備維持・運営や役務提要の安定性や事業者の予見性を損なうため、実施すべきでない。 ■ 算定等WGでの対処方針に照らしても、現時点で特</p>	<p>考え方4</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ● 算定等WGでの対処方針のとおり、CAPM的手法の採用の是非について、今後、見直すべき理由やより合理的な手法が認められた場合等に、改めて検討を要望。 ● 同旨意見(1者)。 	<p>段の状況変化はなく、見直しの必要はない。</p> <p>■ 接続料の低廉化自体を目的とした合理性のない見直しは、設備の長期安定的な維持・運営と良質な役務の継続提供を阻害するため実施すべきでない。</p> <p>● 算定方法の見直しの在り方に関する賛同意見(4者)。</p>		
<p>② 期待自己資本利益率の算定</p> <p>○ 適正な報酬の算定方法については、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料1 加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)(以下、「対処方針案」)のとおり、CAPM的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することを要望します。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 特に、加入光ファイバに係る接続料については、前述の通り単価が急激に上昇しており、その主要因として資本コストの大幅な増加が挙げられます。</p> <p>○ 当該資本コストの算定に用いられているCAPM的手法は、一般に、株式が市場に上場され、企業価値やリスクが株式価値として市場価格に反映されていることを前提として適用される手法と理解しております。</p> <p>○ しかしながら、NTT東日本及びNTT西日本(以下「NTT東西」といいます。)殿は、NTT株式会社(以下「NTT持株」といいます。)殿の100%子会社であり、その株式価値は市場で直接評価を受けることはありません。このような資本構成を前提とする企業に対し、上場企業を前提としたCAPM的手法をそのまま適用することについては、同手法の前提から適切でないと考えます。</p>	<p>○ CAPM的手法による自己資本利益率の算定方法については、わずか3年前の2023年における「接続料の算定等に関する研究会」の議論において、見直しを実施したばかりであり(リスクプレミアム、β値)、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持・運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、かえって接続料の安定性や接続事業者様の予見性を損なうことになるため、実施すべきではないと考えます。</p> <p>○ また、「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ)において、「見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合は改めて検討する」との考え方が示されており、現時点で特段の状況変化は無いと認識していることから、見直しを行う必要はないと考えます。</p> <p>○ 加えて、接続料の低廉化自体を目的とした合理性のない算定方法の見直しは、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供することを阻害するものであり、実施すべきではないと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 接続料に占める報酬の比率が上昇傾向にあり国民の共有財産ともいえる第一種指定電気通信設備の接続料の適切な在り方という観点からも、報酬の算定方法に関して改めて検討することが必要とされているKDDI殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p>	<p>○ 自己資本利益率の設定にあたっては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、期待自己資本利益率の算定にCAPM的手法(※1)を導入しており、第一種指定電気通信設備接続料規則(以下、接続料規則)において、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率(※2)の過去3年間の平均値」または「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすることとされています。</p> <p>○ 適正な報酬の算定におけるCAPM的手法の採用の是非については、算定等WGで整理された対処方針のとおり、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、総務省において改めて検討することが適切と考えます。</p> <p>※1 資本試算評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。</p> <p>※2 CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)</p>	<p>無</p>

<p>○ この点については、今般の「接続料の算定等に関するワーキンググループ」において、NTT持株殿の保有割合を踏まえた補正等、CAPM的手法の補正方法を提案いたしました。結果として採用には至りませんでした。</p> <p>○ 一方で、「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料)においては、「CAPM的手法の採否の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当」との整理がなされております。</p> <p>○ 以上の経緯並びに今般の接続料の上昇トレンド等も踏まえ、100%子会社であるNTT東西殿に対するCAPM的手法の適用の妥当性への疑義、当該手法に代わる算定手法の在り方について改めて早期検討を実施いただくことを要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 本年施行予定の改正電気通信事業法および改正NTT法においても、電電公社時代の線路敷設基盤を継承するNTT東日本株式会社殿およびNTT西日本株式会社殿(以下、合わせて「NTT東西殿」といいます。)に対する公正競争の確保や設備に関する規律は強化された面が大きいと認識しております。こうした環境の中、NTT東西殿の報酬の適切な在り方について、採用する自己資本比率や自己資本利益率の考え方を含め、改めて検討することが必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、今次算定においては期待自己資本利益率やβ値を現行の考え方で維持するとされておりますが、現行の算定方法を見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)の意見の通り、CAPM的手法の適切性、妥当性等については、引き続き十分な検証が必要であると考えます。</p> <p>○ 「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料)において、「CAPM的手法の採否の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当」とされていますが、NTT株式会社殿の100%子会社であるNTT東日本株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及びNTT西日本株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT</p>	
--	---	--

	<p>東西殿」といいます。)に対するCAPM的手法の適用の妥当性への疑義に加え、接続料の大幅な上昇傾向も考慮すれば、当該手法に代わる算定手法の在り方について改めて早期検討を実施いただくことが必要であり、強く要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 報酬算定に用いるβ値やCAPM的手法の適用について、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当とするKDDI殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 報酬額の算定にあたっては、3年間の平均値で算定されている期待自己資本利益率やβ値($\beta = 0.566$)の現状の考え方を維持することとされておりますが、資本調達の実態を適切に反映する観点から、「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(令和8年度の接続料の改定等)」のP87及びP88の対処方針(案)も踏まえ、今後の経済情勢の変化等により算定の合理性・妥当性に欠けることとなった場合には見直しを行っていただくことが必要であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見5</p> <p>● βについて、接続料の算定等に関するワーキンググループ(以下「算定等WG」という。)の議論を受け、前回再算定結果(0.566)が引き続き適用されることとなったが、今後、前回再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われた場合は、改めて検討を要望。</p>	<p>再意見5</p> <p>■ βについては、2023年の接続研の議論で見直されたばかりであり、頻繁な値の見直しは設備維持・運営や役務提要の安定性や事業者の予見性を損なうため、実施すべきでない。</p> <p>■ 前回算定結果では次善の策としてNTT持株のβ値を採用したが、多様な事業を展開するNTT持株と地域通信事業のみを営むNTT東西の事業リスクは異なり、NTT持株のβがNTT東西の事業リスクを表すと</p>	<p>考え方5</p>	

	<p>いう前提に立った議論は実態と乖離。</p> <p>■ β 値の基となる株価やTOPIXは国内外の様々な社会・経済情勢の影響を受けて短期的に大きく変動するため、頻繁な見直しは接続料の乱高下を招き、かえって事業者の予見性を損なう。</p> <p>● 算定方法の見直しの在り方に関する賛同意見(2者)。</p>		
<p>③ β 値</p> <p>○ 報酬算定に用いる β 値については、2023年度の見直しにより、NTT持株殿の2020年度、2021年度、2022年度末を endpoints とする3年間の日次データの中央値(0.566)が採用され、接続料の算定等に関するワーキンググループの議論を経て、2026年度適用接続料以降においても、引き続き0.566が適用されることとなりました。対処方針案で示されているとおり、今後、NTT持株殿の β 値が0.566から大きく乖離が生じる等、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合はあらためて検討することを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ β 値については、わずか3年前の2023年における「接続料の算定等に関する研究会」の議論において、見直しを実施したばかりであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持・運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、かえって接続料の安定性や接続事業者様の予見性を損なうことになるため、実施すべきではないと考えております。なお、当時の報告書(第七次報告書)においても「接続事業者の事業における予見可能性の確保の観点から、β 値の算定方法を度々見直すことは必ずしも望ましくはないため、今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐる特段の状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当」と整理されたものと認識しております。</p> <p>○ また、当該見直し議論においては、地域通信事業の β 値についての絶対的な解を求められなかったため、次善の策として当時の NTT持株会社の β 値「0.566」を地域通信事業の β 値として代用するという結論となりましたが、NTT持株会社は、モバイル通信、システムインテグレーション、都市開発、電力、金融といった様々な事業を国内外で営んでおり、NTT持株会社の事業リスクと地域通信事業のみを営むNTT東西会社の事業リスクは異なるものであることから、NTT持株会社の β 値がNTT東西の事業リスクを表</p>	<p>○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料の算定に用いる β 値については、算定等WGで整理された対処方針において、令和5年度加入光ファイバ接続料の算定時に行った再算定結果(0.566)(※)を維持することが適当であり、今後、NTT持株の β 値が0.566から大きく乖離する等、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基に β 値を見直すことを含め、改めて検討を行うことが適当と整理されたことと承知しており、総務省において同方針を踏まえた対応がなされることが適当と考えます。</p> <p>※ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ接続料の算定に用いる β 値については、接続研第七次報告書において、「第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業リスクの検討に当たっては、まずはNTTグループ全体の β 値(NTT持株の β 値)を基礎とすることが適当である。その上で、NTT持株の β 値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、上述のとおり直ちに結論を得ることはできず、少なくともNTT持株の β 値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基に β 値を見直したうえで、接続料の改定</p>	<p>無</p>

	<p>すという前提に立った議論は、NTT東西の事業リスクの実態と乖離しているものと考えます。</p> <p>○ 加えて、β 値のもととなる株価とTOPIXは、各社の直近の利益や将来の利益見通しといった経営状況、配当や自己株買いといった株主還元策、その他国内外の様々な社会・経済情勢の影響を受けて短期的に大きく変動するものであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、接続料の乱高下にもつながり、かえって接続料の安定性や接続事業者様の予見性を損なうと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 接続料に占める報酬の比率が上昇傾向にあり国民の共有財産ともいえる第一種指定電気通信設備の接続料の適切な在り方という観点からも、報酬の算定方法に関して改めて検討することが必要とされているKDDI殿の意見に賛同します。 ○ (再意見4のとおり。) (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 報酬算定に用いる β 値やCAPM的手法の適用について、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当とするKDDI殿の意見に賛同します。 ○ (再意見4のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>に係るプロセスを進めることが適当である。」と結論づけられており、これを踏まえてNTT持株の令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末の β 値の中央値である0.566を採用した。</p>	
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今次算定期間の接続料上昇の大きな要因の一つとして報酬額の増加があげられる。 ● 適正な報酬の在り方について継続して検討し、算定等WGでの対処方針のとおり、今後の経済情勢の変化 	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬の見直しに関する意見(再意見4)の同旨。 ● 算定方法の見直しの在り方に関する賛同意見(4者)。 	<p>考え方6</p>	

<p>等により算定の合理性・妥当性に欠けることとなった場合には、報酬の在り方の見直しを要望。</p> <p>● 同旨意見(1者)。</p>			
<p>○ 電電公社時代の資産を引き継ぐ、第一種指定電気通信設備の接続料の算定にあたり、CAPM手法の適切性、自己資本比率の採用値の妥当性等、適正な報酬の在り方について継続して検討していただくことを要望致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価たる報酬額については、令和7年度から令和8年度にかけて、約137%の上昇が予測されており、今次算定期間の接続料の上昇の大きな要因の一つとなっています。報酬額の算定にあたっては、3年間の平均値で算定されている期待自己資本利益率やβ値(β=0.566)の現状の考え方を維持することとされておりますが、資本調達の実態を適切に反映する観点から、「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(令和8年度の接続料の改定等)」のP87及びP88の対処方針(案)も踏まえ、今後の経済情勢の変化等により算定の合理性・妥当性に欠けることとなった場合には見直しを行っていただくことが必要であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ (再意見4のとおり。)</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 接続料に占める報酬の比率が上昇傾向にあり国民の共有財産ともいえる第一種指定電気通信設備の接続料の適切な在り方という観点からも、報酬の算定方法に関して改めて検討することが必要とされているSNC殿の意見に賛同します。</p> <p>○ (再意見4のとおり。)</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ (再意見4のとおり。)</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ アルテリア・ネットワークス株式会社殿(以下、「アルテリア殿」といいます。)の意見の通り、CAPM的手法の適切性、妥当性等については、引き続き十分な検証が必要であると考えます。</p> <p>○ (再意見4のとおり。)</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 報酬算定に用いるβ値やCAPM的手法の適用について、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当とするアルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。</p> <p>○ (再意見4のとおり。)</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料については、適正な報酬の算定の在り方も含めて算定等WGにおいて整理された対処方針に基づいて算定されたものであり合理性があると考えますが、総務省においては、今後、それを見直すべき理由や、より合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて必要な検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 報酬算定のうちβ値の扱いについては、考え方5のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見7</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>	

<p>● 期待自己資本利益率として省令上の上限値を採用する理由について、NTT東日本・西日本より説明のあった、投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むという考え方が妥当であるか検証を要望。</p>	<p>■ 接続料原価に算入している報酬は、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき織り込まれるべきもの。</p> <p>■ 「設備投資に係る資本コストに見合うリターン」を投資インセンティブと認識しており、自己設置事業者として激しい競争と将来の不確実性の中で、安定的な事業運営のために適切なリターンが必要。</p> <p>■ また接続事業者の需要も含めた全体需要を見込んで設備投資を行うため、資本コストに見合うリターンは設備の構築・維持・運営と安定的な役務・機能提供に不可欠との考え。</p>		
<p>○ 自己資本コストの算定にあたり、自己資本利益率の上限値を採用する理由について、「投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが必要」とNTT東西殿より説明されておりますが、接続事業者の求めに応じて対応することが求められる接続料算定において、「投資インセンティブ」という考え方が妥当であるか、検証をお願いしたいと存じます。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ 接続料原価に算入している報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するために必要な資本コストであることから、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込まれるべきものと考えます。</p> <p>○ 当社としては、「設備投資に係る資本コストに見合うリターン」を投資インセンティブと認識しております。必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者においては、他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中で、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考えております。</p> <p>○ 加えて、自らの意思でコントロールできない接続事業者様の需要も含めて、自らの判断で全体の需要を見込んだ上で設備投資を行い、設備を維持・運営していくという点においても、その設備投資に係る資本コストに見合うリターンは、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するために必要なものであると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 網使用料の自己資本利益率の算定に当たっては、接続料規則において、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率(※)の過去3年間の平均値」または「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値とされており、今次申請においてもこれに基づいて算定されています。</p> <p>○ 電気通信事業者が設備投資を行う際には、適正な事業運営の観点から、当該投資に見合うリターンを見込むことには合理性があると考えますが、NTT東日本・西日本においては、接続料の算定に用いる数値の妥当性について、関係事業者に対して、引き続き丁寧に説明することが妥当であると考えます。</p> <p>※ CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)</p>	<p>無</p>

意見8	再意見8	考え方8	
<p>● 今般申請では、報酬算定で用いる10年物国債利回りとして、2025年9月の利回り(1.612%)が使用されているが、2026年2月には利回りが2.249%まで上昇しており、既に乖離リスクが顕在化。</p> <p>● 乖離額調整による接続料の急騰を回避するため、経済情勢の急激な変化が想定される場合には、算定期間に拘泥せず、改めて認可申請を行うことを要望。</p> <p><接続料算定の適正化及び接続事業者の予見可能性の向上></p> <p>○ 今般の認可申請では、事業者の予見可能性の向上を目的に、接続料原価のうち報酬算定で用いる10年物国債利回りとして、2025年9月実施の10年国債入札(第379回)の利回り(1.612%)を基に接続料が算定されています。</p> <p>○ しかし、2026年2月実施の10年国債入札(第381回)では利回りが2.249%まで上昇しており、すでに申請値との乖離リスクが顕在化しています。また、今後の利回りの上昇動向については様々な想定が可能ですが、実在する数値として、仮に我が国の10年物国債平均利回りが、直近のアメリカ10年国債の利回り(2026年1月末市場利回り4.241%)まで年々上昇するような状況となった場合には、さらに乖離幅が拡大する虞れがあります。試算値は下表のとおりです。</p> <p>○ このような乖離額調整による接続料の急騰、つまり接続事業者の予見可能性低下を回避するため、経済情勢の急激な変化が想定される場合には、算定期間(5年間)に拘泥せず、残余期間の接続料算定方法の適正化を検討いただいた上で、必要に応じて改めて認可申請を行うことを要望いたします。</p> <p>直近の国債利回りを反映したシングルスター接続料試算</p>	<p>■ 今般申請期間内における再申請について、光ファイバ接続料が国債利回りの変動のみならず様々な変動要素により予測と乖離が生じることを総合的に勘案し、必要に応じて対応を検討する考え。</p> <p>■ 予見性向上の確保に関する賛同意見。</p> <p>■ 算定期間に関わらない算定方法の見直しに関する賛同意見。</p> <p>○ 中部テレコミュニケーション殿の加入光ファイバ接続料における今般算定期間内における再申請に係るご意見について、加入光ファイバ接続料は、ご指摘の国債利回りの変動のみならず、接続事業者様も含めた需要の変動、物価変動等による投資額や費用の変動といった様々な変動要素により予測との乖離が生じることから、これらを総合的に勘案し、必要に応じて対応を検討していく考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 接続事業者の事業採算性の見通しを確保し、国民にとって必要不可欠な固定ブロードバンドサービスの安定的な提供を実現する観点からも、接続料の予見性の確保に関するCTC殿の意見に賛同します。(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 上記意見のとおり、金利上昇等の影響により大きな乖離額が発生し、接続料の大幅な上昇が想定されること、必要に応じて算定期間(5年間)の残余期間に関わらず、予見可能性向上の観点から、接続料算定方法の見直しを検討する必要があると考えます。(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 今般算定期間中に経済情勢の急激な変化等により当初の予測と実態が大きく乖離する状況が生じた場合には、将来原価方式で算定した期間の残余期間に関わらず、改めて接続料の算定を行うことも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において、対応を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
NTT東	認可申請料金(a)	2,254円	2,802円	2,901円	2,965円	3,018円	3,059円
	試算値 最新回線利回り(b)	2,863円	3,018円	3,128円	3,187円	3,232円	
	(b)-(a)	+61円	+117円	+163円	+169円	+173円	
	アメリカ回線利回り(c)	2,881円	3,084円	3,281円	3,440円	3,591円	
	(c)-(a)	+79円	+183円	+316円	+422円	+532円	
NTT西	認可申請料金(d)	2,366円	2,869円	2,976円	3,027円	3,096円	3,143円
	試算値 最新回線利回り(e)	2,923円	3,076円	3,168円	3,244円	3,296円	
	(e)-(d)	+54円	+100円	+141円	+148円	+153円	
	アメリカ回線利回り(f)	2,938円	3,133円	3,298円	3,463円	3,609円	
	(f)-(d)	+69円	+157円	+271円	+367円	+466円	

※上記には2025年度の予測値(離脱)の試算は未反映

(中部テレコミュニケーション株式会社)

意見9

- 電柱等・土木設備の費用の現行配賦基準につき、メタル・光の契約者数比であることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバ接続料へ大きな影響が見込まれるため、接続事業者の予見性確保の観点から、2035年度までの接続料への影響の情報開示を要望。
- 同旨意見(2者)。
- 設備の利用実態に関する情報開示の上で、利用実態に即した配賦基準の見直し着手を要望。
- 光ファイバ未整備エリア等の電柱等の撤去計画や費用の扱い等、接続料に影響を与えうる計画や影響規模等につき情報開示を要望。

再意見9

- メタル・光回線間の電柱・土木設備の費用配賦は「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で既に見直し実施済みであり、現時点で新たな検討は不要と考え。
- 今後のメタル縮退に伴う光ファイバ接続料への影響については、2028年度目途の一部エリアでの先行移行状況等を踏まえてメタル縮退の計画を具体化し、配賦比率を含む関連情報を可能な限り開示する考え。
- メタル縮退による光ファイバ接続料への影響に関する情報開示に関する賛同意見(3者)。
- 追加的な情報開示事項及び不要設備・保守費用等の適切な削減・効率化に関する要望。

考え方9

<電柱・土木費用の配賦見直し>

○ 現行の接続料算定における電柱等・土木設備に係る費用は、メタル・光の契約者数比が配賦基準になっていることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバの配賦比率が上昇することで、加入光ファイバの接続料へ大きな影響が発生することが見込まれます。そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、加入光ファイバの接続料への影響を、メタル縮退が完了する2035年度まで情報開示いただくことを要望いたします。

○ メタル回線と光回線の間における電柱・土木設備に係る費用配賦については、既に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会(～2013年5月)」において将来のメタル回線の減少を見据えた配賦基準の見直しが実施されており、現時点で特段の状況変化は無いと認識していることから、新たに検討すべき事項はないものと考えます。

○ 今後のメタル縮退に伴う具体的な加入光ファイバの接続料への影響については、一部エリアでの先行的なメタル回線から光回線への移行(～2028年度目

○ 加入光ファイバ接続料の算定における電柱等・土木設備に関する費用の配賦は、メタル回線のコストの在り方に関する検討会での議論を踏まえ、光サービス・メタルサービスの契約者数を用いて行われているところ。

○ メタル回線の縮退を踏まえた電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方については、現在、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(以下「接続政策委員会」といいます。)において検討が行われていると

無

<p>○ またこれらの設備の利用実態に関してNTT東西殿が積極的に情報開示をしていただいた上で、適時適切にその利用実態に即した配賦基準の見直しを着手していただくことを要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>④ メタル縮退による影響</p> <p>○ 電柱等・土木設備に係る費用は、現行、メタル・光の契約者数比が配賦基準になっていることから、今後のメタル縮退に伴い、加入光ファイバの配賦比率が上昇し、接続料へ大きな影響が出てくることを見込まれます。そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、加入光ファイバ接続料への影響想定を、メタル縮退が完了する2035年度まで情報開示いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、光ファイバ未整備エリアなど、メタルケーブルのみが添架され、将来も光ファイバ敷設予定の無い電柱等の今後の撤去計画や、当該電柱等に係る費用の扱い等、加入光ファイバの接続料に影響を与えうる計画や影響規模等についても、合わせて情報開示を要望いたします。</p> <p>＜情報開示を要望する事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮退計画等を踏まえた毎年度のメタル・光の配賦比率の予測値 ・それに伴う加入光ファイバの接続料への影響(単価上昇の想定等)の予測値 ・光ファイバ未整備エリアなどメタルケーブルのみが添架された電柱に係る情報(全体に占める割合、当該電柱における撤去計画・費用の扱い) ・メタルサービス終了後のメタル費用の扱いに係る情報(電柱等・土木設備のみならず、契約者数0になっても配賦比率が0とはならない他の配賦費用※含め、メタル費用全体の扱い) 	<p>途)の状況等を踏まえ、メタル縮退の計画を具体化していく中で、電柱・土木設備の配賦比率を含む関連情報について、可能な限り開示していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、メタル縮退により光への配賦比率が上昇し、加入光ファイバ接続料への影響が拡大することが見込まれます。そのため、予見可能性確保の観点から、2035年度までの加入光ファイバ接続料への影響見通しについて、情報開示いただくことを要望いたします。あわせて、光未整備エリアの電柱撤去計画や、メタルサービス終了後の費用配賦の扱いについても、詳細な情報開示を要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 別紙2に記載の、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の「メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響額の詳細を NTT東西殿から開示いただき、必要なお議論を行っていただくことを要望」(P17)するご意見に賛同いたします。当該情報に加え、前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、縮退に伴うメタル回線設備の処分の際に生じる売却益や除去損等が事業収支や音声接続料の算定、移行費用の取扱い等どのように反映されるのかについても、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社殿(以下「NTT東西殿」)よりご教示いただきたく存じます。</p> <p>○ また、接続事業者の予見性確保の観点から、貴省におかれましては、NTT東西殿からこうした情報が開示された際には、それらが音声接続料に及ぼす影響等について公開の場で検証・議論いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>承知しており、ご意見のあった加入光ファイバ接続料への影響等の情報開示を含め、同委員会において議論が進められることが適切と考えます。</p> <p>○ 接続事業者各社においても、仮に配賦基準の見直しを求める場合には、合理的な配賦基準の見直し案及びその根拠について説明する等、同委員会の議論の進展に向けて積極的に参画することが望ましいと考えます。</p>
---	--	--

<p>※例) ケーブル保守に係る費用(故障修理):故障修理稼働時間比 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 加えて、今次算定期間の接続料の予測値の上昇の主な要因の一つとして、メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメタルと光の費用配賦率の変動の影響を挙げられておりますが、メタル縮退が設備管理運営費に影響する度合いが定量的に示されておらず、接続事業者側では今後のメタル縮退の動きが接続料にどのように影響してくるのか、把握することが困難です。そのため、メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響額の詳細をNTT東西殿から開示いただき、必要なご議論を行っていただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ KDDI殿、etc殿、SNC殿の意見の通り、メタル縮退による加入光ファイバの接続料への影響等の情報開示を求める点について賛同いたします。</p> <p>○ KDDI殿から要望されている点に加えて、以下の事項についても併せて情報開示を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタルユーザの減少を踏まえ、電柱及び土木設備について、どのような時期・ステップで撤去等を行うのかに関する具体的な計画 ・「情報開示を要望する事項」の2点目について、FY26からFY35までの期間及びメタルサービス終了後を含めた影響予測 ・「情報開示を要望する事項」の3点目について、メタルのみの電柱に限らず、メタルのみの管路、光のみの電柱・管路、双方利用の電柱・管路それぞれの数量(本数、線路長等)の開示 <p>○ また、情報開示にとどまらず、メタル廃止に伴い不要となる設備や保守費用等(光サービスにとって余剰となる設備・費用)については、適切な削減及び効率化を図ることが必要であると考えます。</p> <p>○ 上記を踏まえて、メタル・光間の配賦基準については、実態に即した適切な配賦となるよう、NTT東西殿においては早急に情報開示していただくとともに、事業者も含めた適正な在り方の議論ができるよう要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ また、メタル縮退による加入光ファイバ接続料への影響想定を、メタル縮退が完了する2035年度まで情報開示いただくことを要望するKDDI殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 今次算定期間の接続料の予測値の上昇の主な要因の一つとして、メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメ</p>	
---	--	--

	<p>タルと光の費用配賦率の変動の影響を挙げられておりますが、メタル縮退が設備管理運営費に影響する度合いが定量的に示されておらず、接続事業者側では今後のメタル縮退の動きが接続料にどのように影響してくるのか、把握することが困難です。そのため、メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響する度合いが定量的に示されておらず、接続事業者側では今後のメタル縮退の動きが接続料にどのように影響してくるのか、把握することが困難です。そのため、メタル縮退の中長期的なコストや効果、設備管理運営費等への影響額の詳細をNTT東西殿から開示いただき、必要なお議論を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料の適正性確保の観点から、NTT東日本・西日本において、光ファイバやその他設備の利用実態の検証及び結果を公表した上で、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要。 ● 同旨意見(1者)。 ● 光ファイバの耐用年数の見直しについて、7つの関数を基にした考え方が妥当性についてNTT東日本・西日本から十分な説明がなされているとは言い難く、メタルの耐用年数で用いられている増減法も含め、より実態を反映した適切な方法に見直すべき。 ● 今回光ファイバの耐用年数変更を行わない理由の一つとして挙げられた、自然災害の頻発化・激甚化に伴う耐用年数の短縮要素につき、定量的情報の開示と実利用年数に与える影響の提示を行い、改めて耐用年数の整理を要望。 	<p>再意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しは、接続料低廉化を目的とした第三者からの要望ではなく、公正妥当な会計基準に基づく適正な決算という財務会計の観点から実施するもの。 ■ 当社設備の耐用年数は、固定資産データに基づく推計に加え、材質・構造・用途・環境、技術革新、陳腐化リスク等の観点から総合的に検証し、会計監査法人の監査・了承を得て設定。 ■ 7つの関数を前提とする考え方につき、総務省への報告内容として申請の概要資料中に記載済。 <p>● 光ファイバの耐用年数の見直しに関する賛成意見(4者)。</p>	<p>考え方10</p>	

<p><光ファイバ等の耐用年数の見直し></p> <p>○ 接続料の適正性確保の観点から、NTT東殿・NTT西殿において、光ファイバケーブルやその他設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>⑤ 各設備の耐用年数の見直し</p> <p>○ 今次加入光ファイバの接続料申請において、電柱の耐用年数の見直しがなされましたが、光ファイバケーブルの耐用年数についても、対処方針案にて、「光ファイバケーブルの耐用年数については、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断して適切な見直しを求めることが適当。こうした観点を踏まえた検証結果について、NTT東西は、来年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告するとともに可能な限り情報を公開することが適当。」と整理された通り、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討していくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書において、「NTT東日本・西日本は、現行の経済的耐用年数が、7つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況には至っていない」としているが、7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされていると</p>	<p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的とした接続事業者様等の第三者からの要望に応じて実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。</p> <p>○ 当社設備の耐用年数については、財務会計の適正性を確保するため、固定資産データに基づく推計結果に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から総合的な検証を行った上で設定し、会計監査法人から適正性についての監査・了承を得て決算を実施しているものであり、今後も耐用年数の設定にあたっては、適切に対応していく考えです。</p> <p>○ なお、7つの関数を前提とする考え方等については、当社から総務省へ報告した内容が電気通信事業部会での説明資料「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可に関する説明(令和8年度の接続料の改定等)」にも記載されており、ご確認いただけるものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 通信設備等の耐用年数について、実態を反映した数値を用いることが重要であると考えており、CTC殿、ソフトバンク殿のご意見に賛同します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、今次算定において耐用年数の見直しが行われた電柱以外の関連設備の耐用年数についても、光ファイバケーブルや光信号の伝送に係る主配線盤(FTM等)など、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討が必要であると考えま</p>	<p>○ 接続料の算定に用いる設備の経済的耐用年数については、減価償却を厳正に捉える上で、当該設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるものです。</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会(以下、接続研) 第三次報告書」(令和元年9月25日公表)に基づき、総務省においては、引き続き、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供を受けて検証することが適当と考えます。</p> <p>○ 今次算定期間が令和12年度に終了することから、令和13年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請)</p> <p>○ また、接続事業者からの意見も踏まえ、NTT東日本・西日本は、耐用年数の検証方法の合理性についても、総務省に対して、報告の際に丁寧に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ 更に、その報告を踏まえた検証方法・検証結果について、総務省においては、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある部分を除き、一般公表することが適当と考えます。</p> <p>○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数については考え方11のとおりです。</p>	<p>無</p>
--	--	--	----------

<p>は言えない。」とあり、NTT東西殿の説明が不十分である旨を指摘されています。</p> <p>○ しかしながら、現時点においても、7つの関数を前提とする考え方の妥当性について十分な説明がなされているとは言い難い状況です。</p> <p>○ 7つの関数を用い、関数の幅をとる方法を採用した背景には、光ファイバの敷設の実績が当時は短く限定的であったことがあるものと理解していますが、同報告書公表の時点からさらに8年以上と相当な期間が経過していることや、光ケーブルの敷設実績も十分積んできていることに鑑みれば、メタルケーブルの耐用年数で用いられている増減法も含め、より実態を反映した適切な方法に見直すべきものと考えます。</p> <p>○ また、今回耐用年数の変更を行わなかった理由の一つとして、自然災害の頻発化・激甚化に伴う耐用年数の短縮要素が挙げられているものの、その定量的根拠が示されていません。つきましては、当該短縮要素に関する定量的な情報(自然災害によるケーブル張替えの過去実績(過去と比較し増加傾向が分かるデータや資産全体に占める割合等))の開示に加え、実利用年数に与える影響について、根拠を明確にした形で提示いただき、あるべき耐用年数を改めて整理いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>す。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI殿及びctc殿の意見の通り、光ファイバケーブルの耐用年数については、実態の検証を行い、その結果を公表した上で、実態に即した耐用年数を適用することが必要であると考えます。</p> <p>○ 当該検証に当たっては、耐用年数算定に用いられている7つの関数の妥当性や、自然災害が耐用年数に与える定量的影響等について、NTT東西殿による十分な説明が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを要望するKDDI殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(令和8年度の接続料の改定等)」のP90の対処方針(案)でお示しいただいている光ファイバケーブルの耐用年数につきましても、実態に即した耐用年数となるよう、見直しをご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	
<p>意見11</p> <p>● 今次加入光ファイバの接続料申請において、電柱の耐用年数が見直されたが、光ファイバの耐用年数についても、対処方針の整理の通り、実態に即した耐用年数の適用に向け引き続き検討を要望。</p> <p>● 電柱以外の関連設備の耐用年数についても、実態に即した適用に向け見直しを要望。</p> <p>● 同旨意見(3者)。</p>	<p>再意見11</p> <p>■ 耐用年数に関する意見(再意見10)と同旨。</p> <p>■ 財務会計にて適正性が監査・了承された耐用年数が接続料原価に反映されることから、接続料原価の適正性は確保されている。</p> <p>■ 重要設備として情報開示した光ファイバと同様の対応を全設備に求めるのは、財務会計での適正性確認に加え二重検証となり過剰規制である。</p>	<p>考え方11</p>

<ul style="list-style-type: none"> ● 主配線盤(FTM等)につき、見直しの検討がこれまで行われておらず、実態に即した見直しを検討すべき。 ● 管路・とう道等につき、前回の見直しから15年以上が経過していることから、実態調査の上、結果の公表と実態に即した見直しを検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連設備の耐用年数の見直しに関する賛同意見(3者)。 ● 光ファイバの耐用年数の見直しに関する賛成意見。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ また、その他の関連する設備においても、光信号の伝送に係る主配線盤(FTM等)における耐用年数については見直しの検討がこれまで行われていない状況であると認識しているため、実態に即した耐用年数が適用されるよう、検討していくことを要望いたします。(KDDI株式会社) ○ 通信設備等の耐用年数については、光ファイバケーブルや電柱に限らず、直近の実態を反映した数値を用いることが重要であり、特に前回の見直しから15年以上が経過している管路・とう道等の設備を含め、広く実態調査を行った上で、結果を公表するとともに、適切な耐用年数への早期見直しを検討すべきと考えます。(ソフトバンク株式会社) ○ 電柱以外の関連設備の耐用年数について、実態に即した適用が実現されるよう、引き続き検討することを要望いたします。(アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 電柱の耐用年数について、設備の実態を勘案し28年から35年に見直しをいただいたことにつきまして、適切なものと認識しておりますが、「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的とした接続事業者様等の第三者からの要望に応じて実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。 ○ 当社設備の耐用年数については、財務会計の適正性を確保するため、固定資産データに基づく推計結果に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から総合的な検証を行った上で設定し、会計監査法人から適正性についての監査・了承を得て決算を実施しているものであり、今後も耐用年数の設定にあたっては、適切に対応していく考えです。 ○ 接続料の算定に用いる接続会計は、財務会計の結果に基づき整理しており、財務会計にて適正性が監査・了承された耐用年数は接続料原価にそのまま反映されることとなるため、接続料原価の適正性は確保されていると考えます。 ○ なお、光ファイバケーブルについては、加入光ファイバ接続料の代表的な設備であること等を踏まえ、検証プロセスも含め、可能な範囲で情報開示を行ったところですが、全ての設備に対して同様の対応を求めることは、財務会計において外部の監査法人により適正性が確認されているものに対する二重の検証となることから、過剰な規制であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光ファイバの耐用年数については考え方10のとおりです。 ○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数についても、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるという点において、光ファイバの耐用年数と同様であると考えます。 ○ この点、接続事業者から意見のあった主配線盤(FTM等)等の設備に関して、利用実態等を適切に反映した耐用年数になっているかについて、NTT東日本・西日本において、財務会計に際して会計基準に則した検証を行い、会計監査法人による監査を受けることで適正性を担保するとともに、総務省においてはその検証結果を適宜聴取の上、必要に応じて対応を検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>(令和8年度の接続料の改定等)のP90の対処方針(案)でお示しいただいている光ファイバの耐用年数の見直しに加え、その他関連設備につきましても、実態に即した耐用年数となるよう、特に見直しが近年行われていない設備については見直しをご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 通信設備等の耐用年数について、実態を反映した数値を用いることが重要であると考えており、KDDI殿、ソフトバンク殿、SNC殿のご意見に賛同します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ (再意見10のとおり。)</p> <p>(再掲:左記意見のとおり、今次算定において耐用年数の見直しが行われた電柱以外の関連設備の耐用年数についても、光ファイバケーブルや光信号の伝送に係る主配線盤(FTM等)など、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討が必要であると考えます。)</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ また、KDDI殿、SNC殿及びアルテリア殿の意見の通り、電柱、光ファイバ以外の設備で、近年、耐用年数の見直しがされていないものについても、実態に即した耐用年数が適用されるよう検討することが必要と考えます。</p> <p>○ 具体的には、KDDI殿が指摘した光信号の伝送に係る主配線盤(FTM等)や弊社が指摘した管路・とう道等をはじめとして、その他の設備も含め近年見直しがされていないものについて、速やかに広く実態調査を行った上で、結果を公表するとともに、適切な耐用年数へ見直す事を要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを要望するアルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。</p> <p>○ (再意見10のとおり。)</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	
--	--	--

意見12	再意見12	考え方12	
<p>● 物価高の継続により今後も設備管理運営費の増加傾向が想定されることから、NTT東日本・西日本において継続的なコスト削減・設備効率化の対応を要望。</p> <p>● 同旨意見(1者)</p> <p>● 総務省の要請に基づく費用や投資の効率化等の報告を継続し、適切な費用削減・効率化の実施の検証が必要。</p> <p><加入光ファイバの設備保全費等></p> <p>○ 昨今の物価高の継続により、今後も設備管理運営費が増加傾向になることも想定されることから、継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、NTT 東西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望いたします。</p> <p>○ 総務省殿からの要請に基づき、NTT東西殿においては2023年度から2025年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされますが、今後も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証していただく必要があると考えます。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備は、ボトルネック設備として公共性が高い設備であり、接続事業者との適切な公正競争が確保されるよう、適正な原価や利潤に基づく算定および接続事業者の予見性確保が重要であると認識しております。</p> <p>○ 特に、加入光ファイバ設備においては、ユニバーサルサービスに指定されている固定ブロードバンドサービスに利用される不可欠設備であり、その接続料水準は接続事業者が設定する利用者料金にダイレクトに影響するものとなっております。</p>	<p>■ コスト効率化及び適切な価格転嫁に関する意見(再意見1)と同旨。</p> <p>● 賛同意見。</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、加入光ファイバの接続料原価を含めた各種コストは増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続きコストの効率化に取り組む考えであり、加入光ファイバについては、需要が鈍化する中で、回線の廃止対応稼働が増える一方、開通も一定規模では引き続き発生することから、無派遣工事の推進や残置回線の再利用、引込線の転用等による効率化に向けた取組みも進めているところです。加入光ファイバの接続料原価に係る効率化の取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにて総務省への説明を実施する考えです。</p> <p>○ また、昨今の社会的要請も踏まえ、企業における賃上げ原資の確保に向けた適切な価格転嫁(取引価格等の改定)による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、適切な価格転嫁を通じた取引適正化を進めることが、持続的なインフラ設備の維持・運営が求められる電気通信業界としても極めて重要であり、当社としても適切に対応していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料の大幅な上昇に対する懸念を表明されているアルテリア・ネット</p>	<p>○ 加入光ファイバに係るコスト効率化・削減の取組については、前算定期間でNTT東日本では151億円、NTT西日本では188億円(既に実績が取りまとまった令和6年度まで)が削減されたと承知しています。</p> <p>○ 左記意見等のとおり、今次算定期間においても、費用や投資の効率化によって加入光ファイバの接続料原価を適正なものとするこへの要請は引き続き高いと考えます。令和8年度から令和12年度まで加入光ファイバに係る費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において総務省に報告することを、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適切と考えます。(要請)</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本においては、前算定期間に関する報告と同様、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に定める業務区分毎の内訳を分類するなどした上で、各項目の効率化・削減等の程度が可視化されるような形で報告することが適当であり、各項目における効率化・削減等の状況について、適切に説明を行うことが適切と考えます。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本においては、コス</p>	<p>無</p>

<p>○ 今般、認可申請された加入光ファイバの接続料は、算定期間全般にわたり大幅な改定となっており、固定ブロードバンドサービスの公平、適切かつ安定的なサービスの提供に影響を与えるおそれを懸念しております。</p> <p>○ NTT東西殿におかれては、今後も原価削減に向けた取組を強化していただくよう要望いたします。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>ワークス殿の意見に賛同。</p> <p>○ (再意見1のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>ト効率化・削減の進展等の状況変化を踏まえつつ、必要に応じ新たな効率化の取組を検討することが望ましいと考えます。</p>	
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の規定に基づく例外措置である乖離額調整が恒常的に実施されているところ、今後は許可申請が必要となる理由について、都度開示が行われるべき。 ● 上記許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等の開示を要望。 ● 自己資本利益率やリスクフリーレートの変更はNTT東日本・西日本の資本コストの実績値の変更とは言えず、単純に乖離額調整の対象とすることは不適切。内訳を示した上で値の適切さにつき説明が必要。 	<p>再意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3条許可申請の内容と申請理由は、申請の概要資料中で開示されているが、今後も事業者説明会の場で丁寧に説明していく考え。 ■ 今後も3条許可申請を行う際は、その必要性を十分に検討した上で総務省へ申請する。 ■ 報酬に関する意見(再意見5)と同旨。 ● 賛同意見(2者)。 	<p>考え方13</p>	
<p>○ 乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく例外措置であるにもかかわらず、恒常的にこれが実施されているところ、当該措置を求める同様の申請が行われる際には、これが必要となる理由について、その都度開示が行われるべきです。</p> <p>○ また、同様の趣旨から、これを実施するため同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可(三条許可)の内容や申請理由については、これまでも事業者説明会の場において説明しており、今後も引き続き丁寧に説明していく考えです。なお、当該内容については、令和8年1月20日の電気通信事業部会(第163回)資料にて開示されていると認識しております。</p> <p>○ 当社が三条許可申請を行う場合には、今後もその必要性を十分に検討のうえ、総務省への許可申請を実施する考えです。</p> <p>○ アルテリア・ネットワークス殿の報酬へのご意見について、接続料原価に算入している報酬は、電気通</p>	<p>○ 接続料規則第3条ただし書に基づく許可(以下「3条許可」といいます。)申請が必要な理由、申請決定の判断の根拠となる基準等については、NTT東日本・西日本において、再意見のとおり、関係事業者に対して丁寧に説明することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ 乖離調整額の算定にあたっては、報酬、特に自己資本コストの算定について、平均自己資本利益率やリスクフリーレートの実績値が変更となったということであり、NTT東西殿の資本コストの実績値とは言えないことから、そのまま単純に適用し乖離額調整の対象とすることは不適切であり、内訳を示した上で採用する値が適切であることの説明が必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するために必要な資本コストであることから、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込まれるべきものと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 昨今、接続料算定に与える乖離額調整の影響は非常に大きなものとなっており、その実施是非や運用の在り方について見直し検討が必要であるとする楽天モバイル株式会社殿(以下、「楽天モバイル殿」)のご意見に賛同します。</p> <p>○ 予測と実績との差異を自動的に乖離額として原価に組み入れることが恒常的に行われている現状の手法は、NTT東西殿の原価削減インセンティブを阻害する要因となりうることを懸念しております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 乖離額調整の在り方に係る楽天モバイル殿、アルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 乖離額の調整が三条許可申請による例外的な扱いである以上、乖離額を構成する要素の詳細な細目や理由の情報開示や、乖離額が発生した要因の分析を実施した上で、慎重に判断することが適当と考えます。</p> <p>○ その上で、今次算定期間においても前算定期間のような相当程度の乖離額が生じないよう、本接続約款変更申請の認可後においてもNTT東西殿で更なる予測の精緻化及び事後検証を行っていただく等、改善を要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	
<p>意見14</p>	<p>再意見14 ■ 将来原価方式で算定する加入光ファイバ接続料は、市場環境や事業環境の変化が激しいことを踏ま</p>	<p>考え方14</p>

<ul style="list-style-type: none"> ● 乖離額調整が例外的な扱いである以上、乖離額構成要素の細目や理由の情報開示、発生要因の分析を実施した上で、慎重な判断が適当。 ● 今次算定期間においても前算定期間のような相当程度の乖離額が生じないよう、NTT東日本・西日本で更なる予測の精緻化及び事後検証を行う等、改善を要望。 ● 今回の算定においては将来原価を予測した上で適切に算定されているものと認識しており、今次算定期間内の乖離額調整につき、その要否の検討を要望。 	<p>えると、予測と実績に乖離が生じることは避けられず、接続料規則第14条に規定される実績収入と実績原価の一致を確保するため、乖離額調整の仕組みが不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乖離額調整の改善に関する賛同意見(3者)。 ● 乖離額調整の要否検討に関する賛同意見。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条の二第一項の規定により乖離額の調整は原則認められていないところ、令和5年度に係る実績収入と実績原価に基づく実績差額を令和7年度の接続料原価に算入する三条許可申請が行われ、令和7年度の適用接続料は認可済接続料から+87~121円と大幅に上昇しています。 ○ 乖離額の調整が例外的な扱いである以上、乖離額を構成する要素の詳細な細目や理由の情報開示や、乖離額が発生した要因の分析を実施した上で、慎重に判断することが適当です。 ○ その上で、今次算定期間においても前算定期間のような相当程度の乖離額が生じないよう、本接続約款変更申請の認可後においてもNTT東西殿で更なる予測の精緻化及び事後検証を行っていただく等、改善を要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社) ○ 今回の接続料算定においては、物価上昇率の適用のほか、直近のリスクフリーレートを用いて算定されている等、将来原価を予測した上で適切に算定されているものと認識しておりますので、算定期間内の乖離額 	<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、加入光ファイバ接続料の算定における将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、市場環境や事業環境の変化が激しいことを踏まえると、構造上、収入と原価の予測と実績に乖離が生じることは避けられないことから、接続料規則第14条(接続料設定の原則)に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあるため、発生した予測と実績の乖離を調整する仕組みが不可欠であることから、2008年度以降、接続料の認可申請と併せて許可申請を実施し、総務大臣の許可を得てきたところで (NTT東日本・西日本) ○ 昨今、接続料算定に与える乖離額調整の影響は非常に大きなものとなっており、その実施是非や運用の在り方について見直し検討が必要であるとするSNC殿のご意見に賛同します。 ○ (再意見13のとおり) (アルテリア・ネットワークス株式会社) ○ 別紙2に記載の、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の「乖離額の調整が例外的な扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3条許可については申請の都度、「特別な理由」があるかどうか慎重に判断されるべきものです。加入光ファイバ接続料における乖離額調整については、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る「第一次答申」(※)以降の議論を踏まえて、次の諸点等を考慮して、これが認められてきているものと承知しています。 ① 一定程度の積極的な需要見積もりを行っていること ② 複数年度の将来原価方式により算定を行なっていること ③ ①②により、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の費用収入間差額を申請者のみに負担させることは適当ではないこと ④ 調整方法について、予見可能性に一定の配慮が加えられていること ○ 総務省においては、上記の諸点等を踏まえ、今後とも3条許可について慎重に判断することが適当と考えます。 ○ NTT東日本・西日本においては、収入と原 	<p>無</p>

<p>調整について、その要否について改めて検討することを要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>である以上、乖離額を構成する要素の詳細な細目や理由の情報開示や、乖離額が発生した要因の分析を実施した上で、慎重に判断することが適当」(P9)とす るご意見に賛同いたします。</p> <p>○ 前回の意見募集において弊社より提出した意見でも触れたように、乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく例外措置であるにもかかわらず、恒常的にこれが実施されている状況にあると見受けま す。接続料の透明性向上の観点から、貴省におかれましては、同条ただし書に基づく許可申請に関する条件や判断指針等について明らかにしていただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ 乖離額調整の在り方に係るアルテリア・ネットワークス殿の意見に賛同します。</p> <p>○ (再意見13のとおり。) (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>価の予測と実績の乖離の要因について検証するとともに、予測の精緻化に向けて今後とも検討を続けることが適当と考えます。</p> <p>※ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」に対する答申(平成23年3月29日情郵審32号)</p>
<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後、乖離額調整の金額規模が大きい場合には、再度複数年度に分けて調整を要望。 ● 透明性確保の観点から、乖離額の原価内訳について毎年度の接続料認可申請時に開示を要望。 	<p>再意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3条許可申請の内容と申請理由は、申請の概要資料中で開示されているが、今後も事業者説明会の場で丁寧 に説明していく考え。 ■ 今後も3条許可申請を行う際は、その必要性を十分に検討した上で総務省へ申請する。 ■ 乖離額は本来直ちに調整すべきところ、接続料水準の急激な変動を避けるため、5年間の算定期間内で調整額を平準化しているが、今後も可能な限り対応する。 ■ 算定根拠をホームページで開示しており、接続事業者は将来原価方式による申請時と実績年度の算定根拠を比較することで加入光ファイバ接続料の乖離額の内容を把握できるが、乖離額が生じた主な要因については、今後も事業者説明会等で開示可能な範囲で説明する。 	<p>考え方15</p>

<p>⑥ 複数年度での平準化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今次加入光ファイバの接続料申請については、2024年度の乖離額および2025年度の乖離額見込みを2026年度から2030年度までの5年間に分けて調整する方法が適用されています。 ○ 今後、大幅な金利上昇等が生じると、引き続き大きな乖離額が発生し接続料の大幅な上昇が想定されることから、乖離額調整の金額規模が大きい場合には必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望いたします。 ○ また、透明性確保の観点から、発生した乖離額の原因内訳については毎年度の接続料認可申請時に開示いただくことを要望いたします。 <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>● 賛同意見(2者)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可(三条許可)の内容や申請理由については、これまでも事業者説明会の場において説明しており、今後も引き続き丁寧に説明していく考えです。なお、当該内容については、令和8年1月20日の電気通信事業部会(第163回)資料にて開示されていると認識しております。 ○ 当社が三条許可申請を行う場合には、今後もその必要性を十分に検討のうえ、総務省への許可申請を実施する考えです。 ○ KDDI殿の「乖離額調整の金額規模が大きい場合には必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望」というご意見について、発生した乖離額は本来直ちに調整することが理想であるところ、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配慮し、算定期間5年間とした将来原価方式での算定の中で、調整額を算定期間内で平準化したものであり、今後もそういった点にも配慮し、可能な限り対応していく考えです。 ○ なお、接続料の認可申請にあたっては、認可申請した接続料の算定根拠を当社ホームページで開示しており、接続事業者様は当該算定根拠において接続料原価の項目毎の内訳を確認することが可能です。 ○ そのため、加入光ファイバ接続料においては、将来原価方式による申請時の算定根拠と実績年度の算定根拠の各項目を比較することにより、生じた乖離額の内容を把握することが可能ですが、当社としては、乖離額が生じた主な要因について、今後も事業者説明会等の場において開示可能な範囲で説明していく考えです。 <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乖離額の複数年度での平準化については、接続料規則の規定や接続事業者への影響を踏まえ、NTT東日本・西日本において、必要に応じて検討することが適当と考えます。 ○ 乖離額調整に係る透明性確保については、NTT東日本・西日本において、再意見のとおり、接続事業者に対して丁寧に説明することが適当と考えます。 	<p>無</p>
--	--	---	----------

	<p>○ KDDI殿の意見の通り、乖離額調整の金額規模が大きい場合には、必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望いたします。</p> <p>○ あわせて、毎年10月末に開示される速報値に際しては、乖離額に関する情報を併せて提示いただくとともに、乖離額の平準化方法その他の調整の在り方については、接続事業者との十分な協議を経た上で、その結果も踏まえて決定いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 乖離額調整の在り方に係るKDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>○ (再意見13のとおり。)</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見16</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シェアドアクセス方式に係る新設工事費の上昇が想定されることから、NTT東日本・西日本において、継続的なコスト削減するとともに新設工事費よりも低廉な「光屋内配線の転用」を促進することが重要。 ● 2025年2月より新規残置回線の網使用料化が開始されたが、再利用の可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な工事判断、再利用の徹底及び不要な残置回線の撤去促進によって設備の効率化を要望。 ● 既存残置回線の網使用料化について、総務省会合での議論・検討を要望。 	<p>再意見16</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ FTTHサービスの需要継続の状況では、引込線等は撤去せず残置・再利用することが効率的で利用者利便にも適うため、原則残置としてきたところ。 ■ 個別要望や建物取壊し時は撤去し、引き続き設備効率化に取り組む考え。 ■ 既存残置回線の網使用料化に関する意見に賛同。 <p>● 既存残置回線の網使用料化について、接続研第七次報告書で整理された通り、現行ルールのまま事業者の個別負担とするべき。</p>	考え方16	
<p>⑦ 設備の効率化</p> <p>○ シェアドアクセス方式に係る新設工事費は、作業費や物品費等の上昇の影響を受け、NTT東西殿いずれも上昇(※1)しており、昨今の物価・人件費上昇の影響</p>	<p>○ 当社としては、FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、また利用者利便にも</p>	<p>○ 光回線再利用スキームについては、加入光ファイバの効率的な運用に資する取組であり、接続の円滑化の観点からも、より多くの事業者の参画が期待されます。総務省においても、</p>	無

<p>響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されま す。NTT東西殿においては、継続的なコスト削減を実 施いただくとともに、新設工事費よりも低廉な工事費が 設定されている「光屋内配線の転用」を促進していく ことが、設備効率化の観点から重要であると考えます。</p> <p>○ また、2025年2月より新規残置回線の網使用料化が 開始されましたが、NTT東西殿においては、再利用さ れる可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合 理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の 撤去促進によって引き続き設備の効率化に努めてい ただくことを要望いたします。なお、残置回線は全ての 事業者が再利用可能であることを踏まえ、既存残置回 線の網使用料化について、総務省会合での議論・検 討を要望いたします。</p> <p>(※1)例)平日昼間の場合の工事費 ()は前年度差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光屋内配線の新設工事費 NTT東殿:16,314円(+859円)、 NTT西殿:15,850円(+849円) ・既存の光屋内配線を転用する場合の工事費 NTT東殿:6,203円(+162円)、 NTT西殿:6,585円(+122円) <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>適うものと考えており、これまでも原則として引込線等 を残置してきたところです。</p> <p>○ 一方で、個別のお客様要望がある場合や建物取 壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合に は引込線等を撤去しており、今後も同様の対応によ り、引き続き設備の効率化にも取り組む考えです。</p> <p>○ 既存残置回線については、全ての事業者様にお いて再利用が可能であり、今後、再利用の進展が確 認された場合には、現用回線数に応じてコストを負担 するという網使用料の原則のとおり、新規残置回線の コストが網使用料の接続料原価に算入されているの と同様に、既存残置回線のコストについても接続料原 価に算入することに一定の合理性があると考えてお り、「今後、議論・検討していく必要がある」とするKDDI 殿のご意見に賛同します。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿の「残置回線は全ての事業者が再利用可 能であることを踏まえ、既存残置回線の網使用料化 について、総務省会合での議論・検討を要望」との意 見について、2025年2月26日より前に残置された 回線(以下、「既存残置回線」といいます。)の扱いに ついては、研究会第七次報告書の中で以下の理由 から従来通り既存残置回線のコストは既存残置回線 数に応じて負担するという整理となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者ごとに現用回線・残置回線の状況が 異なり、特に新規参入事業者においては既存残 置回線の回線数が少ない傾向にあること ・ 既存残置回線については、既存の接続事業者が 自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が 受益するものも含めて一定の割合で再利用はされ ているものの、少なくとも現段階においては、再利 用可能性が不透明であること 	<p>関係事業者の参画に向けた取組の状況につ いて注視していくことが適当であると考えま す。</p> <p>○ また、既存残置回線の取扱いについては、 「接続研 第七次報告書」(令和5年9月6日公 表)を踏まえ、まずは網使用料化を希望する 事業者において現時点における再利用の進 展状況及び今後の見込み等を明らかにした 上で、総務省において、必要に応じて見直し を検討することが適当であると考えます。</p>
---	---	--

	<p>○ また、第67回接続料の算定等に関する研究会（2023年1月24日開催）におけるNTT東西殿の説明資料によれば、既存残置回線の残置回線コストを網使用料のコストに算入させる場合、分岐端末回線に係る接続料はNTT東日本殿で 328 円から465 円に増加(+137円)、NTT西日本殿で 412 円から 762 円に増加(+350 円)と大幅に上昇する予測となっており、NTT東西殿が提供する光サービス卸の卸料金にも影響が及び、FTTH サービス全体に影響が出るおそれがあるため、既存残置回線については、研究会で整理された通り、現行ルールのまま事業者の個別負担とするべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次年度以降の加入光ファイバ接続料は、大幅な上昇となっており、接続事業者の予見性が確保されているとは評価し難い。 ● 今回のように大幅な接続料上昇が見込まれる場合、算定方式の見直し中であっても、10月末の段階で、全ての接続料について、その水準や変動要因の情報を開示し、予見性向上の取組の強化と接続料の在り方の早期検討を要望。 ● 事前に開示された情報を踏まえ、急激な上昇を複数年で平準化する激変緩和措置等の検討が必要。 	<p>再意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末の情報開示について、引き続き今後も情報開示に努める。 ■ 毎年度10月末の情報開示について、全ての接続料の事前開示は実務上困難だが、接続料の予見性向上に資する情報につき、今後も事業者から具体的要望があったものは可能な限り開示に努める考え。 ● 毎年度10月末の情報開示に関する賛同意見(3者)。 	<p>考え方17</p>	
<p>○ 第一種指定電気通信設備は、ボトルネック性及び公共性が極めて高い設備であることから、接続事業者との間において公正な競争が確保されるよう、実態に即した適正な利潤算定及び接続料水準に関する十分な予見性の確保が不可欠です。今回の認可申請の内容に鑑みると、その重要性は一層高まっているものと認識しております。</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、自主的な取組として、加入光ファイバ接続料の乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年10月末の再計算報告時にあわせて開示していると承知しており、接続事業者の意見も踏まえながら、開示する情報については引き続き検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ 特に、加入光ファイバに係る接続料については、2026年度以降の水準が2025年度と比較して、いずれも概ね20%を超える大幅な上昇となっております。このような急激な変動は、接続事業者の立場からすれば、予見性が十分に確保されているとは評価し難い水準であると考えます。</p> <p>○ 接続料の水準及びその変動は、接続事業者の中長期的な経営判断や投資計画に大きな影響を及ぼすものです。加えて光ファイバは、固定系ブロードバンドサービスにとどまらず、移動体事業におけるエリア展開(バックホール等)を含め、各種通信サービスの提供基盤として不可欠な設備であり、その接続料の動向は、エンドユーザ料金や通信事業者の事業運営に直結するものです。</p> <p>○ 今回の接続料水準の変動は、日本の通信サービス全体に広く影響を及ぼし得るものであり、接続事業者の費用負担の増加は、エンドユーザ料金の見直しを含む経営上の対応を検討せざるを得ない状況を生じさせる可能性があります。</p> <p>○ このため、今回のように大幅な接続料の上昇が見込まれる場合には、算定方式の見直しが継続中である場合であっても、速報値が示される10月末の段階において、加入光ファイバをはじめとする全ての接続料について、その水準や変動要因の情報を速やかに開示し、予見性向上に資する取組を一層強化していただくとともに、後述に示す論点を始め、当該接続料の在り方を早期に検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、事前に開示いただいた情報を踏まえ、急激な上昇を複数年で平準化する激変緩和措置等の方策を検討することが必要であると考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ なお、ソフトバンク殿の予見性向上に関するご意見について、毎年度10月末の時点において、全ての接続料を事前開示することは実務上困難ですが、これまでも接続事業者様からのご要望を踏まえて、毎年度10月末において、「加入光ファイバ接続料の乖離額並びにその内訳」や「接続料の稼働回線数」等の、接続料について予見性向上に資する情報を当社ホームページにおいて開示してきたところであり、今後も接続事業者様から具体的要望があったものについては、可能な限り事前の開示に努める考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今次の接続料の大幅な上昇について、通信サービス全般への影響を懸念し、接続料算定について更なる適正化の検討を要望されているソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同します。</p> <p>○ ソフトバンク殿のご意見にもある「激変緩和措置等の方策を検討することが必要」について、2025年度と2026年度の接続料の改正が20%強の上昇となっていることから、算定期間初年度の大幅な上昇について緩和する措置の実施を改めて要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 別紙2に記載の、ソフトバンク株式会社殿ご提出の「大幅な接続料の上昇が見込まれる場合には、算定方式の見直しが継続中である場合であっても、速報値が示される10月末の段階において、加入光ファイバをはじめとする全ての接続料について、その水準や変動要因の情報を速やかに開示し、予見性向上に資する取組を一層強化していただく(略)ことを要望」(P3)するご意見に賛同いたします。</p> <p>○ なお、前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、第一種指定電気通信設備接続</p>	<p>○ また、予見可能性の確保については、算定等WGで整理された対処方針において、NTT東日本・西日本は将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、中間年度である3年目に加え4年目においても今次算定期間以降も含む接続料水準(概算額)の見通しを開示することとされていると承知しており、こうした取組によっても接続事業者の予見可能性の確保が図られるものと考えます。</p> <p>○ なお、激変緩和措置については今回の申請において、算定期間中の接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、前算定期間中の乖離額を5年間で平準化することとされており、初年度における急激な接続料の上昇については既に一定の激変緩和措置は講じられているものと考えますが、今後とも大幅な接続料の変動が見込まれる場合には、同様の措置について、NTT東日本・西日本及び総務省において必要に応じて検討することが適当と考えます。</p>
---	--	--

	<p>料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく例外措置である乖離額調整の申請が行われる場合には、当該措置が必要となる理由について、その都度開示が行われるべきであることも申し添えさせていただきます。 (楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料の大幅な上昇に対する懸念を表明されているソフトバンク殿の意見に賛同。</p> <p>○ (再意見1のとおり。)</p> <p>○ また、加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示についての継続・更なる情報開示を要望するソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示については、シェアドアクセス方式の主端末回線及び分岐端末回線、シングルスター方式それぞれの翌年度接続料の概算値を開示いただいているところ、今回認可申請が行われた令和8年度以降の接続料のように、将来原価方式において算定期間をまたぐ場合には、将来原価方式で算定されるシェアドアクセス方式の主端末回線、シングルスター方式の翌年度接続料の具体的な単金や変動要因を把握できない点は大きな課題であると考えております。算定期間をまたいだ翌年度以降の接続料の大きな傾向を把握するため、NTT東西殿におかれましては、接続事業者の予見性の向上のため、例えば、今次算定期間と同様の算定方法と仮定した単金の予測や、変動の情報開示を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>○ 今回のような大幅な接続料の上昇が見込まれる場合には、速報値が示される10月末の段階において、</p>	
--	--	--

	<p>接続料の水準や変動要因の情報を速やかに開示することを要望するソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 接続事業者としては、接続料の水準の変化が今後のサービス提供へ及ぼす影響度合いの算定や、設備投資の中長期的な計画等の検討を余儀なくされるため、今後、乖離額調整も含め接続料が大きく変化する場合には、認可申請よりも十分に早い段階で情報開示いただくことが適当であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続事業者の予見性確保の観点から、「加入光ファイバ予測接続料の翌年度の予測値」及び「接続料算定の基礎となる原価や稼働回線数等に係る情報」について、毎年10月末までに開示するNTT東日本・西日本の取組の継続を要望。 ● 同旨意見(1者)。 ● NTT東日本・西日本が算定等WGで提案した「算定期間以降も含む接続料水準の見通し(概算額)」について、算定期間以降も含め最低3年間の見通しを示した上で、精度を高めた算定及び算定根拠の開示を要望。 ● 毎年10月末の情報開示に際して、乖離額に関する情報を併せて提示し、乖離額が大きい場合の調整方法について、接続事業者との十分な協議期間を確保し、事業者の意見も踏まえた上で検討・決定を要望 ● 今後、乖離額調整も含め接続料が大きく変化する場合には、認可申請よりも十分に早い段階での情報開示を要望。 	<p>再意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 毎年度10月末の情報開示に関する意見(再意見4)と同旨。 ■ 乖離額調整を含む接続料の申請内容は申請者が決定するものだが、総務省の審議会において、事業者意見等の扱いも含め適切なプロセスを経て審議・認可されているとの認識。 ● 毎年度10月末の情報開示に関する賛同意見(3者)。 ● 算定期間の3年目・4年目において5年分の見通しの情報開示等の前広な情報開示を要望。 ● 乖離額が大きい場合の調整に関する賛同意見(3者)。 	<p>考え方18</p>	
<p><接続事業者の予見可能性の向上></p>	<p>○ 接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料の予見可能性の確保に向けた取組については、考え方17のとおり</p>	<p>無</p>

<p>○ 接続事業者の予見性確保の観点から、NTT東西殿による「加入光ファイバ予測接続料の翌年度の予測値」及び「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」について、毎年10月末までに開示する取り組みを今後も継続いただくよう要望いたします。</p> <p>○ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループ第1回において、NTT東西殿から「複数年の将来原価方式の算定期間の中間年度において、算定期間以降も含む接続料水準の見通し(概算額)」の開示が提案されてものと承知をしています。</p> <p>○ 当該見通しについては、算定期間以降も含め最低でも3年間の見通しを要望いたします。その上で、予見可能性と検証可能性を担保するために可能な限り精度を高めた算定に加え、その算定根拠についても開示いただくことを要望します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>○ 直近では金利上昇や物価上昇等の影響により、予測値と実績値の乖離額は拡大する傾向が見られ、接続事業者にとって接続料の予見可能性を確保することが一層重要な課題となっています。</p> <p>○ このため、毎年度10月末の速報値の開示に際しては、乖離額に関する情報(設備コスト(特に大きな費目は個別に)・資本コスト・需要それぞれの予測と実績の乖離幅とその要因等)を併せて提示いただくとともに、乖離額が大きい場合には、その調整方法(乖離額の平準化の対応方法等)について、接続事業者との間で十分な協議期間を確保し、接続事業者の意見も踏まえた上で検討、決定いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。</p> <p>○ ソフトバンク殿の「乖離額が大きい場合には、その調整方法(乖離額の平準化の対応方法等)について、接続事業者との間で十分な協議期間を確保し、接続事業者の意見も踏まえた上で検討、決定いただくことを要望」というご意見について、乖離額調整を含む接続料の申請内容は、申請者である当社が決定するものですが、総務省の審議会で、接続事業者様等から提起されたご意見等の扱いも含め、適切なプロセスを経て審議され、認可されているものと認識しております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 接続事業者の事業採算性を見通しを確保し、国民にとって必要不可欠な固定ブロードバンドサービスの安定的な提供を実現する観点からも、接続料の予見性の確保に関するCTC殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 弊社としては、毎年度、次年度以降3年間程度の接続料の見通しが提示されることを改めて要望します。</p> <p>○ 昨今、接続料算定に与える乖離額調整の影響は非常に大きなものとなっており、その実施是非や運用の在り方について見直し検討が必要であるとするCTC殿、ソフトバンク殿のご意見に賛同します。</p> <p>○ (再意見13のとおり。)</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、NTT東西殿による予測接続料および機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報の開示について、毎年度10月末までに継続実施いただ</p>	<p>です。</p> <p>○ 乖離額調整の具体的な方法については、NTT東日本・西日本において、接続事業者に与える影響も考慮しながら検討することが適当と考えます。</p>
--	--	--

<p>○ 今次算定期間の接続料は、現状の接続料から約2～3割上昇しており、これまでにない急激な上昇となっております。接続事業者としては、接続料の水準の変化が今後のサービス提供へ及ぼす影響度合いの算定や、設備投資の中長期的な計画等の検討を余儀なくされるため、今後、乖離額調整も含め接続料が大きく変化する場合には、認可申請よりも十分に早い段階で情報開示いただくことが適当であると考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>くことを要望いたします。</p> <p>○ 左記意見のとおり、予測値と実績値の乖離額は拡大傾向にあり、接続料の予見可能性確保が一層重要となっております。今後、乖離額が大きい場合には、必要に応じて再度複数年度に分けて乖離額を調整いただく等影響緩和のための方策を検討いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバに係る接続料が概ね20%を超えて急激に上昇している状況は、接続事業者の中長期的な経営判断や投資計画に極めて大きな影響を及ぼすものです。とりわけ、設備投資や料金戦略、事業継続性の観点からも、接続料水準の安定性及び予見可能性の確保は不可欠です。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「ctc殿」といいます。)、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿(以下、「SNC殿」といいます。)の各社においても、同様の問題意識から予見可能性確保のため接続料水準の見通しの開示を要望されているものと考えます。</p> <p>○ 接続事業者が予見性をもって合理的な経営判断を行うことを可能とするため、少なくとも算定期間の3年目と4年目において5年分の接続料水準の見通しの情報を開示いただく等、前広な情報開示を要望いたします。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 接続料の更なる予見性の向上のために、算定期間の中間年度での概算額の開示について、算定期間をまたいだ期間での予測情報の開示を要望する中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。</p> <p>○ また、加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末</p>	
--	--	--

	<p>のNTT東西殿による情報開示についての継続・更なる情報開示を要望する中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。</p> <p>○（再意見17のとおり。）</p> <p>○ 乖離額調整の在り方に係るソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>○（再意見13のとおり。）</p> <p>（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）</p>		
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対処方針の整理を踏まえ、算定期間5年間の将来原価方式での接続料の見通しの開示に当たっては、3年目・4年目において5年分の提示を要望。 ● 同旨意見(1者)。 ● 予見性確保の観点から、毎年、翌年度以降の3年分の見通しの提示を要望。 ● 同旨意見(1者)。 ● 単金の概算額に加え、需要(回線数)、設備管理運営費等の予測情報についても開示を要望。 ● 算定期間をまたぐ場合、翌年度翌年度以降の接続料の傾向を把握するため、例えば今次算定期間と同様の算定方法を仮定しての単金の予測開示を要望。 	<p>再意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示は、接続事業者の予見性を高める観点から、2020年度実績より乖離額調整に係る状況を毎年10月末に開示しており、今後予見性に資する情報開示に努める。 ■ 算定等WGの対処方針を踏まえ、加入光ファイバ接続料の予測値について、3年目・4年目において向こう5年分の接続料の見通しと根拠となる情報を開示する考え。 ● 算定期間以降を含む複数年度分の情報開示に関する賛同意見(4者)。 	<p>考え方19</p>	
<p>⑥ 予測単金の情報範囲見直し</p> <p>○ 対処方針案において、将来原価方式の算定期間を5年間とし、NTT東西殿が、中間年度である3年目による開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料の見通し(概算額)を開示することが整理されましたが、見通しの提示にあたっては3年目・4年目においても当該算定期間以降も含め、少なくとも算定期間と同じく5年分開示いただくことを要望いたします。</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度実績の把握時より乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、毎年度10月末の実績原価接続料の再計算報告時にあわせて開示してきたところであり、今後も引き続き接続事業者様の予見性に資する情報開示に努める考えです。</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料の予見可能性の確保については、考え方17のとおりです。</p> <p>○ 具体的な情報開示の対象(対象期間・範囲)については、接続事業者の予見可能性の確保の観点からは可能な限り広範囲の情報が開示されることが望ましいことから、NTT東日本・西日本の再意見のとおりに行われることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ また、接続料の見通しの開示にあたっては、単金の概算額だけではなく、少なくとも接続事業者において予測の精緻化が困難であると考えられる需要(回線数)、設備管理運営費等の予測情報についても、開示いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針(案)」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ(第3回)資料)においては、「将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、中間年度である3年目での接続料水準の見通し(概算額)の開示に加え、4年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当」と整理されています。</p> <p>○ この整理を踏まえ、更なる予見可能性の向上及び公正な競争環境の確保の観点から、将来原価方式の算定期間(5年間)に係る情報開示として、以下の対応を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年目の見通し開示時点において、5年分(4年目～8年目)の接続料水準の見通しを開示すること ・4年目の見通し開示時点において、5年分(5年目～9年目)の接続料水準の見通しを開示すること <p>○ これにより、算定期間後半(4～5年目)における急激な水準変動リスクや、算定期間を跨ぐ場合の水準感について、接続事業者がより実務的に把握することが可能となり、設備投資計画、料金設計、営業計画等の策定に資するものと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 算定期間内において接続事業者の予見性を確保する観点から、毎年、翌年度以降(3年分程度)の見通しを提示していただくことを要望します。</p>	<p>○ 加えて、加入光ファイバ接続料の予測値については、「加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針」(2025年12月19日開催、接続料の算定等に関するワーキンググループ)における整理を踏まえ、今次算定期間の中間年度である3年目での開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料水準の見通し(向こう5年間の概算額)について、その根拠となる一定の情報も含め認可申請プロセスにあわせてお示しする考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 接続事業者の事業採算性を見通しを確保し、国民にとって必要不可欠な固定ブロードバンドサービスの安定的な提供を実現する観点からも、接続料の予見性の確保に関するKDDI殿、ソフトバンク殿、SNC殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 弊社としては、毎年度、次年度以降3年間程度の接続料の見通しが提示されることを改めて要望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、接続料水準の見通しについて、算定期間以降を含む複数年度分の開示が必要であると考えます。</p> <p>○ なお、見通しの開示期間については、将来原価方式の算定期間が5年間であることを踏まえ、少なくとも5年分開示いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバに係る接続料が概ね20%を超えて急激に上昇している状況は、接続事業者の中長期的な経営判断や投資計画に極めて大きな影響を及ぼすものです。とりわけ、設備投資や料金戦略、事業継</p>	
---	---	--

<p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 令和5年度の接続料の改定において将来原価方式により算定され申請・認可された令和6年度の接続料は、令和5年度の接続料より下がる見込みであったにもかかわらず、今般の3条許可に基づく乖離額調整の結果、令和7年度にかけて段階的に上昇し、令和7年度の実際の適用接続料は、申請接続料に比べ、シングルスター方式では106円～121円、シェアドアクセス方式では87円～88円の上振れが発生しており、接続事業者にとって接続料の予見性は確保されておらず、設備投資等の中長期的な判断を行う上で非常に困難な状況となっております。</p> <p>○ 今次算定期間においては、接続事業者の予見性の確保等の観点から、令和8年度から令和12年度までの5年間の期間での予測に基づき接続料を算定いただいたことについては妥当であると考えておりますが、一方で、今次算定期間の申請接続料についても前算定期間と同様に相当程度の乖離額が発生する可能性が大きいことから、接続事業者側の更なる予見性の確保の観点から、3か年分の接続料の概算値を毎年度開示いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、「接続料の算定等に関するワーキンググループ(第1回)」において同様の意見を提出させていただいておりますが、加入光ファイバ接続料に係る毎年度10月末のNTT東西殿による情報開示について、翌年度接続料の概算値を開示いただいているところ、今回認可申請が行われた令和8年度以降の接続料のように、将来原価方式において算定期間をまたぐ場合には、翌年度接続料の具体的な単金を把握できない点は大きな課題であると考えております。算定期間をまたいだ翌年度以降の接続料の大まかな傾向を把握するため、NTT東西殿におかれましては、接続事業者の予見</p>	<p>続性の観点からも、接続料水準の安定性及び予見可能性の確保は不可欠です。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、KDDI殿、SNC殿及びアルテリア殿の各社においても、同様の問題意識から予見可能性確保のため接続料水準の見通しの開示を要望されているものと考えます。</p> <p>○ 接続事業者が予見性をもって合理的な経営判断を行うことを可能とするため、少なくとも算定期間の3年目と4年目において5年分の接続料水準の見通しの情報を開示いただく等、前広な情報開示を要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 接続料の更なる予見性の向上のために、算定期間の中間年度での概算額の開示について、算定期間をまたいだ期間での予測情報の開示を要望するKDDI殿、ソフトバンク殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 今次算定期間においては、接続事業者の予見性の確保等の観点から、令和8年度から令和12年度までの5年間の期間での予測に基づき接続料を算定いただいたことについては妥当であると考えておりますが、一方で、今次算定期間の申請接続料についても前算定期間と同様に相当程度の乖離額が発生する可能性が大きいことから、接続事業者側の更なる予見性の確保の観点から、3か年分の接続料の概算値を毎年度開示いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	
--	--	--

<p>性の向上のため、例えば、今次算定期間と同様の算定方法と仮定して単金の予測の情報開示を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>																																														
<p>意見20</p> <p>● 事業者説明会においてシェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコスト推移が示され、予見性確保の観点から有意義。シングルスター方式についても同様のコスト推移情報を示すとともに、来年度以降も継続して提示することを要望。</p>	<p>再意見20</p> <p>■ 今次算定期間におけるシングルスター方式の1芯当たりコストの推移を開示。また、今後も事業者説明会等で開示を検討。</p> <p>● 賛同意見。</p>	<p>考え方20</p>																																												
<p>○ 2026年1月29日のNTT東西殿主催の事業者説明会において、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコストの推移が示されました。当該情報は接続事業者の将来見通しの把握に資するものであり、予見性確保の観点から非常に有意義と考えます。</p> <p>○ 一方、シングルスター方式については同様の情報が示されておりません。予見性確保のため、シングルスター方式についても同様のコスト推移情報をお示しいただくとともに、来年度以降も継続して提示いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ ソフトバンク殿のシングルスター方式に係る1芯当たりコストの推移に係るご意見について、今後、事業者説明会等の場において、今般開示したシェアドアクセス方式に加え、シングルスター方式の1芯あたりコストについても開示することを検討していく考えです。なお、今次算定期間におけるシングルスターの1芯当たりコストの推移は以下のとおりです。</p> <p>■SS(シングルスター方式)の1芯当たりコスト (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="846 863 1485 1062"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">実績</th> <th colspan="6">予測</th> </tr> <tr> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本</td> <td>2,046</td> <td>2,163</td> <td>2,309</td> <td>2,386</td> <td>2,502</td> <td>2,700</td> <td>2,799</td> <td>2,863</td> <td>2,916</td> <td>2,957</td> </tr> <tr> <td>西日本</td> <td>2,171</td> <td>2,275</td> <td>2,364</td> <td>2,524</td> <td>2,540</td> <td>2,749</td> <td>2,886</td> <td>2,907</td> <td>2,976</td> <td>3,023</td> </tr> </tbody> </table> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、接続事業者の予見可能性向上の観点から、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコストの推移に加えて、シングルスター方式についても1芯当たりコストの推移を提示いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	年度	実績				予測						2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	東日本	2,046	2,163	2,309	2,386	2,502	2,700	2,799	2,863	2,916	2,957	西日本	2,171	2,275	2,364	2,524	2,540	2,749	2,886	2,907	2,976	3,023	<p>○ NTT東日本・西日本において、シェアドアクセス方式に係る主端末回線の1芯当たりコストの推移を示したことは、接続事業者の予見性確保に資するものと考えます。</p> <p>○ シングルスター方式のコスト推移に係る情報についても、接続事業者の意見を踏まえ、NTT東日本・西日本において、再意見のとおり今後も開示に努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
年度	実績				予測																																									
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030																																				
東日本	2,046	2,163	2,309	2,386	2,502	2,700	2,799	2,863	2,916	2,957																																				
西日本	2,171	2,275	2,364	2,524	2,540	2,749	2,886	2,907	2,976	3,023																																				
<p>意見21</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>																																												

<p>● 網使用料算定根拠では、設備管理運営費を構成する各項目の予測値の変動要因については十分に開示されておらず、より細かな粒度での情報開示を要望。</p>	<p>■ 設備管理運営費の各項目の変動要因については、従来から主要要因を事業者説明会で説明しており、今後も引き続き説明していく考え。</p>		
<p>○ また、NTT東西殿から接続約款変更申請にあたり、「網使用料算定根拠」が開示されているところですが、設備管理運営費を構成する各項目の予測値は明示されている一方、その変動要因については接続事業者が検証するには根拠が十分に開示されておらず、設備管理運営費の透明性には未だ課題があると認識しております。NTT東西殿には、引き続き、接続料の算定の根拠の細かな粒度での情報開示をご検討いただくよう要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ ソニーネットワークコミュニケーションズ殿の設備管理運営費を構成する各項目の変動要因に係るご意見について、これまでも、主な変動要因については事業者説明会の場において説明してきており、今後も引き続き、丁寧に説明をしていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 接続料算定にあたって開示する情報の範囲やその方法については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の意見を踏まえて、検討を進めることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見22 ● NTT東日本・西日本の申請資料はPDF形式で開示されているが、接続料算定部分は計算式の入ったExcel形式での提供を要望。</p>	<p>再意見22 ■ 算定根拠は備考欄に算定式等を明示しており、接続事業者においても検証可能。 ■ 当該資料は認可申請用の正式書類であるため、改変可能なファイル形式での提供はできないが、算定根拠の内容や方法に関する質問には引き続き丁寧に対応する考え。 ● 賛同意見。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ NTT東西殿の申請資料はPDF形式で開示されておりますが、接続料算定部分は計算式の入ったExcel形式で提供いただきたく、ご検討をお願いします。接続事業者の接続料算定資料の検証の実効性が向上し、議論が深まることが期待できるものと考えます。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ 算定根拠については、備考欄に算定式等を明示しており、接続事業者様においても検証いただけるものになっております。 ○ ご要望されている算定根拠の形式については、当該資料は認可申請に必要な書類として当社として正式に提出しているものであることから、改変可能なファイル形式での提供は望ましくないため、ご容赦いただきたいと考えております。引き続き、算定根拠の記載内容や算定方法に係るご質問については丁寧に対応させていただく考えです。</p>	<p>○ 考え方21のとおりです。</p>	<p>無</p>

	(NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、NTT東西殿の接続料算定根拠等の開示資料については、接続事業者が効率的に確認・検証することにより、接続料における適正性向上の議論が深まることが期待されることから、NTT東西殿においては、Excel形式による提供や文字検索可能なPDF形式により提供いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)		
意見23 ● 加入光ファイバ接続料は今後上昇傾向にあり、接続事業者・自己設置事業者との間の公正競争の観点からも、総務省において、接続料と卸料金の関係性についての注視を要望。 ● 同旨意見(3者)。	再意見23 ■ 卸料金の妥当性は、ガイドラインに基づく総合的な検証の結果適切に評価されている。 ■ 労務費・原材料費高騰により1ユーザあたりコストは上昇傾向だが、コスト効率化に努め、市場環境や競争環境等を総合的に勘案し、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考え。 ■ 更なる透明性向上に向け、開示可能な情報の開示と開示困難な情報の理由説明に可能な限り努めており、今後もコラボ事業者と協力し、真摯な協議を継続する。 ● 賛同意見(3者)。	考え方23	
<その他> ○ 加入光ファイバ接続料は今後上昇傾向にありますが、光コラボレーションの卸料金との適切なバランスが確保されなかった場合、コラボ事業者と接続事業者・自己設置事業者との間の公正な競争を歪めかねないと考えます。 ○ そのため、総務省殿において、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの販売奨励金を加味した卸料	○ 当社は、パートナーであるコラボ事業者様との「共創」により、リモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICT利活用による社会課題の解決を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、コラボ事業者様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進め、光サービス卸をより使いやすいものにして	○ 情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日)が指摘するとおり、FTTHアクセスサービス市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、自己設置、接続、卸電気通信役務による提供形態の中から、電気通信事業者が自らの資金や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必要であり、これらの	無

<p>金における接続料相当額との関係性やその動向について十分注視していただくことを要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p> <p>⑧ 卸料金との関係</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料については、近年の景気動向や金融政策の状況等により、引き続き上昇することが見込まれます。</p> <p>○ 「接続」によるサービス提供形態は、市場におけるサービスの多様化を図る観点から、今後も広く活用されることが期待される提供形態であると考えますが、仮に接続料が光サービス卸の卸料金と同等の水準、あるいは上回る水準となった場合、「卸役務」において「接続」と同等または同等以上のリターンが得られることになり、「接続」・「卸役務」の適切なバランス(通常はリスク・リターンともに「接続」>「卸役務」の関係)が確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ 結果、設備投資インセンティブが失われ、リスクを冒してまで「接続」で参入する事業者がいなくなることでサービスの多様性が失われ、ユーザの利便性が損なわれると考えます。</p> <p>○ そのため、ユーザの利便性向上および公正な競争を促進する観点から、総務省においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 光ファイバ接続料は上昇傾向となっておりますが、接続と卸の適切なバランスを確保し、公正な競争環境が実現されるよう、卸料金の動向について引き続き注視することが必要であると考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>いくことで、光コラボレーションモデルの普及・拡大を図っていく考えです。</p> <p>○ 卸料金の妥当性の検証については、これまで、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく「その他の検証」および「時系列検証」の実施を通じて丁寧に対応してきたところであり、本検証にあたっては、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストだけではなく、市場・競争環境の変化や、事業者様要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されています。今後についても、当該ガイドラインに基づき丁寧に対応していく考えです。</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰による光接続料の上昇に伴い、光サービスの1ユーザあたりコストも上昇傾向にあり、今後もその傾向が続く可能性があります。当社として、企業における当然の経営努力として、引き続きコスト効率化に努めていく考えです。その上で、光サービス卸料金については、光サービスの1ユーザあたりコストの上昇傾向を踏まえつつ、当該コストだけでなく、市場環境や競争環境等も総合的に勘案し、コラボ事業者様に継続してご利用いただけるよう、可能な限り中長期で安定的・サステナブルな設定となるよう努めていく考えです。</p> <p>○ 更なる卸料金の透明性向上に向けては、ここ数年来、事業者協議において卸料金に関する情報開示を積極的に進めるとともに、今年度においては、強い要望のあった当社の従業員給与水準に係るデータを新たに開示しました。また、全コラボ事業者様に対して、改めて卸料金の情報開示に係るアンケート調査を実施し、事業者協議や接続政策委員会の場で調査結果を報告するとともに、開示可能な情報は開示し、開示が困難なものはその理由を可能な限り丁寧に説明</p>	<p>バランスが適切に保たれることにより市場全体の需要増につながる事が重要です。</p> <p>○ この考え方を踏まえ、NTT東日本・西日本においては、光サービス卸について「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく自己検証を行っており、本年3月の算定等WGにおいて、今後の卸料金の水準について引き続き注視し、前回の代替性検証時からの状況変化も踏まえ、必要に応じて検証ステップの見直しも含めて検証の方法を検討する旨の論点整理がなされたと承知しています。</p> <p>○ 総務省においては、今後とも、同ガイドラインや算定等WGの論点整理等を踏まえ、接続料と卸料金の関係性等について、注視することが適当であると考えます。</p>
--	---	--

<p>○ 今次算定期間の加入光ファイバ接続料が大きく上昇することが予測されている中、光サービス卸の卸料金にも相当程度の影響があると考えられます。</p> <p>○ 光サービス卸の卸料金については、「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書」においても言及されているとおり、事業者団体等からは、卸料金と加入光ファイバ接続料が連動していないことに関する追加的な説明を求める等の意見が寄せられているものと認識しております。</p> <p>○ 接続と卸の公正な競争環境の維持の観点から、今後の光サービス卸の卸料金の動向や、接続料相当額との関係性について注視いただくとともに、事業者団体や各関係事業者の意見を踏まえつつ、有識者会議等において積極的にご議論いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>するなど、卸料金の透明性向上に努めてきたところで</p> <p>○ いずれにしても、当社としてはパートナーであるコラボ事業者の皆様とこれまで以上に協力しながら、双方で運用コストの効率化やサービスの魅力度向上を進め、光サービスの需要喚起に努めていく考えであり、引き続き、コラボ事業者様との真摯な協議を進めてまいります。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料と卸料金の関係性や動向を注視すべきとするKDDI殿、SNC殿およびCTC殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料が上昇傾向にある一方、光コラボの卸料金についてNTT東西殿は「中長期で安定的・サステナブルな設定」と表明されており、バランスを欠いたものになる場合は、中小のFTTH等事業者を排除する動きになると認識でき、国民が多くの事業者による多彩なサービスを選択できる機会を享受できなくなることが懸念されます。総務省殿においては、引き続き注視いただくことを改めて要望します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記意見のとおり、今後加入光ファイバ接続料の上昇により、仮に接続料が光コラボレーションの卸料金と同等の水準あるいは上回る水準となった場合、「接続」「卸役務」の適切なバランスが確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ そのため、公正な競争を促進する観点から、総務省殿においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。</p>	
---	--	--

	<p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 総務省において加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望するKDDI殿、アルテリア・ネットワークス殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 特にKDDI殿の意見のとおり、仮に接続料が光サービス卸の卸料金と同等の水準、あるいは上回る水準となった場合、「卸役務」において「接続」と同等または同等以上のリターンが得られることになり、「接続」・「卸役務」の適切なバランスが確保されず、公正競争環境を損なうことが懸念されます。</p> <p>○ しかしながら、加入光ファイバ接続料が大きく上昇している中、卸料金については接続料の算定等に関するワーキンググループ（第5回）の資料1のP9においてNTT東西殿のご見解として、「卸料金については、コストだけでなく、市場環境や競争環境等を総合的に勘案し、コラボ事業者に継続してご利用いただけるよう、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考え」であることが明示されており、今後、接続料と卸料金が一層連動しないこととなる可能性があると考えます。</p> <p>○ 「接続」と「卸役務」の公正な競争環境の維持の観点から、今後の光サービス卸の卸料金の動向や、接続料相当額との関係性について注視いただくとともに、事業者団体や各関係事業者の意見を踏まえつつ、有識者会議等において積極的にご議論いただくことを要望いたします。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
意見24	<p>再意見24</p> <p>▲ 電柱の耐用年数を28年から35年に見直すことに反対。</p>	考え方24	

	<p>▲ 耐用年数を延伸させることにより倒壊リスクが微増し、大規模災害時にも倒壊する確率は微増すると思料。</p>		
	<p>○ 電柱の耐用年数について、総務省要請に基づいたNTT東西の検証結果を踏まえ、耐用年数を28年から35年に見直すことが適当。との意見があるがこれには明確に反対する。</p> <p>○ 耐用年数を延伸させることにより少なからず倒壊の不確定要素が微増する。また、メディアで喧伝されているような大規模災害が来た際にも同じく倒壊する確率は微増するであろう。蓋しセメントやコンクリートは永遠不変ではない。 (個人G)</p>	<p>○ 今回申請があった令和8年度加入光ファイバ接続料は、算定等WGで整理された対処方針に基づき、NTT東日本・西日本による検証結果を踏まえて電柱の耐用年数を28年から35年に見直した上で算定されたものであり、合理性があると考えます。</p> <p>○ なお、電柱を含めた設備については、NTT東日本・西日本において、災害等のリスク等を十分に考慮の上、安全性の確保が図られるべきものと考えます。</p>	無

2 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等

<p>意見25</p> <p>▲ 接続料の上方改定を議論する場合には、「改定が何の便益を生むのか」「便益を実現する前提条件は揃っているのか」を一体で示すべき。現状は、料金側の議論が先行し、前提条件の整理が不十分。</p> <p>▲ 最大概ね25Gbps級のアクセス提供が示されているが、家庭の現実的な構成では、端末装置や宅内配線、ルーター等がボトルネックになりやすく、提供速度の上昇が体感に直結しない。25GbE級を実現するには、データセンター寄りの高額な機器群が必要で導入障壁が高く、費用負担だけが先行するリスクが高い。</p> <p>▲ 接続料改定を進めるのであれば、料金改定と同時に、便益を実現するための条件整備を制度的に束ねて提示することを求める。具体的には、25Gbps級サービスで家庭が現実的に到達できる実効性能の想定、推奨される宅内構成と必要機器の水準、混雑時を含む実効性能に関する情報開示の考え方を、利用者が判断できる粒度で明確化することが必要。</p>	<p>再意見25</p> <p>▲ プランの通信速度ばかりが上がっているが、普通の人間が1秒間に何GBもの情報を使うものではない。物価高騰・円安の中、通信だけに毎月1万円を払える国民は少ない。NTTの超高速接続帯を規制し、MVNOの通信速度制限を緩和して低料金化を図るべき。</p>	<p>考え方25</p>	
---	---	--------------	--

<p>○ 本意見募集で示されている接続料算定の見直しは、金利上昇や物価上昇により将来原価方式と実態の乖離が拡大している状況を踏まえ、制度としての整合性を回復させる趣旨だと理解します。一方で、接続料は事業者間取引の数値にとどまらず、最終的には利用者料金や提供条件、設備投資の優先順位を通じて消費者便益に波及します。したがって、接続料の上方改定を議論する場合には、同時に「改定が何の便益を生むのか」「便益を実現する前提条件は揃っているのか」を一体で示さなければ、合理的な説明として成立しにくいと考えます。現状は、料金側の議論が先行し、同時に検討すべき前提条件の整理が十分に提示されていないように見受けられます。</p> <p>○ 特に、最大概ね25Gbps級のアクセス提供開始が示されている局面では、NGN側や収容局側の高度化だけでなく、宅内側を含むエンドツーエンドの成立条件が消費者便益を左右します。家庭の現実的な構成では、終端装置や宅内配線、ルーター、端末側インタフェース、スイッチング機器がボトルネックになりやすく、提供速度の上昇が体感に直結しません。例えば、家庭向けの高性能ルーターとしてはASUS ROG Rapture GT-AXE16000、TP-Link Archer BE900、バッファロー AirStation WXR-11000XE12などが10GbEポートを搭載していますが、25GbE級のWANやLANを前提にした構成は一般市場では主流ではありません。25GbE級を実現するには、MikroTik CCR2216-1G-12XS-2XQのような25G SFP28ポートを多数備えるルーター級機器や、MikroTik CRS518-16XS-2XQ-RM、QNAP QSW-M5216-1Tのような25G SFP28対応スイッチ、さらにIntel Ethernet Network Adapter E810-XXVDA2のようなサーバ向け25GbE NICなど、データセンター寄りの機器群が必要になりがちです。しかし、これらは価格帯も運用難易度も家庭の前提から外れやすく、SFP28の光モ</p>	<p>○ 本意見に有る様に、プランの通信速度ばかりが上がっている状況です。</p> <p>○ そもそも、AIでもない普通の人間が、1秒間に何GBもの情報を、使うものではありません。</p> <p>○ それに 物価高騰・円安の最中、政府は、今通信だけに毎月1万円を払える国民が、どれだけ居っているのでしょうか？</p> <p>○ 富裕層だけでなく、国民全体に利益を確保するのが、国の勤めのはずです。</p> <p>○ NTTの占領している超高速接続帯を規制し、MVNOの通信速度制限(200？500kbps)の緩和(数Mbps程度)に充て、低料金化を図るべきです。 (個人H)</p>	<p>○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。なお、新たなサービスの提供が開始される場合には、消費者の利益の向上に資することが重要であり、NTT東日本・西日本において、引き続き、そうした点にも留意した上で消費者に対する説明等を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
---	---	---	----------

<p>ジュールやDAC、放熱や騒音、設置環境なども含めて導入障壁が高いのが実情です。結果として、制度上は25Gbps級の用意が進んでも、利用者側では10GbE止まりの宅内LANが上限になり、費用負担だけが先行するリスクが高いと考えます。</p> <p>○ また、個人利用者は回線方式を自由に選べる立場がありません。アクセスの一部区間が共有である構造では、需要集中時に実効速度が変動し得ること自体は技術的に自然です。しかし料金が上がる局面では、その共有構造に起因する実効性能のばらつき、混雑時の期待値、改善責任の所在、情報開示の粒度が不透明なままでは、利用者は合理的な比較や納得ができません。ここを放置したまま接続料のみが上方に動くと、利用者からは「速度向上の数字は掲げるが、実効性能の条件整備や説明は別問題として置き去りにしている」と受け取られかねません。</p> <p>○ 加えて、提供初期にIPoEのみ対応となる場合、従来のPPPoE利用者や小規模事業者の運用変更が発生し、追加の手間と費用が現実に生じます。無線LAN規格の更新頻度が高いことも踏まえると、家庭は「高速化のために機器更改が必要」と言われ続けやすい一方で、肝心の有線側の更新は高額で普及しにくいという非対称が残ります。これでは、利用者負担が積み上がる構造を是正できません。</p> <p>○ 以上から、接続料改定を進めるのであれば、料金改定と同時に、便益を実現するための条件整備を制度的に束ねて提示することを求めます。具体的には、25Gbps級サービスで家庭が現実に到達できる実効性能の想定、推奨される宅内構成と必要機器の水準、互換性や移行手順、IPoE前提となる場合の利用者側の負担と代替策、混雑時を含む実効性能に関する情報開示の考え方を、利用者が判断できる粒度で明確化することが必要です。網側の高度化と接続料の見直し</p>		
--	--	--

<p>だけを先行させるのではなく、NGNを含むネットワーク全体と宅内側のエコシステムが揃って初めて「高速化」が消費者便益として成立する、という前提に立った説明と設計を強く求めます。</p> <p>(個人D)</p>		
---	--	--

3 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等

<p>意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LRIC方式廃止は、2028年度にビル&キープ方式の原則化と合わせて実施することが適切。これが実現できない場合は、NTT東西において、LRIC方式を廃止した場合の2028年度以降の接続料への影響に関する予測情報を提示し、その上でLRIC方式廃止については慎重な議論が必要。 ● 非効率性排除の観点から、メタル回線設備が残存する限りは原則として引き続きLRIC方式を適用すべき。 	<p>再意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ LRIC方式は競争促進を図るという役割を終えており、LRIC方式を廃止して実際費用方式へ移行すべき。 ■ LRIC方式の廃止議論と、ビル&キープ導入議論では論点が異なるものであり、それぞれ切り離して個別に検討されるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ● LRIC方式廃止は慎重な議論が必要との考えに賛同意見。 	<p>考え方26</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ メタルIP電話固有設備の接続料算定方法については、接続政策委員会(第75回)にて、NTT東西殿より、LRIC方式を直ちに廃止し実際費用方式(実績原価)へ移行すべき旨の意見提示がありました。 ・「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申(2024年6月)において、現行の接続料算定方法は2028年3月まで適用するとされていること ・2028年度以降は、メタルIP電話についてエリア単位での段階的なサービス移行が予定されており、大幅な接続料変動や予見可能性の確保が困難になることによる接続事業者への多大な影響が考えられることから、LRIC廃止のみを早急に進めるのは適切ではなく、メタルIP電話の移行が本格化する2028年度にビル&キープ方式の原則化とあわせてLRICを廃止することが適切と考えます。 ○ また、仮にビル&キープ方式の原則化が2028年度までに実現できない場合においては、まずは、NTT東西殿に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の音声通話の中心はモバイル、更には通話アプリ等の新たなコミュニケーションツールにシフトしており、音声市場における加入電話の独占性はもはや存在しないことから、競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式はその役割を終えており、直ちにLRIC方式を廃止して実際費用方式(実績原価)へ移行すべきと考えます。 ○ 加えて、接続料の算定方式であるLRIC方式の廃止議論と、通信業界全体で接続料金の精算方式を見直し、事業者間の協議や精算に係るコスト等の削減を図るビル&キープ導入議論では論点が異なるものであり、それぞれ切り離して個別に検討されるべきものと考えます。 <p>(NTT東日本・西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI株式会社殿ご提出の「LRIC方式廃止については慎重な議論が必要」とするご意見に賛同いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうかについては、令和7年10月に総務大臣から情報通信審議会に「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」に関して諮問されており、その審議結果を踏まえ、今後、総務省において検討を進めることが適切と考えます。 <p>無</p>

<p>においてLRICを廃止した場合における2028年度以降の接続料への影響に関する予測情報を提示し、その上でLRIC方式廃止については慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 非効率性排除の観点から、メタル回線設備が残存する限りは原則として引き続きLRIC方式を適用すべきです。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>LRIC方式については、廃止のみならず、その在り方自体について慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>○ なお、前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、非効率性排除の観点から、メタル回線設備が残存する限りは原則として引き続きLRIC方式を適用すべきです。また、接続料の透明性向上や接続事業者の予見性確保の観点から、貴省において、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について検証を行い、必要に応じ算定方法の更新を検討いただきたく存じます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>		
<p>意見27</p> <p>● 接続料に大きな変動が見込まれる事象が判明している場合には、事業者の予見可能性確保のため、認可申請以前、可能な限り早期の情報提供を要望。</p> <p>● 接続事業者の予見可能性確保のため、前年度の12月末までに1通信ごと及び1秒ごとの単金の開示を要望。</p>	<p>再意見27</p> <p>■ 音声接続料については、今後も可能な限り早期の情報提供を行うが、第4四半期を目途に実施する接続料の認可申請と合わせて開示を行う考え。</p> <p>■ 2025年度適用接続料の申請では、2025年1月から同年3月までの間、暫定的に旧料金を適用後、新料金認可後に遡及精算することが整理されたことを踏まえて、新料金認可申請前に予測値を開示した。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ 2026年度の音声接続料水準は、2025年度と比較し3分あたりNTT東殿で19.4%、NTT西殿で20.7%の増加となりました。これは、メタルIP電話固有部分の接続料が、トラフィックの減少と原価の増加により上昇したことが主な要因となりますが、特に、一般中継系ルータ接続伝送機能の原価が前年度比27.2%増(2025年度は前年度比3.6%減)と大きく増加した影響と思われます。原価の増加については、接続政策委員会(第75回)にてNTT東西殿より、「2025年度末のフレッツADSLの終了影響(共通コストのデータ役務から音声役務へのシフト)を反映した入力値を用いて算定」した旨ご説明がありましたが、今後も、接続料に大きな変動が見込まれる事象が判明している場合には、事業者の予見可能性確保のため、認可申請以前、可</p>	<p>○ 音声接続料については、今後も可能な限り早期の情報提供を行う考えですが、LRIC方式に基づく接続料については、総務省から例年1月頃に通知されるモデルを用いて算定するものであり、その後に当社で要する一定の算定期間も踏まえ、2027年度以降の申請においても、今回の認可申請と同様に第4四半期を目途に実施する接続料の認可申請と合わせて開示を行う考えです。</p> <p>○ なお、2025年度適用接続料の申請では、IP網への移行後の音声接続料の在り方答申(令和6年6月17日情報通信審議会)にて、2025年1月から同年3月までの間、暫定的に旧料金を適用後、新料金認可後に遡及精算することが整理されたことを踏まえて、新料金認可申請</p>	<p>○ LRICモデルの入力値については、情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」(令和3年9月)において、通信量については「令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当」、通信量以外の入力値については「令和3年度までに引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当」とされていることを踏ま</p>	<p>無</p>

<p>能な限り早期に情報提供いただくことを要望します。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 令和7年1月22日付で公告された接続約款の変更案等に関する意見募集(以下、「前回意見募集」)に対して、当社より予見性確保の観点から2025年12月までに2026年度音声接続料の予測値をNTT東西殿から開示していただくことを要望し、総務殿から「NTT東日本殿・西日本殿において、接続事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示等を行うことが適当であると考えます。」との考え方が示されましたが、2026年度音声接続料の予測値について提示がなされませんでした。</p> <p>○ 今後も音声トラフィックの減少による接続料上昇が想定されることから、接続事業者の予見可能性を確保するために、前年度の12月末までに予測値を開示していただく(例:2027年度音声接続料については、遅くとも2026年12月末までに開示していただく)ことを要望いたします。</p> <p>○ なお、開示いただく予測について、前回意見募集で当社が意見した通り、1通信ごと及び1秒ごとの単金を開示していただくことを併せて要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>前の2024年12月時点において予測値を開示したものです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>え、例年1月頃に総務省からNTT東日本・西日本に対しモデル通知を行っているところです。</p> <p>○ 認可申請前の音声接続料の開示については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示等を行うことが適当であると考えます。</p>	
<p>意見28</p> <p>● LRIC方式による算定で乖離額調整を実施する場合には、接続料規則第3条ただし書きに基づく申請理由の開示及び申請決定の判断根拠となる基準等の説明を要望。</p>	<p>再意見28</p> <p>■ LRIC方式で算定される接続料は、実際費用を用いた算定ではないため、乖離額調整を実施していない。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>(1) 乖離額調整について</p> <p>○ LRIC方式による算定において乖離額調整を実施する場合にも、上記と同様に、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書きに基づく申請が行われる際には、これが必要となる理由について、その都度開示が行われるべきです。</p>	<p>○ LRIC方式で算定される接続料については、実際費用を用いた算定ではないため、乖離額調整を実施しておりません。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 長期増分費用方式においては、現状、予測需要が用いられており、現行の接続料規則上、乖離額調整は認められていません。</p>	<p>無</p>

<p>○ また、同様の趣旨から、これを実施するため同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>			
<p>意見29 ● 接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、接続料の変動要因や、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性に関する見解を要望。</p>	<p>再意見29 ■ 2026年度適用接続料の上昇要因は、コストの上昇(対前年+11.8%)と需要の減少(対前年▲17.0%)によるものとの考え。また、LRICモデルと現状は大きく乖離していることに鑑みれば、モデルの前提条件と現状は、そもそも整合していないという考え。 ● 現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について検証を行い、必要に応じ算定方法の更新の検討が必要。</p>	<p>考え方29</p>	
<p>(2) LRIC方式のモデルの妥当性について ○ 2024年度は3分当たり9.11円だった現行のLRICモデルで算定された加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料が、2025年度には同8.97円に下落し、2026年度には同12.09円へと大幅に上昇しているところ、こうした変動を事前に見通すことは容易ではありません。 ○ 接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、接続料のこうした変動の要因や、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について、ご見解をご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 2026年度適用接続料の上昇要因は、コストの上昇(対前年+11.8%)と需要の減少(対前年▲17.0%)によるものであり、総務省から通知されたモデルに従った算定となるため詳細は分かりかねますが、コスト上昇の主な要因は、2026年1月にADSLサービスを終了することを2025年度末予測回線数に反映したことによるものと想定しています。 ○ なお、LRIC方式は、毎年度の需要量に応じて、その時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用した仮想的な設備を新たに構築することを前提としたモデルであり、実際に構築・運営している設備やそのコストを前提とした接続料の算定方式ではない等、モデルと現状は大きく乖離していることに鑑みれば、当社としては、モデルの前提条件と現状は、そもそも整合していないものと考えています。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 令和7年度及び令和8年度のメタルIP電話固有設備に係る接続料は、令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料と比べて、LRICモデルにより算定する機能やLRICモデルの適用方法等が異なるため、一概に比較することは困難と考えます。メタルIP電話固有設備の接続料について、令和7年度から令和8年度で上昇した主な要因は、NTT東日本・西日本からの再意見のとおり、令和8年1月にADSLサービスが終了することを令和7年度末予測回線数に反映したことによるものと認識しています。NTT東日本・西日本においては、接続約款変更の申請にあたり、接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、引き続き、必要な説明・情報の開示を行うべきであると考えます。 ○ 現行のLRICモデルにおける前提条件と現状</p>	<p>無</p>

	<p>○ 接続料の透明性向上や接続事業者の予見性確保の観点から、貴省において、現行のLRICモデルにおける前提条件と現状との整合性について検証を行い、必要に応じ算定方法の更新を検討いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>との整合性については、LRIC方式は、電気通信事業法上、「高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られると認められる」機能の接続料算定に用いることとされていますが、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」(令和7年2月)において、メタル回線設備は2035年頃に縮退見込みであり、LRIC方式を接続料算定に用いること的前提が実態と乖離しつつあることが指摘されており、これを踏まえ、現在、接続政策委員会において、接続料算定におけるLRIC方式の適用見直し等に関する検討が行われているところです。</p>	
<p>意見30</p> <p>● 縮退に伴うメタル回線設備の処分に関し生じる売却益や除却損等の扱い並びにそれらが事業収支、音声接続料の算定及び移行費用の取扱い等にどう反映されるかに関する説明を要望。</p>	<p>再意見30</p> <p>■ メタル回線設備の売却額や固定資産除却費は、接続会計上、メタル回線の接続料原価に反映しており、音声接続料の接続料原価には影響を与えていない。</p> <p>● メタル回線設備の売却益や除却損等について、接続料への影響等を明らかにし、その上で売却益の活用方法等について議論・検討が必要。</p> <p>● 同旨意見(2者)。</p>	<p>考え方30</p>	
<p>(3) メタル縮退に伴う売却益や除却損等について</p> <p>○ 縮退に伴うメタル回線設備の処分に関し生じる売却益や除却損等はNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社(以下「NTT東西殿」)の事業収支に影響を及ぼし、ひいては音声接続料の算定にも影響を与える可能性があります。</p> <p>○ しかしながら、昨年9月29日にNTT東西殿が示した移行計画においては、当該売却益や除却損等のあり方に関</p>	<p>○ メタル回線設備の売却額や固定資産除却費については、メタルケーブルに係るものであることから、接続会計上、適切にメタル回線の接続料原価に反映しており、音声接続料の接続料原価には影響を与えておりません。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、メタル回線設備は電電公社時代</p>	<p>○ NTT東日本・西日本からの再意見のとおり、メタル回線設備の売却額や固定資産除却費は、NTT東日本・西日本が申請する音声接続料の算定には影響を与えていないと承知しています。</p> <p>○ メタル回線設備の売却益の活用方法等に関する御意見については、現在、接続政策委員会において検討が行われている、メタル回線</p>	<p>無</p>

<p>する考え方やこれらの具体的な処理方法について触れられていないと認識しております。</p> <p>○ メタル回線設備は通信の黎明期に当時の電電公社により莫大な公費で築かれた「特別な資産」であることから、どのような考え方に基づきどのような処分が行われるのか、また、これにより生じる売却益や除却損等が事業収支や音声接続料の算定、移行費用の取扱い等にどのように反映されるのかについて、ご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>に国民負担で作られた「特別な資産」であることから、今後、撤去されたメタル回線設備における売却益や除却損等については、接続料への影響等を明らかにし、その上で売却益の活用方法等について議論・検討することが必要と考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ メタル売却益については、その算定方法の適正性を確保するとともに、売却時期及び規模の見通しを公表し、その有効な活用の在り方についても議論を行うことが必要であると考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 前回の意見募集の際に弊社より提出した意見でも触れたように、縮退に伴うメタル回線設備の処分に際し生じる売却益や除去損等が事業収支や音声接続料の算定、移行費用の取扱い等にどのように反映されるのかについても、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社殿(以下「NTT東西殿」)よりご教示いただきたく存じます。</p> <p>○ また、接続事業者の予見性確保の観点から、貴省におかれましては、NTT東西殿からこうした情報が開示された際には、それらが音声接続料に及ぼす影響等について公開の場で検証・議論いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>の縮退を踏まえた電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方の議論の中においても意見が提出されていると承知しており、NTT東日本・西日本の固定電話サービスの移行計画を踏まえ、必要に応じて同委員会において、議論されることが適当と考えます。</p>
--	--	--

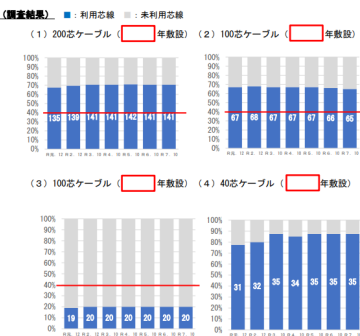
5 その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等)

<p>意見31</p> <p>● 本来は例外措置である3条許可申請が恒常的に実施されているところ、接続料の透明性や予見性確保の観点から、当該許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等の開示を要望。</p>	<p>再意見31</p> <p>■ 3条許可申請に関する意見(再意見13)と同旨。</p>	<p>考え方31</p>
--	---	--------------

<p>○ 上記のように、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請が恒常的に提出され、本来は例外として扱われるべき措置が継続的に実施されている状況が見受けられます。</p> <p>○ 本申請においては、NTT東西殿ともに、令和8年度の加入光ファイバ接続料において前年度比で約20%の上昇が生じるなどとされており、これは接続事業者にも大きな影響を及ぼすところ、本来例外とされるこうした措置が恒常的に適用される状態は、接続事業者が接続料の水準や変動等を事前に見通すことを恒常的に困難にするものでもあります。</p> <p>○ ついては、接続料の透明性や接続事業者の予見性確保の観点から、同条ただし書に基づく許可申請を行う際の考え方について、申請決定の判断の根拠となる基準等を含めてご教示いただきたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書に基づく許可(三条許可)の内容や申請理由については、事業者説明会の場において説明しており、今後も引き続き丁寧に説明していく考えです。なお、当該内容については、令和8年1月20日の電気通信事業部会(第163回)資料にて開示されていると認識しております。</p> <p>○ 当社が三条許可申請を行う場合には、今後もその必要性を十分に検討のうえ、総務省への許可申請を実施する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 考え方13のとおりです。</p>	<p>無</p>
---	--	-----------------------	----------

6 その他の変更・報告内容等

<p>意見32</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未利用芯線について、投資の合理性検証に係る精度向上の観点から調査サンプル数を拡充すべき。 ● 接続料算定において余剰設備として算定除外を行う際の判断時期及び判断基準が明示されておらず、今後の調査継続や制度運用の予見可能性の観点から、算定除外に係る基準を分類・提示し、その在り方を改めて整理すべき。 	<p>再意見32</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 芯線使用率調査のサンプルビル拡大は、稼働・コスト負担に対し統計的信頼性向上が見込めないため現時点では予定していないが、今後具体的議論があれば、その内容等を踏まえ判断する考え。 ■ 光ケーブル投資の合理性検証のため、芯線使用率に係るデータは総務省に今後も継続提供していく。 ■ 例示した架空光ケーブルは現在も利用があり、円滑なサービス提供に必要な設備であり、接続研で整理された「最小限投資合理性」の考え方に照らしても適切に設置されている。 <p>● 未利用芯線について、光ファイバの安定的運用及び設備投資インセンティブへの影響を踏まえ多角的かつ</p>	<p>考え方32</p>	
--	---	---------------------	--

	慎重な検討が必要。		
<p>○ 未利用芯線については、投資の合理性検証に係る精度を高める観点から、実態把握を一層強化し、調査におけるサンプル数を大幅に拡充すべきと考えます。</p> <p>○ 一方で、接続料算定において余剰設備として算定除外を行う際の判断時期及び判断基準(除外判定の閾値、判定対象期間、将来の利用見込みの取扱い等)が明示されておらず、今後の調査継続や制度運用の予見可能性の観点から課題があると認識しております。</p> <p>○ 例えば、東日本ルート1・新宿ビルの100芯ケーブルについては、利用率が40%未満の状態が複数年にわたり継続しています。余剰設備としての算定除外に係る基準を、より具体的なケースに適用可能な形で分類・提示いただき、算定除外の在り方を改めて整理すべきと考えます。</p> <p>東日本ルート1：新宿ビル(東京都) (調査対象ルート)</p>  <p>◎ き線点 ■ き線点から最も近いワロージヤ(接続点) (き線点から当該ワロージヤまでの区間の芯線利用率を対照)</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 未利用芯線は、将来の需要や故障時の対応に備えるものであり、円滑なサービス提供に必要なものです。また、光ファイバは芯線単位ではなく一定の規格のケーブル単位で敷設することから、必然的に生じるものです。</p> <p>○ また、光ケーブルの芯線使用率の実態把握に係るサンプルビルの拡大については、調査には現場を含め稼働やコストがかかる一方、調査対象ビルの追加によって統計的な信頼性が担保されるものではないことから、現時点で直ちにサンプルビルの拡大を行う予定はありませんが、今後、追加の範囲や必要性等について具体的な議論が行われた場合は、その内容等を踏まえ、総合的に判断していく考えです。</p> <p>○ 光ケーブル投資の合理性については、その検証のために芯線使用率に係るデータを総務省に継続的に提供しており、今後も対応していく考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 例示にある架空光ケーブルについては、現在も芯線の利用があり、加えて将来の需要や故障時の対応にも備えているものであり、円滑なサービス提供に必要な設備と考えております。また、経済的耐用年数を経過しておらず、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書において整理された「最小限投資合理性」の考え方に照らしても必要最小ロットで適切に設置されているものです。今後も当該ケーブルの芯線使用状況について継続的に確認し報告していく考えです。(NTT東日本)</p> <p>○ 未利用芯線の扱いについては、以下のような観点から、光ファイバ網の安定的運用および持続的な設</p>	<p>○ 加入光ファイバの未利用芯線については「接続研 第三次報告書」における「最小限投資合理性(経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え)」に基づいて、過去の設備投資の合理性の確認が行われているものと承知していますが、今後、この考え方を見直すべき事情が確認された場合等に、改めて必要な検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 未利用芯線の実態調査については、投資合理性の確認に向けて、引き続き検証及び公表を行っていくとともに、適正なサンプル数についても、NTT東日本・西日本において必要に応じて検討することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

	<p>備投資インセンティブへの影響を十分踏まえた上で、多角的かつ慎重に検討することが必要と考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 未利用芯線は、新規需要への迅速な対応、移設工事や災害時の迂回確保などに日々活用される設備余力であり、自己設置事業者が安定的かつ高品質なサービスを提供するために不可欠な資産であること ▶ 光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも、空き芯不足に伴う追い張り工事費の負担の方が大きいため、一定の未利用芯線を確保することは、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の最適化の観点から合理的であること ▶ 光ファイバ網の高度化や信頼性向上のためには事業者間の設備競争が極めて重要であるところ、接続事業者に比して高い投資リスクを負う自己設置事業者の持続的な設備投資インセンティブが確保されていることが重要であること <p>(株式会社オプテージ)</p>		
<p>意見33 ▲ 「価格圧搾による不当競争は見られない」としているが、NTTドコモは、緊急電話や特殊番号サービスをIP電話契約から接続できないように設定し、無料通信普及を妨害している懸念。IP電話排除のようなNTT特権を維持させる差別化の是正を要望。</p>	<p>再意見33 ▲ 賛同意見。</p>	<p>考え方33</p>	
<p>○ 「価格圧搾による不当競争は見られない」としているが、NTT(docomo)は、緊急電話(119番,100番など)や特殊番号サービス(0120フリーダイヤル、116などの短縮番号)をIP電話契約から接続できないように設定し、インターネットを活用した 無料通信普及を妨害しているではないか。特にフリーダイヤルや緊急電話番号は、生活や命に 直結する問題だ。そもそも現在では電話</p>	<p>○ 緊急電話・フリーダイヤルのMVNOへの解放も、災害時利用や公平性の観点から、必要だと思います。 ○ 低料金契約の人間が、(特に公共であるはずのNTT のサービスで)緊急時に切り捨てられてはいけません。 (個人H)</p>	<p>○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>通信網自体、インターネット通信で行われているのに、IP電話は排除するというのは、全く道理が通らない。この様なNTTの特権を維持させる差別化は、やめさせるよう求める。 (個人B)</p>		
---	--	--

7 その他

<p>意見34</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年、複数確認されている接続料認可申請における算定誤りは、接続事業者にとり予見困難であるだけでなく、遡及精算の場合は事業計画等にも影響するため、NTT東日本・西日本においては、誤算定を未然に防止する体制強化を要望。 ● 接続料算定根拠資料の数値の一部について、資料上記載されていない小数点以下第3位以降の端数を用いた算定と見受けられる事例があり、接続料算定の透明性及び検証可能性を高める観点から、小数点以下第3位以降の数値の表示又は端数処理の規則を注記としての明記など、算定過程が再現可能となる開示を要望。 	<p>再意見34</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 近年の接続料認可申請における算定誤りについては重く受け止めており、検算体制の強化等の再発防止策を進める。 ■ 算定の透明性・検証可能性向上の観点から、算定根拠の必要箇所において小数点以下の表示や注記追加等の対応を検討する考え。 	<p>考え方34</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、接続料認可申請において算定誤りが複数確認されています。算定誤りは接続事業者にとって予見困難であるだけでなく、遡及精算が生じる場合には事業計画等にも影響を与えうる事象となります。 ○ このため、NTT東西殿におかれましては、土地料金等に限らず接続料算定全般について、誤算定を未然に防止する体制の強化に努めていただくことを要望いたします。 ○ NTT東西殿が開示する接続料算定根拠資料の数値の一部について、資料上は記載されていない小数点以下第3位以降の端数を用いて算定されていると見受けられる事例があり、第三者が算定を再現・検証することが困難となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中部テレコミュニケーション殿のご意見のとおり、近年の接続料認可申請において算定誤りが発生し、接続事業者様にご迷惑をお掛けしている件に対しては、当社としても重く受け止めており、検算体制の強化等、再発防止に向けた取組みを進める考えです。 ○ また、接続料算定の透明性及び検証可能性を高める観点から、いただいたご意見を踏まえ、算定根拠の必要な箇所について、今後は小数点以下の表示や、注記をする等の対応を検討する考えです。 (NTT東日本・西日本) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の算定に誤りが生じた場合、接続事業者の予見可能性を毀損するだけでなく、遡及精算が生じる場合には接続事業者の事業運営にも影響を及ぼし得ることから、接続料の算定誤りの防止は接続料算定の適正性及び透明性の確保の観点から重要と考えます。 ○ 今般の算定誤りについて、NTT東日本・西日本からは、チェック体制の見直し等、所要の再発防止策が講じられるとの報告がなされており、総務省において、これらの取組を注視することが適当と考えます。 ○ 算定根拠資料の開示精度の向上については、接続事業者からの意見を踏まえ、NTT東日

<p>○ 2026年1月29日の「約款変更の認可申請等に関する説明会」における当社要望のとおり、接続料算定の透明性及び検証可能性を高める観点から、算定根拠資料において、少なくとも①該当箇所の小数点以下第3位以降の数値(有効桁)の表示又は②端数処理の規則を注記として明記するなど、算定過程が再現可能となる開示を要望いたします。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>		<p>本・西日本において、必要に応じて見直しを検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見35</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連システム経費について、「システム意見交換会」において要望してきた情報が未だ開示されておらず、開発概算額の適正性を判断することが困難。 ● 同会合の現在の運用では合意形成に長期間を要し、回線管理運営費による開発において、協議を緊密かつ円滑に行う運用になっていない。 ● 網改造料による開発においても、開発済機能の情報開示の在り方や協議・調整に課題。 ● NTT東日本・西日本において、機能を詳細に区分して示し、「開発規模に関する情報」については詳細な機能ごとに開示することを要望。また円滑な協議・調整のための運用の在り方、開発済機能の情報開示と活用による効率的な開発の在り方についても検討を要望。 	<p>再意見35</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ システム意見交換会や個別協議を通じて、接続関連システムの開発費用に関する情報開示に努めてきた。2024年7月以降は、各機能を必須・付加機能に区分し、開発規模等の情報を開示している。 ■ 機能ごとの詳細な内訳開示は、案件別コスト分計が困難な場合があることや、委託先ベンダの開発体制・開発能力推測が可能になることから困難であり、分計可能な項目は既に開示済み。 ■ システム意見交換会の開催頻度は、開発リソースと経済性の観点から現状の半年に一度が最効率と考えるが、随時個別協議も実施し、効率的な開発の実現に向けた見直しも行っている。 ■ 既存の網改造機能は接続約款に規定し、機能追加時には事業者向け説明会を実施しているが、今後も要望があれば説明を行うなど、引き続き、事業者との意見交換を通じて効率的なシステム開発と費用の適正性・透明性確保に努める考え。 <ul style="list-style-type: none"> ● 開発費用の透明性確保に関する賛同意見(2者)。 ● システム意見交換会の運用改善に関する賛同意見。 	<p>考え方35</p>	
<p>○ NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費については、「接続料の算定等に関</p>	<p>○ 当社はこれまで、接続事業者様向けの「システム意見交換会」や個別協議を通じて、接続関連システムに</p>	<p>○ 接続料原価であるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下における適正</p>	<p>無</p>

<p>する研究会 第八次報告書」において、「開示する情報については、機能毎に十分に細分された費用が開示されるか等の状況や、接続事業者の意見を踏まえつつ、今後も必要に応じて見直していくことが適当である。」との考えが示されたところです。</p> <p>○ しかしながら、その後のNTT東西殿が開催する「システム意見交換会」の場において機能の開発概算額(機能ごとの影響範囲、フェーズごとの工数・人件費単価等)の情報の提示等を要望してまいりましたが、未だこれらの情報は開示されておらず、現状では接続事業者側で開発概算額の適正性を判断することが困難な状況です。</p> <p>○ 加えて、システム意見交換会の運用について、半年周期の開催では合意形成に至るまでに数か月以上の期間を要しており、回線管理運営費による開発において、NTT東西殿と接続事業者の間での協議を緊密かつ円滑に行う運用になっておらず、意見の取りまとめに時間を要する点が課題であると認識しております。</p> <p>○ さらに、網改造料による開発においても、既に開発された機能の情報開示の在り方や、NTT東西殿と接続事業者の間での協議・調整に課題があると考えます。</p> <p>○ 接続料が大幅に上昇する予測が出されている状況の下、NTT東西殿からの詳細な情報の開示により費用の透明性を確保しつつ、事業者間協議等を通じ、経費の低廉化が図られることの重要性が年々増していると認識しており、NTT東西殿におかれましては、機能を詳細に区分して示していただいた上で、「開発規模に関する情報」としてはその詳細な機能ごとに開発規模を開示いただくことを改めて要望するとともに、NTT東西殿と接続事業者の間での円滑な協議・調整のための運用の在り方や、既に開発された機能の情報開示とその活用による効率的な開発の在り方についても合わせてご検討いただくことを要望いたします。</p>	<p>係る開発費用の適正性・透明性の確保に資する情報開示に努めてきたところです。</p> <p>○ また、「第32回システム意見交換会(2024年7月24日開催)」以降は、「接続料の算定に関する研究会」第八次報告書及び「接続料の算定等に関する研究会」(第81回)の当社資料(資料81-6)の内容に基づき、各機能開発を必須機能と付加機能に区分したうえで、区分ごとの開発規模(想定ライン数)等に関する情報を開示しています。</p> <p>○ 一方、機能ごとの影響範囲やフェーズ別の工数・人件費単価といった詳細な内訳の開示については、案件ごとのコスト分計が困難である場合があることに加え、委託先ベンダの開発体制や開発能力を推し量ることが可能となることから、開示は困難であると考えます。なお、システムリリースに伴う作業費など分計が可能な項目については既に情報開示を行っております。</p> <p>○ システム意見交換会は、開発着手前に接続事業者様と意見交換を行い、いただいたご意見を踏まえながら、今後の開発について検討していくための場と考えております。開催頻度については当社の開発リソースや経済性の観点から、現状の半年に一度での開催が最も効率的であると考えます。なお、意見交換会の開催頻度にかかわらず、接続事業者様から意見があった場合には、随時個別協議を行っていることに加え、接続事業者様からの意見募集期間の延長や開発要望内容を図示できる様式への変更など、効率的な開発の実現に向けた見直しも実施しているところであり、接続事業者様との緊密な対応に努めているところです。</p> <p>○ 既存の網改造機能については接続約款に規定し、機能の追加時に接続事業者様向けの説明会を行っている他、接続事業者様からのご要望を踏まえた内</p>	<p>な原価と捉えられるものであることが必要であり、適正な情報開示が行われることが原則と考えます。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、関係する接続事業者が当該機能・費用の必要性・合理性を判断できるような情報開示の在り方や既に開発された機能の情報開示及びその活用による効率的な開発の在り方に関する検討を進めるとともに、円滑な事業者間協議・調整のための運用についても、接続事業者からの要望を踏まえて引き続き改善に取り組むことが適当であり、総務省においてはこれらの取組を注視することが適当であると考えます。</p>
--	--	--

<p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>容の開示を行っており、今後も具体的なご要望があれば協議等にて説明する考えです。</p> <p>○ 当社としては、今後も接続事業者様との意見交換を通じ、効率的なシステム開発を進めるとともに、システム開発費用の適正性・透明性の確保に努めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 接続関連システムにおける開発費用の透明性を確保すべきとするSNC殿の意見に賛同いたします。接続事業者が、その費用の適切性を検証できることが必要であると考えております。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ SNC殿の意見において指摘されている、システム意見交換会の運用等において合意形成までに相当の時間を要しているとの課題については、当社としても同様の問題意識を有しております。</p> <p>○ 特に、情報開示の在り方については、費用面に関する情報のみならず、仕様に関する情報の開示に時間を要する場合や、仕様に関する質疑応答についても回答までに相当期間を要している状況が見受けられます。その結果、当社においては、自社システムや業務運用への影響確認および必要な準備の実施に支障が生じるなど、実務上の課題が発生している状況です。</p> <p>○ つきましては、接続事業者の予見可能性の確保および円滑な対応を可能とする観点から、仕様情報を含む関連情報の一層の早期開示ならびに、質疑応答等の対応の迅速化についてご検討いただくよう要望いたします。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
----------------------------------	--	--	--

<p>意見36 ▲ NTTは、将来の値上げプランを提示すべき。</p>	<p>再意見36</p>	<p>考え方36</p>	
<p>○ また高くなるのだが、あとどれだけ値上げすれば良いのか。 ○ そろそろ、法令上の名称としての「日本電信電話株式会社」は、将来の値上げプランを追加提示すべきと本稿意見者からは意見したい。 (個人A)</p>		<p>○ 今回申請のあった令和8年度加入光ファイバ接続料については、算定等WGにおいて整理された対処方針に基づき算定されたものと承知しており、合理性があるものと考えます。 ○ 将来の利用者料金の見通しの提示に関する御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見37 ▲ 今回の支払い額のミスを踏まえ、当面值上げには反対。 ▲ 過剰徴収・過小徴収の適切な精算後に値上げすべき。25Gbpsは早急に取り組むこと。光コラボ回線の契約の透明性のための情報公開を要望。</p>	<p>再意見37</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 今回の支払い額のミスなどを踏まえ、当面值上げには反対します(過剰徴収した分については今後の請求から割り引く形などで対応、過小徴収した分はその分を今後の料金から請求するが、それができない場合は今後サービスなどを下位プランなどにダウングレードした後も過小徴収分が解消されるまで、ダウングレード前の料金を請求するなど対応するなどしてから)。同時に25Gbpsなどは早急に取り組んでください。また光コラボ回線などについて、その契約などの透明性のための情報公開をお願いします。 (個人C)</p>		<p>○ NTT東日本・西日本による接続料の算定誤りについては、考え方34のとおりです。 ○ 25Gbpsサービス及び光コラボ回線等の情報公開に関する御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見38 ▲ 接続約款の見直しは制度上の整合性を高めるが、利用者側の実態とのギャップがあり、社会的な受容性と実効性が低下し得る。 ▲ 固定電話の「停電時の連絡確保」機能が弱まることから、ONU等に対する外部給電手段の標準化、バック</p>	<p>再意見38 ▲ 賛同意見。</p>	<p>考え方38</p>	

<p>アップ電源の選択肢の提示、設計指針の明確化を求める。</p> <p>▲ 高速サービスが契約上可能だが、宅内側の対応機器の普及が追い付いておらず、体感品質に結び付きにくい。宅内インタフェースの標準構成や提供方針、回線速度が宅内構成に依存すること等の明確化を求める。</p> <p>▲ 局外スプリッタを介さない収容形態等、共有要素を減らす方式への変更を希望者が選べるよう整備することを要望。</p> <p>▲ 停電耐性の整備、宅内インタフェース普及と説明責任の明確化、方式選択の制度化を検討事項として位置付けることを要望。</p>			
<p>○ 以下、当該パブリックコメント案件に対する意見として提出いたします。接続約款の見直しや接続料算定根拠の提示そのものは、制度上の整合性と透明性を高める方向であり、競争政策の観点からも一定の妥当性があると考えます。一方で、今回の整理が「ネットワーク側の費用回収や制度整備」に寄るほど、利用者側の実態、特に個人契約がベストエフォート型を中心としている点と、固定電話サービスの縮小・終了に伴う生活インフラ上のリスクが相対的に顕在化します。制度と実利用のギャップを放置したまま料金や算定を整えると、形式上は合理的でも、社会的な受容性と実効性が低下し得ます。</p> <p>○ 第一に、固定電話が担ってきた「停電時の連絡確保」という機能が弱まる以上、宅内終端であるONUやホームゲートウェイ等の電源断が、音声・通信を同時に失わせる単一障害点になります。個々の利用者にUPS等の自助努力を求めるだけでは、費用負担や知識差により実装率が上がらず、結果として災害・停電時の情報弱者を制度側が増やす形になります。したがって、料金・制度整理と並行して、ONU等に対する外部給電</p>	<p>○ 前回実施されたパブリックコメント案件に対する個人Eのご意見に賛成いたします。</p> <p>○ 接続約款の見直しや接続料算定根拠の提示は、競争政策の観点から一定の妥当性があると考えますが、制度と実利用のギャップを放置すると、社会的な受容性と実効性が低下し得ます。</p> <p>○ 個人Eのご意見では、宅内インタフェース普及と説明責任の明確化、方式選択の制度化と透明な条件提示が、利用者理解と納得感を高め、持続可能な投資と競争を支える基盤であると述べられています。</p> <p>○ しかしマンションやアパートでは、NTTがフレッツ光・全戸加入プランと謳って極めて安く(入居者負担無し)光ファイバを利用できることがあります。NTTが宅内インタフェースを独占しているため、方式選択できないため別のISPとの競争が働いていない問題があります。しかも、NTTのフレッツ光・全戸加入プランではISPを自由に選べない競争政策の観点からの問題があるため利用者に透明な条件提示が行われることが必要です。(個人K)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 後段の御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>手段の標準化、バックアップ電源の選択肢の提示、最低限の通信・緊急連絡の継続を想定した設計指針の明確化を求めます。これは高価な品質保証を個人に一律提供する趣旨ではなく、社会インフラとしての最低限のレジリエンスを確保する趣旨です。</p> <p>○ 第二に、10Gbpsや25Gbps等の高速サービスが契約上可能である一方、宅内側の10GbE・25GbE対応機器の普及が追い付いておらず、WANまたはLANが実質的に単一ボトルネックとなる構成が一般的です。この状態では、利用者が回線側の速度に投資しても体感品質に結び付きにくく、資源配分として非効率です。光コラボ形態であっても、アクセス網と宅内終端の整合を主導できる立場として、NTTが機器メーカーやサービス提供者と連携し、宅内インタフェースの現実的な標準構成や提供方針を示すことが望まれます。加えて、利用者への説明として、回線速度の意味が宅内構成に強く依存すること、推奨構成が何であるかを、比較可能な形で明確化することを求めます。</p> <p>○ 第三に、ベストエフォート型が中心である現状を前提とするなら、利用者が品質のばらつきリスクを低減するための選択肢を持てることが合理的です。具体的には、局外スプリッタを介さない収容形態等、共有要素を減らす方式への変更を希望者が選べるよう、提供可否、工事・費用負担、説明責任を一体で整備することが考えられます。もっとも、方式変更はアクセス区間の不確実性を低減し得る一方で、契約上の品質保証そのものとは別概念であり、上位区間やISP側の混雑要因が残り得る点も含め、効果範囲を過不足なく説明することが不可欠です。選択肢の制度化は、過度な期待を煽るためではなく、利用者がコストとリスクを理解した上で合理的に選べる状態を作るために必要です。</p> <p>○ 以上より、接続料・接続約款の見直しを進める場合でも、社会インフラとしての実効性を同時に高める措置、</p>		
--	--	--

<p>すなわち停電耐性の最低ラインの整備、宅内インタフェース普及と説明責任の明確化、方式選択の制度化と透明な条件提示を、検討事項として位置付けることを要望いたします。これらは市場競争を阻害するものではなく、むしろ利用者理解と納得感を高め、結果として持続可能な投資と競争を支える合理的な基盤になると考えます。</p> <p>(個人E)</p>			
<p>意見39</p> <p>▲ 変更案に賛同。</p> <p>▲ 電波は国民共有の有限資源であり、令和8年度接続料改定を機に通信料金を公共料金化すべき。</p>	<p>再意見39</p> <p>▲ 賛同意見(2者)。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ 変更案を支持しますが、令和8年度接続料改定を機に、大手の値上げラッシュを止め、通信料金を公共料金化すべきです。</p> <p>○ 評価で地方カバー率の遅れ(普及率75% vs 都市90%、総務省2025年データ)が明らかですが、大手寡占(シェア90%)による料金高止まり(月5,000円超)が弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害しています。数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠(利益率20-30%)であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。若者は定期的に料金見直したりMVNOにネットで乗り換えたりできるから対応できますが、高齢者はそうはいかず、店舗のある大手に頼るしかない状況です。</p> <p>○ そこで高額な手数料に加え毎月の負担までさせるとするのは、国として通信というものをどう考えてるのか疑問に感じます。本当にこの問題は闇深いです。</p> <p>○ 電波は国民共有の有限資源なので、接続料改定で公共料金化(基本プラン月3,000円以下上限設定、シ</p>	<p>○ データ無制限低価格プラン義務化に賛成します。</p> <p>○ 多くの利用者が求めているのは、データセンターの様な何百Gbpsもの高速通信ではなく、ストレスなくネット閲覧できる程度(数Mbps)の定額低速プランです。</p> <p>○ 過去にADSLでも、Acca社やOCN社が定額低速プランを行っていましたが、あっという間にNTTに買収され、高額光ファイバー契約のみになってしまいました。NTT東西の寡占が過ぎると思います。</p> <p>(個人H)</p> <p>○ 通信事業者間で支払われる接続料の改定であるため一般消費者への影響を過小評価することは避けてほしい。2~3割もの値上げがそのまま消費者へのコスト増を招く結果となることは明白であると考えます。金利が上昇しただけでも社会的に大きな影響が生じる昨今、接続料のこれほどの上昇が利用者料金に転嫁されないと考えることは非現実的ではないでしょうか。</p> <p>○ また私自身、居宅の古い建物の構造上の制約により現在もVDSL環境に置かれており、光回線への移行</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 後段の御意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>ンプルプラン限定)を義務化し、家計負担10-20%軽減を実現してください。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP簡易化(オンライン即時審査、信用情報不要)と手数料・解約金・複雑割引、実質的レンタル販売を禁止すれば、乗り換え率20%向上。MVNO躍進で競争活性化、中古市場活性化。端末分離(家電量販店自由価格)で余剰在庫廃棄削減(CO2排出5%低減)。日本メーカーの長寿命端末奨励で弱者負担15%軽減。地方光回線普及義務化でIP放送推進し、情報格差埋めと通信全体CO2排出5-10%低減を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。変更案に公共料金化を強く反映を求めます。(個人F)</p>	<p>を将来的に検討している利用者の一人であります。接続料の大幅な値上げは新規契約時の料金上昇を招き、地方における通信環境整備をさらに遅らせる要因になりかねないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メタル回線の縮退が進む中、物理的に光ケーブルを引き込めない古い建物に住む利用者への対応も含め、インフラ整備の恩恵が均等に届く環境整備を求めたい。接続料と利用者料金の関係をスタックテストで検証することとどまらず、値上げが消費者に転嫁されないための具体的措置を検討されたい。 ○ 私も個人Fが指摘する通信料金の消費者負担増への懸念には賛同する姿勢であります。(個人I) 		
<p>意見40</p>	<p>再意見40</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 固定電話から携帯・IP電話への移行が進むが、音声中心利用者(高齢者、医療介護、小規模事業者等)は光回線一式の契約が必要となり、料金の逆進性と停電時の実効性低下という問題が発生。音声インフラとしての到達性、停電耐性、安定性を公共性の観点から検証すべき。 ▲ 25ギガビット級等の上位インタフェース整備コストが音声やベース帯域利用者に不透明に転嫁されないよう、受益と負担の対応関係を明確にすべき。 ▲ スタックテストは価格圧搾の検証手法であり、音声インフラとしての到達性、停電耐性、利用者運用に依存しない安定性、音声中心層に対する逆進性といった論点を代替しない。スタックテストとは別に、音声中心利用者が移行によって負担増と実効性低下を同時に被らないための条件整備をNTT東西に求めるべき。 ▲ 過年度の算定誤りと遡及精算が生じていることか 	<p>考え方40</p>	

	ら、算定プロセスの検算・監査、再発防止、説明責任の強化を要望。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定電話を解約し、携帯電話やIP電話へ移行する利用者が増えていること自体は客観的事実です。ただし、その事実は「音声の到達性、停電耐性、利用者運用に依存しない安定性」といった固定電話が担ってきた機能が、家庭から不要になったことを必ずしも意味しません。移行が進むほど、残存する音声利用は高齢者世帯、医療介護、地域の小規模事業、災害時の連絡網といった、社会的外部性の大きい領域に偏在しやすく、ここで費用対効果と実効性が崩れると、社会全体のレジリエンスが落ちます。接続料は事業者間取引の価格ですが、最終的には小売料金設計や移行の現場運用に波及する以上、「競争上の整合」だけで完結させない評価軸が必要です。 ○ 費用対効果の観点から、固定電話相当の音声を維持したい利用者に対して、実質的に光回線一式の維持を前提とする構造が強まっている点を重く見えています。加入電話の回線使用料は住宅用で月額1,870円から2,145円といったレンジで提示されています。一方、ひかり電話は基本プラン月額550円とされますが、前提としてフレッツ光等の契約が必要で、戸建て向けの代表例として月額5,940円にプロバイダ料が別建てとなる形で示されています。音声中心の利用者から見れば、音声のためにブロードバンドの固定費を抱え込む設計になりやすく、移行が進むほど「音声を残したい層ほど不利」という逆進性が発生します。ここは、市場の自然淘汰として片付けるのではなく、移行政策に伴う負担配分として検証されるべきです。 ○ 実効性の観点では、停電時に使えるかどうか分岐水嶺です。ひかり電話は接続機器への給電が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声インフラの検証、25ギガビット級の受益と負担の対応関係及びスタックテストについての御意見は、今後の情報通信政策の参考として承ります。 ○ 過年度の算定誤りを踏まえた再発防止については、考え方34のとおりです。 	無

	<p>であるため停電時は利用できない旨が明示されています。停電時の通話確保を個々の家庭の自己責任に委ねるだけでは、必要層ほど取り残されます。停電対応機器や無停電電源装置の扱いについて、許容される構成、想定稼働時間、責任分界、費用負担の考え方を、公的インフラ移行の条件として整理し、利用者が誤認なく選択できる状態を作る必要があります。これは「便利さ」の話ではなく、非常時の連絡手段という公共性の話です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、IP化に伴う到達性の問題は、利用者側の努力では解決できません。ひかり電話には一部かけられない番号があることが公式資料でも明記されています。移行後に「つながらない連絡先」が残る状態を例外として放置すると、音声インフラとしての完成度が下がり、結果として音声回線そのものの解約を促進します。少なくとも、どの類型が到達制約の対象で、恒久的なのか暫定的なのか、暫定なら解消見通しはあるのか、代替手段は何かを、比較可能な粒度で継続的に開示する枠組みが必要です。 ○ 次に、25ギガビット級について述べます。個人向けに契約可能なサービスが提供される以上、上位インタフェースは「理論上の構想」ではなく、現実の料金メニューとして存在します。NTT東日本は「フレッツ光クロス(25ギガ)」を公表し、月額利用料は27,500円、また回線終端装置までの提供で対応ルーターは利用者側で用意する旨を示しています。この事実はむしろ、上位サービスの受益者が限定されやすいこと、エンドツーエンドで性能を成立させるための追加負担が利用者側にも発生し得ることを示しています。だからこそ、接続約款側で25ギガビット毎秒インタフェース等に対応する新たな設備の規定や接続料を「準備が整い次第適用」とする整理を行うのであれば、当該コストがどのサービス群の原価に入り、誰 		
--	--	--	--

	<p>が最終的に負担する設計なのか、受益と負担の対応関係を説明可能にしていきたいです。音声やベース帯域の利用者に、上位インタフェース整備のコストが不透明な形で薄く広く転嫁されると、移行の納得性が崩れ、結果として音声の空洞化が加速します。</p> <p>○ 申請資料では、接続料と利用者料金との関係の検証としてスタックテストが位置づけられています。ただし、スタックテストは主として競争上の価格圧搾の観点であり、音声インフラとしての到達性、停電耐性、利用者運用に依存しない安定性、そして音声中心層に対する逆進性といった論点を代替しません。認可判断に際しては、スタックテストと別に、音声中心の利用者が移行によって負担増と実効性低下を同時に被らないための条件整備を、NTT東西に対して具体的に求めるべきです。</p> <p>○ さらに、過年度の算定誤りと遡及精算の扱いは制度信頼に直結します。資料には、土地料金および建物料金等の算定誤りが明らかになったため認可申請を見合わせ、認可申請の上で遡及精算を行う予定である旨が示されています。また、当該年度に請求差額が生じた場合に遡及精算するための規定を附則に置く申請があったことも記載されています。事業者間精算として整理できるとしても、移行期に「後から調整される」要因が積み上がるほど、利用者の側は安心して固定電話代替へ移れません。算定プロセスの検算と監査、再発防止の実効性、誤りが起きた場合の影響範囲と説明責任を、形式論ではなく条件として強化することを要望します。</p> <p>○ 以上より、本件の接続約款変更の認可に当たり、貴省におかれては、接続料の公正妥当性に加えて、固定電話縮退後の音声が生生活インフラとして成立する条件、すなわち料金の逆進性を抑える設計、</p>		
--	---	--	--

	<p>到達性の担保と開示、停電耐性の実務的な確保、そして算定ガバナンスの信頼性を、NTT東西に対して具体的に求めた上で判断していただきたく存じます。移行が進んでいるという事実は、制度側の責任が軽くなる根拠ではなく、むしろ残存する音声利用の公共性が相対的に高まることの根拠だと考えます。</p> <p>(個人J)</p>		
意見41	<p>再意見41</p> <p>▲ 再意見募集に反対。</p> <p>▲ 令和8年度接続料改定による値上げは、光コラボ・MVNOのコスト増を通じて格安プランの値上げに直結し、国民負担増大を招く。大手寡占による料金高止まりが高齢者・低所得層・地方のアクセスを阻害している。</p> <p>▲ 電波・回線は国民共有の有限資源であり、接続料を下げて公共料金化を実現すべき。複雑な割引条件禁止、MNP簡易化、手数料禁止等により、地方デバйдを解消し持続可能な社会を構築できる。</p>	考え方41	
	<p>○ 再意見募集に強く反対します。令和8年度接続料改定でNTTの設備利用料金を上げる方向は、国民負担増大を招くだけです。</p> <p>○ 接続料が上がれば、光コラボ・MVNOのコスト増 → 格安プランの値上げに直結します。すでに大手寡占(シェア90%)による料金高止まり(月5,000円超)が弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害しています(地方普及率75% vs 都市90%)。</p> <p>○ 数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠(利益率20-30%)であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけま</p>	<p>○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	無

	<p>せん。若者は定期的に料金見直したりMVNOにネットで乗り換えたりできるから対応できますが、高齢者はそうはいかず、店舗のある大手に頼るしかない状況です。そこで高額な手数料に加え毎月の負担までさせるというのは、国として通信というものをどう考えているのか疑問に感じます。本当にこの問題は闇深いのです。電波・回線は国民共有の有限資源なので、接続料を下げた公共料金化(基本プラン月3,000円以下上限設定、シンプルプラン限定)を実現してください。複雑な割引条件禁止・段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP簡易化と手数料・解約金禁止でMVNO躍進、端末分離でCO2削減5%を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。再意見募集に公共料金化を強く反映を求めます。</p> <p>(個人L)</p>		
	<p>再意見42</p> <p>▲ 本件は接続料の適正性確認として重要だが、算定や競争性に偏ると、固定通信インフラが担うべき安定性、継続性、災害時の信頼性、利用者側の実装可能性が軽視される懸念がある。通信は生活基盤であり、設備方式の妥当性まで含めた検討が必要。</p> <p>▲ 接続料改定の可否だけで結論を急がず、住居形態別の設備比較、災害時の継続性、宅内電源や機器更新の実態を含む総合評価を求める。固定通信インフラをどのような思想で維持・再設計するかという上位論点の併せた検討を求める。</p>		
	<p>○ 本件は、第一種指定電気通信設備に関する接続料の適正性と事業者間競争の公正性を確認する手続として重要であると考えます。その一方で、今回の</p>	<p>○ 本意見については、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>議論が接続料の算定整合性や価格圧搾の有無に重点を置き過ぎる場合、固定系通信インフラが本来担うべき社会的役割、すなわち安定性、継続性、災害時の信頼性、そして利用者側の実装可能性という観点が相対的に弱くなる懸念があります。通信は単なる高速商品ではなく、生活基盤かつ社会基盤でもある以上、接続料の妥当性だけでなく、設備方式そのものの妥当性まで含めて検討されるべきです。</p> <p>○ 特に、ベストエフォート型を前提とするシェアードアクセス方式を広く維持するだけで十分なのかについては、改めて検証が必要であると考えます。戸建住宅のみならず、集合住宅、賃貸住宅、分譲マンションを含めた住居形態全体を対象として、シングルスター方式を基礎とし、必要に応じて帯域保証型を組み合わせた設備構成の費用対効果を比較検討することには十分な意味があります。平常時には過剰に見える設備であっても、通信混雑時、障害発生時、遠隔医療、在宅勤務、教育利用、配信利用など、回線品質の変動そのものが不利益となる場面では、単純な平均コスト比較だけでは測れない便益が存在するためです。通信政策においては、最大速度の見栄えよりも、品質の安定性と障害時の影響範囲の限定という観点をより重視すべきです。</p> <p>○ また、固定系音声通信の在り方が大きく変化する中で、緊急時の代替手段を携帯電話に事実上依存させる考え方には慎重であるべきです。携帯電話は重要な通信手段である一方、自然災害時には停電、基地局障害、通信集中による輻輳などの影響を受け得ます。そのため、固定系回線の縮退とIP化を進めるのであれば、従来の固定電話が持っていた継続利用性を、どの設備とどの制度で代替するのかを先に明確化する必要があります。ひかり電話等の利用を前提としながら、その継続性を利用者宅内の電</p>	
--	---	--

	<p>源確保やUPS購入に委ねるのであれば、それは設備更新の負担や責任を事業者側から利用者側へ実質的に移転しているに等しく、社会的に公平な移行とは言い難いと考えます。理論上の代替可能性ではなく、実際にどれだけの世帯が予備電源を備えるのかという現実を踏まえた制度設計が必要です。</p> <p>○ さらに、10Gbps級や25Gbps級のサービスを論じる際には、回線側の接続料や設備原価だけでなく、利用者側機器の普及可能性を同等以上に重視すべきです。有線ルーター、LAN配線、PC、周辺機器等が十分に普及していない状況では、高速アクセス回線を制度上整備しても、実際には多くの利用者がその性能を活用できません。特に、通信機器に詳しくない一般利用者にとっては、回線料金よりも宅内機器更新の初期費用の方が障壁になることが多く、ここを無視して普及を前提とすることには無理があります。すなわち、接続料の改定が制度上合理的であっても、利用者側の総保有コストまで含めれば、政策全体としては合理的でない可能性があるということです。高速回線の供給可能性と、利用者の実装可能性は別問題として切り分けて評価すべきです。</p> <p>○ したがって、今後の検討においては、接続料の算定結果や価格圧搾の有無だけで結論を急ぐのではなく、住居形態別の設備方式比較、障害時及び災害時の継続利用性、宅内電源確保の実態、対応機器の保有率と更新費用、そして通信品質の安定性を含む総合評価を求めます。とりわけ、一般家庭向けのベストエフォート型高速回線と、社会的継続性が求められる固定系通信基盤としての回線とを、同じ評価軸で扱うべきではありません。前者は商品性の議論で足りるとしても、後者は公共性と冗長性を前提に評価されるべきであり、シェアドアクセス方式の延長線上だけで最適解を導くのは限界があると考え</p>	
--	--	--

	<p>ます。</p> <p>○ 本件に対しては、接続料の改定そのものの可否だけでなく、固定系通信インフラを今後どのような思想で維持・再設計するのかという、より上位の論点を併せて検討していただきたいと思います。言われていることと実際に前提とされていることの間には矛盾が残ったままでは、利用者にとっては高速化と引換えに安定性と納得感を失う結果になりかねません。接続料政策、設備方式、災害対応、利用者負担の現実を一体として見直し、戸別・集合住宅を問わず、実際に使える固定通信基盤をどう構築するのかを軸に再検討されることを強く求めます。</p> <p>(個人M)</p>	
--	---	--

以上

情 郵 審 第 ※ 号
令和 8 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
林 芳 正 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和 8 年 1 月 20 日 付 け 諮 問 第 3207 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て、 審 議 の 結 果、 下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 本件、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和8年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

(1) NTT東日本・西日本に対し、現在の光ファイバケーブルの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和13年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。（考え方 10）

(2) NTT東日本・西日本に対し、少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和8年度から令和12年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に定める業務区分毎に分類し、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において、総務省に報告すること。（考え方 12）

以上

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可申請に関する説明 (令和8年度の接続料の改定等)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等
- ③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等

令和8年3月

1. 申請者

NTT東日本株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 澁谷 直樹

NTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 北村 亮太

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）

2. 申請年月日

令和8年1月16日（金）

3. 主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等
- ③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等

を行うため、接続約款の変更を行うもの。

4. 実施予定期日

認可後、令和8年4月1日（水）より適用

※特別光信号中継伝送機能のみなし利用料に関する規定については、令和7年11月1日（土）に遡って適用

※25Gbit/sインタフェース等に対応する新たな設備の接続機能に関する規定・接続料等については、準備が整い次第、適用

接続約款の変更認可申請の全体像

- 今回、実際費用方式（将来原価方式及び実績原価方式）、長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等について申請があったもの。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間				
接続料改定等の認可（電気通信事業法第33条第2項）	接続料規則第3条(※)に基づく許可等	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料等）	<ul style="list-style-type: none"> 乖離額調整 等 	将来原価（3年）		将来原価（5年）		
【今次申請】NGN等に係る接続料の改定等 （25Gbit/sインタフェース等に対応する新たな設備に係る接続料、イーサネットフレーム伝送機能の接続料等）	<ul style="list-style-type: none"> 新収容ルータの取扱い 乖離額調整 等 		（イーサネット） 将来原価（5年）	（25Gb/sインタフェース等） 将来原価（4年1ヵ月等）		
【今次申請】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （メタルIP電話の接続料の一部機能等）	—	LRIC	LRIC	LRIC		
【今次申請】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカップ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費等）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時用公衆電話に係る費用の扱い IPoEのGWルータの利用中止費 等 	実績原価	実績原価	実績原価		

接続約款の認可申請に併せて行われる報告

- 接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）

※ 接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（3条許可）。

過年度の接続料改定における土地料金等の算定の誤りへの対応

- 平成29年度～令和7年度の接続料改定において、土地に係る料金額（以下、土地料金）、通信用建物に係る料金額（以下、建物料金）、管路に係る料金額（以下、管路料金）、とう道に係る料金額（以下、とう道料金）についてNTT東日本・西日本の確認漏れにより、計算誤りがあり、接続料規則の定める「適正な原価に適正な利潤を加えた額」とは異なる、**誤った料額が申請**（※）された。
※NTT西日本は令和7年度の土地料金、建物料金、管路料金、とう道料金。
- 当該料金に係る収入と原価・利潤を一致させるため、令和8年度の接続料改定において、接続約款（附則）に、**当該年度に請求差額が生じた場合に遡及精算するための規定を置く**旨の申請があった。
- 接続協定を締結している全事業者には本件について周知済で、今後、説明会等で経緯や今後の対応を説明予定。精算額が確定し次第、**対象となる事業者毎に個別に連絡の上で精算等の対応を行う**こととしている。
- NTT東日本の一部の料金については、算定誤りの範囲が広範であることから、再算定が終わり次第、**別途、接続約款の変更認可申請がなされる**予定。当該約款の認可を得るまでの間、**現行の接続料を継続適用**する。

誤りの内容

NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地料金（平成29年度～令和7年度の接続料改定の際に申請したすべてのビル） ・ 建物料金（平成29年度～令和7年度の接続料改定の際に申請したすべてのビル） ・ 管路料金（令和2年度～令和7年度の接続料改定の際に申請した全都道県域） ・ とう道料金（令和2年度～令和7年度の接続料改定の際に申請した全都道県域）
NTT西日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地料金（令和7年度の接続料改定の際に申請したもののうち34ビル） ・ 建物料金（令和7年度の接続料改定の際に申請したもののうち4ビル） ・ 管路料金（令和7年度の接続料改定の際に申請したもののうち14府県域） ・ とう道料金（令和7年度の接続料改定の際に申請した全府県域）

※上記料金の算定誤りに伴い、当該年度の「預かり保守等契約等に基づく負担額」のうち通信用建物に係る負担額、「中間配線盤利用機能」の料額算定についても誤りが生じている。

対応

NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地料金・建物料金は、算定誤りの範囲が広範で再算定を終えていないため、<u>現行の接続料を継続して適用</u>。再算定後に改めて接続約款の変更認可申請がなされる予定。 ・ 管路料金・とう道料金は、接続約款（附則）に、当該年度に請求差額が生じた場合に遡及精算するための規定を置く。
NTT西日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続約款（附則）に、当該年度に請求差額が生じた場合に遡及精算するための規定を置く。

※**全事業者に対して周知済**。精算額が確定し次第、対象事業者に**個別に連絡の上、精算等の対応**を予定。

誤りの原因・再発防止策等

NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ管理者と算定者の担当者間において連携が不十分であったため、適切なデータで算定がされていなかったことが要因。 ・ 今後は算定に係るプロセスを見直すほか検算者を増員し、チェック体制を強化するとともに、作業の一部を機械化することで、人為的ミスの発生を防止する。
NTT西日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地評価額及び面積等の転記ミス及び、システム移行によるデータ様式の変更に気付かなかったことにより、適切なデータで算定がされていなかったことが要因。 ・ 今後は算定に係るプロセスを見直すほか検算者を増員し、チェック体制を強化するとともに、マニュアルや研修の更なる充実によりミスの発生を防止する。

主な変更・報告内容等

主な変更内容等 (P. 4～45)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～29)
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等(P. 30～32)
- ③ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等(P. 33～37)
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 38～41)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等) (P. 42～45)

その他の変更・報告内容等 (P. 46～70)

- ① 令和8年度のその他の接続料の改定等 (P. 47～55)
- ② 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 56～70)

参考資料 (P. 71～92)

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

N T T局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

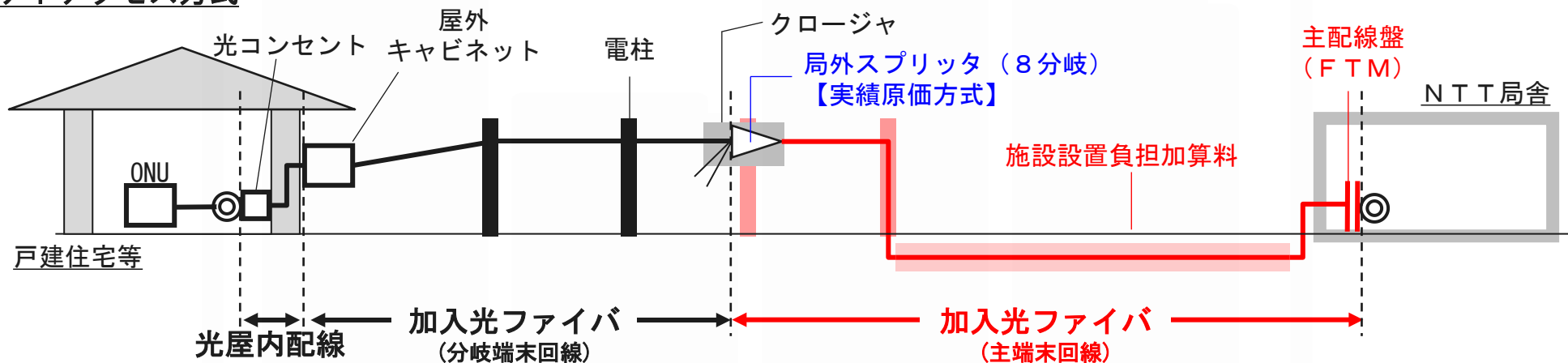
シングルスター方式

N T T局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

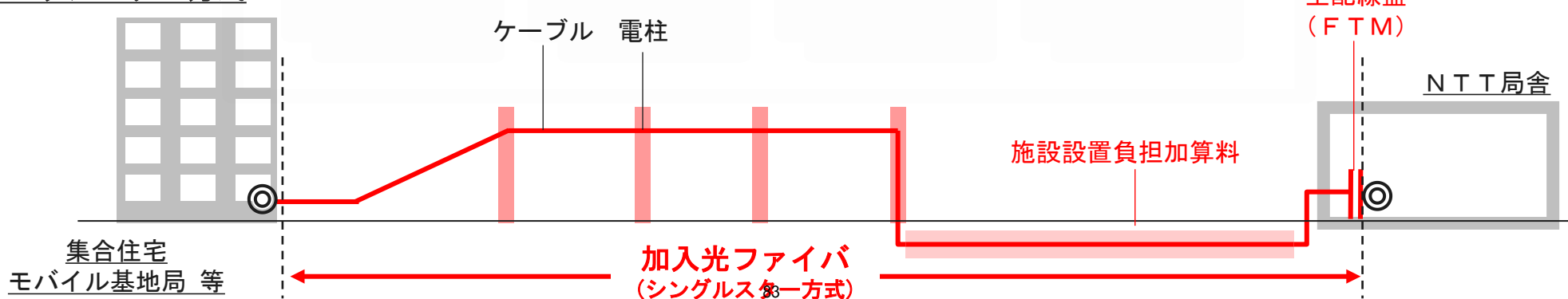
- ※1 シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
- ※2 主配線盤（F T M）の1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、F T Mに係るコストを、F T Mを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
- ※3 接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（I N Sネット1500、高速デジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

シェアドアクセス方式



シングルスター方式



○ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会に「接続料の算定等に関するワーキンググループ」を設置し、接続事業者からの提案やNTT東日本・西日本の考え方を踏まえ、令和8年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について対処方針を検討・整理。

論点の主なポイント

対処方針の主なポイント

論点1 算定方式・期間

- 乖離額調整の影響緩和やメタル縮退計画を踏まえた中長期の影響の把握のため、3～5年間の将来原価方式を採用すべきとの意見についてどう考えるか
- 将来原価方式を採用する場合、人件費・物件費の予測の際にはNTT東日本・西日本の実態を反映した予測を行うべきとの意見についてどう考えるか。

- 予見性の確保に加え、乖離額調整の影響等を緩和して接続料水準を安定的なものとするため、**5年を算定期間とした将来原価方式により算定を行うことが適当。**
- 接続料原価の大宗が企業間の取引である性質に鑑みて**設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映するとともに、リスクフリーレートの予測に直近データを加味することで、接続料の算定に用いる各種数値の客観性や事業者の予見可能性を確保し、将来原価方式を採用した場合の予測と実績の乖離を縮小する算定を行うことが適当。**

論点2 適正な報酬の算定

- 検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべきとの意見についてどう考えるか。
- NTT東日本・西日本の期待自己資本利益率（資本調達コスト）はNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという前提の下、NTT持株の株式の特殊性に鑑み、NTT持株の期待自己資本利益率を以下の方法で算定して加重平均した上で、その値をNTT東日本・西日本の期待自己資本利益率の上限とすべきとの意見についてどう考えるか。
 - ・1/3の政府保有分は配当利回りの実績ベース（あるいはリスクフリーレート）で算定
 - ・残りの2/3はCAPM方式で算定
- 期待自己資本利益率については、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とすべきとの意見についてどう考えるか。

- 報酬額の算定に当たっては原則として接続機能の提供のために投下される資産に限定すべき等の理由から、**投資等に回されない流動資産等はレートベースに圧縮し、またその方法として貸借対照表総資産額との差額は原則として「有利子負債以外の負債」から圧縮する現行の算定方式を維持することが適当。**
- 現行のCAPM的手法による期待自己資本利益率（資本調達コスト）の算定について、NTT東日本・西日本における電気通信設備の保全や再投資のための自己資本確保等の観点から、**今回接続事業者から提案があった見直し方法を採用することは適当とは言えない。**
- また、NTT持株傘下の企業の業績とNTT東日本・西日本の業績との比較・検証も必要と考えられることから、**NTT持株の期待自己資本利益率がNTT東日本・西日本の期待自己資本利益率を上回ることを前提とする算定方法は必ずしも合理的とは言えないが、提案の前提となったCAPM的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当。**
- 期待自己資本利益率の算定期間の見直しについて、今回の検討では十分な議論がなされた状況ではなく、**直ちに算定期間を見直す必要はないと考えられるものの、今後、算定期間を見直すべき明確な理由や見直しに関する考え方が示された際に、改めて必要な検討を行うことが適当。**

(参考)加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会に「接続料の算定等に関するワーキンググループ」を設置し、接続事業者からの提案やNTT東日本・西日本の考え方を踏まえ、令和8年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について対処方針を検討・整理。

論点の主なポイント

対処方針の主なポイント

論点2 (続き) 適正な報酬の算定

- β 値について、直近の実態を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、直近3年間の値の中央値を採用すべきとの意見についてどう考えるか。

- 接続料の算定に用いる β 値について、その変動は接続料水準に与える影響が大きく、見直しにあたってはその影響に十分な留意が必要であるほか、現行の β 値は令和5年度に見直しを行ったばかりであり、頻繁に見直しを行うことで接続料の安定性を損なうべきではないと考えられることから、**前回(令和5年度)の再算定結果($\beta=0.566$)を維持することが適当。**一方で、**今後、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基に β 値を見直すことを含め、改めて検討することが適当。**

論点3 乖離額調整の在り方

- 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、上限と下限のキャップ等を設けるべき(NTT東日本・西日本のコスト削減のインセンティブとなる仕組みを設けるべき)との意見についてどう考えるか。

- 乖離額調整の幅に上限・下限のキャップを設ける考え方は、**予見性の向上やNTT東日本・西日本のコスト効率化のインセンティブ付与などの一定のメリット**はあると考えられる一方、**実際に発生したコストの適切な回収ができなくなる懸念**が残るほか、**企業の当然の努力としてコスト効率化には取り組んでいくべき**であることなどを踏まえると、**乖離額調整を行う場合の上限・下限のキャップの設定は不要。**

論点4 設備の耐用年数に係る検討

- 光ファイバや電柱等の各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表するとともに、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料へ反映すべきとの意見についてどう考えるか。

- 電柱の耐用年数について、総務省要請に基づいたNTT東日本・西日本の検証結果を踏まえ、**耐用年数を28年から35年に見直すことが適当。**
- 光ファイバケーブルの耐用年数に係る検証結果について、NTT東日本・西日本は、**加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告するとともに可能な限り情報を公開することが適当。**

論点5 予測値等の情報開示

- 金融政策の変動や物価上昇等の環境変化を踏まえ、接続料の予測値について数年分の値を毎年度開示すべきの意見についてどう考えるか。また、算定期間をまたぐ場合は今次算定期間と同様の算定方法で予測値を開示すべきとの意見についてどう考えるか。

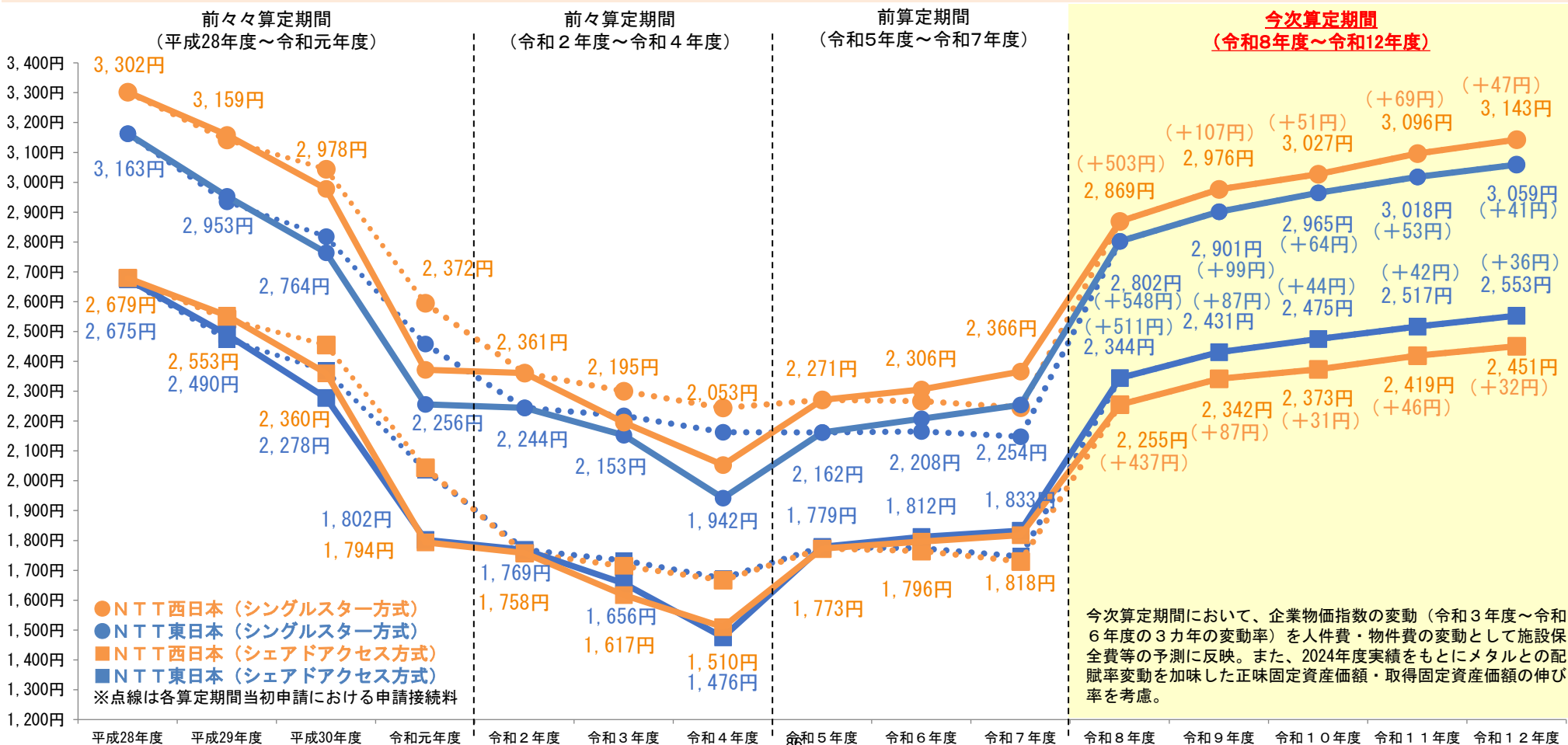
- 将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、**中間年度である3年目での接続料水準の見通し(概算額)の開示に加え、4年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当。**

- 情報開示の在り方について、自主的な開示ではなく接続約款に情報開示義務として規定すべきとの意見についてどう考えるか。

- 情報開示の在り方については、**現時点において接続約款への規定を求めることはせず、NTT東日本・西日本による自主的な開示の取組を継続して注視することとし、課題等が明らかになった際に改めて接続約款への規定について検討を行うことが適当。**

加入光ファイバの接続料の推移

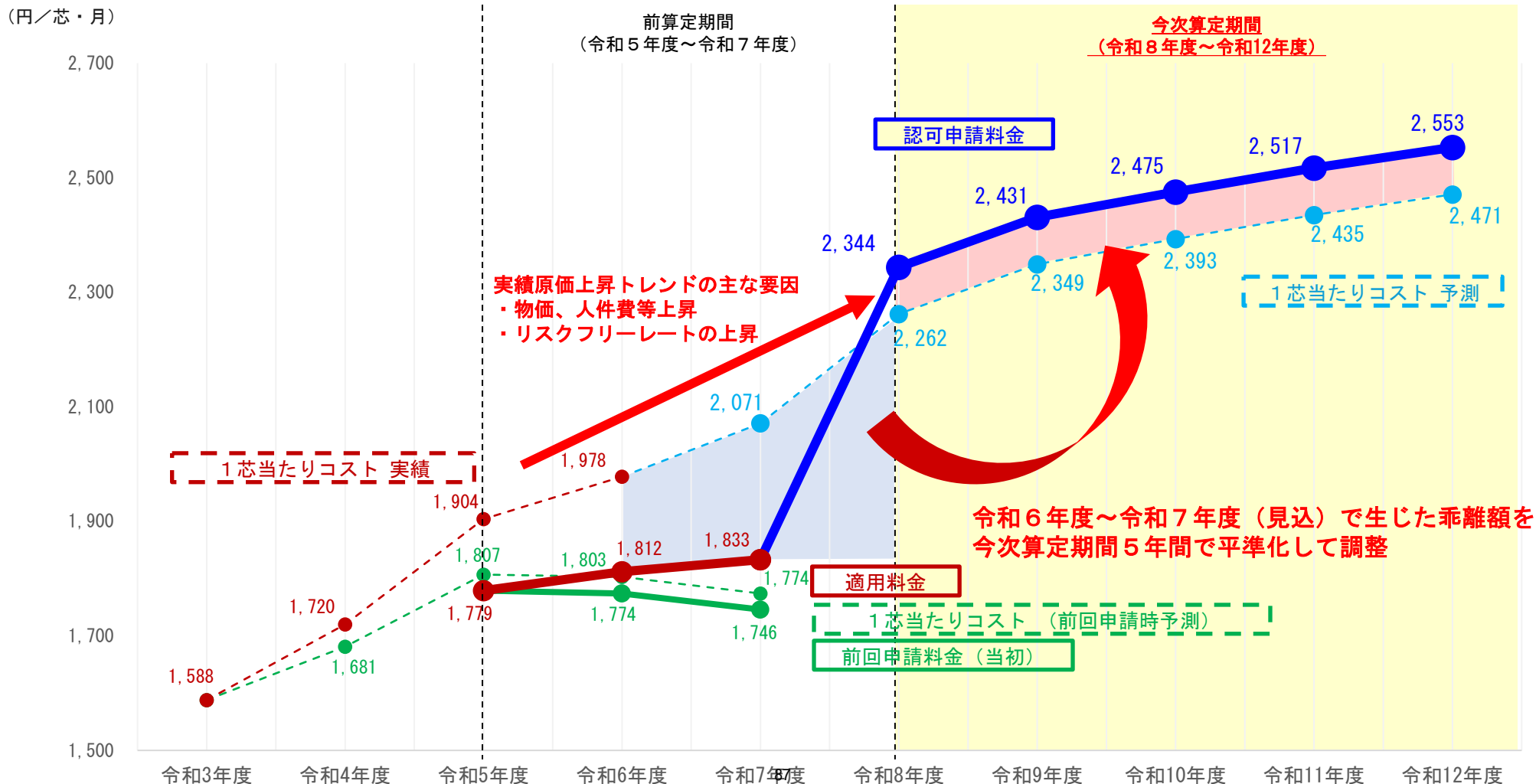
- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和8年度から令和12年度までの5年間について、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）**により算定**。
- 今回の改定案における接続料は、**メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメタル・光の費用配賦率の変動に加え、更なる予見可能性確保の観点から、直近の物価上昇の傾向を反映させる企業物価指数の変動**（令和3年度～令和6年度の3カ年の変動率）や直近の**リスクフリーレートの上昇傾向を算定に加味することにより、令和8年度以降上昇**する。（現行接続料は、算定期間内における物価やリスクフリーレートの上昇等が十分に反映されていないため、今次算定期間において乖離額調整を行うことも上昇の要因となっている）
- なお、今次申請においては、**電柱の耐用年数の見直し**等が行われている。



(参考)令和8年度以降の加入光ファイバ接続料の算定について

- 令和8年度以降の加入光ファイバ接続料については、以下の点を踏まえて算定。
 - ① 令和6年度及び7年度において、物価や人件費、金利の上昇等を要因として1芯当たりコストが上昇することで、**認可済みの適用料金がコストより低い水準となっている**ことから、**各年度において収入とコストの乖離額(※)が発生**。 ※令和7年度については見込み値。
 - ② **当該乖離額を今次算定期間の各年度において平準化した上で回収**するため、企業物価指数の変動やリスクフリーレートの上昇傾向を加味した**1芯あたりコストの予測値に、乖離額分を加算**した上で申請料金を算定。

加入光ファイバ接続料の推移【東日本】 (シェアアクセス方式の主端末回線)

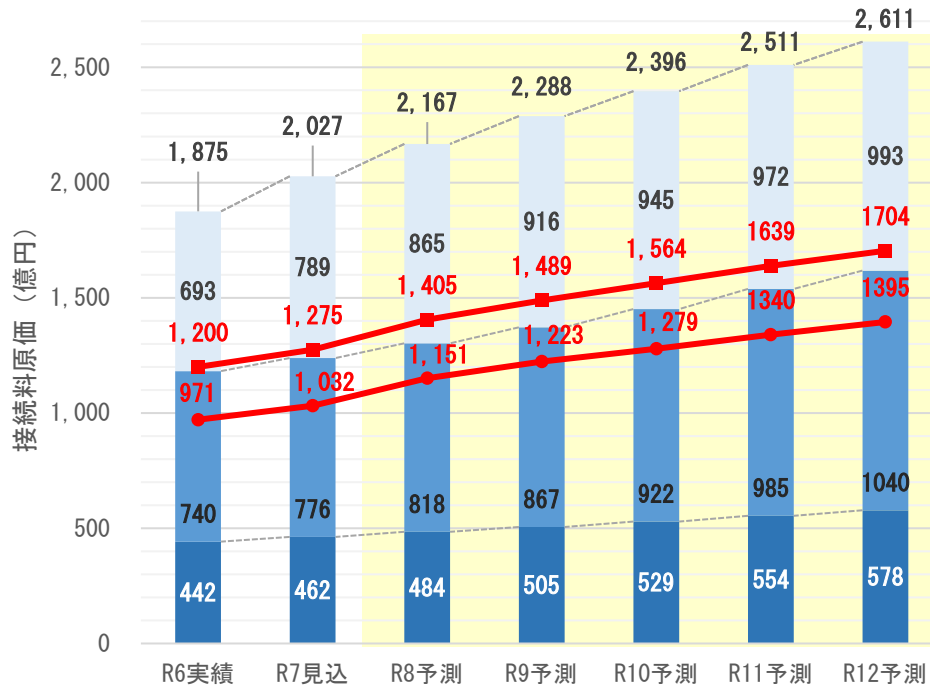


接続料原価の予測

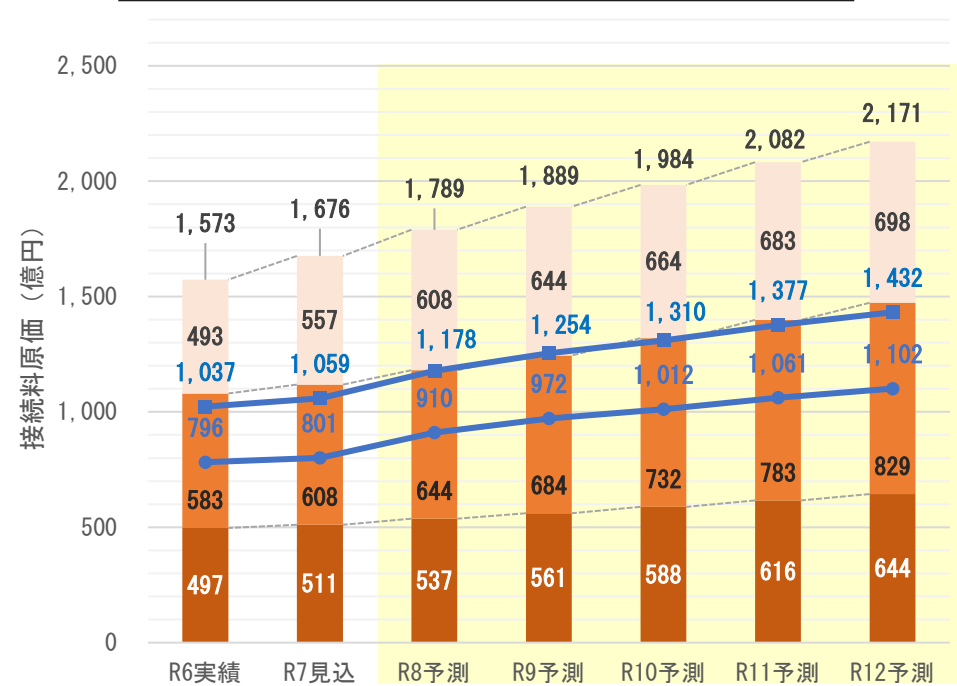
- 令和6年度接続会計及び令和7年度の見込み値を基に、需要に応じた投資額を見込んだ上で、**施設保全費の効率化等**を考慮するとともに**物価変動**を織り込んだ上で予測。
 - ・物価上昇率：**企業物価指数の変動率**を反映（令和3年度～令和6年度の3カ年の変動率：**+5.07%**／年）
 - ・効率化率：NTT東日本・西日本としての更なる効率化努力（対前年：**▲3%**）
- リスクフリーレートの上昇に伴う**報酬及び物価上昇**を見込んだ**設備管理運営費の増加**、メタル回線（ドライカップ等）と共用する**電柱等・土木設備のコスト**においてメタル回線契約数の減少に伴い**加入光ファイバに配賦される比率が上昇**していること等により、今次算定期間における加入光ファイバに係る接続料原価（分岐端末回線等コスト控除前*1）については、**NTT東日本で+585億円**（R7年度見込値対比+29.9%、前算定期間予測値は+113億円）、**NTT西日本で+496億円**（R7年度見込値対比+29.5%、前算定期間予測値は+86億円）の**上昇を予測**。

※1 シェアドアクセス方式及びシングルスター方式の接続料の算定に用いる接続料原価は、加入光ファイバに係る接続料原価（両方式共通）から分岐端末回線接続料、屋内配線接続料施設設置負担金相当の加算料での回収額を控除して算定するが、分岐端末回線接続料での回収額に係る控除額が各方式で異なる。

加入光ファイバ接続料原価の予測（NTT東日本）



加入光ファイバ接続料原価の予測（NTT西日本）



報酬
設備管理運営費（電柱・土木設備）
設備管理運営費（光ケーブル等）
シェアドアクセス原価
シングルスター原価

報酬
設備管理運営費（電柱・土木設備）
設備管理運営費（光ケーブル等）
シェアドアクセス原価
シングルスター原価

接続料原価の算定方法等の見直し

- 直近の金利上昇や物価上昇等を要因として、**将来原価方式により算定する接続料における乖離額が拡大していることから**、「接続料の算定等に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、下記の通り、**接続料原価の算定方法等の見直し**を実施。
- 自己資本利益率の予測に用いる**リスクフリーレート（10年物国債平均利回り）**は、**上昇傾向となっていることを踏まえ**、算定作業時点における**直近データ（令和7年9月）**で算定。
- **施設保全費等の算定にあたっては**、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味するため、**企業物価指数の変動（対前年+5.07%）**を反映。
- **将来原価方式の算定期間を5年間とする場合は**、接続事業者の予見可能性の確保の観点から、NTT東日本・西日本において、**中間年度である3年目での接続料水準の見通し（概算額）**の開示に加え、**4年目においても当該算定期間以降も含む接続料水準の見通し**を開示。

■今次算定期間における報酬算定に用いられる自己資本利益率の予測値

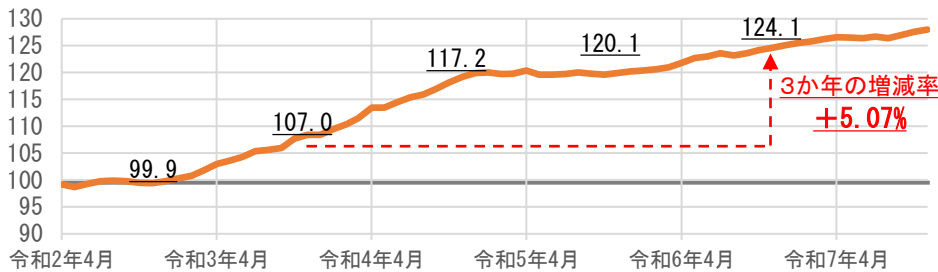
期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は**主要企業の過去5年間の自己資本利益率の平均値のいずれか低い方を**上限とした合理的な値を**自己資本利益率**として採用。

	実績			予測					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
リスクフリーレート (①) 予測は、令和7年9月単月の10年物国債平均利回り	0.30	0.62	1.03	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61
リスクプレミアム (②) 予測はイボットソン社発行の令和6年度リスクプレミアム値 (※)	8.70	9.10	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
期待自己資本利益率 (①+②×β) (β=0.566)	5.22	5.77	6.12	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70
過去3年間の平均値	4.39	5.35	5.70	6.20	6.51	6.70	6.70	6.70	6.70
主要企業の自己資本利益率 (①+②) リスクフリーレート+リスクプレミアムの合算	9.00	9.72	10.03	10.61	10.61	10.61	10.61	10.61	10.61
過去5年間の平均値	7.87	7.96	8.54	9.65	9.99	10.32	10.49	10.61	10.61

いずれか低い方を採用

企業物価指数の推移

出所：日本銀行調査統計局



10年物国債平均利回りの推移

出所：財務省理財局



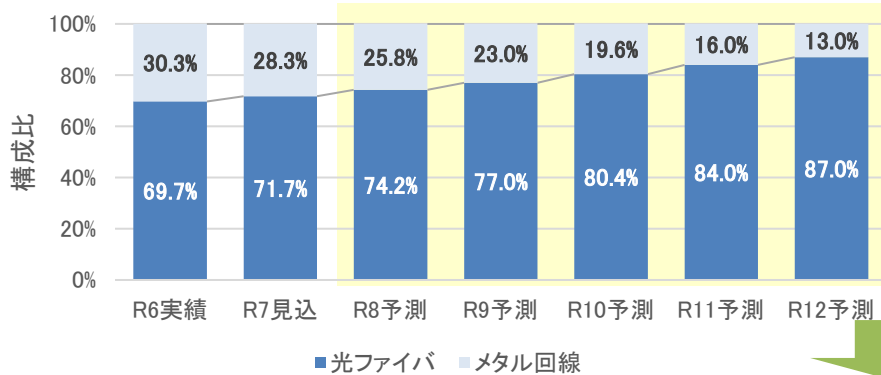
(参考)電柱・土木設備に係るコストの配賦

- 光ファイバとメタル回線で共用する電柱・土木設備に係るコストについては「メタル回線のコストの在り方について 報告書」(平成25年5月メタル回線のコストの在り方に関する検討会)等を踏まえ、契約者数比(※1)により光ファイバ・メタル回線間で按分している。
- 光ファイバを用いるサービス(フレッツ光等)において継続的に利用者数が増加する一方で、メタル回線を用いるサービス(加入電話等)においては継続的に利用者数が減少していることにより、光ファイバに配賦される電柱・土木設備のコストが増加傾向にある。
- 今次算定期間では各年度平均で**対前年比平均+3.1%(NTT東日本)、+3.7%(NTT西日本)の光ファイバ構成比の増加**を見込む(※2)。

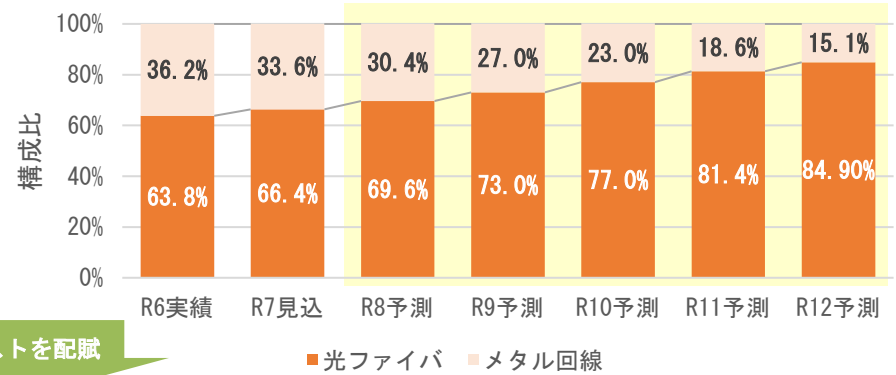
※1 法人利用者及び公衆電話、接続事業者利用回線については、回線数(シェアドアクセス方式の加入光ファイバの場合は分岐端末回線数)を契約者数としている。なお、同報告書を踏まえた見直し前は電柱等について架空ケーブル長比、土木設備について管路ケーブル長比により按分。

※2 メタル回線の契約者数については、メタル縮退や専用線等のサービス終了を考慮した上で予測。

契約者数構成比 (NTT東日本)

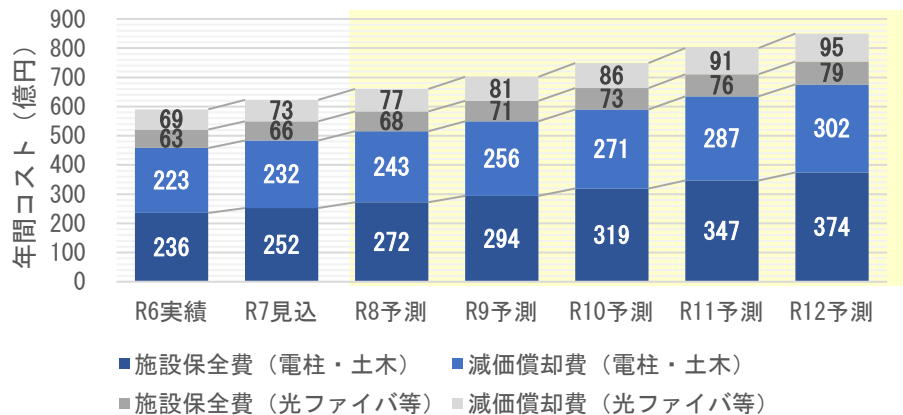


契約者数構成比 (NTT西日本)

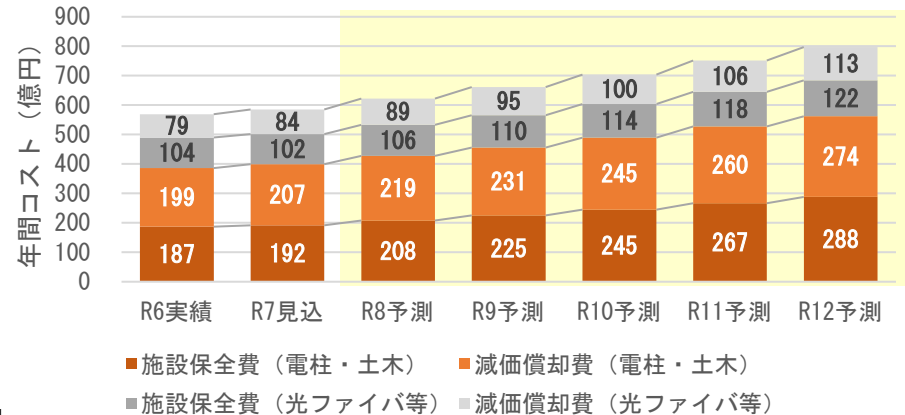


コストを配賦

施設保全費・減価償却費における影響 (NTT東日本)



施設保全費・減価償却費における影響 (NTT西日本)



今次申請における接続料算定方法の見直し 電柱の耐用年数等

- 令和6年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、**設備の耐用年数については、利用実態を適正に把握したものであることが重要であり、その観点で今後も適時適切に見直していく必要がある**とされたこと（令和6年3月21日答申、考え方12）等を踏まえて、NTT東日本・西日本に対し、電柱の耐用年数についての検証・報告を要請。
- NTT東日本・西日本において電柱の耐用年数について検証を行ったところ、同社の財務会計において**電柱の耐用年数を28年から35年に見直す**こととなったため、今次申請に反映（※1）した。
- この影響により、加入光ファイバの接続料原価において（その他の見直しを実施した後に本見直しを行ったとして試算すると、概ね）**NTT東日本で▲12億円、NTT西日本で▲20億円**（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値 ※2）の減少。

※1 この見直しは令和7年度第2四半期決算より令和7年度当初に遡って適用。

※2 減価償却費が減少するほか、分岐端末回線に係る控除額（に含まれる分岐端末回線の減価償却費）が減少・固定資産価額の増加により租税公課・報酬等が増加。

■ 令和6年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）（令和6年3月21日付け総基料第56号）

令和5年度末時点での電柱の耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和7年3月31日までに、総務省に報告すること。

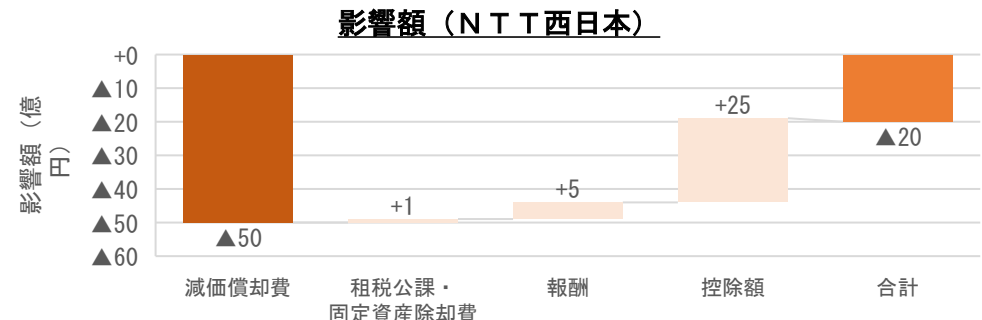
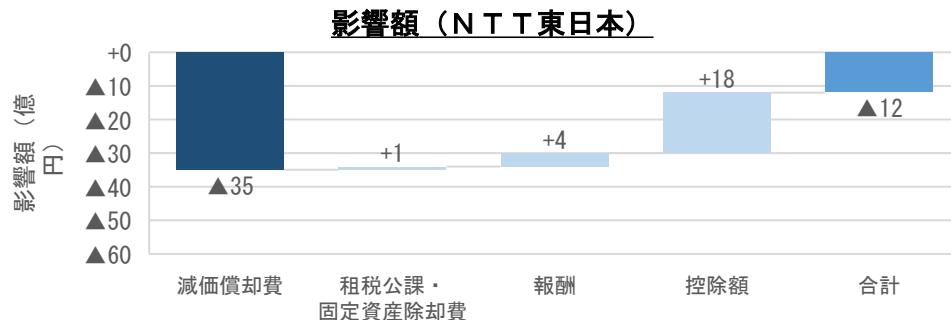
■ NTT東日本・西日本からの報告（令和7年3月31日付け東経営第000200000550号（NTT東日本）、企営第155500000611号（NTT西日本））の概要

電柱に係る耐用年数について、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び、電柱の固定資産データを用いた増減法による推計も踏まえて総合的に検討を実施した結果、耐用年数が短縮される可能性のある要素が確認されたことを踏まえ、引き続き更なる検証を行い令和7年度中に一定の結論を出す考え。

■ 接続料の算定等に関するワーキンググループ（第1回）におけるNTT東日本・西日本からの説明の概要

電柱の耐用年数については検証を行い、その結果、28年から35年に見直すこととした。なお、この見直しは令和7年度第2四半期決算より令和7年度当初に遡って適用するとともに、令和8年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の将来原価算定においては、本見直しに伴う減価償却費の減影響等を織り込むことを予定。

■ 耐用年数見直しの影響（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値）



- 令和4年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、**光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要がある**とされたこと（令和4年3月28日答申、考え方2）等を踏まえて、NTT東日本・西日本に対し、光ファイバの耐用年数についての検証・報告を要請。
- **光ファイバケーブルの経済的耐用年数※については、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から検討した結果、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないとの結論に至った旨、NTT東日本・西日本から報告があった。**

※ 令和5年度の耐用年数見直しにより、現在は**架空光ファイバケーブルは25年、地下光ファイバケーブルは30年**となっている。

■ 将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）（令和5年7月31日付け総基料第162号）

現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。

■ NTT東日本・西日本からの報告（令和8年1月16日付け東経営第000200000749号（NTT東日本）、企営第155500000835号（NTT西日本））の概要

以下の（1）及び（2）に記載する内容が明らかになったことから、**現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断。**

（1）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえた検討の結果

- ・ 「材質・構造・用途」は、近年、特段の変化がない一方、「使用上の環境」は、自然災害の頻発化・激甚化により耐用年数短縮の要素を確認。
- ・ 「技術の革新」は、経済性向上に係る技術開発はあるものの、信頼性を向上させるものではなく、耐用年数見直しが必要な状況に至っていないことを確認。
- ・ 「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」については、光ファイバケーブルが今後においても継続的に利用される蓋然性も高まっており、陳腐化の危険の程度に変化が生じているとは認められず、耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないことを確認。

（2）NTTグループにおける令和6年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法等による推計を用いた検討の結果

令和6年度末の光ファイバケーブルの建設年度別固定資産データを用いて、撤去法にて、確率分布関数により算出した耐用年数の推計結果は、架空ケーブルが長いもので32年（対数正規分布）、短いもので23年（指数分布）、地下ケーブルが長いもので37年（対数正規分布）、短いもので25年（指数関数）であり、現行の経済的耐用年数（架空ケーブル：25年、地下ケーブル：30年）はその範囲内に収まっている。

		架空光ファイバ	地下光ファイバ
撤去法	指数関数		
	ゴンベルツ曲線		
	ロジスティック曲線		
	正規分布		
	指数分布		
	ワイブル分布		
	対数正規分布		
	(参考) 増減法		

<>内は推定値の決定係数
()内は現行値との差分

(参考)光ファイバの耐用年数の見直しに関する検討結果②

■ 監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（平成24年2月14日）について

3. 耐用年数の決定と変更

[1～11 略]

12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。
13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特典的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。

■ 耐用年数の推計方法について

撤去法

経過年数別の撤去率をもとに確率分布関数を仮定して、平均使用年数を推計する方式。

増減法

最新の残存ストックを実現するために、各年度の新規取得数を過去にさかのぼり、何年までの新規取得数を累積すればよいかを算定し、これを当該設備が一回転する期間とみなし、経済的耐用年数の推計を行う方式。

■ 推計に用いる7つの関数について（接続料の算定に関する研究会（第11回）（平成30年1月23日）NTT東日本・西日本提出資料別冊より抜粋）

(…) 光ファイバケーブルは、

- ・ ケーブルの素材である石英ガラスそのものの特性で見ると、経年劣化が少なく故障率は経年で一定であることが想定される
- ・ 被覆部や接続部等については経年劣化が起こりうると想定される
- ・ 更に、使用上の環境によって経年劣化の度合いに差があると想定される

といったように故障の傾向には様々な可能性が想定されることから、実際の耐用年数の検証や見直しの検討にあたっては、そうした故障の傾向との親和性がある複数の確率分布関数を用いて、多面的に検証を行う必要があるため、以下の7つの関数を用いているものです。個々の関数の特徴や利用例は以下の通りです。

指数関数	故障率が時間の経過とともに加速度的に増加していく物質の寿命を計測する基本的な関数。
ゴンペルツ曲線	一定の年齢を超えると死亡率が幾何級数的に増大する人間の死亡率を推計する関数として考案されたもの。システムの設備設計や信頼性評価に適用
ロジスティック曲線	発生数が多くなると、その増加にブレーキがかかる人口増加を説明する関数として考案されたもの。ゴンペルツ曲線と同様に、システムの設備設計や信頼性評価に適用。
正規分布	ある時点で集中的に故障が発生する摩耗故障に対応する分布。材料の強度分布としてよく用いられる。多くの部品からなる機械部品の故障やタイヤ、電球の寿命、材料強度に適用。故障率が時間にかかわらず一定である分布で、信頼性の分野で基本的な分布。
指数分布	種々の多数の要素から成るシステムにおいては、どの要素が故障してもシステムの故障が生じることから、故障間隔は指数分布に近づくことされる。材質的に故障率が時間にかかわらず一定となるような物品に適用。
ワイブル分布	金属材料の破壊強度（疲労寿命）の分布を表すために考案されたもの。物体の脆性破壊に対する強度や部品に対して応力・電圧・温度などの負荷が継続的に加えられる場合の故障現象に適用。（例：セラミクス、低温における鉄鋼、電子部品、人間の死亡）
対数正規分布	故障率が時間とともに増加した後、漸減する傾向を示す分布。材料の疲労寿命や修理時間等の分布に適用。（例：機械材料の破壊寿命、機器の修復時間や保全時間の分布、機械の実働荷重頻度分布、電子部品の故障分布）

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、NTT東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け①企業努力による更なる効率化・費用削減、②償却方法の定額法への移行、③コスト把握の精緻化を進め、平成28年度から令和元年度の算定期間においてNTT東日本では▲630億円、NTT西日本では▲537億円の費用削減。
- その後、令和3年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和3年5月28日付け総基料第124号）。令和2年度から令和4年度の接続料改定においては、平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組むこととし、固定資産の増加はあったものの、施設保全費等の効率化、後年度費用の軽減施策（設備補修の前倒し）等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映したところ、NTT東日本では▲518億円、NTT西日本では▲568億円の費用削減。
- 前算定期間（令和5年度から令和7年度まで）についても、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に際し同旨の要請を実施（令和5年7月31日付け総基料第162号）したことを踏まえ、今般の申請において、令和6年度には、NTT東日本で▲85億円、NTT西日本で▲95億円の費用削減があった旨、報告があった。
- なお、令和4年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和4年3月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

■令和6年度の加入光ファイバの費用削減

①企業努力による更なる効率化・費用削減

- ・局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- ・保守業務の内製化の推進による効率化
- ・請負工事会社とのシステム連携強化による保全・開通業務・施工管理業務の効率化
- ・光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による効率化
- ・電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による効率化 等

②加入光ファイバの耐用年数見直し（令和5年度に行った見直しによる効果）

■令和6年度の費用削減実績

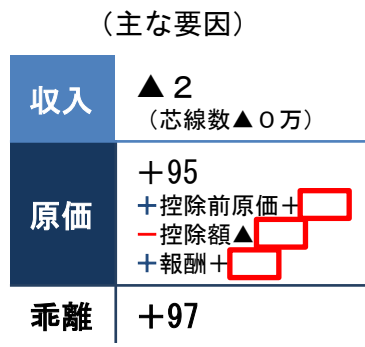
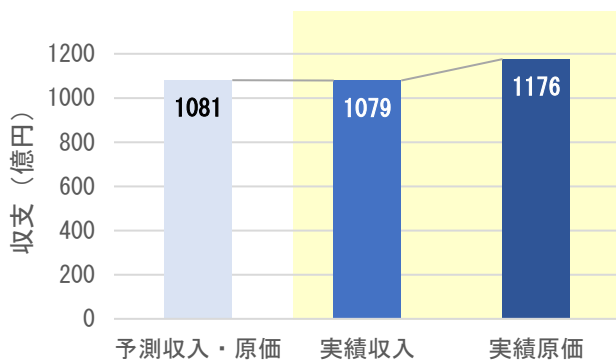
費用削減等に係る取組の影響額※（単位：億円）	NTT東日本	NTT西日本
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲24	▲46
施設保全費	▲20	▲38
管理・共通費	▲4	▲6
試験研究費	▲0	▲2
②光ファイバの耐用年数見直し	▲61	▲49
合計	▲85	▲95

※ 費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（令和3年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額。

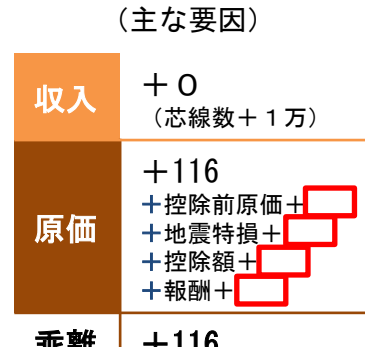
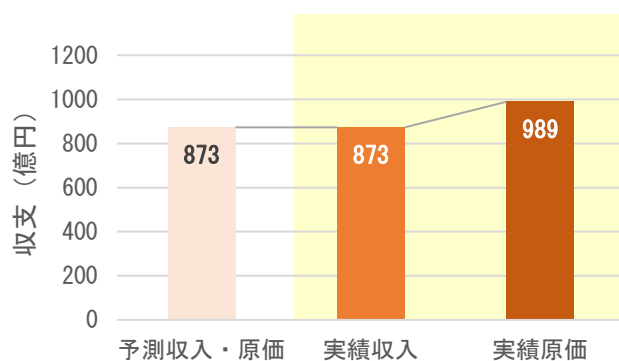
乖離額調整(1)前算定期間において生じた乖離額

- 接続料規則においては、第1号将来原価方式による接続料算定に生じた調整額については0と規定(第12条の2第1項)されており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額(乖離額)を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。**
- しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、3条許可(令和5年総基料第161号)により、(第1号将来原価方式により算定されているもの)特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている。
- 令和6年度・令和7年度においては、NTT東日本・西日本双方において**実績収入**(令和7年度については見込み額。以下同じ。)**は概ね予測値通り**であったものの、報酬において、**国債利回りの上昇**による自己資本利益率及び他人資本利率の上昇の影響等に起因する予測原価・実績原価の差額の**影響により、正の乖離額が生じている。**

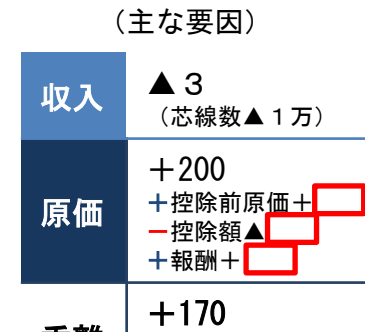
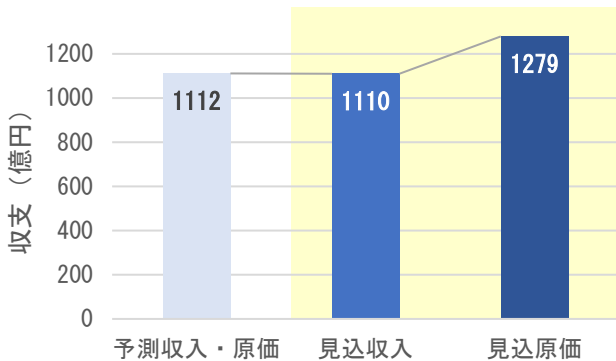
令和6年度実績 (NTT東日本)



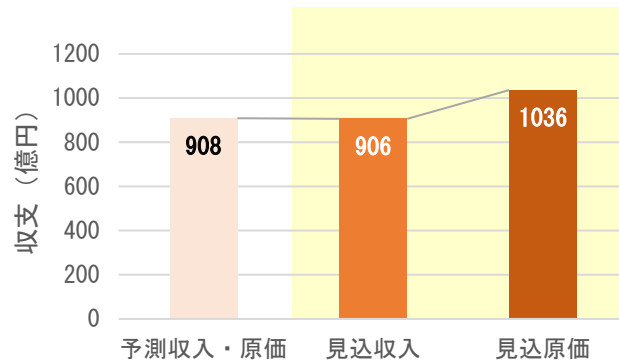
令和6年度実績 (NTT西日本)



令和7年度見込 (NTT東日本)



令和7年度見込 (NTT西日本)



乖離額調整(2)前算定期間において生じた乖離額の調整

- 今回、令和6年度・令和7年度に生じた乖離額(※1)の調整に係る3条許可申請があったところ、同申請においては、今次申請に係る接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、当該乖離額を**合算し、今次申請に係る5年間**(令和8年度～令和12年度)の**接続料原価に**、各年度の予測芯線数比に応じて**平準化して算入**することとされている。
 - これによる接続料単金への影響は、シェアドアクセス方式の場合、**NTT東日本で+82円/回線・月**、**NTT西日本で+93円/回線・月**。
- ※1 今回調整する「乖離額の見込み額」と令和8年度中に確定する「乖離額の実績額」の差分の調整をする際には、令和9年度以降の接続料の改定において別途3条許可が必要。

前算定期間の乖離額(今次申請で調整するもの)

	NTT東日本	NTT西日本
令和6年度乖離額	+97億円	+116億円
令和7年度乖離額(見込み値)	+170億円	+131億円



	NTT東日本	NTT西日本
	+267億円	+247億円

※ シングルスター方式とシェアドアクセス方式の原価範囲の違い(分岐端末回線分)を踏まえ、原価の比に応じて両方式に按分しているため、両方式で乖離額の単価が異なる。



乖離額調整の影響(NTT東日本)

乖離額調整の影響(NTT西日本)

シェアドアクセス	R8	R9	R10	R11	R12
1芯あたりコスト	2,262	2,349	2,393	2,435	2,471
乖離額	+82	+82	+82	+82	+82
接続料単金	2,344	2,431	2,475	2,517	2,553
シングルスター	R8	R9	R10	R11	R12
1芯あたりコスト	2,700	2,799	2,863	2,916	2,957
乖離額	+102	+102	+102	+102	+102
接続料単金	2,802	2,901	2,965	3,018	3,059

シェアドアクセス	R8	R9	R10	R11	R12
1芯あたりコスト	2,162	2,249	2,280	2,326	2,358
乖離額	+93	+93	+93	+93	+93
接続料単金	2,255	2,342	2,373	2,419	2,451
シングルスター	R8	R9	R10	R11	R12
1芯あたりコスト	2,749	2,856	2,907	2,976	3,023
乖離額	+120	+120	+120	+120	+120
接続料単金	2,869	2,976	3,027	3,096	3,143

乖離額調整(3)今次算定期間において生じる乖離額の扱い

- 今回の申請においても、**前算定期間と同様、今次算定期間における各年度の調整額を次年度以降の接続料原価に算入すること**に係る3条許可申請があった。
- このことを許可する場合、今次算定期間における毎年度の接続料収支が判明するたびに、速やかに調整（乖離額の接続料原価への算入）を行う。なお、乖離額の接続料原価への算入により接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、調整額を複数年度の接続料原価に分けて算入することがある。
- なお、調整に際しては、どのように接続料原価に算入するかについて、別途3条許可が必要。

■ NTT東日本・西日本からの許可申請の内容（抜粋）（令和8年1月16日付け東相制第000200000793号（NTT東日本）、相制第155500000755号（NTT西日本））

光信号端末回線伝送機能のうち第1号将来原価方式で算定する接続料について、2024年度の実績収入と実績原価の差額に加えて、2025年度における収入の見込み値と原価の見込み値の差額を、調整額として新たに算定する当期算定期間（2026年4月から2031年3月）の当該機能の接続料原価に加えること。

（理由）

接続料規則第12条の2は、第1号将来原価方式で算定した接続料を変更する場合、調整額を0とすると定めているが、光信号端末回線伝送機能に係る接続料の算定にあたっては、2023年7月に許可されている乖離額調整の考え方にに基づき、2024年度の実績収入と実績原価との差額に加えて2025年度における収入の見込み値と原価の見込み値との差額を織り込むこととするため。

また、毎年度の料金水準を平準化するため、2024年度の実績収入と実績原価との差額と2025年度における収入の見込み値と原価の見込み値との差額の合計を、新たに算定する当期算定期間（2026年4月から2031年3月）の接続料原価に、算定に用いる各年度の予測芯線数の比率に応じて加えて算定することとした。

■ 許可申請に係る接続約款の一部変更案上の規定

附則

1～7（略）

8 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の2に限り、以下この附則第10項までにおいて同じとします。）について、令和7年度以前に適用した網使用料の原価の実績値（令和7年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、令和8年度以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

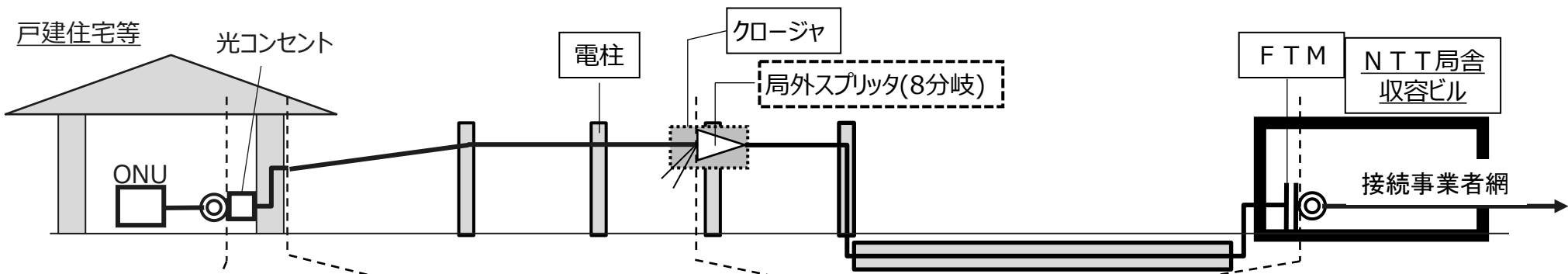
9 当社は、この改正規定に係る令和7年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和7年度に係るものに限り、以下この附則において「前期差額」といいます。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

10 当社は、**この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料**（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで適用するものに限り、以下この項において「網使用料」といいます。）について、**原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。**

11 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該**網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。**

シェアドアクセス方式に係る接続料(令和8年度申請接続料)

- NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線から主端末回線まで)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。
- 光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると1収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。
- 例えば、主端末回線に1芯線あたり4ユーザ収容した場合には、NTT東日本ではユーザ当たり1,242円、NTT西日本では1,360円でNTT局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。



	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線※3	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	228円(209円) /分岐端末回線	391円(407円) /分岐端末回線	37円(40円) /分岐端末回線	2,344円(1,833円) /主端末回線
NTT西日本	218円(201円) /分岐端末回線	503円(500円) /分岐端末回線	75円(72円) /分岐端末回線	2,255円(1,818円) /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
 ※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合のみ適用される。
 ※3 NTT東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。
 ※4 令和5年能登半島地震に起因する災害特別損失を接続料原価に算入した令和8年度接続料。
 ※5 括弧内は令和7年度適用接続料。

収容数ごとの1収容(ユーザ)あたり接続料

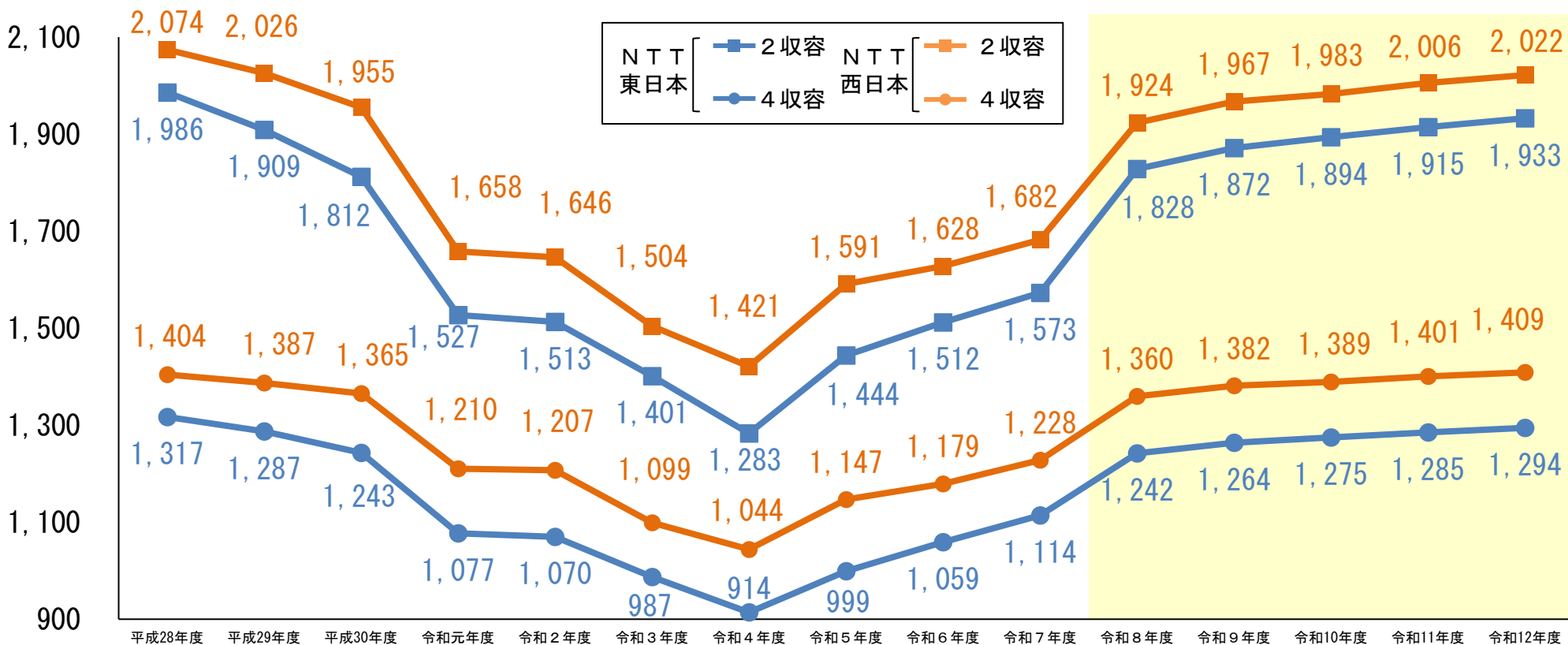
収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	3,000円	1,828円	1,437円	1,242円	1,125円	1,047円	991円	949円
NTT西日本	3,051円	1,924円	1,548円	1,360 ₉₉ 円	1,247円	1,172円	1,118円	1,078円

○ **接続事業者が1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料** (※1) について、例えば主端末回線に**1芯線当たり2ユーザ又は4ユーザ収容した場合の負担額は、乖離額調整や物価変動の反映等の影響により、令和8年度において、前算定期間と比較して大幅に増加し、令和12年度にかけて微増していく。**

○ 1芯線のユーザ収容数について、NTT東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、NTT東日本エリアでは 、NTT西日本エリアでは となっている (※2)。また、NTT東日本・西日本自身における回線収容数については、それぞれ (NTT東日本)、 (NTT西日本) となっている (※2)。

※1 「光信号主端末回線」(1回線の料金を各収容数で除したもの)、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。

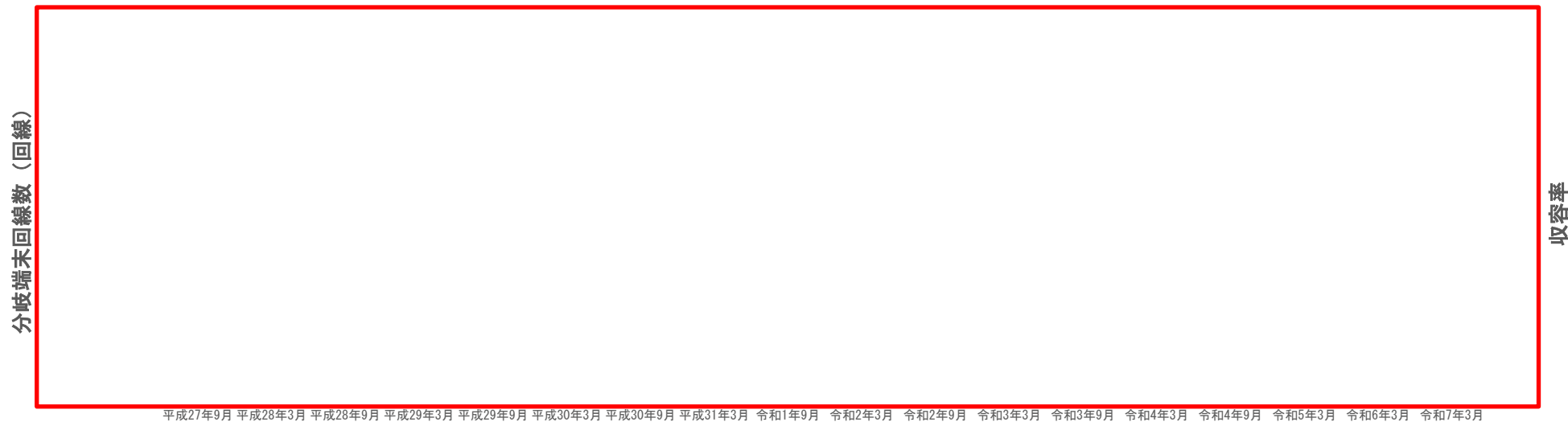
※2 回線収容数については、「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書等を踏まえた貴社の取組に関する報告について(要請)」(令和5年10月10日付け総基料第201号)に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新(令和7年3月末)の報告値。



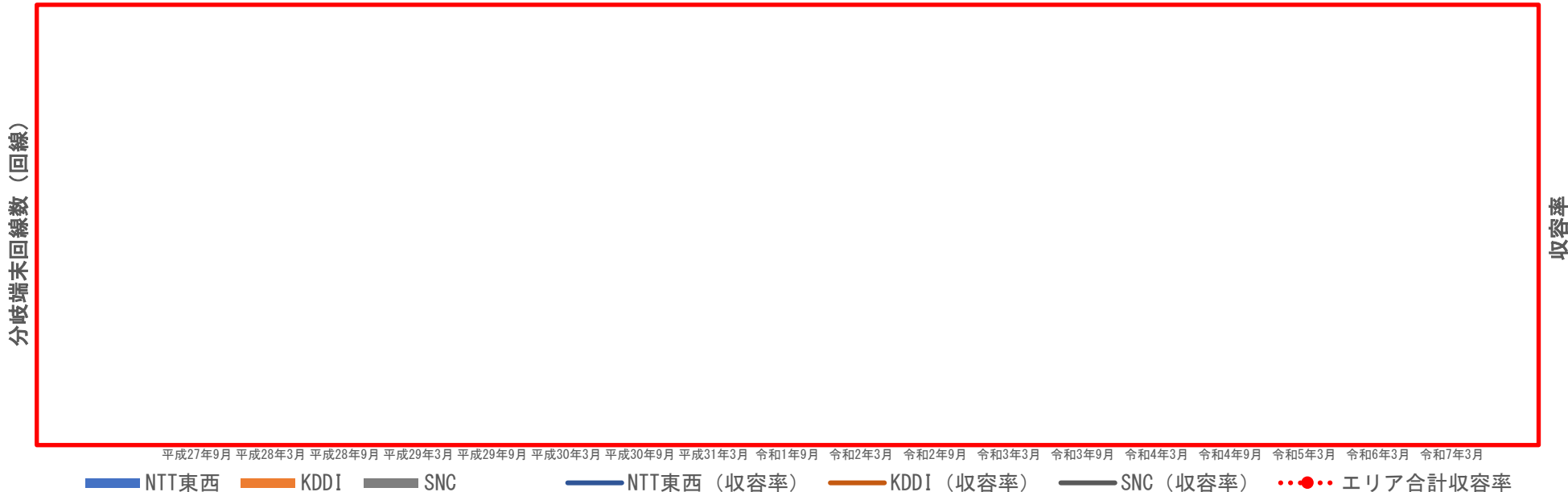
※ 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和5年度の申請料金を横置き。

(参考)1芯線あたりのユーザ収容数の推移

接続事業者毎の分岐端末回線数・収容率の推移 (NTT東日本)



接続事業者毎の分岐端末回線数・収容率の推移 (NTT西日本)



出典：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」10（平成27年9月18日付け総基料第176号）に基づく接続事業者毎の利用芯線数

分岐端末回線の接続料

- 分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。
- 加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**1回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

$$\begin{aligned}
 \text{接続料} = & \text{分岐端末回線の創設費} (\text{※1}) \div \text{耐用年数} + \text{分岐端末回線の創設費} \times \text{設備管理運営費比率} (\text{※2}) \\
 & + \underbrace{1 \text{回線あたり電柱創設費相当} (\text{※3}) \div \text{耐用年数}}_{\text{減価償却費相当}} + \underbrace{1 \text{回線あたり電柱創設費相当} (\text{※3}) \times \text{設備管理運営費比率}}_{\text{保守運営費相当}} \\
 & + \text{利潤 (他人資本費用、自己資本費用、利益対応税)} (\text{※4}) + \text{調整額}
 \end{aligned}$$

引込線コスト
電柱コスト

- 令和8年度においては、労務費等が上昇した一方、電柱の耐用年数見直しの影響で償却費が減少したことにより、1回線当たりコストはNTT東日本・西日本ともに低下したところ、調整額の影響により、**NTT東日本で▲7円の減、NTT西日本で+2円の増**。
- なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※5）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和6年度実績値）は、**NTT東日本で0.3%、NTT西日本で0.6%**となっている。

- ※1 減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、NTT東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。
- ※2 網改造料の算定式においては、**除却費を個別に支払うものとそれ以外**で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ**除却費を個別に支払う場合以外**の比率を用いている。
- ※3 引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線の総数で除して求める。
- ※4 自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。
- ※5 単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

■ 接続料（NTT東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

NTT東日本（円／回線・月）

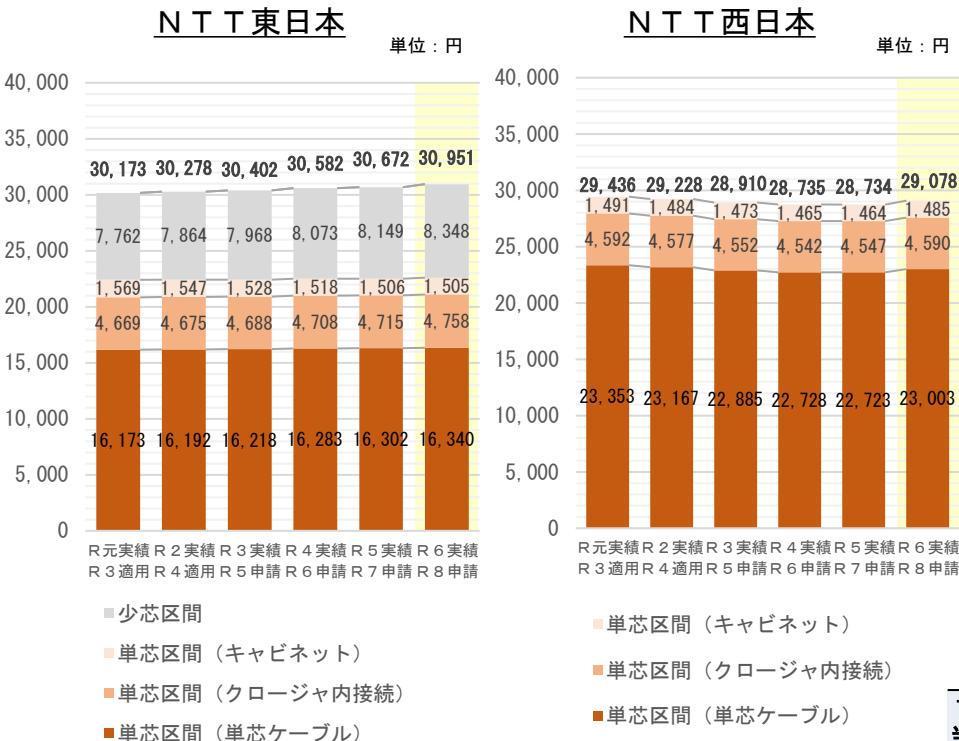
NTT西日本（円／回線・月）

	R4適用	R5適用	R6適用	R7適用	R8申請
1回線あたりコスト	373	345	360	376	369
調整額	▲44	▲18	7	31	20
分岐端末回線接続料	329	327	367	407	389

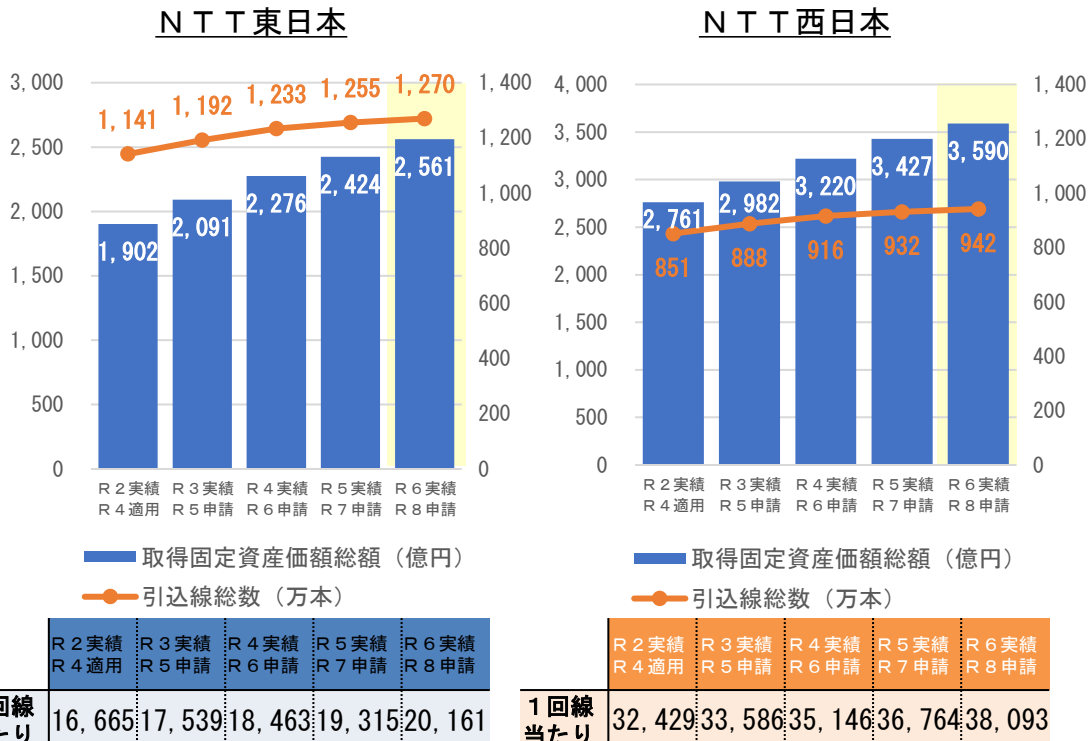
	R4適用	R5適用	R6適用	R7申請	R8申請
1回線あたりコスト	467	455	458	477	468
調整額	▲54	▲12	8	22	33
分岐端末回線接続料	413	443	466	499	501

分岐端末回線の接続料(原価構造)

■ 創設費 (引込線)



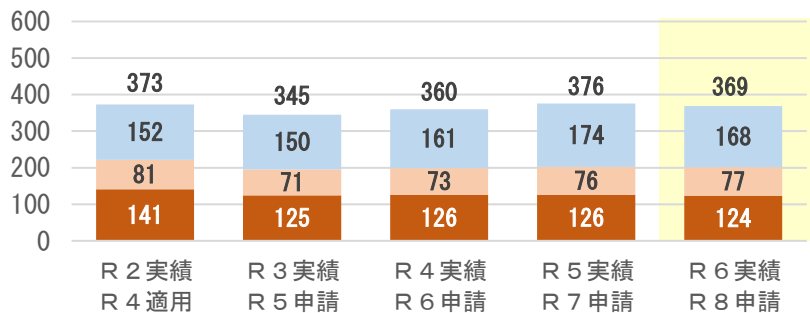
■ 創設費相当 (1回線あたり電柱)



■ 1回線あたりコスト

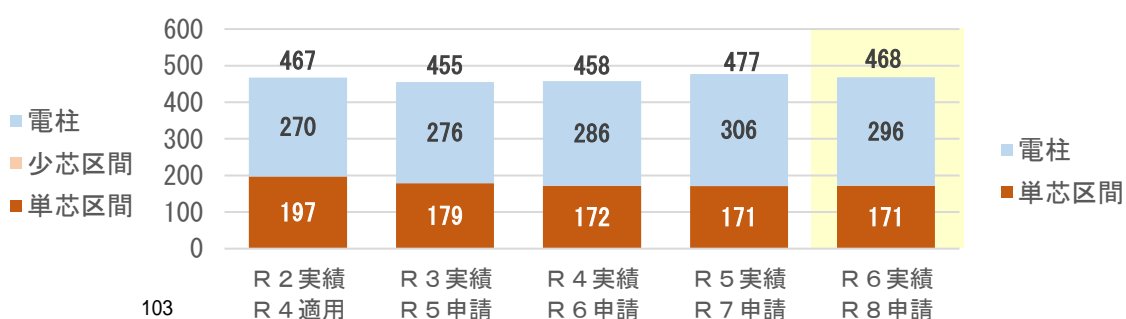
NTT東日本

単位：円/回線・月



NTT西日本

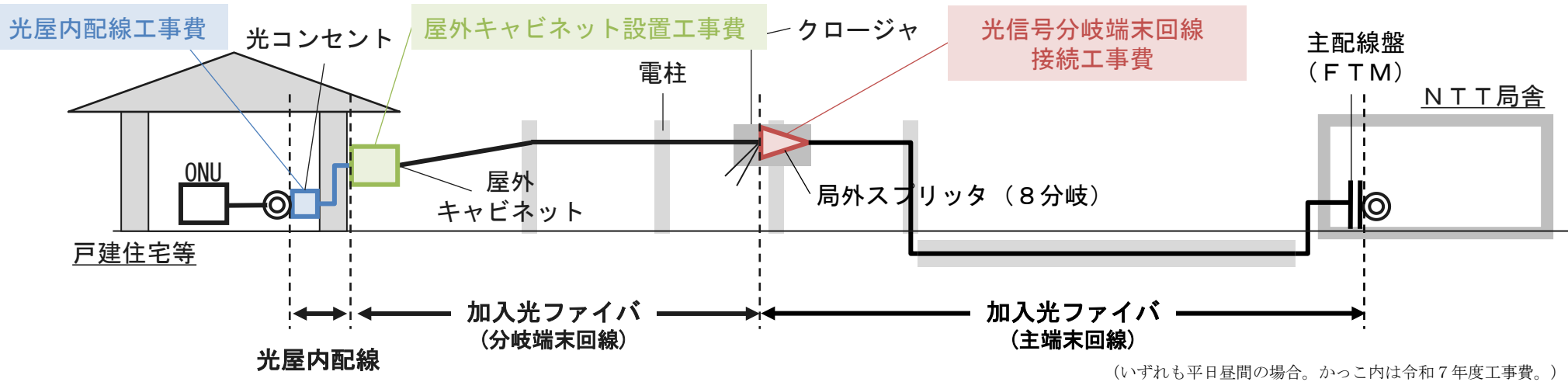
単位：円/回線・月



(参考)シェアドアクセス方式に係る工事費

- シェアドアクセス方式の加入光ファイバの利用に際しては、NTT東日本・西日本が種々の工事を行う必要があるが、主端末回線・分岐端末回線の設置工事に係るコストについては、それぞれの網使用料に含まれている(※1)。
- そのため、主端末回線・分岐端末回線以外の設備に係る工事費についてのみ個別の負担を要することとなるが、**分岐端末回線を新設する際の主要な工事費については、労務費・物件費・作業委託費の上昇により、令和8年度においてはいずれも上昇。**

■ シェアドアクセス方式に係る令和8年度工事費



(いずれも平日昼間の場合。かつこ内は令和7年度工事費。)

	光屋内配線工事費 (光屋内配線を新たに設置する場合)		屋外キャビネット設置工事費 (※2、3)	光信号分岐端末回線接続工事費 (※3)
	作業費	物品費		
NTT東日本	16,314円 (15,455円) /件	13,744円 (13,077円) /件	1,428円 (1,345円) /件	5,265円 (4,994円) /件
NTT西日本	15,850円 (15,001円) /件	13,265円 (12,608円) /件	1,572円 (1,411円) /件	4,612円 (4,446円) /件

既存の光屋内回線を転用する場合については、作業内容及び必要な物品に応じて、低廉な工事費が設定されている(※4)。

	光コンセントも含めて転用できる場合	光コンセントを新設する必要がある場合
NTT東日本	797円 (開通試験を実施しない場合) 6,203円 (実施する場合)	5,120円
NTT西日本	4,447円 (回線終端装置の撤去を同時に行う場合) 6,585円 (行わない場合)	5,595円 (回線終端装置の撤去を同時に行う場合) 7,733円 (行わない場合)

※1 平日昼間以外に分岐端末回線の設置工事を行うことを希望する場合には個別の負担を要する(光信号分岐端末回線設置等加算工事費)。 ※2 屋外キャビネットの利用がない場合は不要。
 ※3 調査により当該工事に係る作業委託費を把握し算定。 ※4 その他、利用事業者の変更がなく、光コンセントの位置を移動するために必要な工事を行う場合の工事費(工事費(27)-2イ)が設定。

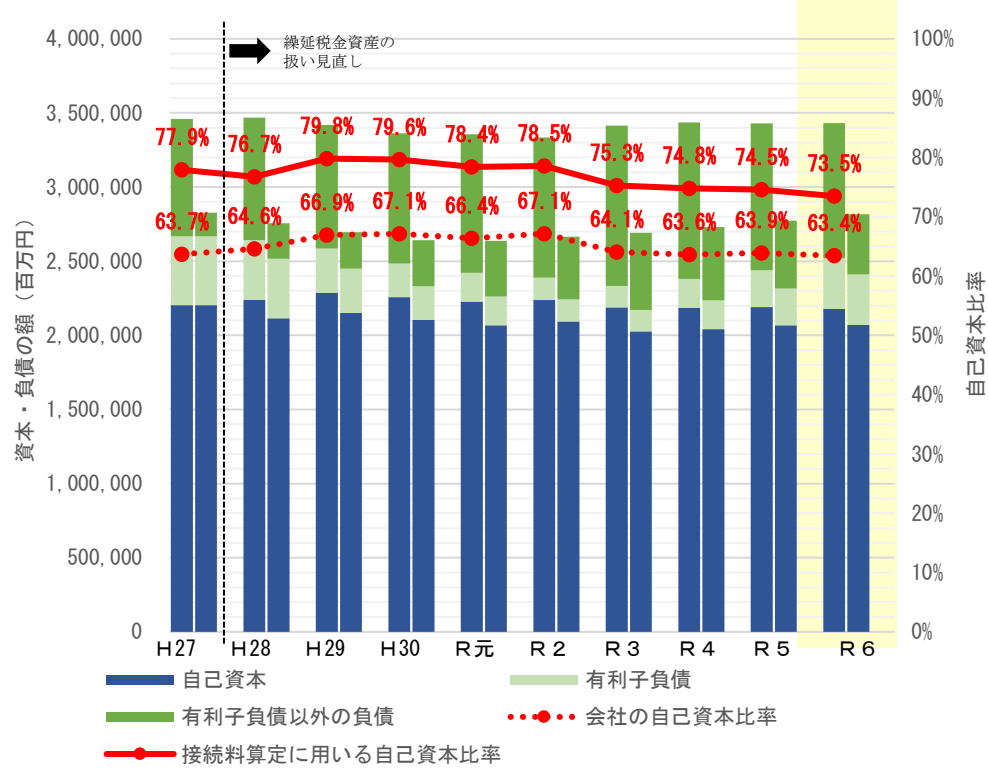
資本構成比の算定方法

○ NTT東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致**させて算定」（接続料の算定に関する研究会第4回会合 NTT東日本・西日本資料）している。

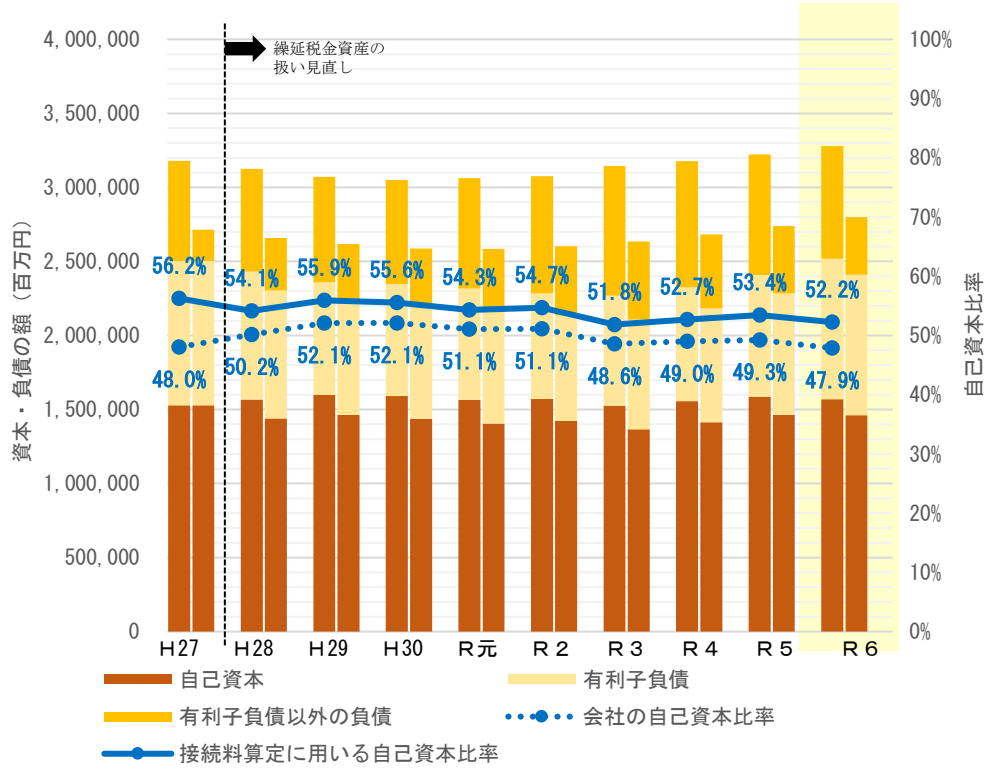
- 具体的には、NTT東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、
 - ・ 「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※1）については、自己資本から、
 - ・ それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、
 圧縮して資本構成比を算定している。

※1 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT東日本)



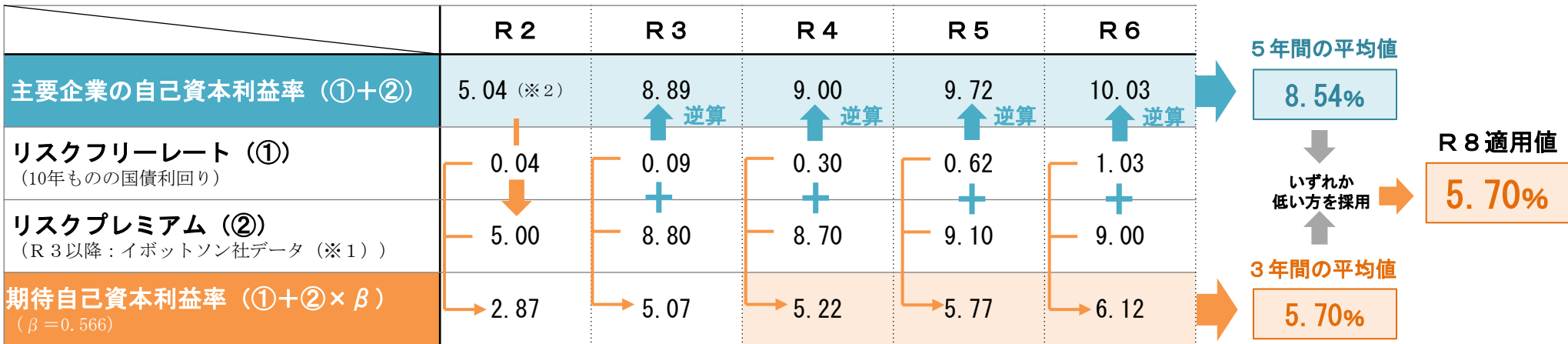
左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT西日本)



実績原価方式における自己資本利益率の算定

- 今次申請に用いる自己資本利益率は、リスクプレミアムは減少（前年度▲0.1）したものの、リスクフリーレートの上昇（前年度+0.41）より上昇。
- 期待自己資本利益率の算定基礎となるリスクフリーレート（10年ものの国債利回り）について、令和3年12月に日本銀行が長期金利の変動幅の上限を引き上げたことにより、金利上昇局面に転じているところ、今次申請の算定対象の全期間が金利上昇局面となったことも期待自己資本利益率の変動要因となっている。

■ 自己資本利益率の算出方法



※1 Copyright © 2025 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。
 ※2 NEEDS (株式会社日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク) の財務データより、全国4証券取引所に上場しており、7期連続で決算データを取得が可能な単体決算開示企業 (金融業及び外国企業を除く。) の平均値を使用。

■ 第一種指定電気通信設備接続料規則 (抄)

(自己資本費用)

第12条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。
 自己資本費用=当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

- (略)
- 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間 (リスク (通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。) の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。) の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。
 期待自己資本利益率=リスクの低い金融商品の平均金利+β×(主要企業の平均自己資本利益率-リスクの低い金融商品の平均金利)
- 前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。
- (略)

主な変更内容等 (P. 4～45)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～29)
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 30～32)
- ③ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 33～37)
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 38～41)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等) (P. 42～45)

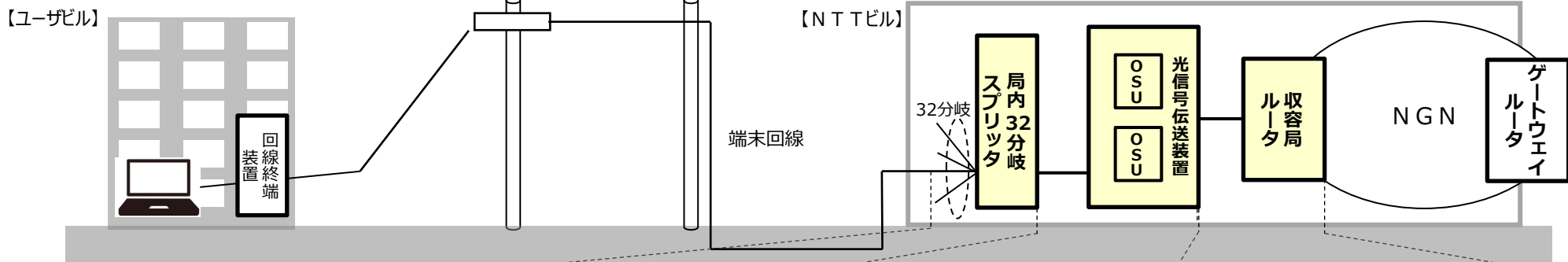
その他の変更・報告内容等 (P. 46～70)

- ① 令和8年度のその他の接続料の改定等 (P. 47～55)
- ② 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 56～70)

参考資料 (P. 71～92)

- NTT東日本は、令和8年3月31日に最大概ね25Gbps※のFTTHアクセスサービスの提供を開始する予定であり、当該サービスの提供にあたっては、100Gbit/sインタフェースに対応できる收容局ルータ及び25Gbit/sインタフェースに対応できる光信号伝送装置・局内32分岐スプリッタを導入することから、これらの設備に係る新たな接続料を設定。
- 新たに設定する接続料について、光信号伝送装置・局内32分岐スプリッタは4年1か月間（令和8年3月～令和11年度）、收容局ルータは3年1か月間（令和8年3月～令和10年度）の第一号将来原価方式にて算定され、併せて、各年度の実績収入と実績原価の差額を調整するための第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可申請がなされた。
- また、新たな收容局ルータについては特定の packets を識別する機能を有しないが、「一般第一種指定收容ルータ」として取り扱うこととするための第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可申請がなされた。
- なお、接続機能提供当初は、PPPoE方式に対応する網終端装置等の開発・導入が必要なため、IPoE方式のみに対応予定であり、PPPoE方式については準備が整い次第、提供を開始する予定。

※ 現行のNTT東日本・西日本のFTTHアクセスサービスは、最大概ね1Gbps～10Gbps。



※下記以外は、既存の接続機能を用いる。

新設備		局内32分岐スプリッタ	光信号伝送装置	收容局ルータ
法定機能 (接続料規則第4条)		光信号分離機能	その他末端回線伝送機能	端末系ルータ交換機能
接続機能 (接続約款)		光信号多重分離機能	末端回線伝送機能 (光信号伝送装置)	端末系ルータ交換機能
		新設備に対応したメニューを新設	新設備に対応したメニューを新設	新設備に対応したメニューを新設
接続 料金	設定単位	1局内スプリッタあたり	1光信号伝送装置あたり +1OSUあたり	1收容局ルータあたり
	料金額 (タイプ1-2)	2,058円/月	・本体:58,188円/月 ・OSU:71,885円/月	1,219,417円/月

イーサネットフレーム伝送機能の接続料

- イーサネットフレーム伝送機能とは、接続事業者が自網をNTT東日本・西日本のゲートウェイスイッチ及びゲートウェイルータに接続してNTT東日本・西日本のイーサネット網を利用するための機能。主な対象設備として、イーサネットスイッチ、ルータ※1及び伝送路設備などがある。
- イーサネットフレーム伝送機能については、前算定期間に引き続き今次算定期間においても、**装置等のマイグレーションを実施**しており、移行期間における**接続料の急激な変動を緩和**し、水準の平準化を図るため、**接続料規則第8条第2項第2号に基づき、複数年度（5か年）の将来原価方式により算定。**
- 現行装置（イーサネットスイッチ等）及び更改後装置（ルータ等）については、**令和6年度接続会計実績を基に、令和8年度～12年度の設備別費用を算定。**
- NTT西日本については、前算定期間中に装置等のマイグレーションを見据えた設備投資を当初の予定より前倒しで実施した影響で乖離額が大きくなっていることに加え、今次算定期間においても相対的に多額の投資が継続することを見込むことから接続料原価が増加。需要については直近の状況等を踏まえ増加を見込む。この結果、**「1 Gbpsの符号伝送が可能なもの」の接続料は、NTT東日本で約23%の低減、NTT西日本は概ね変動なし。**

※1 令和3年1月14日公布の省令改正（令和3年総務省令第1号）により対象設備として追加

■ 接続料原価及び需要

			NTT東日本		NTT西日本	
			令和8～12年度	令和3～7年度※3	令和8～12年度	令和3～7年度※3
イーサネットフレーム 伝送機能	MA内 設備	接続料 原価	102,438百万円 (▲3.8%)	106,436百万円	138,421百万円 (+28.3%)	107,902百万円
		需要※2	197,293Mbps (+20.8%)	163,378Mbps	275,087Mbps (+24.1%)	221,622Mbps

※2 帯域換算係数加味後

■ 接続料（1 Gbpsの符号伝送が可能なもの）

			NTT東日本		NTT西日本	
			令和8～12年度申請接続料	令和3～7年度※3	令和8～12年度申請接続料	令和3～7年度※3
イーサネットフレーム 伝送機能	MA内 設備	1 Gbps	673,546円 (▲22.6%)	870,078円	643,147円 (+0.5%)	640,101円

※3 令和3～7年度の数値・金額は、補正申請後のもの。

主な変更内容等 (P. 4～45)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～29)
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 30～32)
- ③ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 33～37)
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 38～41)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等) (P. 42～45)

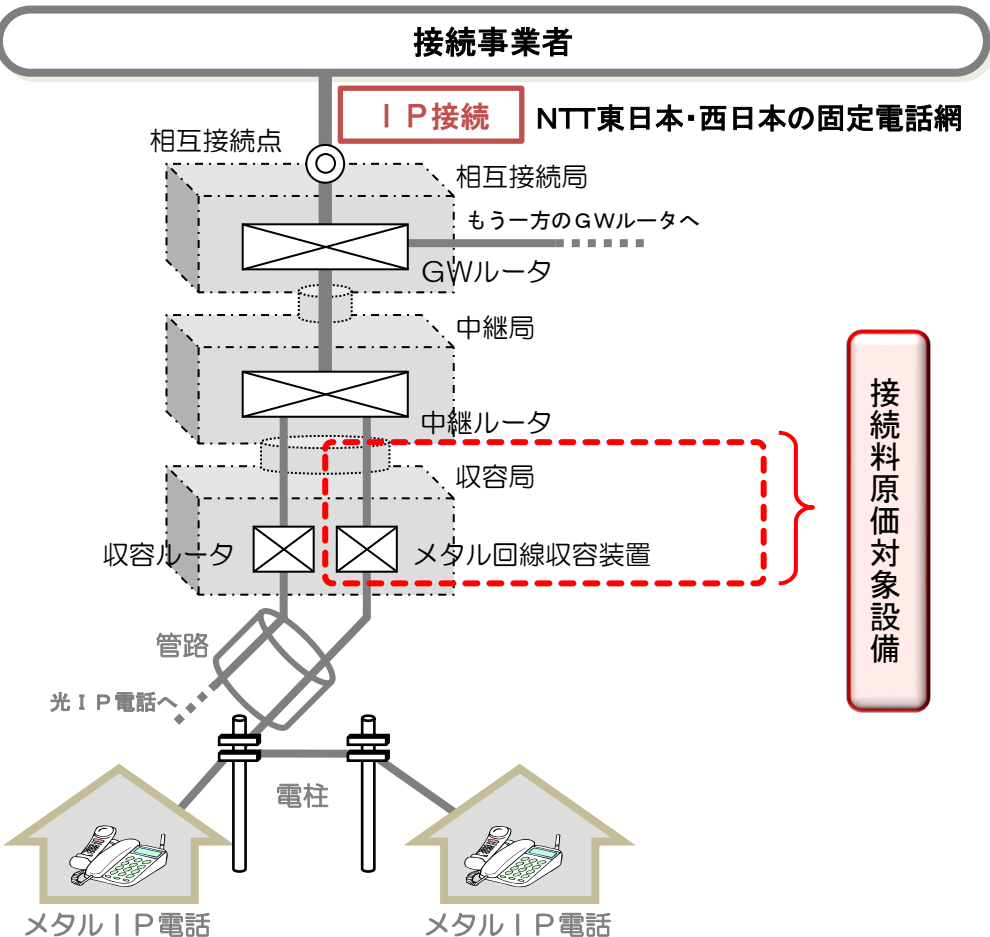
その他の変更・報告内容等 (P. 46～70)

- ① 令和8年度のその他の接続料の改定等 (P. 47～55)
- ② 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 56～70)

参考資料 (P. 71～92)

○ 長期増分費用（LRIC：Long-Run Incremental Costs）方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
- 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。

※ 2～3年毎に実施。令和7年1月1日以降からは、第9次IPモデルを適用。

接続料の算定及び接続約款への反映

- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し。
- 接続約款の変更
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。

<参考 令和7年度の認可接続料>

組合せ適用接続機能： 東日本：4.14円／3分 西日本：3.88円／3分

※ 毎年度実施。

■ 接続料の改定額

区分	単位	令和8年度	令和7年度
① メタル回線収容機能	1秒ごとに	0.0328553円	0.0274529円
② 一般中継系ルータ接続伝送機能	1秒ごとに	0.0343089円	0.0223891円

■ 算定根拠

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第9次IP-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

主な機能/要素機能	令和8年度	令和7年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	23,427	23,588	▲0.7%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	24,463	19,237	27.2%

算定根拠（IP-LRICモデルに入力する通信量）

（1）サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

$$\text{「令和7年度下期+令和8年度上期」予測通信量} = \text{「令和6年度下期+令和7年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①令和7年10月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和7年11月～令和8年9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、令和7年4月～10月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における令和6年10月及び令和6年11月～令和7年9月の構成比を用いて加重平均したもの。

<ZA内・ZA間・IP接続>

（単位：百万回、百万時間）

		「R7下+R8上」予測通信量			「R6下+R7上」実績通信量			対前年同期予測増減率		
		東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本	
ZA内	回数	1,368	649	719	1,609	761	848	▲14.9%	▲14.6%	▲15.2%
	時間	32	16	16	38	19	19	▲17.5%	▲17.2%	▲17.7%
ZA間	回数	427	216	211	478	241	237	▲10.6%	▲10.2%	▲11.0%
	時間	8	5	4	10	5	5	▲13.7%	▲13.6%	▲13.8%
IP接続	回数	4,774	2,380	2,394	5,515	2,758	2,758	▲13.4%	▲13.7%	▲13.2%
	時間	126	64	62	158	81	77	▲20.1%	▲20.8%	▲19.3%

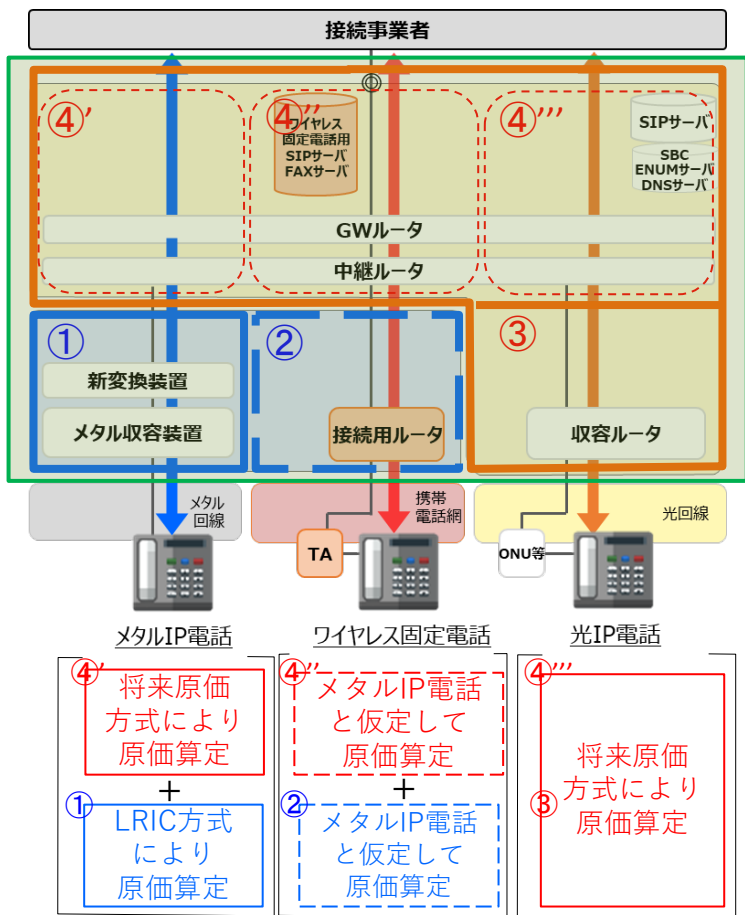
（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

○ サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

（単位：百万時間）

		令和8年度	令和7年度	増減率
メタル回線收容機能/メタル回線收容部	時間	198	239	▲17.0%
一般中継系ルータ接続伝送機能/一般中継系ルータ接続伝送部	時間	198	239	▲17.0%

- IP網へ移行後（令和7年1月以降）、組合せ適用接続機能に係る接続料を設定。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話ごとの設備に係る費用を相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均することにより算定。
- 長期増分費用方式により算定しているメタルIP電話固有設備（①）については、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、東西均一接続料となっている。
- **組合せ適用接続機能に係る接続料は、令和7年度の接続料（東日本：4.14円、西日本：3.88円（3分当たり））と比較して、東日本で19.4%、西日本で20.7%増加している。**



■音声接続料

	単金	3分当たり
組合せ適用接続機能	東日本:1.62376円/回 西日本:1.36147円/回	東日本:4.94円 西日本:4.69円
	東日本:0.0184238円/秒 西日本:0.0184705円/秒	

	単金	3分当たり
メタルIP電話及び ワイヤレス固定電話 (将来原価方式による算定部分を含む)	東日本:0.54240円/回 西日本:0.44909円/回	東日本:12.67円 西日本:12.58円 ①のみ 東日本:12.09円 西日本:12.09円
	東日本:0.0673481円/秒 西日本:0.0673783円/秒	

	単金	3分当たり
光IP電話 (令和7年3月の認可により、令和11年3月まで同額)	東日本:1.97404円/回 西日本:1.67132円/回	東日本:2.14円 西日本:1.76円
	東日本:0.0009319円/秒 西日本:0.0004984円/秒	

主な変更内容等 (P. 4～45)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～29)
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等(P. 30～32)
- ③ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等(P. 33～37)
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 38～41)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等) (P. 42～45)

その他の変更・報告内容等 (P. 46～70)

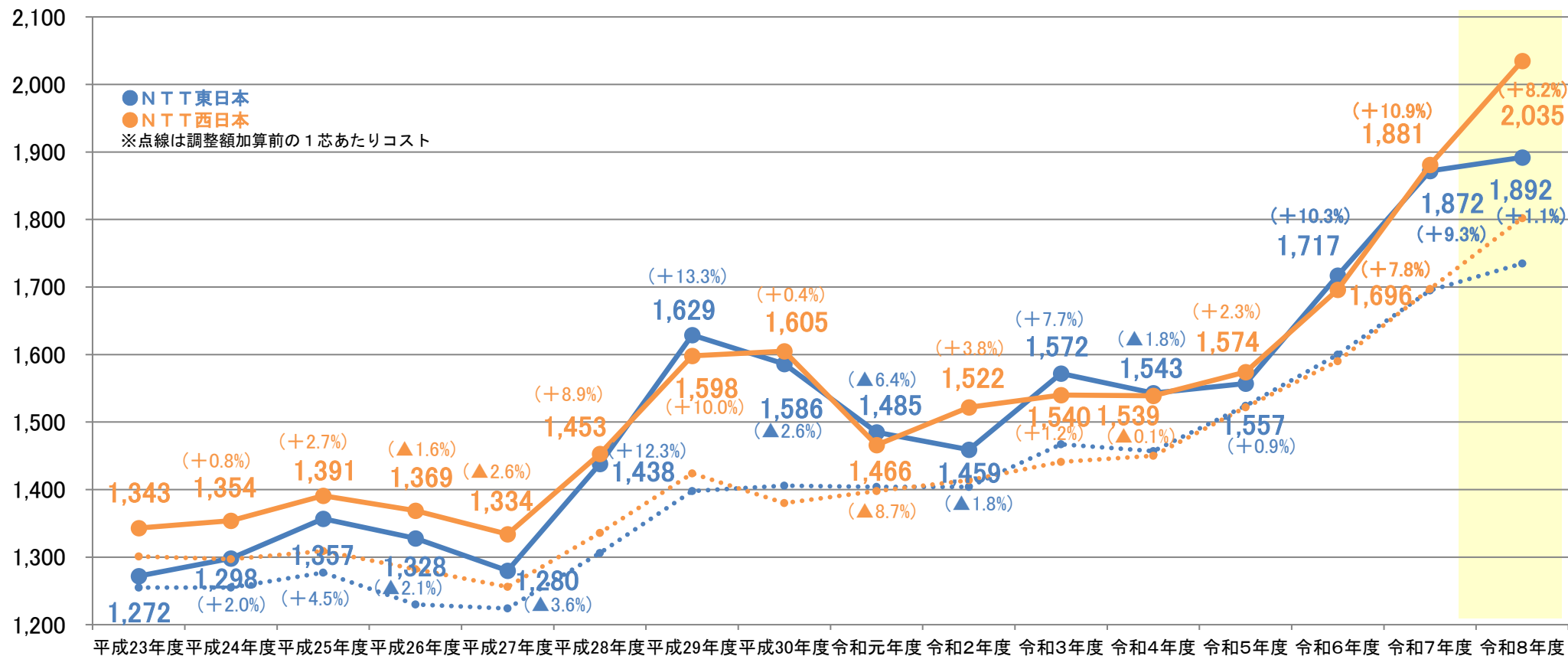
- ① 令和8年度のその他の接続料の改定等 (P. 47～55)
- ② 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 56～70)

参考資料 (P. 71～92)

ドライカップの接続料の推移

- ドライカップ接続料の算定における需要であるメタルサービス（加入電話・直収電話やDSLサービス等）に係る回線数は、光サービス等への需要移行等により継続的に減少。
- 今回の改定案におけるドライカップの令和8年度接続料について、NTT東日本・西日本とも、費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続している中で、令和7年度と比べて上昇。

(単位:円/回線・月)



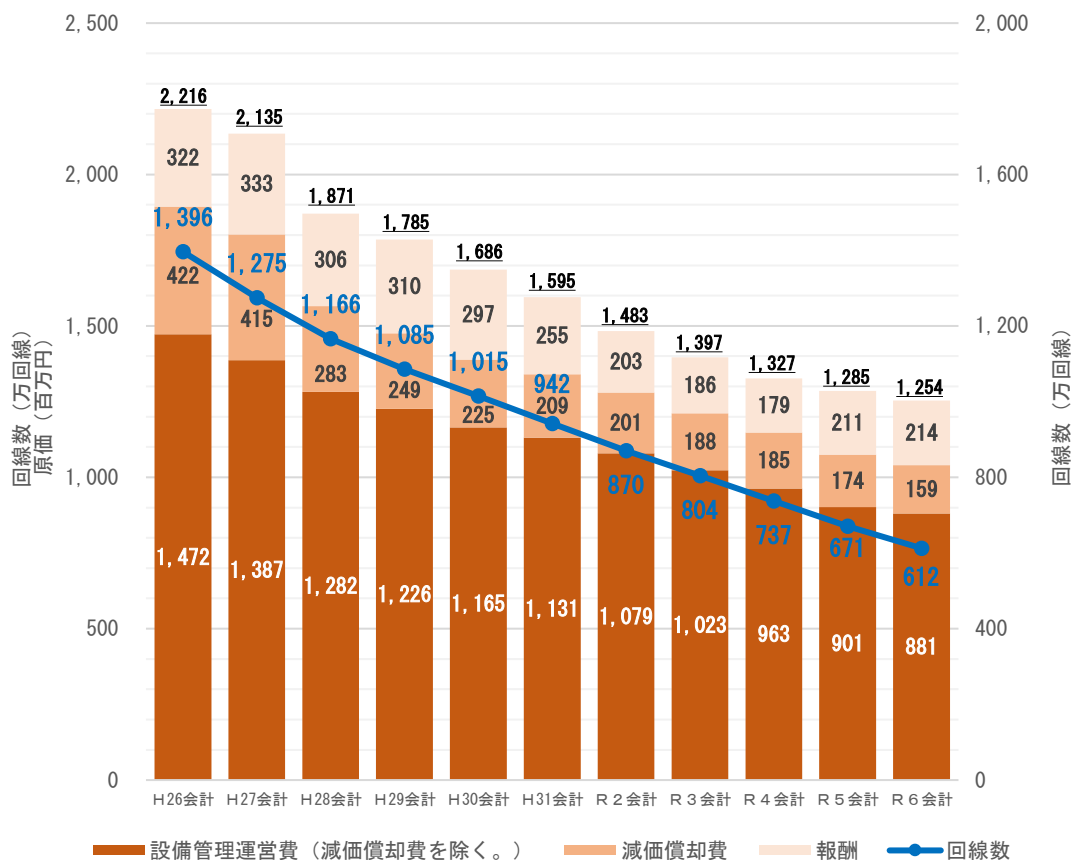
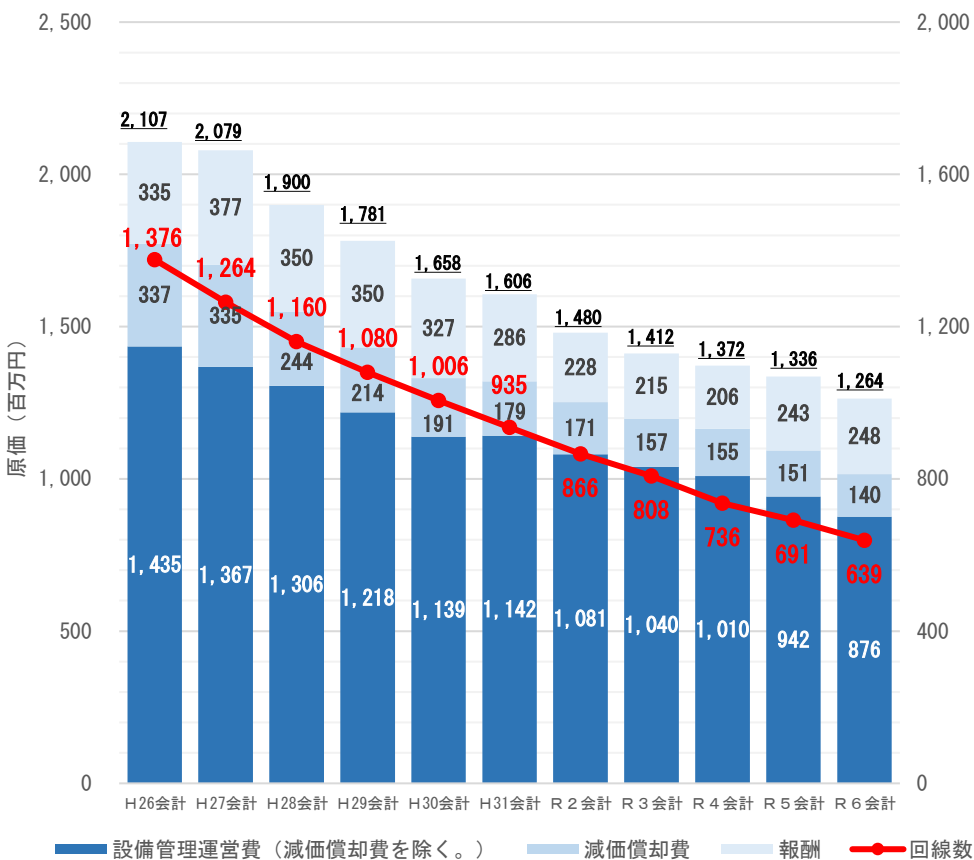
※1 回線管理運営費を含む。
 ※2 各年度の4月1日時点での適用料金(令和8年度接続料は現在申請中のもの)。
 ※3 災害特別損失を接続料原価(本資料では報酬(利潤)を含む。以下同じ。)に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)、NTT西日本の平成30年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)及び令和7年度から令和8年度までの接続料(令和5年能登半島地震に起因する災害特別損失)。

ドライカツパの接続料に係る需要及び原価

- ドライカツパ接続料については、加入者回線設備のうち、ドライカツパとして利用することができる「**メタル設備のみを用いる加入者回線**」のコスト等を基礎として算定される（※1）ところ、当該加入者回線に係る需要及び原価については、次のとおり。
- メタルサービスの需要の減少やそれに伴う設備の効率化等により、令和6年度においては、**令和5年度と比較すると、**
 - ・ **需要については、NTT東日本で▲8%、NTT西日本で▲9%の減少**
 - ・ **原価については、NTT東日本で▲5%、NTT西日本で▲2%の減少** となっている。

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要 (NTT東日本)

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要 (NTT西日本)

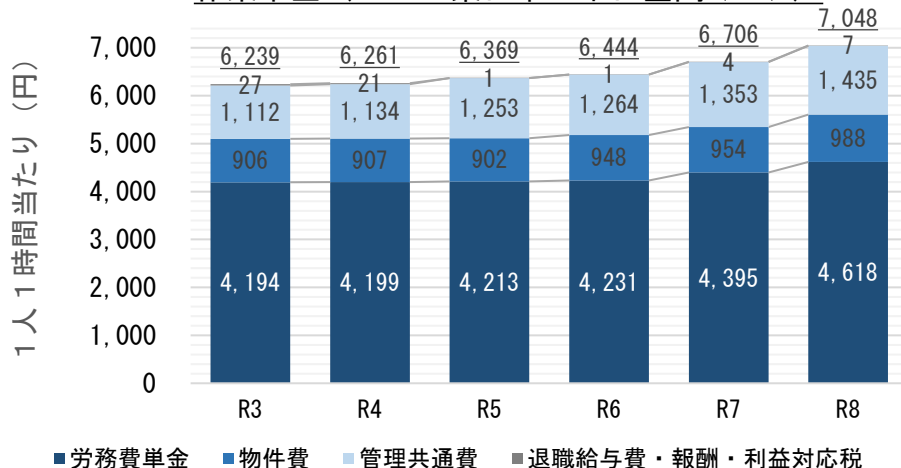


※1 メタル回線の接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のもの、②地下区間（上部区間）に光ファイバ設備を用いて局外R T（※2）に収容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外R T収容回線相当のもの（上部区間の未利用芯線コストを局外R T収容回線比で按分したもの）を除いた額をドライカツパ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線（加入電話等に使用）接続料の原価としている。

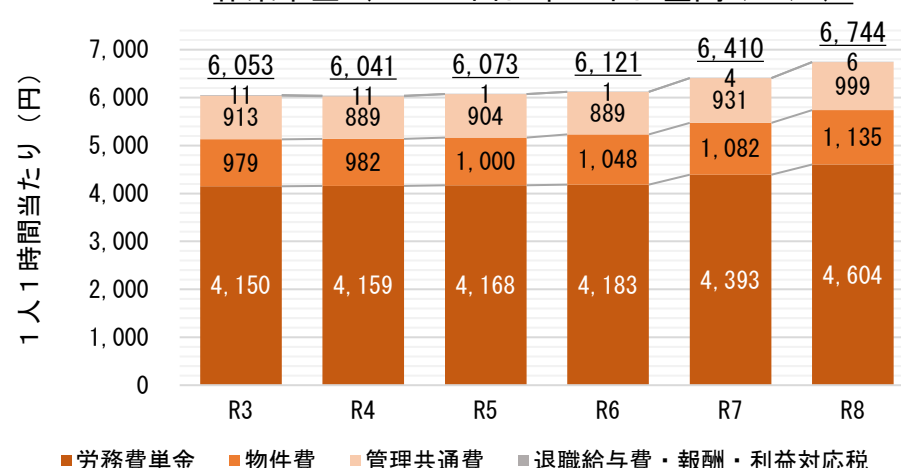
※2 遠隔収容装置（R T : Remote Terminal）は、複数のメタル回線を光ファイバに多重化し、局内設備に接続する装置

- NTT東日本・西日本が行う**接続に係る業務に関する工事費・手続費**については、実績原価方式により毎年度改定。
- 工事費・手続費の算定に用いる**作業単金**については、令和8年度において、人件費の増加等の影響を受けた**労務費単金**（※1）、**管理共通費の増加等**に伴い、NTT東日本・西日本とも上昇した。

作業単金（NTT東日本・平日昼間（※2））



作業単金（NTT西日本・平日昼間（※2））



※1 NTT東日本・西日本の施設保全部門の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金を除く。）について労務費削減率（実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、退職・再雇用による労務費の削減を考慮するもの）を考慮した上で、当該部門における稼働要員数・年間実労働予定時間（225日×7.5時間）で除して算定。

※2 平日昼間以外の作業単金については、平日昼間の労務費単金のうち基礎給与分にNTT東日本・西日本における労務費割増率（平日夜間：0.35 平日深夜：0.75 土日祝昼夜間：0.45 土日祝深夜：0.85）を乗じた労務費単金を用いて算定。

■ 光屋内配線に係る工事費

・ 光屋内配線に係る工事費について、**屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定される**（平成26年度に実施した再計測。工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが判明。）**ため、平成27年度の接続料の改定等に係る審議会での議論を踏まえて、総務省は、毎年度配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映するよう要請**（平成27年3月31日付け総基料第63号）。

・ 今回、NTT東日本・西日本において配管の有無を調査したところ、その比率は平成26年度と令和7年度で**有意な差が認められなかった**ことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。

・ **物品費及び作業単金の上昇**により、NTT東日本・西日本ともに当該工事費は上昇。

光屋内配線に係る工事費 （屋内配線を新設する場合）

NTT東日本		NTT西日本	
R8申請	R7適用	R8申請	R7適用
16,314円 (+859円)	15,455円 (+573円)	15,850円 (+849円)	15,001円 (+615円)

（1件あたり。かつこ内は対前年度増減額）

主な変更内容等 (P. 4～45)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～29)
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等(P. 30～32)
- ③ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等(P. 33～37)
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 38～41)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等) (P. 42～45)

その他の変更・報告内容等 (P. 46～70)

- ① 令和8年度のその他の接続料の改定等 (P. 47～55)
- ② 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 56～70)

参考資料 (P. 71～92)

1. 接続料規則第3条に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	100Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係る扱い（新収容ルータの取扱い、乖離額調整）【NTT東日本のみ】	新規	新たに導入する100Gbit/sインタフェースに対応した収容局ルータについて、 一般第一種指定収容ルータとして取り扱うこと
2		新規	今回、 第1号将来原価方式で算定した 端末系ルータ交換機能（100G）の 当期算定期間（令和8年3月～令和10年度） において生じる 実績収入と実績原価の差額を、令和11年度以降の接続料原価に算入 すること
3	25Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係る扱い（乖離額調整）【NTT東日本のみ】	新規	今回、 第1号将来原価方式で算定した 光信号多重分離機能・端末回線伝送機能（25G）の 当期算定期間（令和8年3月～令和11年度） において生じる 実績収入と実績原価の差額を、令和12年度以降の接続料原価に算入 すること
4	加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和6年度及び令和7年度の乖離額の調整）	継続	第1号将来原価方式で算定した 光信号端末回線伝送機能の令和6年度の実績収入と実績原価の差額に加えて、令和7年度における収入の見込み値と原価の見込み値の差額を、 現行接続料申請時の三条許可の考え方 に基づき、調整額として新たに算定する当期算定期間（令和8年度～令和12年度）の接続料原価に算入すること
5	加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和8年度から令和12年度までの乖離額調整）	継続	今回、 第1号将来原価方式で算定した 光信号端末回線伝送機能の 令和7年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額に加えて、当期算定期間（令和8年度～令和12年度） において生じる 実績収入と実績原価の差額を令和9年度以降の接続料原価に算入 すること
6	令和5年度能登半島地震に伴う災害特別損失の扱い【NTT西日本のみ】	継続	今回申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第二様式第二（損益計算書）の特別損失に計上した 災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定 することを求めるもの。
7	実績需要が無かった機能の接続料の扱い【NTT東日本のみ】	継続	通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもの）の6.144Mbit/sの符号伝送が可能のものであって、エコノミークラスのものうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、 令和6年度の実績需要が0となり、令和8年度接続料が算定できないため、令和7年度適用接続料における料金を準用 することを求めるもの。
8	災害時用公衆電話に係る費用の扱い	継続	災害時用公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定 することを求めるもの。
9	ワイヤレス固定電話接続機能の接続料の扱い	継続	ワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御等機能は、総務省令に基づき金属IP電話接続機能と仮定して接続料を算定するため、 接続料表に接続料を規定しないこと 。

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）附則第6項に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第4条の表5の項に規定する関門系ルータ交換機能（IPoE方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る 接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額 することを求めるもの。

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）
（遵守義務）

第3条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）

附則

（1～5 略）

6 事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

- NTT西日本においては、令和6年能登半島地震に伴う災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することについて、昨年度に引き続き、3条許可申請が行われている。

■ NTT西日本からの許可申請内容(抜粋)

6. 接続料規則第7条（原価算定に用いる資産及び費用） 関連

申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二（損益計算書）の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定すること。

（理由）

2023年度に発生した能登半島地震に伴う今回の災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、これらは第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営にあたって当然生じる費用であり、また、接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなるため、接続料の算定にあたっては、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため。

令和8年度に適用する接続料申請に用いる設備区分別費用

（単位：百万円）

	電気通信事業	管理部門											利用部門	
		NGN・ひかり電話網	端末系伝送路(メタル)	主配線盤(メタル)	端末系伝送路(光)	主配線盤(光)	通話料対応設備(LRIC)	データ系設備	番号案内設備	公衆電話設備	専用線設備	網改造料等		
営業費用(①)	1,040,210	480,864	99,138	107,227	3,587	108,121	2,542	55,382	31,469	1,396	4,535	12,648	54,818	559,346
特別損失(②)	3,118	3,116	23	1,582	-7	1,366	-1	22	7	0	0	18	106	2
合計(①+②)	1,043,328	483,980	99,162	108,808	3,580	109,487	2,541	55,404	31,476	1,396	4,535	12,667	54,923	559,348

項目	概要	接続約款上の機能	機能の利用状況
番号案内機能の廃止	省令改正により、アンバンドル機能から除外されたため、規定を削除するもの。	<ul style="list-style-type: none"> • 番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続） • N P S 交換機利用機能 • 番号データベース接続機能 • 番号情報データベース登録機能 • 番号情報データベース利用機能 	<ul style="list-style-type: none"> • 「番号案内サービス接続機能」は令和7年12月末時点で4事業者が利用。 • 上記事業者には機能の廃止予定を通知済み。

その他の変更・報告内容等

主な変更内容等 (P. 4～45)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～29)
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等(P. 30～32)
- ③ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等(P. 33～37)
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 38～41)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等) (P. 42～45)

その他の変更・報告内容等 (P. 46～70)

- ① 令和8年度のその他の接続料の改定等 (P. 47～55)
- ② 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 56～70)

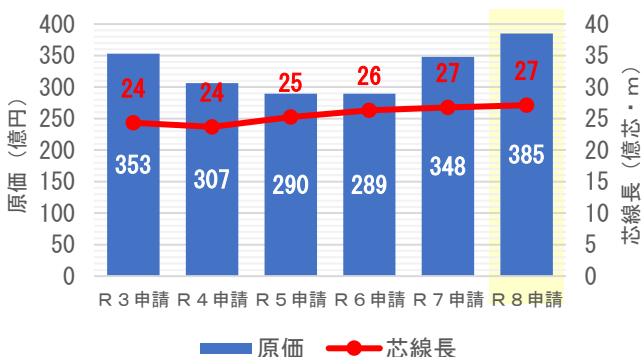
参考資料 (P. 71～92)

中継光ファイバ及び局内光ファイバの接続料

中継光ファイバ

- **中継光ファイバ**は通信用建物間に設置された光ファイバであり、**芯線単位で利用可能**（一般光信号中継伝送機能）であるほか、**WDM**（波長分割多重）**装置が設置されている区間においては波長単位で利用可能**（特別光信号中継伝送機能）。
- 芯線単位で利用する場合の接続料は**芯・m単価**で設定されており、波長単位で利用する場合は、芯線単位の接続料を当該区間における利用波長数で除した料額（にWDM装置のコストを網改造料の算定式に準じて算定した額を加えた額）で利用することができる。
- 接続事業者は、接続事業者向けウェブサイトの中継光ファイバに係る情報（始点・終点、芯数、概算ケーブル長、空き情報等）を**無償で閲覧可能**。

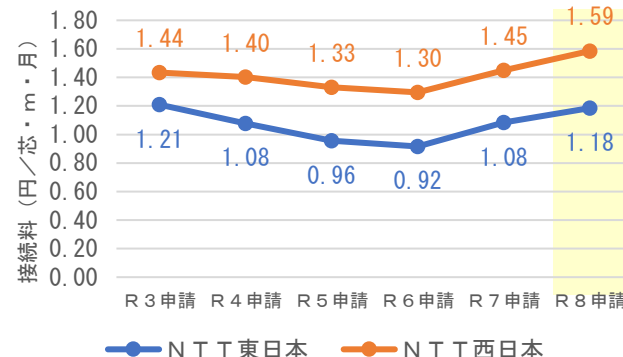
原価・需要（NTT東日本）



原価・需要（NTT西日本）



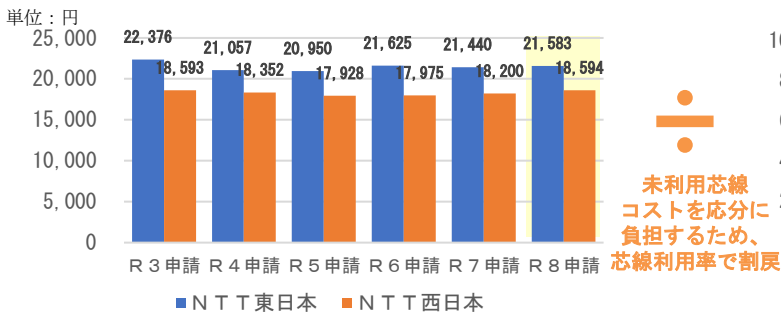
中継光ファイバの接続料（芯線単位利用）



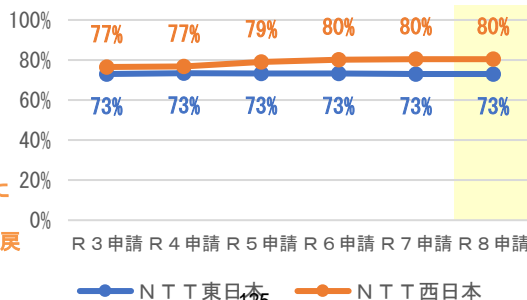
（局内光ファイバのうち、同一敷地内にある別の通信用建物間に設置されたものについても、利用形態を踏まえ、中継光ファイバと同額を適用）

- **局内光ファイバ**は通信用建物内に設置された光ファイバであり、芯線単価で接続料が設定され、芯線単位で利用可能。

ケーブル1芯あたり創設費（前年度9月末値）

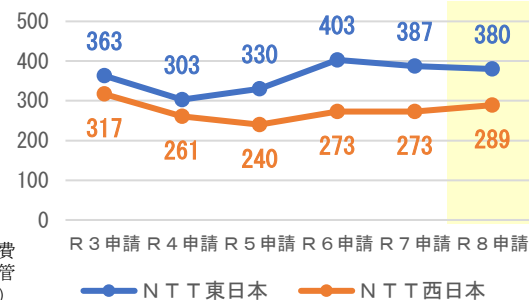


芯線利用率（前年度9月末値）



網改造料の算定式に準じて算定（県間設備に関する費用等を除外した設備管理運営費比率を使用）

局内光ファイバの接続料



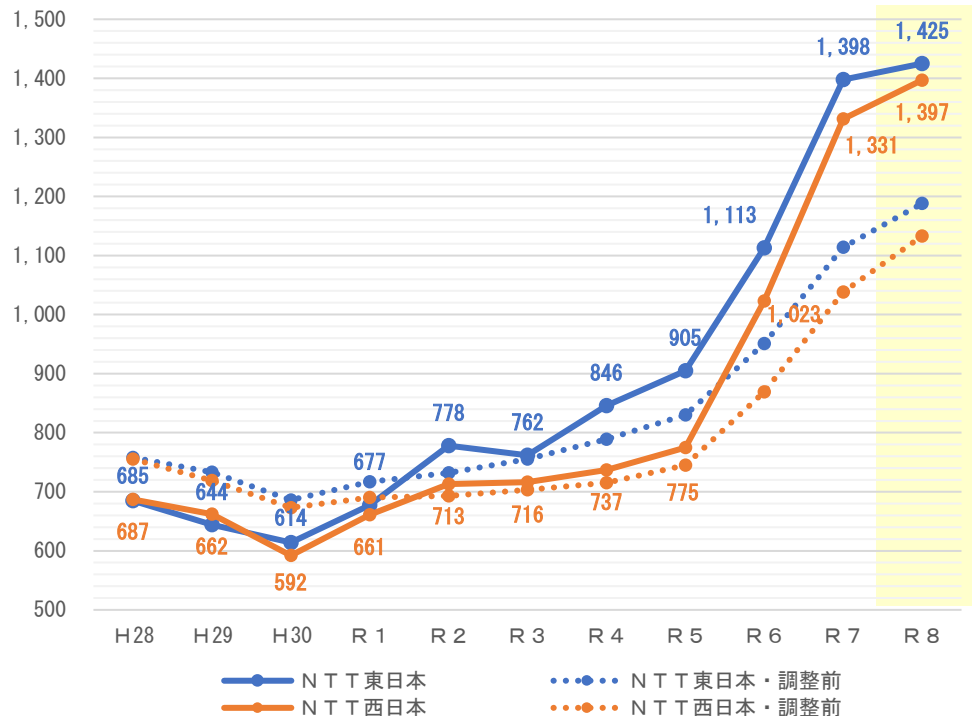
（局内光ファイバの平均ケーブル長に各種類（2芯～32芯）のケーブル1m当たりの物品費・取付費を乗じて算定。）

電柱及び管路・とう道の利用に係る料金

- NTT東日本・西日本が設置する電柱及び管路・とう道のうち、**第一種指定電気通信設備との接続に必要不可欠な区間**（義務的区間・義務的提供）**の利用に係る料金・提供条件等については、接続約款に規定**されている（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号に規定する接続約款記載事項）。
- ここで、義務的区間・義務的提供の考え方については、
 - ・ 電柱については、**通信用建物の敷地内の電柱及び電柱上にP O Iを設置する場合に最低限必要な1又は複数の電柱**
 - ・ 管路・とう道については、**通信用建物から工事可能な最も近いNTT東日本・西日本が指定するマンホール等**（第一マンホール）**まで**とされている。
- **電柱については取得固定資産価額**（※1）、**管路・とう道については正味固定資産価額**を基礎として、接続料の算定方法に準じて料金を定めることとされており、毎年度、改定が行われている（設備管理運営費比率については、県間設備に係る費用等を除外して算定したものを使用。）。
 ※1 自立柱（立地条件等で支線を設置することができない場合に採用される高強度の電柱）以外の電柱を新設する場合の建柱費と舗装破砕復旧費の実績を基に取得固定資産価額を算定し、添架可能ポイント数（8。平成19年度11月8日の料金改定で6から変更。）で除する。
- 令和8年度においては、**電柱については物品費の高騰等による取得固定資産価額の上昇により値上がり、管路・とう道についても設備管理運営費比率の上昇により値上がり**となっている。

電柱使用料

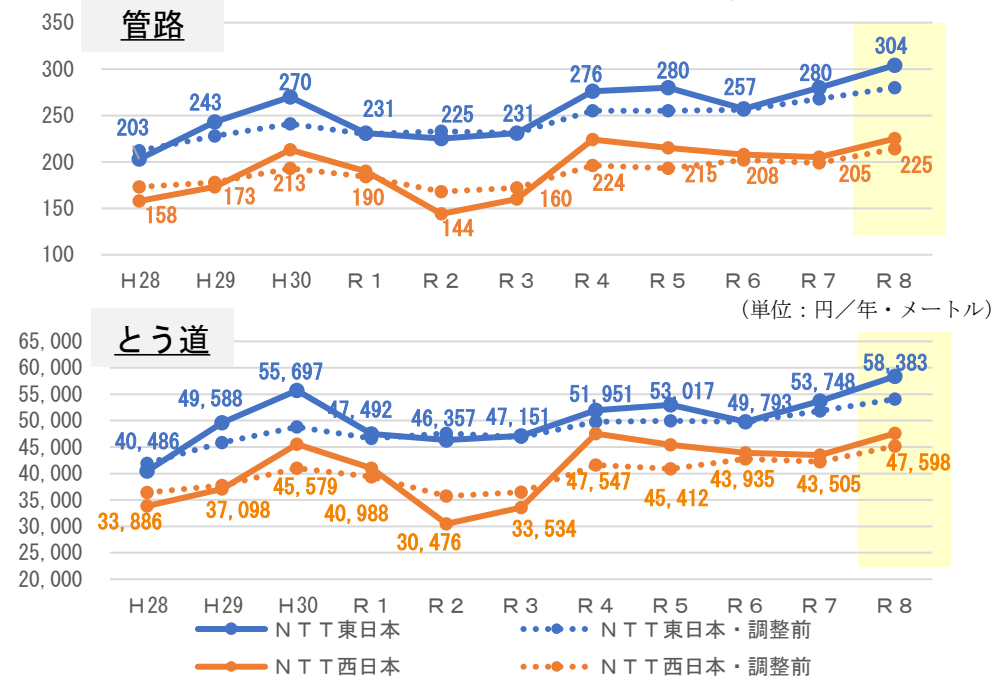
（単位：円／年・使用箇所）



管路・とう道に係る料金

（都道府県の区域毎に定められている料金の平均）

（単位：円／年・条・メートル）

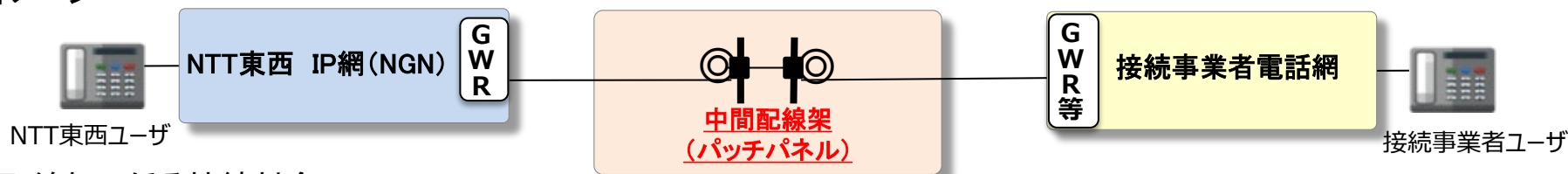


- 令和3年1月14日公布の**省令改正**（令和3年総務省令第1号）**により**、県間通信用設備（IP音声県間接続及び優先パケット県間接続）と同様に**指定設備である県内設備と一体的に利用される中間配線架（パッチパネル）**についても、「**第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの**」と位置づけられ、**接続料に準じた負担及び条件等の設定**を求められることとなった。
- 中間配線架は、光IP電話接続機能を利用するために用いられるものであることから、IP網への移行期間におけるその他NGN接続料と同様にNGNに係る接続料の算定に準じ、令和6年12月まで将来原価方式に準じた算定を行ってきたところだが、各接続事業者の需要の終局や追加投資が予定されていないことを踏まえ、令和7年1月からは実績原価方式に準じて算定。
- 各設備ごと（架、ポートパネル、ジャンパ）の**令和6年度の必要設備量合計と調達物品単価を基に、網改造料の算定方式により創設費・年経費を算定**。
- 将来原価方式に準じて算定を行っていた令和6年4月～12月の期間における予測と実績の差分等の乖離額調整を実施。
- なお、中間配線架は事業者間における意識合わせを踏まえ、東京に2架*1、大阪に2架*1設置し、各者1架当たり32ポート*2ずつ割り当て（NTT東日本・西日本を含めた11者それぞれに東京、大阪それぞれ64ポート割り当て）。共用L2SW利用事業者（全15者）は1事業者分のポートを全者で共有。

※1 設備の冗長化。

※2 冗長化の観点から他事業者（共用L2SW含む）1者当たり2ポートの割り当て（11者×2ポート＝22ポート）及び今後新規参入をする事業者が現れた場合の予備ポート（10ポート（5者分））。

■設備イメージ



■ 中間配線架に係る接続料金

		令和8年度 申請接続料 <small>（令和6年4月～令和6年12月に生じた乖離額調整後の金額）</small>	令和7年1月～令和8年3月 申請接続料 <small>（令和3年度～令和5年度に生じた乖離額調整後の金額）</small>
NTT東日本	コスト(千円)	-※	676
	需要(ポート)	-※	640
	接続料金(円/ポート・月)	-※	88
NTT西日本	コスト(千円)	369	665
	需要(ポート)	672	640
	接続料金(円/ポート・月)	46	87

※当該接続料の算定にあたり土地料金及び建物料金を使用することから、これら料金の算定誤りが明らかになったNTT東日本においては、変更認可申請を見合わせ、令和7年3月認可料金を継続して適用。（土地料金及び建物料金と合わせて認可申請の¹27週及精算を行う予定。）

実績原価方式に基づく主な接続料 料金表①

① 端末回線伝送機能

区分	単位 (月額)	令和8年度 (カッコ内は調整前)		令和7年度 (カッコ内は調整前)		
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカッパ〕※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	51円 (45円)	69円 (61円)	58円 (46円)	86円 (64円)
	回線 部分	1回線 ごと	1,841円 (1,690円)	1,966円 (1,741円)	1,814円 (1,649円)	1,795円 (1,633円)
帯域分割端末 伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	1,172円 (252円)	1,812円 (374円)	244円 (169円)	221円 (152円)
	MDF 部分	1回線 ごと	88円 (72円)	71円 (63円)	76円 (65円)	68円 (59円)
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,100円 (1,250円)	1,021円 (1,165円)	1,031円 (1,217円)	1,012円 (1,159円)
通信路設定伝送機能を組 み合わされるもの※1	2線式 のもの	1回線 ごと	1,787円 (1,643円)	1,918円 (1,698円)	1,764円 (1,603円)	1,749円 (1,591円)
光屋内配線を利用する 場合の加算額※2		1回線 ごと	228円 (209円)	218円 (200円)	209円 (198円)	201円 (190円)

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。
 ※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

② 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分	単位 (月額)	令和8年度 (カッコ内は調整前)		令和7年度 (カッコ内は調整前)			
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本		
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバー タ〕※3	100Mb /s	非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	319円 (430円)	—	377円 (432円)	—
	1Gb/s		1回線 ごと	815円 (1,129円)	393円 (542円)	983円 (1,138円)	410円 (556円)
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕 ※3	局内4分岐のもの		1回線 ごと	120円 (149円)	79円 (157円)	107円 (141円)	98円 (161円)

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

③ 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	令和8年度 (カッコ内は調整前)		令和7年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・ 1メートルごと	1,184円 (1,095円)	1,585円 (1,445円)	1,083円 (1,064円)	1,445円 (1,374円)

実績原価方式に基づく主な接続料 料金表②

⑥通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

⑦公衆電話機能

区分			単位 (月額)	令和8年度 (カッコ内は調整前)		令和7年度 (カッコ内調整前)		
				NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
通信路設定伝送機能	一般専用に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4 kHz	同一MA内の場合	1回線ごと	11,945円 (10,830円)	9,803円 (9,525円)	10,900円 (10,051円)	8,912円 (8,863円)
			上記以外の場合	1回線ごと	15,772円 (13,473円)	12,826円 (11,903円)	13,470円 (12,060円)	11,332円 (10,900円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	3,730円 (2,520円)	920円 (750円)	2,710円 (1,970円)	710円 (650円)
	高速デジタル伝送に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉※	64 kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	11,309円 (10,249円)	9,292円 (9,022円)	10,326円 (9,516円)	8,455円 (8,399円)
			上記以外の場合	1回線ごと	14,920円 (12,744円)	12,145円 (11,267円)	12,752円 (11,412円)	10,738円 (10,319円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	3,520円 (2,380円)	870円 (710円)	2,560円 (1,860円)	670円 (610円)
		1.536 Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと	230,988円 (170,753円)	167,667円 (125,719円)	185,401円 (145,864円)	172,016円 (122,933円)
			上記以外の場合	1回線ごと	317,652円 (230,633円)	236,139円 (179,599円)	243,625円 (191,368円)	226,808円 (169,013円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	84,480円 (57,120円)	20,880円 (17,040円)	61,440円 (44,640円)	16,080円 (14,640円)

区分	単位	令和8年度 (カッコ内は調整前)		令和7年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	6.1848円 (4.5421円)	5.3833円 (3.8933円)	4.7611円 (3.6524円)	3.7146円 (2.9545円)

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

主な工事費・手続費・コロケーション料金等 料金表

①工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和8年度単金		令和7年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	7,048円	6,744円	6,706円	6,410円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	8,235円	7,778円	7,766円	7,370円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	9,592円	8,963円	8,979円	8,468円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	8,576円	8,076円	8,070円	7,645円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	9,932円	9,259円	9,282円	8,743円

②管路・とう道等の料金の改定

(i) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	令和8年度平均料金 (カッコ内は調整前)		令和7年度平均料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
		管路	1条当たり 1メートルごと	304円 (280円)	225円 (214円)
とう道	1メートルごと	58,383円 (54,082円)	47,598円 (45,192円)	53,619円 (52,173円)	43,722円 (42,313円)
土地	1平方メートル ごと	—※2	788円 (711円)	1,341円 (1,231円)	713円 (667円)
建物	1平方メートル ごと	—※2	25,043円 (24,564円)	30,055円 (30,476円)	24,899円 (23,951円)

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。

※2 過年度の土地料金及び建物料金の算定誤りが明らかになったため、変更認可申請を見合わせ、令和7年3月認可料金を継続して適用。(土地料金及び建物料金と合わせて認可申請の上、適及精算を行う予定。)

(ii) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	令和8年度料金 (カッコ内は調整前)		令和7年度料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
		電柱使用料	1使用箇所数ごと	1,425円 (1,188円)	1,397円 (1,133円)

③個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※3)した上で、設備管理運営費を算出(※4)している。

※3 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率)+共通割掛費((物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)

※4 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)+減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(i) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分	令和8年度数値		令和7年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	交換機械設備	0.273	0.327	0.279	0.329
	電力設備	0.975	0.815	0.977	0.870
	伝送機械設備	0.161	0.269	0.162	0.249
	無線機械設備	0.703	0.265	0.703	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.087	0.077	0.113	0.090
	土地及び通信用建物以外	0.002	0.003	0.002	0.002
共通割掛費比率	0.054	0.104	0.045	0.094	

(ii) 年額料金の算定に係る比率

区分	令和8年度数値		令和7年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
設備管理 運営費比率※5	端末回線伝送機能	0.025	0.023	0.025	0.023
	端末系交換機能	0.045	0.044	0.047	0.045
	中継系交換機能	0.036	0.038	0.040	0.038
	中継伝送機能	0.044	0.043	0.047	0.042
	通信用設備合計	0.045	0.043	0.047	0.044
データ系設備合計	0.112	0.093	0.109	0.094	

※5 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(iii) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分	令和8年度数値		令和7年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	受電設備	1.334	1.122	1.354	1.168
	発電設備	0.685	1.249	0.656	1.086
	電源設備及び蓄電池設備	0.907	0.776	0.926	0.833
	空気調整設備	1.570	2.160	1.582	2.173
設備管理 運営費比率	電力設備及び 空気調整設備	0.020	0.020	0.017	0.019

その他の規定整備

(1) 特別光信号中継伝送機能のみなし利用料に関する規定整備

- **特別光信号中継伝送機能**（中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能）において、「線路設備調査申込回答を当社（NTT東日本・西日本）が行った日から12ヶ月が経過する日」と「工事の完成通知に記載した期日」のいずれか早い日をもって、当該機能の利用を開始したものとみなす旨規定されているところ、NTT東日本・西日本の責任によって接続機能の提供に遅れが生じた場合については、当該期間をのみなし利用料適用にあたっての判定期間から除く旨新たに規定を追加。

※本規定は令和7年11月1日（土）に遡及して適用する。

(2) 優先パケット機能のネットワーク管理方針等に係る規定整備

- NTT東日本・西日本においては、**特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（優先パケット機能）に関して、①ネットワーク管理の方針（第34条の14）、②優先パケットの利用にあたり情報の提供を求める範囲及び手続き（第34条の15）、③情報開示（第99条の14）を接続約款に規定しているところ、10Mの帯域確保を実現したフレッツ 光クロスBizタイプの提供を開始したことから、当該メニューに係る規定を接続約款に追加。**

(3) 光概算納期システムの廃止に伴う規定整備

- **光概算納期システムについては、接続事業者からの継続利用意向がなかったことから、令和8年3月末をもって廃止予定。**
- 上記を踏まえ、**手続きにおける「光回線設備線路条件調査費」のうち、当該システムに係る一部の規定を削除。**

(4) BBユニバ制度における特別支援区域の設定に伴う規定整備

- 「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月28日）等を踏まえると、**特別支援区域内での加入光ファイバの利用にあたっては、全国平均接続料を超えた設備コストについて、当該加入光ファイバを利用する事業者（NTT東日本・西日本利用部門、および接続事業者）が負担**することとなる。
- そのため、令和8年度については、**当該事業者と認可された料金にて暫定精算した上で、全国平均接続料を超えた設備コストの実績を把握した際にその差額を改めて精算する旨の規定を追加。**

その他の規定整備

(5) 省令改正に伴う総合デジタル通信端末回線伝送機能の規定の整備

- 総合デジタル通信端末回線伝送機能について、令和7年1月に実施したPSTNマイグレーションに伴い、装置の構成変更・提供内容に変化が生じたことを踏まえ、関連省令を改正予定。
- 上記を踏まえ、同機能の提供実態に倣い、料金表の区分欄について、着信専用の機能提供に限る文言を削除。

(6) PSTNに係る電気通信設備の撤去工事等の規定の整備

- PSTNに係る電気通信設備の撤去工事に必要な手続き及び撤去に伴い費用が発生する規定（工事費及び網改造料）について、令和7年度内に当該設備の撤去工事の完了の見込みが立ったことから、文言を削除。（PSTNに係る電気通信設備に関連する規定については令和7年度の接続約款の変更認可において既に削除済）

(7) 加入光ファイバ等の申込手続き見直しに係る規定の整備

- 加入光ファイバ等の回線の開通期限である接続開始期日の延伸申出があった場合に、設備の利用を開始したものとみなして発生するみなし利用料について、事業者間での公平性を保つことを目的に、延伸申出なしに設備保留を継続するケースについても同様に利用を開始したものとみなす規定を追加。

(8) 電報業務が電気通信事業法から信書便法に移管されることに伴う規定の整備

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）に基づき、本年5月末までに電報の事業について電気通信事業とみなすこと等とする規定が電気通信事業法から削除されることから、電報業務について、同法から信書便法に移管されることを念頭に置いた文言に修正。

(9) その他所要の規定の整備

- 令和7年3月に届出を行った接続形態表の一部削除等に伴い、不要となる利用者料金設定事業者の別について削除。
- I S P接続用ルータ（IPoE方式）のうち北関東P O I（茨城県及び栃木県）について、接続事業者の利用が令和7年度内になくなる見込みであることから、関連する規定を削除。
- （参考：諮問対象外）接続事業者からの利用がなくなった接続形態表を削除（届出）。

主な変更内容等 (P. 4～45)

- ① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 5～29)
- ② 令和8年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 (P. 30～32)
- ③ 長期増分費用(LRIC)方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 33～37)
- ④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等 (P. 38～41)
- ⑤ その他の事項(接続料規則等に基づく許可申請等) (P. 42～45)

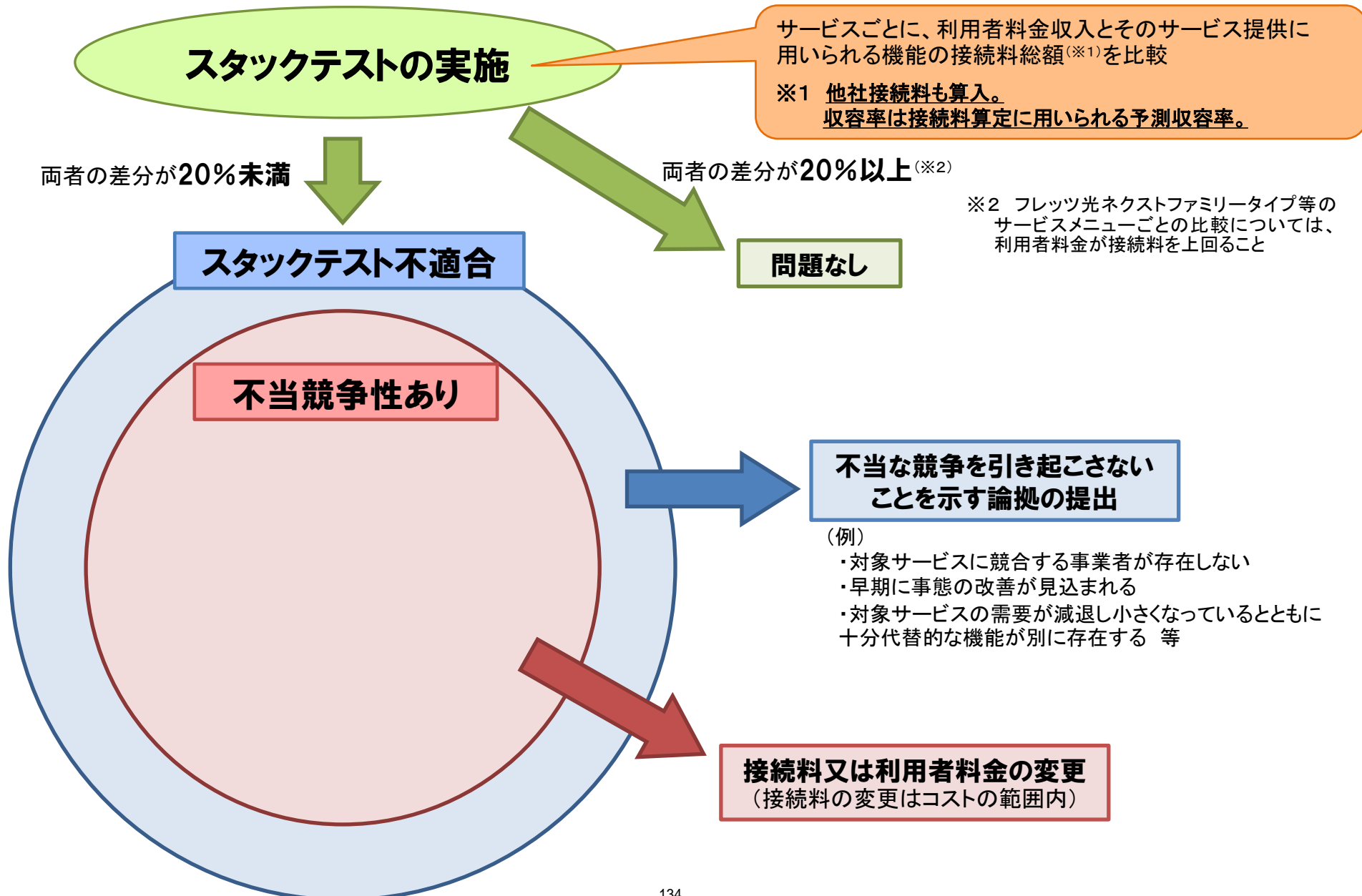
その他の変更・報告内容等 (P. 46～70)

- ① 令和8年度のその他の接続料の改定等 (P. 47～55)
- ② 報告事項(スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について) (P. 56～70)

参考資料 (P. 71～92)

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

■固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月26日策定、令和5年11月22日最終改定)



スタックテストの結果①(サービスごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和6年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト		5,142億円	2,688億円	2,454億円 (47.7%)	○
ひかり電話	移動体着 含む	1,020億円	212億円	808億円 (79.2%)	○
	移動体着 除く	807億円	115億円	692億円 (85.7%)	○
ひかり電話ネクスト		52億円	29億円	23億円 (44.2%)	○
ビジネスイーサワイド		421億円	287億円	134億円 (31.8%)	○

NTT西日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト		3,824億円	2,229億円	1,595億円 (41.7%)	○
ひかり電話	移動体着 含む	969億円	177億円	792億円 (81.7%)	○
	移動体着 除く	753億円	90億円	663億円 (88.0%)	○
ひかり電話ネクスト		30億円	18億円	12億円 (40.0%)	○
ビジネスイーサワイド		448億円	355億円	93億円 (20.8%)	○

(注) ○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②(サービスメニューごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン2B				○
		10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの(ミニ)				○
		上記以外のもの(プラン1)				○
	プライオ	上記以外のもの(プラン2)				○
		10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
	オフィスタイプ	上記以外				○
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						○
ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						○
ビジネス イ ー サ ワ イ ド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)					○
	Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)					○

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

NTT西日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○	
		上記以外				○	
	ビジネスタイプ					○	
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○	
		プラン1				○	
		プラン2				○	
	マンションタイプ (光配線方式)	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○	
		上記以外のもの(ミニ)				○	
		上記以外のもの(プラン1)				○	
		上記以外のもの(プラン2)				○	
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○	
		上記以外				○	
	ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						○
	ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)						○
	ビジネス イ ー サ ワ イ ド	MA設備まで利用する場合					○
県内設備まで利用する場合					○		
Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)					○		
Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)					○		

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

※1 利用者料金は令和7年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)
 ※2 フレッツ光ネクストについては、複数年将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も各機能の適用期間と合わせた複数年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

加入光ファイバの未利用芯線について

- 加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、NTT東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し、かつ、（総務省において）認可申請時においてできる限り一般公表することとされている。**
- これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、NTT東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性**等を検証するためのものである。

※1 NTT東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。

※2 令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1. 加入光ファイバの未利用芯線

(3) 考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

- これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和7年10月末における芯線使用率について調査を実施。**
- **地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査。架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査。** サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。
- NTT東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して3ビル、架空光ケーブルに関して3箇所**の調査を実施。

	NTT東日本	NTT西日本												
架空 光ケーブル	■調査対象箇所（ルート） <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート1</th> <th>ルート2</th> <th>ルート3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新宿ビル (東京都)</td> <td>新宿ビル (東京都)</td> <td>八戸三沢ビル (青森県)</td> </tr> </tbody> </table>	ルート1	ルート2	ルート3	新宿ビル (東京都)	新宿ビル (東京都)	八戸三沢ビル (青森県)	■調査対象箇所（ルート） <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート1</th> <th>ルート2</th> <th>ルート3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋栄ビル (愛知県)</td> <td>大阪日本橋ビル (大阪府)</td> <td>金沢松任ビル (石川県)</td> </tr> </tbody> </table>	ルート1	ルート2	ルート3	名古屋栄ビル (愛知県)	大阪日本橋ビル (大阪府)	金沢松任ビル (石川県)
	ルート1	ルート2	ルート3											
新宿ビル (東京都)	新宿ビル (東京都)	八戸三沢ビル (青森県)												
ルート1	ルート2	ルート3												
名古屋栄ビル (愛知県)	大阪日本橋ビル (大阪府)	金沢松任ビル (石川県)												
	■調査実施時期 平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】 （第1回）※ルート3に関しては実施せず 令和元年12月【ルート1及び2】（第2回）※同上 令和2年12月（第3回）、令和3年10月（第4回）、 令和4年10月（第5回）、令和5年10月（第6回）、 令和6年10月（第7回）、令和7年10月（第8回）	■調査実施時期 平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】 （第1回）※ルート3に関しては実施せず 令和元年12月【ルート1及び2】（第2回）※同上 令和2年12月（第3回）、令和3年10月（第4回）、 令和4年10月（第5回）、令和5年10月（第6回）、 令和6年10月（第7回）、令和7年10月（第8回）												
地下 光ケーブル	■調査対象ビル <table border="1"> <thead> <tr> <th>大規模</th> <th>中規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新宿ビル (東京都)</td> <td>山形ビル (山形県)</td> <td>角館ビル (秋田県)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模	中規模	小規模	新宿ビル (東京都)	山形ビル (山形県)	角館ビル (秋田県)	■調査対象ビル <table border="1"> <thead> <tr> <th>大規模</th> <th>中規模</th> <th>小規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪日本橋ビル (大阪府)</td> <td>岡山今村ビル (岡山県)</td> <td>指宿ビル (鹿児島県)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模	中規模	小規模	大阪日本橋ビル (大阪府)	岡山今村ビル (岡山県)	指宿ビル (鹿児島県)
	大規模	中規模	小規模											
新宿ビル (東京都)	山形ビル (山形県)	角館ビル (秋田県)												
大規模	中規模	小規模												
大阪日本橋ビル (大阪府)	岡山今村ビル (岡山県)	指宿ビル (鹿児島県)												
	■調査実施時期 平成30年10月（第1回）、令和元年12月（第2回）、 令和2年12月（第3回）、令和3年10月（第4回）、 令和4年10月（第5回）、令和5年10月（第6回）、 令和6年10月（第7回）、令和7年10月（第8回）	■調査実施時期 平成30年10月【中規模及び小規模】及び平成31年4月【それ以外】 （第1回）、 令和元年12月（第2回）、令和2年12月（第3回）、 令和3年10月（第4回）、令和4年10月（第5回）、 令和5年10月（第6回）、令和6年10月（第7回）、 令和7年10月（第8回）												

個別事情の調査・分析について

○ 「**最小限投資合理性**」の考え方等を踏まえ、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

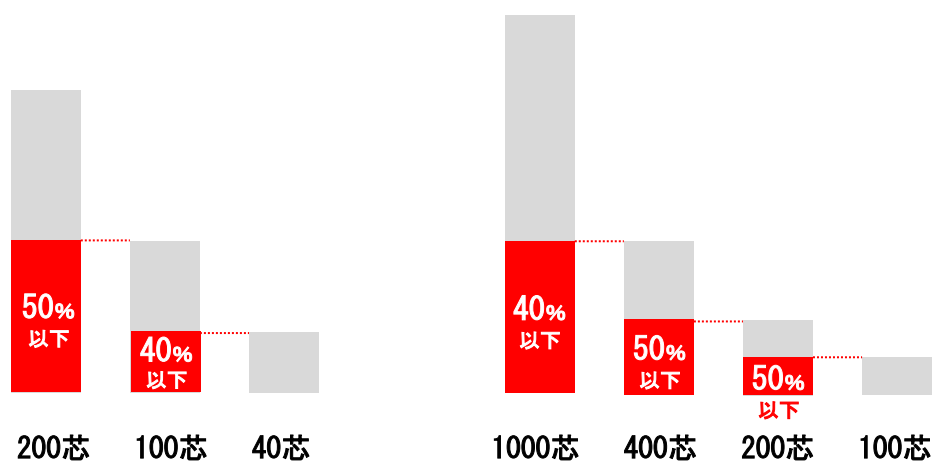
- ① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル
- ② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル
- ③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■ 下位ロットの収容率を下回る芯線使用率

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

(架空光ケーブルの場合)

(地下光ケーブルの場合)



■ 経済的耐用年数

※直近の調査時点である令和7年10月に採用していた耐用年数を用いる。
 ※かつこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	25年 (平成13年度以前)
地下光ケーブル	30年 (平成5年度以前)

(参考) 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書

第6章 加入光ファイバとの接続 2. 加入光ファイバの未利用芯線 (2) 考え方

イ 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでは、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え**(以下「**最小限投資合理性**」という。)が成り立つ。

そのため、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、(将来原価方式が採用される場合には)この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

※ 合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

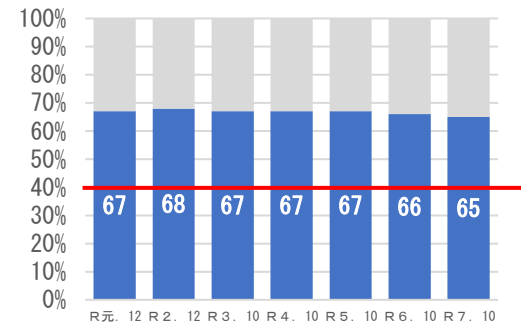
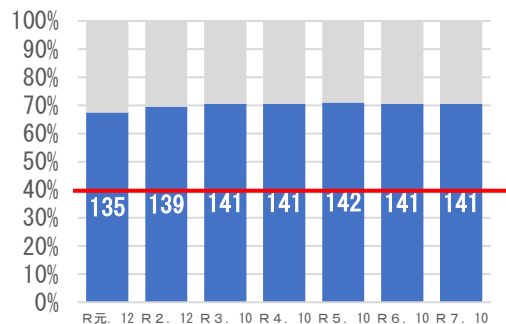
○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート1：新宿ビル(東京都)

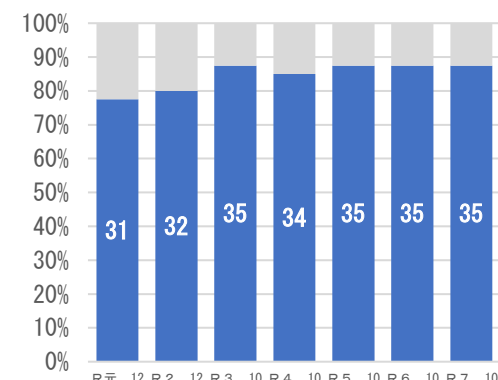
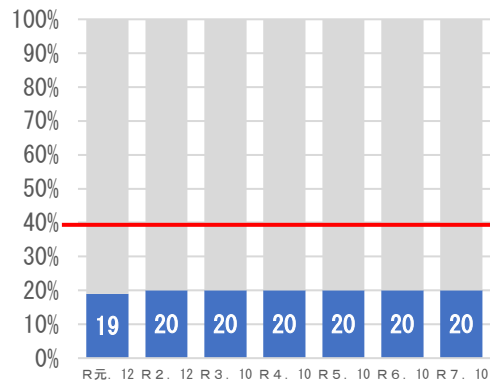
(調査対象ルート)

(調査結果) ■：利用芯線 ■：未利用芯線

(1) 200芯ケーブル ()年敷設 (2) 100芯ケーブル ()年敷設



(3) 100芯ケーブル ()年敷設 (4) 40芯ケーブル ()年敷設



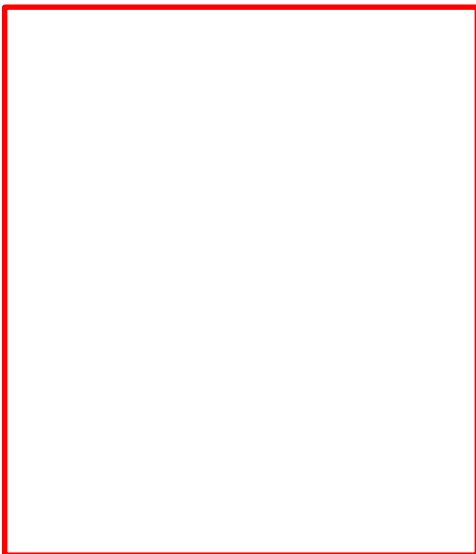
◎ き線点

■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
 (き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート2:新宿ビル(東京都)

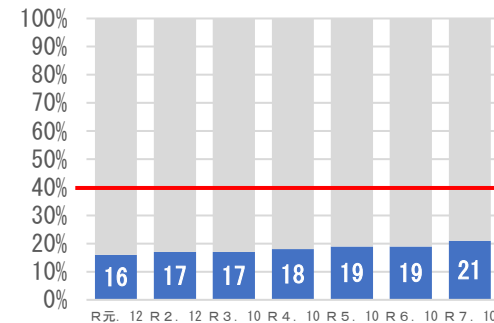
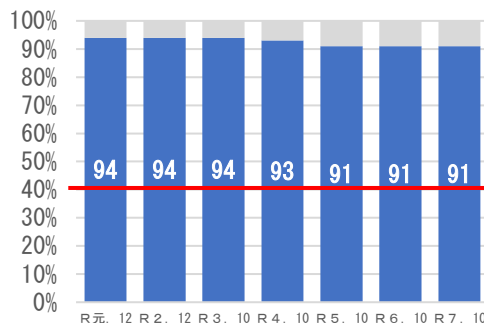
(調査対象ルート)



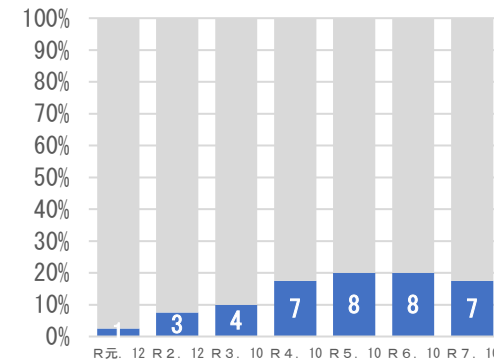
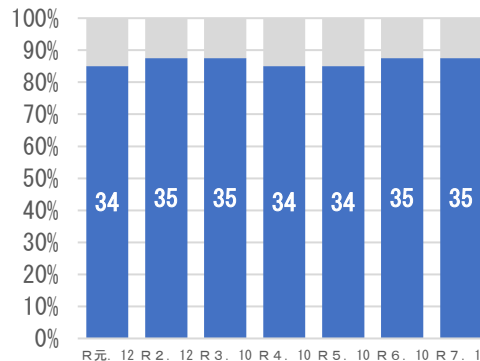
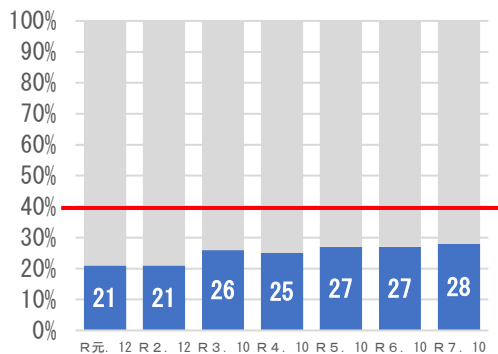
◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 100芯ケーブル (年敷設)



(3) 100芯ケーブル (年敷設) (4) 40芯ケーブル (年敷設) (5) 40芯ケーブル (年敷設)



○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート3：八戸三沢ビル（青森県）

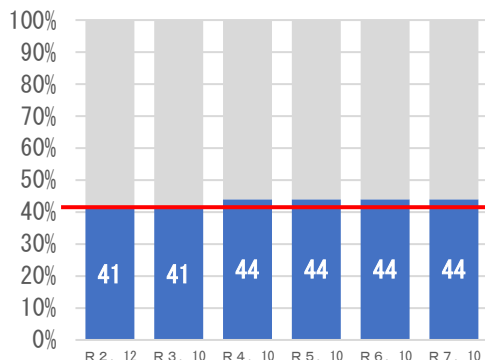
◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）

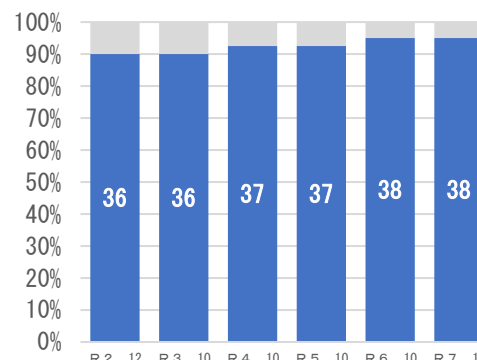


（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線

（1）100芯ケーブル（年敷設）



（2）40芯ケーブル（年敷設）



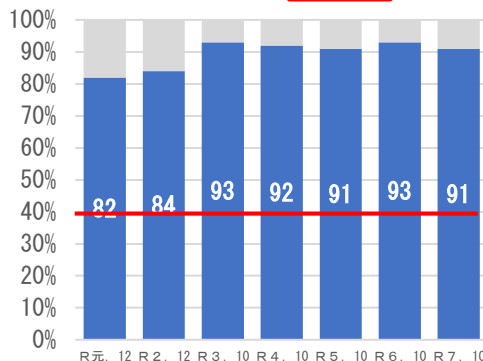
西日本ルート1：名古屋栄ビル（愛知県）

（調査対象ルート）

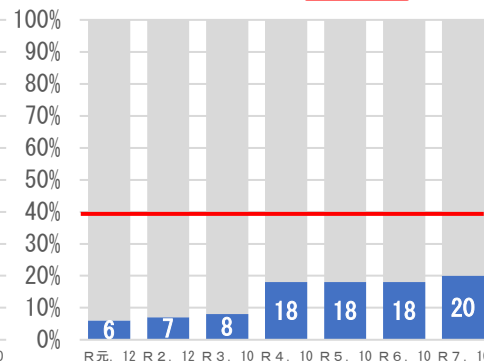


（調査結果） ■：利用芯線 ■：未利用芯線

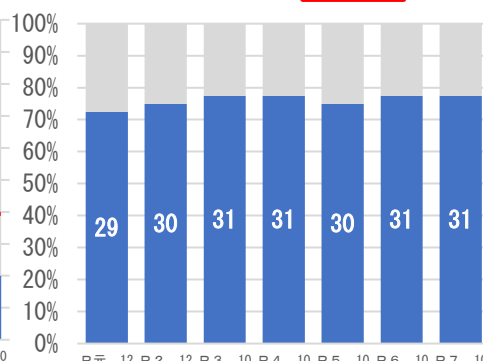
（1）100芯ケーブル（年敷設）



（2）100芯ケーブル（年敷設）



（3）40芯ケーブル（年敷設）

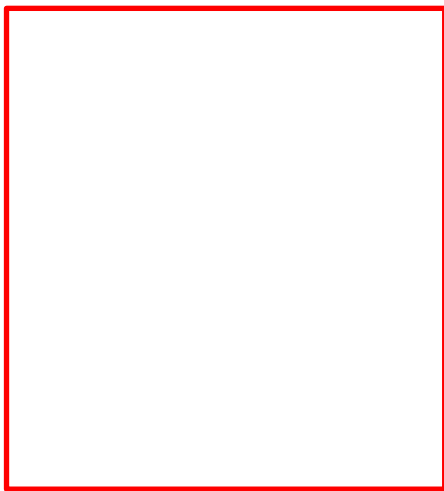


○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

西日本ルート2:大阪日本橋ビル(大阪府)

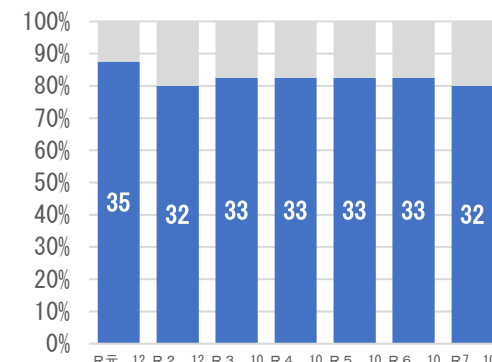
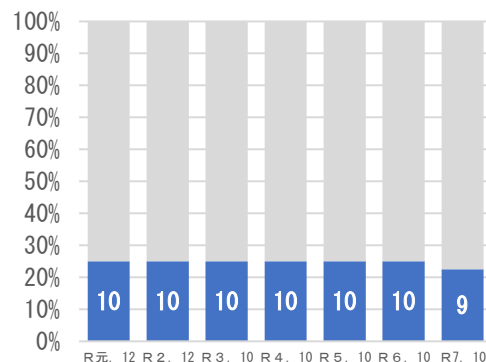
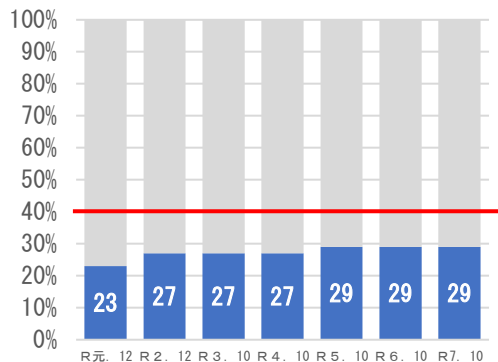
◎ き線点 き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査対象ルート）



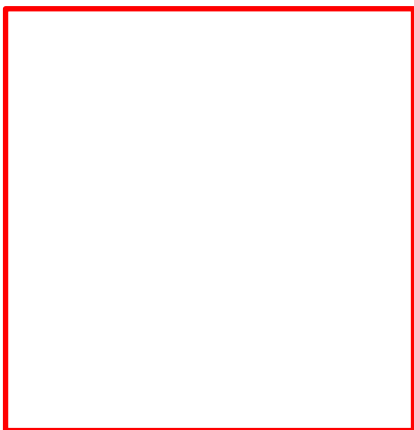
（調査結果） ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設) (3) 40芯ケーブル (年敷設)



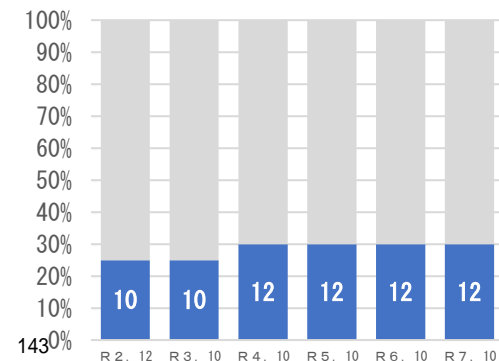
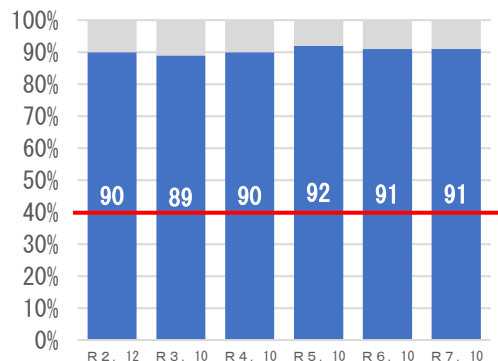
西日本ルート3:金沢松任ビル(石川県)

（調査対象ルート）



（調査結果） ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設)



東日本・大規模：新宿ビル（東京都）

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例

 耐用年数経過後のケーブル

 下位ロットの収容率を下回るケーブル

東日本・中規模：山形ビル（山形県）

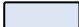
- 個別事情の調査・分析として①及び②に該当するケーブルはなし。
- ③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、1方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、大規模ユーザの移設に伴う一時的な芯線数の増加により、芯線使用率が増加しているものがある。また1方面（1000芯ケーブル（平成19年敷設））の行き詰まりを解消するため。並走する新たな1000芯ケーブルを令和7年に建設。

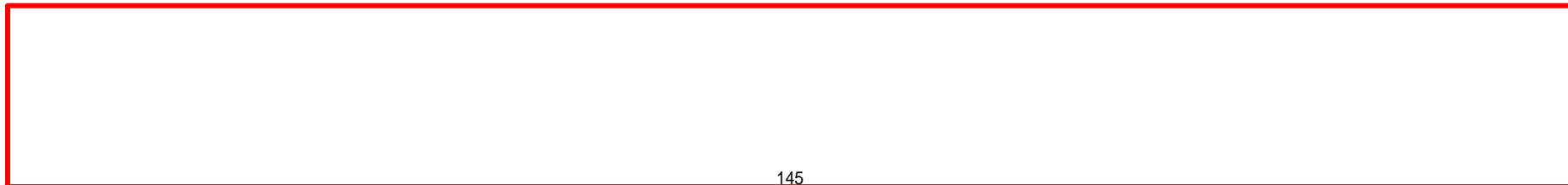
凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



東日本・小規模：角館ビル（秋田県）

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・大規模：大阪日本橋ビル(大阪府)

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、3方面（いずれも100芯ケーブル（昭和63年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルであり、新規ユーザを収容しないため芯線使用率が上がっていないものがある。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

西日本・中規模：岡山今村ビル（岡山県）

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る1方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

西日本・小規模：指宿ビル（鹿児島県）

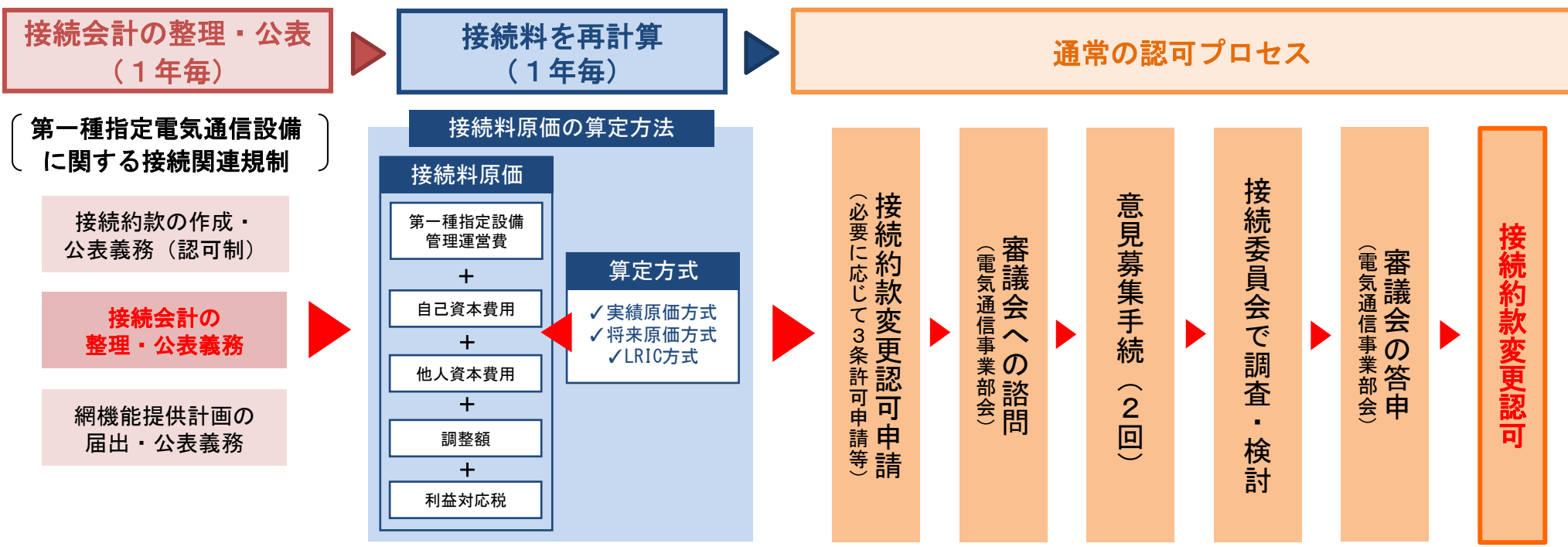
- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

(参考資料)

接続約款変更の認可に至る流れ

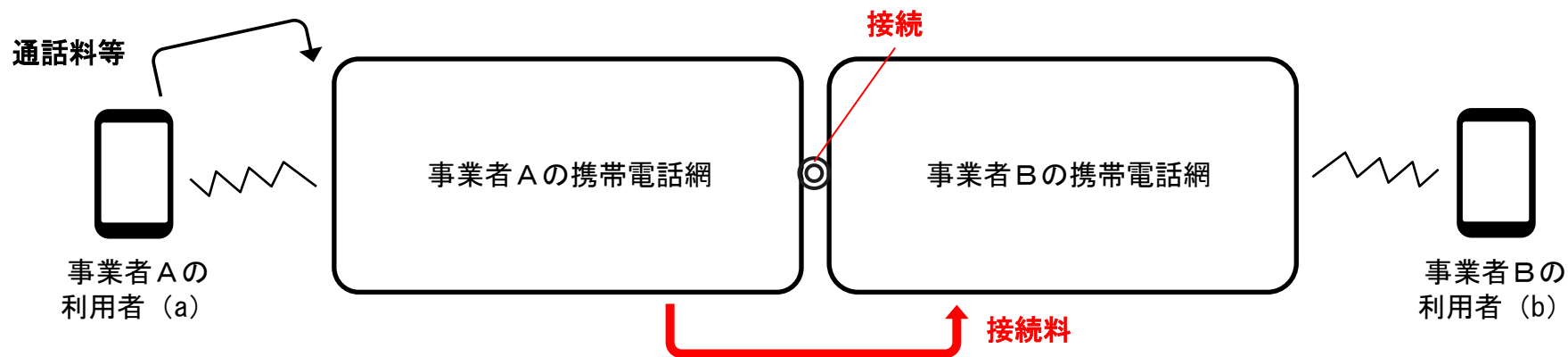
- 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第4項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。
- 審議会（※1）においては、接続料の算出根拠を含む**申請内容を公表して意見募集を2回実施**（※2）（2回目の意見募集では、1回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を2回実施することにより、NTT東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、1回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。
 - ※1：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。
 - ※2：接続に関する議事手続規則（平成20年9月30日電気通信事業部会決定第6号）による。
- 意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、NTT東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。



○ 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、**電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務**を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

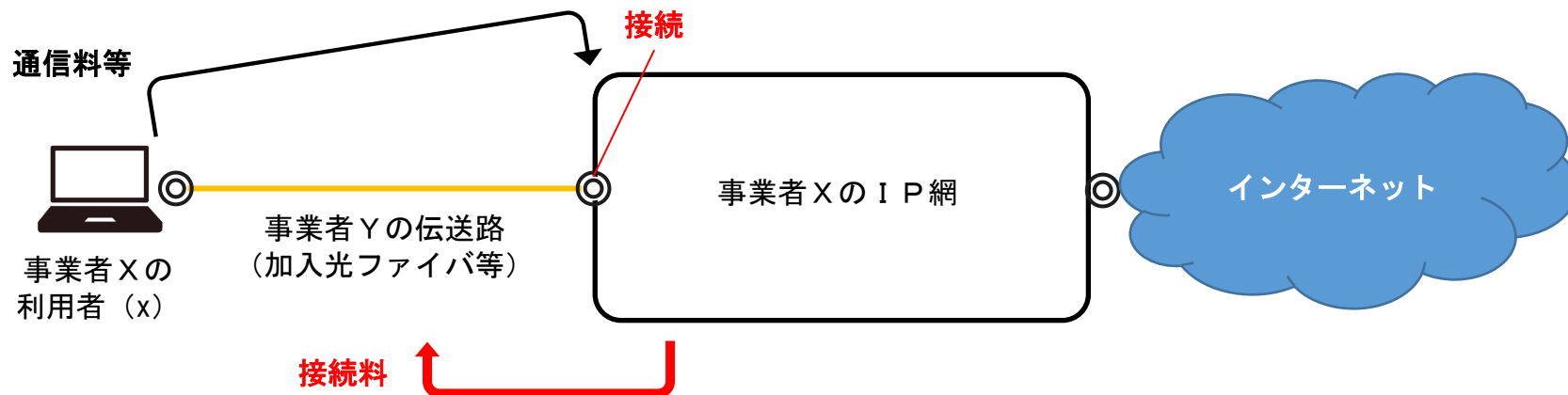
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

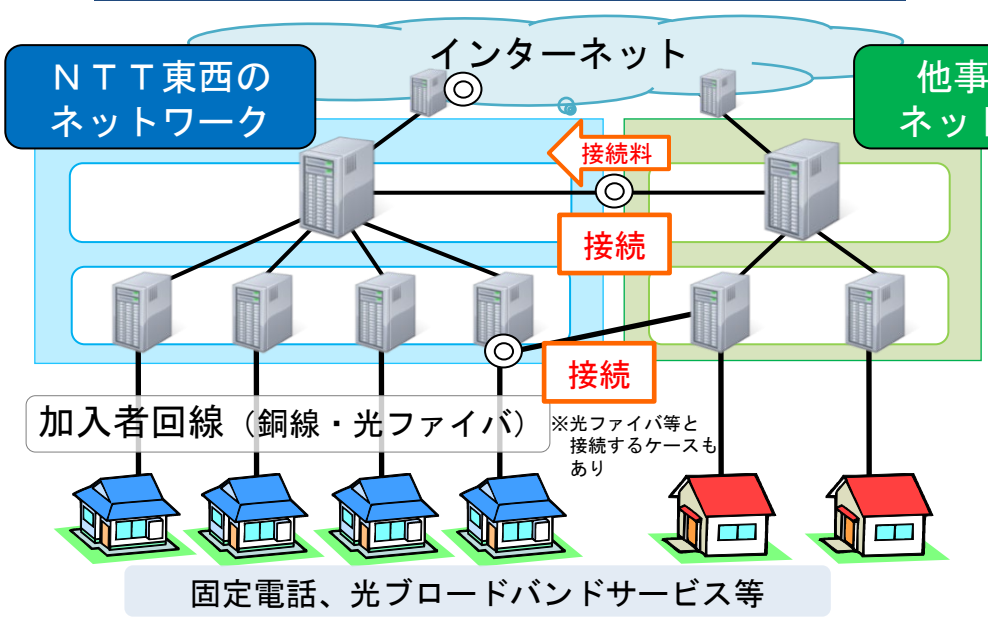
下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



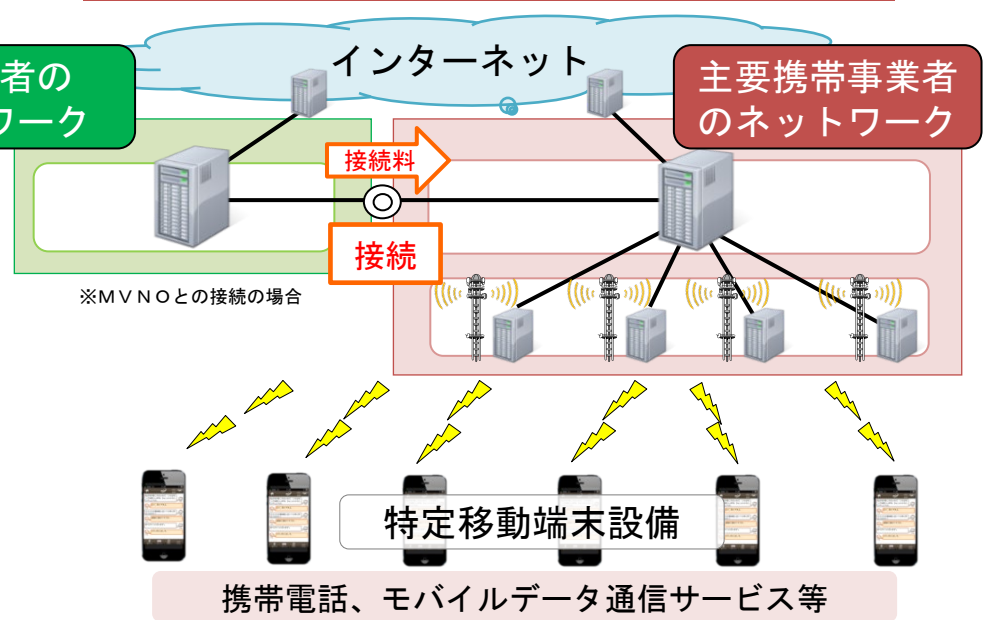
指定電気通信設備制度の概要

- 固定通信では、加入者回線系の設備（光ファイバ等）を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律（指定電気通信設備制度）等を課している。

固定系（第一種指定電気通信設備制度）



移動系（第二種指定電気通信設備制度）



指定要件	業務区域ごとの50%超の加入者回線シェア ⇒ NTT東日本、NTT西日本
------	---

接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）の認可制 接続会計の整理義務 網機能提供計画の届出・公表義務
--------	--

指定要件	業務区域ごとの10%超の端末シェア ⇒ NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ
------	---

接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）※の届出制 接続会計の整理義務
--------	----------------------------------

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。
- 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件: 業務区域において**50%超のシェアを占める加入者回線**を有すること [第33条第1項]

対象設備: 加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定(平成9年・13年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

<p>①接続約款の策定・公表義務 (認可制)</p> <p>接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けること。[第33条第2項]</p>	<p>②接続会計の整理・公表義務</p> <p>第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]</p>	<p>③網機能提供計画の届出・公表義務</p> <p>第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]</p>
---	--	--

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [第33条第4項]

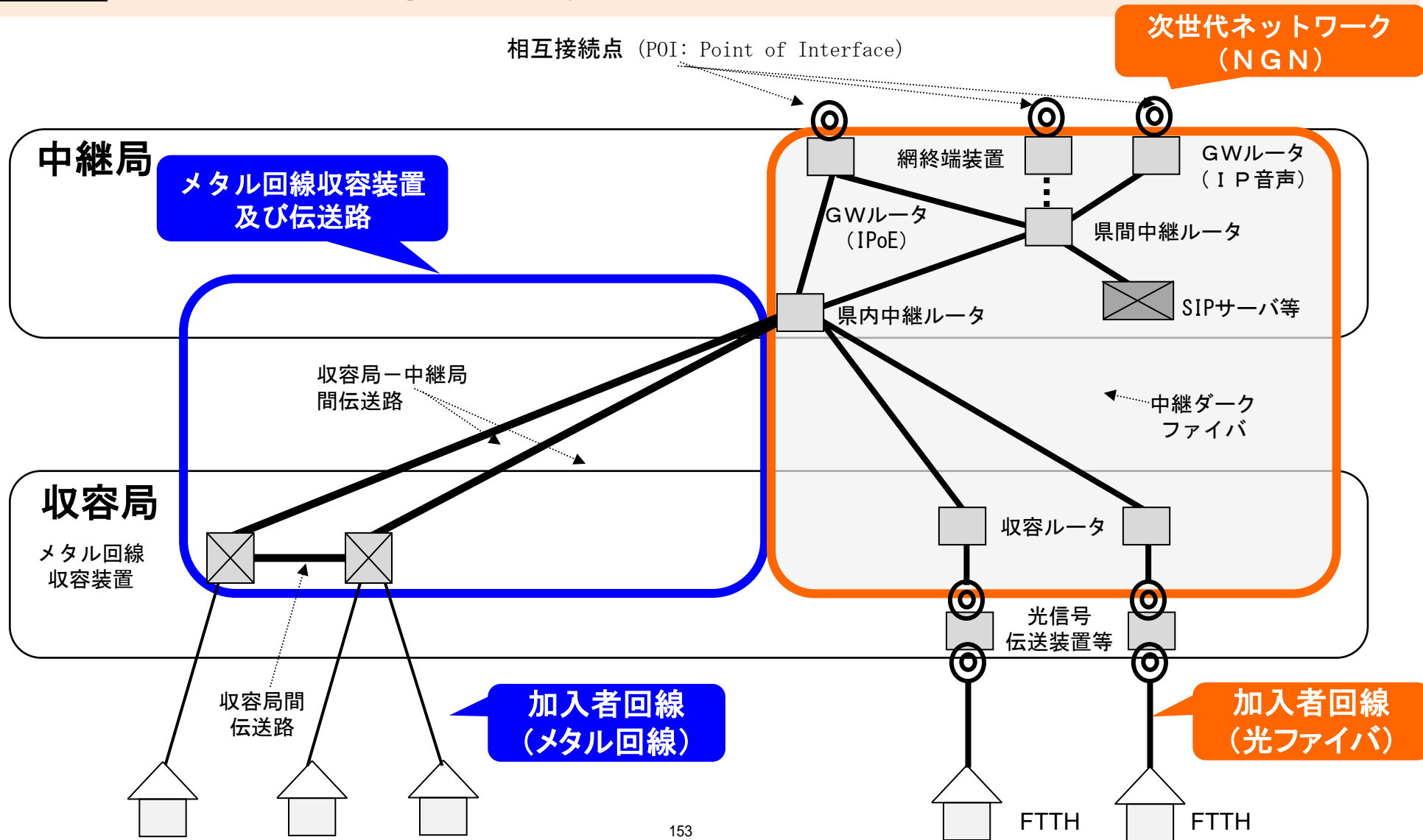
- 機能ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること。 「機能」は総務省令で規定⇒「法定機能」
- 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令(第一種指定電気通信設備接続料規則)で定める方法により算定された**金額に照らし公正妥当なものであること。(総括原価方式による算定)**

接続料は、**機能ごとに**当該接続料に係る**収入(接続料×通信量等(需要))**が、当該接続料の**原価に一致するように定めなければならない。**
[第一種指定電気通信設備接続料規則第14条]

- 接続条件が、第一種指定設備に**自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。**
- **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。**

第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

- 第一種指定電気通信設備制度においては、加入者回線（光ファイバ、メタル回線）、次世代ネットワーク（NGN）等について、**総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料が設定**することとされている。
- **法定機能は**、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、**他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能**であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。



接続料の認可基準
(電気通信事業法 第33条4項2号)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(メタル回線収容装置、中継系伝送路設備)
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

■ 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

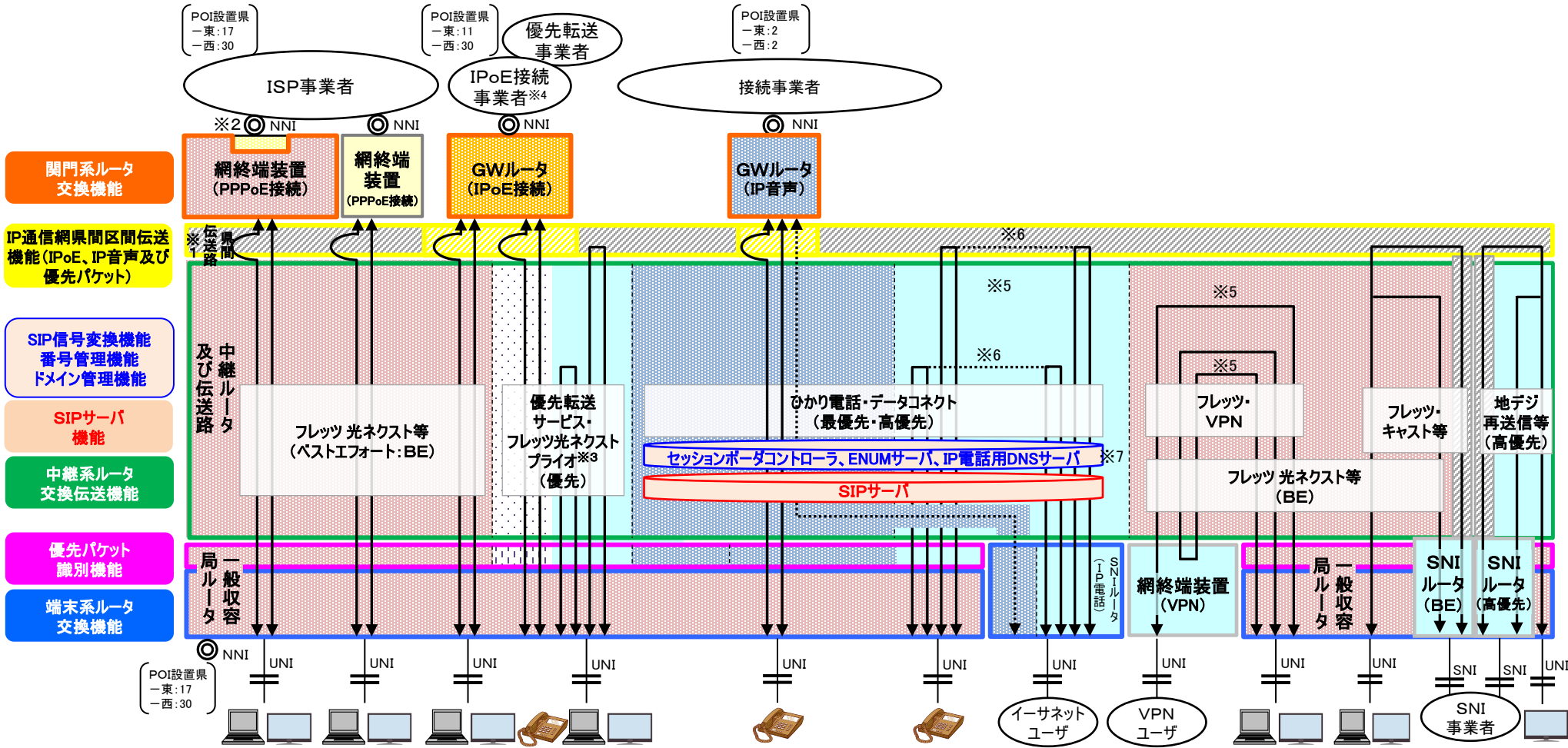
$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)}}{\text{通信量等 (需要) (接続料規則第14条第2項)}} = \frac{\text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用 (適正報酬額)} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{法定機能ごとの通信量等の直近の実績値(※) (将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値)}}$$

※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○ NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係等は、以下のとおり。



- ※1 県間通信用設備については、IP音声接続・優先パケット・IPoE接続に係るもののみ第一種指定電気通信設備。
- ※2 網終端装置の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担
- ※3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない
- ※4 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能
- ※5 県間伝送路を疎通する場合もあり
- ※6 収容局接続機能利用事業者のユーザーとイーサネットユーザー間でIP電話により通信する場合もあり
- ※7 トラヒック種類によっては使用しない場合もあり
- ※8 県内通信の場合は利用しない

(参考)単県POIの設置状況

- I P o E接続においては、
 - ・ **全国集約POI**：全国（NTT東日本では東日本全域、NTT西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **ブロックPOI**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 - ・ **単県POI**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
 の3種類のPOIがあり、I P o E接続を利用する接続事業者（VNE事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するPOIを選択可能。
- 単県POIではNGNの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**I P o E接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約POI、ブロックPOI、単県POIを組み合わせることで全ての県域と接続する必要がある（NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行おうとする場合、全県域の単県POIで接続を行う必要がある。）**。
- なお、**令和8年1月現在においては、NTT西日本において全県域に単県POIが設置されているものの、NTT東日本においては単県POIが設置されていない県域が存在し、**NGNの県間通信用設備を用いずにI P o E接続を行っているVNE事業者は存在しない。

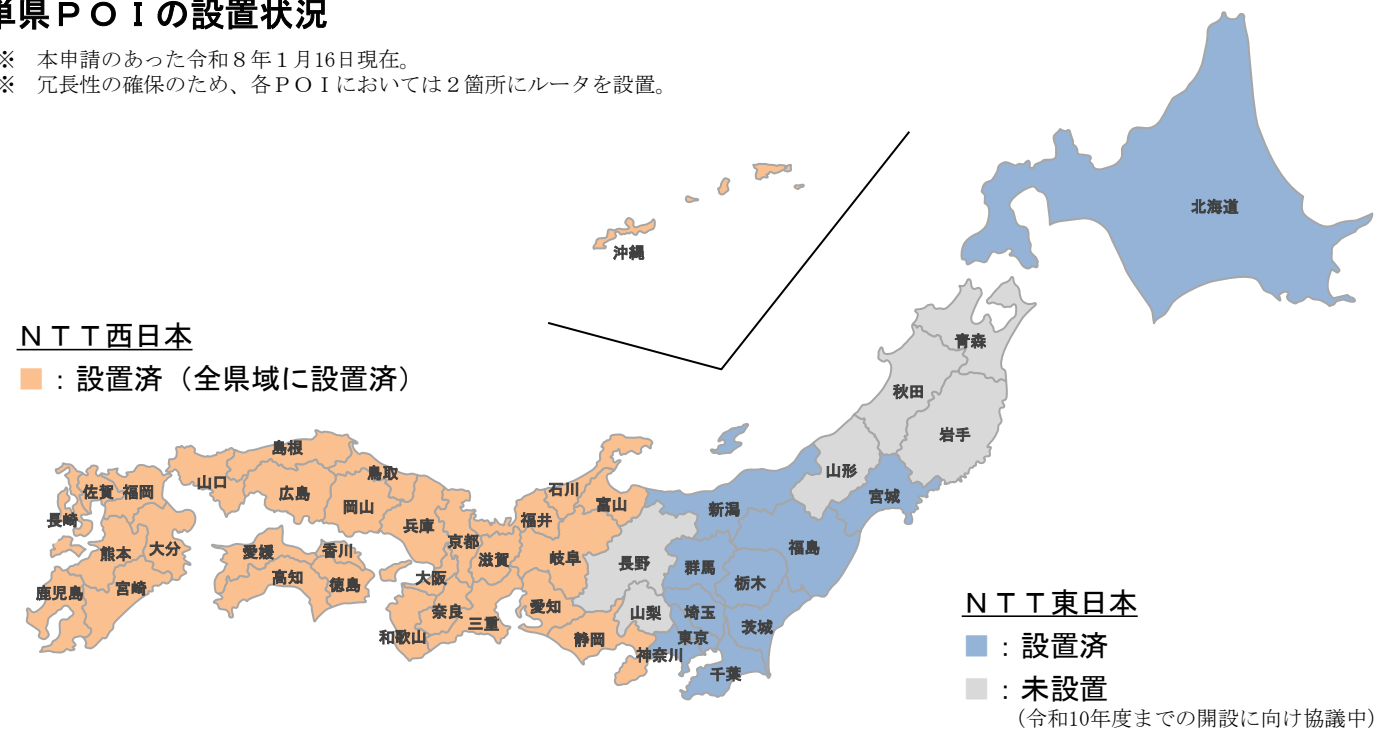
POI増設に係る要請

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について
 （平成29年9月8日付け総基料第162号）

2 接続点の増設の要望への対応
IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

単県POIの設置状況

- ※ 本申請のあった令和8年1月16日現在。
- ※ 冗長性の確保のため、各POIにおいては2箇所にもルータを設置。



法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分		機能の概要	
法定機能の区分(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)		通称	機能の概要
端末回線伝送機能	1. 帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2. 帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	3. 光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	4. 総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500(キャリアズレート)	ISDN加入者回線により通信を伝送する機能
	5. その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	6. 端末系ルータ交換機能	NGNの収容ルータ	収容ルータにより通信の交換を行う機能(一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く)
	7. 一般収容ルータ優先パケット識別機能	NGNの優先パケット識別	収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	8. メタル回線収容機能	メタル収容装置	メタル回線収容装置及びPSTNのメディアゲートウェイ(関門系ルータ接続用)により音声信号とパケット相互間の変換を行う機能
	9. ワイヤレス固定電話交換機能※2	ワイヤレス固定電話用収容ルータ	ワイヤレス固定電話用収容ルータにより通信の交換を行う機能
10. 光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	
11. 光信号分離機能	局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能	
12. 関門系ルータ交換機能	NGNの網終端装置、GWルータ	関門系ルータ(網終端装置、GWルータ)により通信の交換を行う機能	
中継伝送機能	13. 一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	14. 特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	15. 一般中継系ルータ接続伝送機能	メタルIP電話に係るNGNの中継伝送路	メディアゲートウェイ(関門系ルータ接続用)と中継ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	16. 一般中継系ルータ交換伝送機能	NGNの中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、収容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	17. 一般県間中継系ルータ交換伝送機能	NGNの県間通信用設備	県間中継ルータ、中継ルータ～県間中継ルータ間、県間中継ルータ間、県間中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
18. イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
19. 通信路設定伝送機能	専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
20. SIPサーバ機能	NGNのSIPサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
21. SIP信号変換機能	NGNのセッションボーダコントローラ	SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能	
22. 番号管理機能	NGNのENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	
23. ドメイン名管理機能	NGNのIP電話用DNSサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能	
24. ワイヤレス固定電話用制御等機能※2	ワイヤレス固定電話用制御等設備	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
25. 番号案内機能※3	番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能	
26. 公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能	
27. 端末間伝送等機能	専用線(キャリアズレート)	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	
28. クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能	

* 接続料の算定方式

:実績原価方式
 :将来原価方式(加入光ファイバ)
 :将来原価方式(NGN)
 :長期増分費用(LRIC)方式
 :キャリアズレート※1
 :その他

※1 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

※2 令和7年1月1日から令和10年3月31日までの間、ワイヤレス固定電話をメタルIP電話と仮定して接続料原価を算定しているため、上記表中のうち、ワイヤレス固定電話のみに係る2つの機能については、接続料の算定方法を定めていない。

※3 当該機能は、令和8年4月1日施行の第一種指定電気通信設備接続料規則により廃止する。

- 報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

$$\begin{aligned} & \text{他人資本費用 (第11条)} \\ & + \\ & \text{自己資本費用 (第12条)} \\ & + \\ & \text{利益対応税 (第13条)} \end{aligned} = \text{レートベース} \times \left(\begin{array}{l} \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率} \\ \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \text{利益対応税率}$$

(設備毎の正味固定資産価額から算定) (全社の資本構成比率から算定)

期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

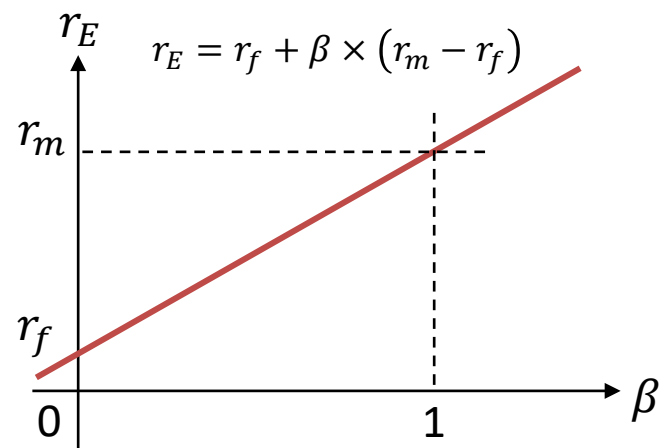
$$= (1 - \beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

(国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0)

(法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定)

■ CAPM的手法

- 資本試算評価モデル (CAPM: Capital Asset Pricing Model) は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率 (右図の r_E) は、市場自己資本利益率 (右図の r_m) とリスクフリーレート (右図の r_f) をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。(市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。)
- βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。



※ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」(平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。)の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。

調整額の概要

- 調整額は、過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる仕組み（※1）。
- その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。（当年度・過去ともに実績原価等の場合）

$$\text{調整額} = \text{前々算定期間における費用} - \left(\text{前々算定期間における接続料収入} \right) + \text{前々算定期間接続料に算入した調整額}$$

（＝ 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要）

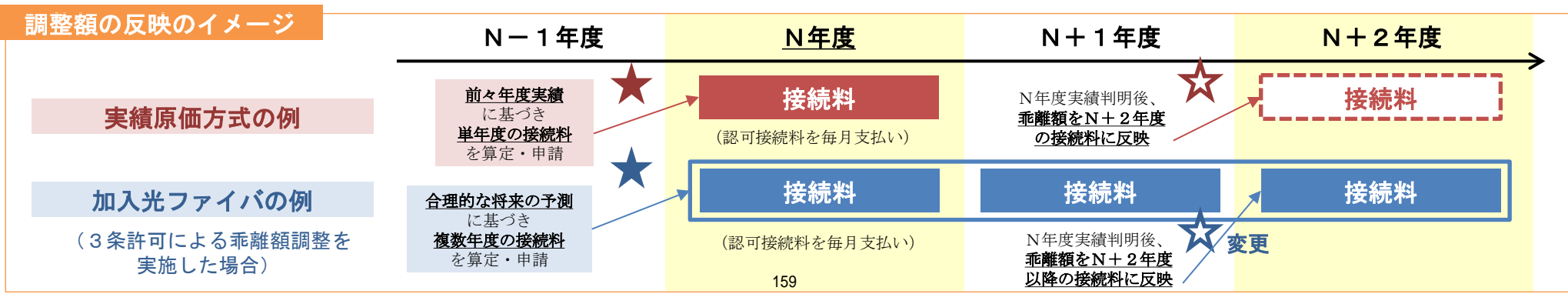
- 第1号将来原価方式・LRIC方式による算定期間に生じた収支の差額については、調整額として算入しないことが原則。
- ※1 コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年3月30日情報通信審議会答申）により、事後精算方式（接続料適用年度の実績原価・収入が判明した後に遡及的に精算を行う方式）を廃止するとともに導入されたもの。なお、現在においても工事費・手続費等については、遡及適用・事後精算を行っている。

■ 加入光ファイバ接続料における調整額の扱い（第1号将来原価方式における特例許可による調整額）

- ・ 第1号将来原価方式（接続料規則第8条第2項第1号の規定による将来原価方式）は、基本的に申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている（→接続料規則第12条の2第1項において、第1号将来原価方式の調整額は0と規定）。
- ・ 加入光ファイバについては、複数年度の将来原価方式（算定期間3～5年）により接続料の算定を行っており、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を申請者であるNTT東日本・西日本のみには負担させることは適当ではないことから、NTT東日本・西日本からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている（→接続料規則第3条ただし書きの規定による許可）。

■ イーサネットフレーム伝送機能における調整額の扱い（第2号長期将来原価方式における接続料規則の規定に基づく調整額）

- ・ イーサネットフレーム伝送機能については、前算定期間に引き続き今次算定期間においても、装置等のマイグレーションを実施しており、移行期間における接続料の急激な変動を緩和するため、第2号長期将来原価方式により接続料を算定しているところ、（次算定期間において第1号将来原価方式又はLRIC方式を採用しない場合、）接続料規則の規定に基づけば、次算定期間において移行期間中に生じる費用と収入の乖離額（の見込み値）を調整額として算入することとなる。



- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る **接続料の水準の妥当性を検証** するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日）を踏まえ、総務省は、**平成19年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表**し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第4項）。
- 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）を踏まえ、**平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」（令和4年11月に「固定通信分野における接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」に名称を変更）を策定・公表**し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第4項を削り、規則第14条の2を新設）。
 - ・ 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・ 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・ 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① フレッツ光ネクスト ② ひかり電話 ③ ひかり電話ネクスト ④ ビジネスイーサワイド | <ol style="list-style-type: none"> ⑤ その他総務省が決定するサービスメニュー
（第1号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。） <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年11月改定においてフレッツ・ADSLを削除 ・ 令和5年11月改定において加入電話・ISDN基本料・通話料及びフレッツ光ライトを削除し、ひかり電話ネクストを追加 |
|---|---|

検証方法

- ①～④：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証
- ⑤：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

- 乖離額調整の影響緩和やメタル縮退計画を踏まえた中長期の影響の把握のため、3～5年間の将来原価方式を採用すべきとの意見についてどう考えるか。
- 将来原価方式を採用する場合、人件費・物件費の予測の際にはNTT東西の実態を反映した予測を行うべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

（将来原価方式の採用について）

- 本来直ちに乖離額を調整することが理想だが、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配慮し、複数年を算定期間とした将来原価方式により、調整額を算定期間内で平準化することも考えられるとともに、事業者の予見性確保の観点から、複数年（算定期間3～5年間）の将来原価方式とすることが妥当。（第1回 NTT東西）
- 次期算定期間については、乖離額調整の影響緩和のため、複数年（例：5年）の将来原価方式による算定が適当。（第1回 KDDI）
- メタル縮退計画が公表され中長期の傾向や影響把握が今後一層重要となるため、算定期間は5年分の将来原価方式とするべき。（第1回 ソフトバンク）
- 予見性を確保する観点から、基本的に将来原価方式を採用することが妥当。（第1回 SNC）

（人件費・物件費の予測について）

- 予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、設備管理運営費（施設保全費等）について、施設保全費等の費用予測に、企業物価指数の変動を反映することで、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味することを検討。また資本コスト算定に用いるリスクフリーレート（10年物国債の平均利回り）の予測に、直近のデータを加味することを検討。（第1回 NTT東西）
- 人件費・物件費の予測の指標として、「企業物価指数」は変動が大きく、関係のない財の影響を受けるため、NTT東西の実態を反映したコスト予測を行うことが適当。（第1回 SNC）
- 当社管理部門におけるコストの大宗は企業間取引によるものであり、当社の企業物価指数の変動と同程度の影響を受けると考えられることから、設備管理運営費の予測には企業間における総合的な物価変動を示す企業物価指数を用いることが合理的。また、予測の透明性・客観性を高める観点からも、一般に公表されており各事業者が把握可能な当該指標を採用することが適当。（第2回 NTT東西）
- 当社の実績値に基づいた予測については、設備管理費には当社社員の人件費に加えて委託費など各種経費が含まれているが、多岐にわたる委託先や取引形態ごとに取引に係るコストを要素毎に整理して増減トレンドを算出することは実務的に困難。また、仮にそうした数値を整理できたとしても、それらの情報は当社及び取引先の経営情報に当たるため、算定根拠を開示できず、予測の透明性・客観性を担保できないため、非現実的。（第2回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 指数の変動を少し和らげることができ、複数年の期間で費用を回収するという意味では、消費者物価指数の方が向いているという考え方もある。（第1回 橋本構成員）
- デフレ局面では急激に落ちることがある企業物価指数は予測の指標として若干不安が残るが、当該指標を用いることに関して概ね理解。（第2回 橋本構成員）
- NTT東西の実績値を用いた予測ではNTT東西の言い値のような危惧もあり、企業物価指数を用いることは予見性の担保になる。（第2回 高橋構成員）

対処方針（案）

- 接続料の算定に当たっては、接続事業者から、予見性の確保に加え、乖離額調整の影響等を緩和して接続料水準を安定的なものとするために複数年（5年）での算定とすべきとの考えが示され、NTT東西からも同様の提案があったことから、**5年を算定期間とした将来原価方式により算定を行うことが適当。**
- また、将来原価方式を採用する場合、予測と実績の乖離を可能な限り小さな水準にとどめると同時に、接続料の算定に用いる各種数値については客観性が確保されることが望ましいことから、接続料原価の大宗が企業間の取引である性質に鑑みて**設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映するとともに、リスクフリーレートの予測に直近のデータを加味することで、接続料の算定に用いる各種数値の客観性や事業者の予見可能性を確保し、将来原価方式を採用した場合の予測と実績の乖離を縮小する算定を行うことが適当。**

○ 検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 報酬算定について、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべき。（第1回 ソフトバンク・SNC）
- 資本構成比算定上のレートベースは、電気通信役務の提供に真に必要な範囲の資産に限定させるため、貸借対照表の借方の数値を圧縮しており、借方と貸方で数値を一致させるため、貸方の数値を圧縮した上で資本構成比を算定している。（第2回 NTT東西）
- レートベースに合わせて貸方を圧縮する際には、退職給付引当金や預り金等の電気通信事業の固定資産の投資に対応しないものが多く含まれる「有利子負債以外の負債」から圧縮するという資本構成比の算定方法は、1997年の現行の指定設備ルール制定以降、一貫して採用しており、その算定は機械的なものであり恣意性が入る余地がないことに加え、審議会での審議を経て認可されているものであり、十分合理性がある。（第2回 NTT東西）
- 流動資産における売掛金や未収入金は一部が運転資本に充当されているものと想定され、残額の扱いについては製造業等においては買掛金や未払金に紐づくのが一般的と考えられるが、電気通信事業においては直接的な紐づけは困難であり、電気通信事業収益に直接関連する科目と解釈すれば、電気通信事業収益は結果的に利益剰余金（純資産）にも反映されてくるものであるため、総額を負債から圧縮する現行ルールは必ずしも実態を適切に反映しているとは言えない。（第2回 ソフトバンク）

【構成員からの意見】

- 「有利子負債以外の負債」の事例である退職給付引当金につき、会計学では投資に回していない不特定の流動資産として説明しており、レートベース算入対象外の流動資産を「有利子負債以外の負債」から圧縮する現行の考え方には、一定の合理性があると認識。（第1回 関口構成員）
- 「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書の整理は、MNO各社間で算出の方法が異なっていた資本構成比の検証を可能にするためのものであり、報酬額の算定に当たっては、原則として接続機能の提供のために投下される資産に限定すべきであることから、投資等に回されない流動資産等はレートベースに圧縮する現行の方式を維持すべきではないか。（第1回 関口構成員）
- 内部留保を投資に回さない場合、確かに内部留保（利益剰余金）は流動資産に入ってくるが、電気通信事業のような設備産業の場合、むしろ適切な設備投資を行って、そこから得られる果実で事業を運営していく実態があるため、利益剰余金の一部が流動資産に対応していることを理由に、総額を自己資本から引くという議論は短絡的。（第2回 関口構成員）
- （現在の固定通信における算定方法について）レートベースの調達源とみなす負債と資本の双方についてそれぞれ一定の報酬率を乗じるというレート・オブ・リターン方式の長い伝統の上に培われたものである上、1997年から変わらず適用しており、制度の安定性という観点から、特段の環境変化が認められる場合や何らかの誤りが判明したという場合でなければ、結果を求めて制度を変えるのは感心できない。（第2回 関口構成員）

対処方針（案）

- 接続事業者から提案のあったモバイル接続料算定において採用している貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法は、モバイル各社間のようにレートベースの構成資産に係る資金調達の考え方やその実態が事業者によって区々である場合に、外部からの検証可能性の確保や事業者による裁量の排除、公平性の確保の観点から採用したもの。
- 他方で、構成員から指摘があったとおり、報酬額の算定に当たっては原則として接続機能の提供のために投下される資産に限定すべきであること、固定通信の場合はモバイルとは異なり、指定電気通信設備を設置する事業者は、NTT東西のみであって複数の社間での公平性の確保に留意する必要は無いこと、NTT東西による恣意的な算定の事実等といった明らかに現行の方式を見直すべき事項が判明したものではないこと等から、**投資等に回されない流動資産等はレートベースに圧縮し、またその方法として貸借対照表総資産額との差額は原則として「有利子負債以外の負債」から圧縮する現行の算定方式を維持することが適当。**

- NTT東西の期待自己資本利益率（資本調達コスト）はNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという前提の下、NTT持株の株式の特殊性に鑑み、NTT持株の期待自己資本利益率を以下の方法で算定して加重平均した上で、その値をNTT東西の期待自己資本利益率の上限とすべきとの意見についてどう考えるか。
 - ・ 1/3の政府保有分は配当利回りの実績ベース（あるいはリスクフリーレート）で算定
 - ・ 残りの2/3はCAPM方式で算定

関連する主な意見

【事業者からの意見】

（CAPM的手法による期待自己資本利益率の算定の見直しについて）

- NTT東西の資本調達コストは、CAPM的手法による期待自己資本利益率で算定されるが、NTT東西が直接市場から資本調達することはなく、市場を通じた投資ポートフォリオの最適化が前提のCAPMでの算定をそのまま適用することには見直す余地があるのではないか。（第1回 KDDI）
- 第一種指定電気通信設備はボトルネック性や公共性が高い設備であり、接続事業者との公正競争が十分に働くよう考慮した適正な利潤算定が求められる一方で、接続料金は設備コストは全額を実需要で負担し、乖離額調整も実施するため未回収リスクは生じない。また、NTT東西は持株が100%の資本を有しているため、自由市場のように出資者が出資を引き揚げるリスクがなく、リスク面を考慮するとリターン率はCAPM値よりも低く補正をするべき。（第2回 ソフトバンク）

（NTT東西の期待自己資本利益率がNTT持株を上回らない前提について）

- 市場がNTT持株に期待する利益率は連結営業利益の6割を占めるモバイルビジネスの影響が大きく、特に第一種指定電気通信設備の報酬算定で考慮すべきNTT東西の設備部門は、接続ルールに基づく接続料での適切なコスト回収を主とする部門であって、NTT東西全体で大きな利益をあげていたとしても利用部門の利益となるため、NTT持株の連結営業利益が恒常的に赤字になる状況にでもならない限り、NTT東西の設備部門の期待自己資本利益率がNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという想定には一定の合理性がある。（第1回・第2回 KDDI）
- NTT東西は株式の売却ができず値上がり益を得る機会がないため、期待リターンは配当のみである一方で、NTT持株の株式は政府保有義務の3分の1以外の部分の値上がり益、配当双方を得る機会がある。配当において仮にNTT持株のほうが東西よりも大きいという関係が成り立てば、東西の資本調達コストは持ち株の資本調達コストを実態の面でも上回らないと考えられる。（第1回 KDDI）
- 自己資本利益率は、株式市場に上場する企業全体のリスクプレミアムをもとに、株式市場全体に対する地域通信事業のリスクの度合いの差をβ値として加味することで設定する算定方法により、株式市場全体の自己資本利益率に対する客観性や公平性を反映。NTT持株の社外への配当状況とNTT東西の持株会社への配当状況を比較・検討して、NTT東西の自己資本利益率を設定すべきといった主張は、両者の配当状況によって接続料が上下することになるため合理性や客観性はない。（第2回 NTT東西）

（NTT持株の期待自己資本利益率の算定方法について）

- NTT持株の期待自己資本利益率について、政府の1/3保有分は（NTT法の政府保有義務により売買される可能性はないため）期待リターンが配当のみのため配当利回りの実績ベースで算定し、残りの2/3（政府の1/3超過保有分および一般投資家保有分）は売買可能と配当もあるため一般的な資本評価モデルであるCAPMで算定の上、NTT東西の期待自己資本利益率が、上記NTT持株の期待自己資本利益率を上回った場合は、NTT持株の期待自己資本利益率を上限に算定するべき。（第1回 KDDI）
- 仮に当社提案の補正方法で見直した場合でも、現行モバイルの接続料算定に用いられている自己資本利益率と比較して低い自己資本利益率を適用するものではなく、報酬全体として第一種指定電気通信設備の再投資等を大きく妨げるものではない。また、第一種指定電気通信設備の保全に係る費用は、設備管理運営費として全額接続料で適正に費用回収されている認識であるため、報酬算定の見直しが第一種指定電気通信設備の保全に影響するものではない。（第2回 KDDI）
- 政府保有資本については、CAPM的手法の前提である「完全な自由流通市場を想定した市場メカニズム」との相関性はなく、資本の2/3に相当する部分はCAPMを用いた期待自己資本利益率を採用し、1/3に相当する部分はリスクが極めて低い政府保有資産と見なしリスクフリーレートを採用するべき。なお、FY23実績値での試算において、補正後の報酬全体の値は持株の配当利回りを上回っており剰余利益の再投資への資金充当も可能。（第1回・第2回 ソフトバンク）
- 仮に政府がNTT東西の株式の1/3を保有していると見なしたとしても、株主が当社に対して保有する権利や当社が株主に対して負う責任・義務は株主によって何ら異なるものではなく、どの株主も等しく当社からのリターンを得ることができることを踏まえれば、政府保有分に係る資本コストについて他の株式と異なる扱いをすることにはならない。（第2回 NTT東西）

論点2 適正な報酬の算定について②

- NTT持株の政府の出資見合い1/3分を配当利回りとするべきという提案を採用した場合、当社は将来の設備投資や事業リスクに備えた資金を内部留保できなくなり、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくことに大きな支障をきたすことから、到底受け入れられない。また、こうした合理性のない報酬の切り下げによって当社の接続料を不当に下げるとは、当社から設備を調達して事業を営んでいる接続事業者と、自ら設備投資を行って事業を営んでいる自己設置事業者との間の競争環境を歪めることに加え、自己設置事業者の設備投資インセンティブを損ない、通信業界全体としての設備の安定的な維持・運営や高度化を阻害するものであることから、政策としても実施すべきものではない。（第2回 NTT東西）
- 接続料に見込んでいる資本コストは、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくための資金調達コストであり、そこには株主への配当、借入金の支払利子だけでなく、将来の設備の更改・高度化に向けた設備投資や、市場環境の変化等の事業リスクに備えて内部留保する資金も含まれるため、NTT東西の資本構成比をNTT持株と同じとみなし、政府出資見合い1/3の自己資本利益率を持株の配当利回りやリスクフリーレートで計算する提案は、資本関係の実態と合わないほか、自己資本利益率に含まれる内部留保を考慮していないことからいづれも合理性がない。（第2回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 自己資本利益率においてNTT持株 \geq NTT東西が成り立つためには、NTTドコモのような持株傘下の企業の業績がNTT東西よりも良いという前提（仮定）が必要。持株傘下の企業の業績が悪くなると、この前提が成り立たなくなる懸念がある。（第1回 橋本構成員）
- NTT持株の期待自己資本利益率を配当利回りで計算する提案を採用する場合、政府保有の1/3部分について、配当性向100%と同義であり、その場合はNTT東西は1/3部分について会社に残余利益が残らず、第一種指定電気通信設備の保全・再投資に自己資金を充てられないことになるため、事業の健全性等の観点から問題。（第1回 関口構成員、高橋構成員）
- NTT持株の期待自己資本利益率をリスクフリーレートで計算する提案を採用する場合、NTT東西は10年物国債の利回り以上に利益を得られないことと同義となり、管路・とう道等の重要設備を管理保全する為にNTT東西が設備投資を行わないということになる。投資資金は自己資本の構成要素である留保利益によって生み出される自己資金から優先的に賄っていくというのがビジネスの投資では当たり前の常識であり、そこを否定してしまうとサステナブルな状況は生まれなくなる。（第1回 関口構成員、高橋構成員）
- CAPM的手法に対する補正のかけ方として政府の1/3保有分とそれ以外に分けるのは、NTT持株の資本構成も考慮しておらず、乱暴な議論という感覚。結論として接続料を下げることでありきで、コストが下げられないからという理由で報酬を操作することには議論としておかしい。（第1回・第2回 高橋構成員）
- 2000年代初頭のアメリカの電力危機の要因として、電力価格を抑え過ぎたために事業者に設備投資の資金が充分になかったことが一つあるので、NTT東西が適切な設備投資を行える環境を作っていただきたい。（第2回 橋本構成員）

対処方針（案）

- 接続事業者からは、NTT東西が自ら市場から資本調達することは無いことを理由として、現行のCAPM的手法による期待自己資本利益率（資本調達コスト）の算定の見直しの必要性について指摘があった。具体的には、配当の実態等に照らしてNTT東西の期待自己資本利益率はNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという前提の下、NTT持株の期待自己資本利益率を算定するにあたり政府が同社の株式の1/3以上を保有していることに着目して、その部分については従来のCAPM的手法ではなく配当利回りの実績やリスクフリーレートで算定し、CAPM的手法で算定した残りの2/3の部分と加重平均した上で、当該算定方法に基づくNTT持株の期待自己資本利益率を上限とする提案があった。
- しかしながら、構成員とNTT東西から指摘があったとおり、仮にNTT持株の期待自己資本利益率について政府が保有している同社の株式1/3部分を配当利回りの実績やリスクフリーレートで算定し、その値を基にNTT東西の期待自己資本利益率を設定した場合、NTT東西は、当該部分については電気通信設備の保全や再投資のための自己資本を殆ど得ることができないことと同義と考えられることから、**第一種指定電気通信設備設置事業者として、NTT東西が電気通信役務の安定的な提供のために必要な設備投資等を行うことが困難となるような期待自己資本利益率の算定方法は適当とは言えない。**
- また、接続料に見込んでいる資本調達コストには、配当、借入金の支払利子のみならず、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくための設備投資や、市場環境の変化等の事業リスクに備えて内部留保する資金も含まれているほか、構成員から指摘があったとおりNTT持株傘下の企業の業績とNTT東西の業績との比較・検証も必要と考えられることから、**NTT持株の期待自己資本利益率がNTT東西の期待自己資本利益率を上回ることを前提とする算定方法は必ずしも合理的とは言えない。**
- こうした論点を踏まえると、**今回接続事業者から提案があった見直し方法を採用することは適当とは言えない**が、提案の前提となったCAPM的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当。

○ 期待自己資本利益率については、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とすべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 3年間の平均値で算出されている期待自己資本利益率について、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とするべき。（第1回 SNC）
- CAPM的手法による自己資本利益率の算定方法については、2023年の接続料の算定等に関する研究会の議論において、リスクプレミアムやβ値の見直しを実施したばかりであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、かえって接続料の安定性や接続事業者の予見性を損なうことになるため、算定期間も含め、見直しを実施すべきではない。（第2回 NTT東西）
- 算定期間については、1999年の接続料の算定に関する研究会の議論において、接続料への経済実勢の反映と安定性の両立のために、従来5年としていた算定期間を3年に見直したものであり、合理性がある。（第2回 NTT東西）

対処方針（案）

- 期待自己資本利益率の算定期間については、NTT東西からも指摘があったとおり、接続料の算定に関する研究会（1999年）の議論において接続料への経済実勢の適格な反映と安定性の観点から、当時の利用者料金の変更の際の算定期間を参考として5年から3年に見直されたものであるが、この当時からの経済情勢の変化をはじめとして、更なる見直しを実施すべき理由や適切な算定期間の在り方について、今回の検討では十分な議論がなされた状況とはいえない。
- そのため、直ちに算定期間を見直す必要はないと考えられるものの、今後、経済情勢の変化等を踏まえて、算定期間を見直すべき明確な理由や見直しに関する考え方が示された際に、改めて必要な検討を行うことが適当。

○ β値について、直近の実態を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、直近3年間の値の中央値を採用すべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 直近の実態や動向を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、3年間分のβ値を算定し、直近3年間の中央値を採用すべき。（第1回 KDDI・SNC）
- 2023年の前回見直し時から、現状において前回の再算定結果（ $\beta=0.566$ ）を見直すような状況変化や新たな考え方の提示はない認識。また前回の再算定結果は、非上場会社であるNTT東西のβ値について次善の策として当時の持株のβ値を代用することとされたものであり、将来にわたって持株のβ値を参照し続けることが適当と整理されたものではない。加えて、β値のもととなる株価とTOPIXは、各社の経営状況や株主還元策、その他様々な社会・経済情勢の影響を受けて短期的に大きく変動するものであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたし、また接続料の乱高下によって接続料の安定性や接続事業者の予見性を損なうため、β値は当分の間見直すべきではない。（第2回 NTT東西）
- 毎年度β値を更新することで変動が大きくなるリスクはあるものの、モバイル接続料では毎年度β値を更新し、0.1よりも大きな変動があるが、それによって事業の継続性や予見性が大きく阻害されている状況ではない。ただ、NTT東西の場合はレートベースが大きいこともあり、β値の変動によって相応の影響を受けるので、例えば次期算定期間に向けてβ値を見直したら、期間中は見直さないなど中間的な解決策もありうるのではないかと。（第2回 KDDI）

【構成員からの意見】

- β値が頻繁に変動する形で算定方法を決め、接続料が過敏に動くと、接続事業者が予見性の点で困ることにならないか懸念。状況が大きく変わった時に見直すというのでない限り、接続料が過敏に動く見直しは避けるべき。（第2回 高橋構成員）
- これまで同じ議論に参加していたため、（β値を見直す）大きな変動、環境変化があったとは思っておらず、こういった提案にはやや違和感がある。（第2回 関口構成員）
- ししば制度が変わり予見性が失われると、NTT東西にとっても内部留保をベースに設備投資等を行う時に、内部留保額が毎年のように変動することで長期的な投資ができなくなる可能性がある。一旦β値を見直したのであれば、社会的に大きな変化がない限りは変えない方がいいのかなという印象。（第2回 橋本構成員）

対処方針（案）

- 接続料の算定に用いるβ値については、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、以下のとおり結論づけられている。
 - ・第一種指定電気通信設備の管理運営に係る事業のリスクの検討に当たっては、まずはNTT持株のβ値を基礎とすることが適当。
 - ・その上で、NTT持株のβ値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、直ちに結論を得ることはできないことから、少なくともNTT持株のβ値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ値を見直した上で、接続料の改定に係るプロセスを進めることが適当。
- 今回の接続事業者からの提案は、直近のNTT持株のβ値が変動していることや、モバイル接続料の算定にあたっては毎年度β値を見直していること等の理由から、接続料の算定に用いるNTT東西のβ値についても同様に直近3年間の中央値を採用する等の見直しをすべきというものであり、一定の合理性があると考えられる。
- 他方で、NTT東西や構成員から指摘があったとおり、β値の変動は接続料水準に与える影響が大きいことから、頻繁な見直しは接続料の安定性や接続事業者の予見性が損なわれる上、ひいてはNTT東西の安定的な設備の維持運営と役務提供に支障を生ずるおそれもあるため、見直しにあたってはその影響に十分な留意が必要である。
- 現行のβ値については2023年に見直しを行ったばかりであり、構成員からの指摘のとおり、頻繁に見直しを行うことで接続料の安定性を損なうべきではないと考えられることから再度の見直しは行わず、**前回の再算定結果（ $\beta=0.566$ ）を維持することが適当**。一方で、NTT持株のβ値が0.566から大きく乖離する等、**今後、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基にβ値を見直すことを含め、改めて検討することが適当**。

- 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、上限と下限のキャップ等を設けるべき（NTT東西のコスト削減のインセンティブとなる仕組みを設けるべき）との意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 接続料の原則は過不足のない費用回収であること、接続料は当社・接続事業者の営業戦略等によっても変動すること、予測である以上、構造的に実績との間に乖離が生じることは避けられないことから、将来原価方式を採用する場合においても、乖離額調整は必須。（第1回 NTT東西）
- 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、乖離額調整の金額に係る上限と下限のキャップ等を設けることが適当。（第1回 SNC）
- キャップの在り方について、現行の接続料算定の原則を踏まえれば、上限を超えた接続料の金額は繰り越して回収されるものと考えるが、繰り越される接続料の金額やそれ以降の接続料の予測をNTT東西から情報提供いただければ、上限と下限の範囲内において接続料の見通しが事前に明らかになることから、現状と比較して、接続事業者にとって予見性が向上するため、適切な事業計画の策定等が可能。また下限を超えた場合は、キャップ以上は調整等をしないということであれば、NTT東西のコスト削減のインセンティブになり、その後の接続料の削減等にもつながるので、各事業者から提起された接続料の算定方法の見直し策も踏まえつつ、議論を行うことが必要。（第1回・第2回 SNC）
- 仮に、乖離額調整に上限キャップを設けた場合、実際に発生したコストが未回収となり、安定的な設備の維持・運営や役務の提供に支障をきたす恐れがある。また、当社は加入光ファイバに係る接続料原価の約7割を自ら負担していることや、株主やステークホルダーの負託に応える企業としての当然の経営努力として、コスト効率化を継続的に進めていることから、乖離額調整の上限・下限キャップによるインセンティブを新たに与えられずとも、コスト効率化は実施していくことから、乖離額調整に上限下限のキャップを設けるべきではない。（第2回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 乖離額調整に上限や下限を設けることで、翌年度や翌々年度に繰り越して発生した乖離額を回収できるのであればまだしも、仮に回収できなくなるというのであれば接続料の原則との関係から懸念。また下限を超える部分はNTT東西に対する報酬のような位置づけになるのか、しっかりとした議論が必要。（第1回 橋本構成員）

対処方針（案）

- 過不足のない費用回収は接続制度の前提であり、将来原価方式を採用する場合においても、予測値と実績値との間の乖離額調整は必要に応じて認められるもの。
- 乖離額調整の在り方について、接続事業者から提案のあった上限・下限のキャップを設ける考え方は、**予見性の向上やNTT東西のコスト効率化のインセンティブ付与などの一定のメリット**はあると考えられるが、接続料に係る収入が原価及び利潤の合計値に一致するように定めることを求める接続料設定の原則に照らして**実際に発生したコストの適切な回収ができなくなる懸念**が残ることや、NTT東西から指摘のあったとおり新たなインセンティブを付与されなくとも**企業の当然の努力としてコスト効率化には取り組んでいくべき**であることなどを踏まえると、**乖離額調整を行う場合の上限・下限のキャップの設定は不要**。

○ 光ファイバや電柱等の各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表するとともに、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料へ反映すべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 電柱の耐用年数について、令和6年3月21日付け総務省要請に基づき検証を行った結果、耐用年数を28年から35年に見直すこととした（2025年度第2四半期決算より、2025年度当初に遡って適用）。（第1回 NTT東西）
- 光ファイバや電柱等、設備の利用実態に即した耐用年数に適時適切に見直すことが必要（光ファイバは3年間毎の認可申請時に更新、電柱等は2013年以降、検討・見直しが行われていない状況）であり、各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表し、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料への見直し反映を要望。（第1回 KDDI）
- 令和5年7月31日付け総務省要請に基づいた光ファイバの耐用年数の検討結果については、接続事業者にも開示を要望。なお、物理的な劣化を決める要素として、外皮のシースの耐久性に影響される部分が非常に大きいと考えており、この点はメタルケーブルと光ケーブルは全く同じ外皮を使っているということと、敷設環境も光とメタルは全く同じであるため、シース(外皮)、用途・使用上の環境等から光ファイバの耐用年数はメタルケーブルとほぼ同一以上とみなせるのではないかと史料。（第1回 ソフトバンク）
- 光ファイバの耐用年数の見直しに関しては、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断することに賛同。（第2回 ソフトバンク）
- 財務会計の適正性を確保するために、設備の耐用年数については固定資産データに基づく推計結果に加えて、材質・構造・用途・使用上の環境や、技術の革新、経済的行情の変化による陳腐化の危険度の程度などから総合的な検証を行った上で設定し、会計監査法人からの適正性についての監査・了承を得て決算を実施しており、接続料原価の適正性は担保されていると考える。（第2回 NTT東西）
- 光ファイバケーブルの耐用年数については、2026年度以降の光ファイバの認可申請時に総務省に報告予定。その検証結果については可能な範囲で公表予定。光ファイバの耐用年数について、シース、用途・使用上の環境など、様々な状況を総合的に検証して設定するもので、ケーブルの外皮や使用上の環境といった、限られた項目のみに着目して設定するものではないから、メタルケーブルとほぼ同一以上とみなせるとは言えない。（第2回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 光ファイバは様々な規格がよく変わっており、今後より大電力を光ファイバを通して送るための空孔ファイバなどが導入される可能性があるため、事業者から指摘のあった物理的耐用年数と、接続料算定で扱う経済的耐用年数は分けて考えてもよいのではないかと。（第2回 相田主査）

対処方針（案）

- 電柱の耐用年数について、総務省要請に基づいたNTT東西の検証結果を踏まえ、**耐用年数を28年から35年に見直すことが適当。**
- 光ファイバケーブルの耐用年数については、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断して適切な見直しを求めることが適当。こうした観点を踏まえた検証結果について、NTT東西は、**来年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告するとともに可能な限り情報を公開することが適当。**

- 金融政策の変動や物価上昇等の環境変化を踏まえ、接続料の予測値について数年分の値を毎年度開示すべきの意見についてどう考えるか。また、算定期間をまたぐ場合は今次算定期間と同様の算定方法で予測値を開示すべきとの意見についてどう考えるか。
- 情報開示の在り方について、自主的な開示ではなく接続約款に情報開示義務として規定すべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

（情報開示の対象期間について）

- 今後も金融政策の変動が見込まれる中、長期の算定期間をとることは、特に後年度において乖離額が大きくなるリスクが高まるため、予見性可能性の確保の観点から、予測接続料の見通しについて原則毎年度の開示を要望。特に複数年での将来原価方式で算定する場合、金融政策の変動が見込まれている中で特に後年度において乖離額が大きくなるリスクが高まることから、原則毎年度の開示を要望。（第1回 KDDI）
- 金利・物価上昇等の市場環境が大きく変動する傾向にあるため、接続料水準の見通し（概算額）は毎年度4年分先まで開示を希望。（第1回 ソフトバンク）
- 算定期間をまたぐ場合は翌年度接続料の具体的な単金分からないため、大まかな傾向を把握するため、今次算定期間と同様の算定方法と仮定して単金の予測を情報開示が行われることを要望。（第1回 SNC）
- 将来原価方式の算定期間の後年において乖離額が大きくなるとの指摘があった一方で、予測値算定に係る毎年度の対応に要する多大な稼働コスト等も勘案し、将来原価方式の算定期間を5年間とする場合には、中間年度である3年目での開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）を開示する予定。（第2回 NTT東西）
- 乖離が大きくなる可能性が高い後年度について、中間地点だけではなく4年目にも情報開示いただけるとのNTT東西の対応には感謝。（第2回 KDDI）

（接続約款への規定について）

- 毎年10月末の加入光ファイバ接続料に係る情報開示は、NTT東西による「自主的な取組」であり、予見性を確実に確保するため、接続約款において情報開示義務として規定することが適当。（第1回 SNC）
- 当社はこれまで、接続事業者の予見性向上のため、翌年度接続料の認可申請に先立ち当年度10月末において、乖離額及び翌年度接続料における単金影響について、2022年度より継続して自主的に事業者向け公開情報HPにて開示する取組みを行ってきたが、次期算定期間以降は、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）の開示も含めて、これまで同様に当社の自主的な取組みとして着実に実施していく考えであり、新たに規制を課す必要はない。（第2回 NTT東西）

対処方針（案）

- 将来原価方式を採用する場合には、予測と実績の差などに起因する乖離額の発生が避けられず、接続料の予見可能性の確保は接続事業者にとって重要な課題。そのため、今回NTT東西から提案があったとおり、将来原価方式の算定期間を5年間とする場合、**中間年度である3年目での接続料水準の見通し（概算額）の開示に加え、4年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当。**
- また、情報開示の在り方については、NTT東西は、乖離額及び翌年度接続料における単金影響等について毎年10月末頃に事業者向け公開情報HP等における自主的な開示に取り組んでいるところであり、今後も着実にこの取組を実施していく旨の説明があったことから、**現時点において接続約款への規定を求めることはせず、同社による自主的な取組を継続して注視することとし、課題等が明らかになった際に改めて接続約款への規定について検討を行うことが適当。**

審査結果

(令和8年度の接続料の改定等について)

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ア）	適	本件による技術的条件の変更は、100Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能の制定、固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し等により、これらに係る規定を削除・改定するものであり、本件による変更後も技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)イ）	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)オ）	適	<p>【同項第1号に係る事項】 他事業者が接続の請求等を行う場合における、必要な情報の開示を受ける手続き等が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第2号に係る事項】 他事業者が接続に必要な装置の設置若しくは保守又はNTT東日本株式会社（以下「NTT東日本」という。）及びNTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東日本・西日本」という。）の建物（NTT西日本のみ）、管路、とう道若しくは電柱等を接続に関して利用する場合等に負担すべき金額について、接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第3号に係る事項】 NTT東日本・西日本が現に設置する屋内配線設備※を他事業者が利用する場合における事項が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>※共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置さ</p>

		<p>れる設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。</p> <p>【同項第 4 号に係る事項】 他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料規則第 3 章から第 5 章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第 10 号の 2 に係る事項】 特定の packets について優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項第 10 号の 3 に係る事項】 他事業者の電気通信設備と関門系ルータとを接続するために第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る中間配線盤を他事業者が利用する場合における事項が適正かつ明確に定められており、また負担すべき金額について、接続料規則第 3 章から第 5 章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【同項の他の号に係る事項】 変更事項なし</p>
<p>6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第 15 条(2)）</p>	<p>適</p>	<p>本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第 3 章から第 6 章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。</p> <p>なお、100Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係るルータの扱い及び当該機能の乖離額調整、25Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係る乖離額調整、光信号端末回線伝送機能に係る乖離額調整、災害特別損失、実績需要が無い機能に係る接続料、災害時用公衆電話に係る費用並びにワイヤレス固定電話接続機能の接続料については、それぞれ別記 1 から別記 8 までのとおり。</p> <p>また、接続料と利用者料金の関係の検証の結果については、補足資料のとおり。</p>
<p>7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。（審査基準第 15 条(3)）</p>	<p>適</p>	<p>自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。</p>
<p>8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（審査基準第 15 条(4)）</p>	<p>適</p>	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>

(別記)

1. 100Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係るルータの扱い
(NTT東日本のみ)

本件申請において、NTT東日本が新たに導入する100Gbit/sインタフェースに対応した收容局ルータについて一般第一種指定收容ルータとして取り扱うこととする措置がとられており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

100Gbit/sインタフェースに対応した收容局ルータについては、サービス提供開始時点においては特定の packets を識別する機能を有しないものとなる予定であるが、従来の收容局ルータを一般第一種指定電気通信設備に指定しているのは、接続会計の設備区分上NGNに係るものとそれ以外のネットワークに係るものを分けることで検証容易性を高めることが主な理由であるところ、当該ルータについてもNGNに接続するための端末系交換等設備に該当する点では従来の收容局ルータと同様であることから、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

2. 100Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係る調整額の扱い
(NTT東日本のみ)

本件申請において、NTT東日本が新たに導入する端末系ルータ交換機能のうち100Gbit/sタイプに係る機能について、接続料規則第8条第2項第1号に該当する将来原価方式(以下「第1号将来原価方式」という。)で算定する令和8年3月から令和10年度までの実績収入と実績原価の差額を、令和11年度以降の接続料原価に加えて算定することとする措置が取られており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

接続料規則第12条の2第1項においては、第1号将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請に関して、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績収入と実績原価の差額を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

- ・ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること。
- ・ 当該機能を利用したサービスは現時点で提供されていないこと。

3. 25Gbit/s インタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係る調整額の扱い
(NTT東日本のみ)

本件申請において、NTT東日本が新たに導入する光信号多重分離機能及び端末回線伝

送機能のうち 25Gbit/s タイプに係る機能について、第 1 号将来原価方式で算定する令和 8 年 3 月から令和 11 年度までの実績原価と実績収入の差額を、令和 12 年度以降の接続料原価に加えて算定することとする措置が取られており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

接続料規則第 12 条の 2 第 1 項においては、第 1 号将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は 0 と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請に関して、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績収入と実績原価の差額を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

- ・ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること。
- ・ 当該機能を利用したサービスは現時点で提供されていないこと。

4. 加入光ファイバに係る調整額の扱い

本件申請において、加入光ファイバ（光信号端末回線伝送機能）のうち第 1 号将来原価方式で算定する令和 6 年度における実績原価と実績収入の差額及び令和 7 年度における原価と収入の見込値の差額を令和 8 年度から令和 12 年度までの接続料原価に算入することとする措置が取られており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

また、令和 7 年度における原価と収入の差額に係る見込値と実績値の差額に加え、令和 8 年度から令和 12 年度までの原価と収入の実績値の差額について、令和 9 年度以降の接続料原価に算入することについても、同様に接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

接続料規則第 12 条の 2 第 1 項においては、第 1 号将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は 0 と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請に関して、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績収入と実績原価の差額等を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

- ・ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は今後のサ

ービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変動すること。

- ・ IPブロードバンド通信市場は技術の変化や市場における競争環境の変化が激しいこと。

5. 災害特別損失の扱い（NTT西日本のみ）

本件申請において、申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第2様式第2（損益計算書）の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定する措置が取られており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

令和5年度に発生した能登半島地震に伴う今回の災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用、復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、これらは第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営に当たって当然生じる費用であり、また、接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなるため、接続料の算定に当たっては、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

6. 実績需要が無い機能に係る接続料の扱い（NTT東日本のみ）

本件申請において、NTT東日本が提供する通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもの）の6.144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのものうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和6年度の実績需要をもとに実績原価方式によって算定されること、令和6年度の実績需要が0であったことから、令和7年度適用接続料額を準用する措置が取られている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

令和6年度の実績需要をもとに接続料算定を行うことができないことは明らかであり、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

7. 災害時用公衆電話に係る費用の扱い

本件申請において、公衆電話機能について、災害時用公衆電話に係る費用^(※)を含めて接続料原価を算定する措置が取られており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

災害時用公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置を実施することについては、災害時用公衆電話に係る負担方法の在り方に関して、以下の点に鑑み、一定の合理性が認められる。

- (1)（平時にも発生する）災害時用公衆電話に係る費用を、需要（災害時等に発生するトラヒック）で除して災害時用公衆電話に係る接続料を算定する考え方もあるもの

の、その場合、災害時等に、それまで長年にわたり積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること。

(2) 災害時用公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること。

(3) 平成 25 年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT 東日本・西日本が関係事業者と協議を行った結果、災害時用公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる案が複数示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するということで全事業者の意見が合致したこと。

※ 端末回線コスト及び第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト（災害時用公衆電話に係る電話機から発信される通信に係るものに限る。）

8. ワイヤレス固定電話接続機能の接続料の扱い

本件申請において、ワイヤレス固定電話接続機能に関わる一般法定機能として、接続料規則第 4 条に規定するワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御等機能について、接続約款の料金表第 1 表第 1 に規定しないこととする措置が取られており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

接続料規則第 18 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項において、組合せ適用接続機能に係る接続料は、メタル IP 電話、ワイヤレス固定電話及び光 IP 電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能に係る設備の接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均することによって算定することとされており、メタル IP 電話接続機能の接続料の算定については、同条第 3 項において、ワイヤレス固定電話及びメタル IP 電話に係る接続料原価及び利潤の総額とワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合のメタル IP 電話の接続料原価及び利潤の総額を比較し、前者が後者を上回る場合には、後者に係る接続料を用いることを規定している。この際、令和 10 年 3 月 31 日までの間は同項の比較を省略することを電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 110 号）附則第 4 条において規定していることから、ワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御等機能に係る接続料を接続約款に定める必要性がなく、当該機能に係る接続料を規定しないことは接続料金算定等の実務上において効率的かつ現実的であり、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

接続料と利用者料金に関する確認の結果

1. 目的

本資料では、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第14条の2の規定を踏まえ、NTT東日本株式会社（以下「NTT東日本」という。）及びNTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が、NTT東日本・西日本の提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金（以下「利用者料金」という。）の水準との関係により、第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかについて確認した結果を示す。

2. 結果

NTT東日本・西日本において、「固定通信分野における接続料と利用者料金関係の検証に関する指針」（平成30年2月26日策定。令和5年11月22日最終改定）に従い、接続料と利用者料金関係の検証を行った結果については、別紙1から別紙4までのとおり。NTT東日本・西日本の全ての検証対象サービスについて、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった*。

※ 検証対象サービスのうち、「その他総務省が決定するサービスメニュー」については、利用者料金収入が接続料総額を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

別紙1

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス		①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収入 に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
フレッツ光ネクスト		5,142	2,688	2,454	47.7%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般IP通信網間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,020	212	808	79.2%	音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	807	115	692	85.7%	
ひかり電話ネクスト		52	29	23	44.2%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能)、回線終端装置、音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
ビジネスイーサワイド		421	287	134	31.8%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)

(注1) 利用者料金収入は、2024年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2024年度の実績需要に今回再計算した接続料(将来原価方式で算定する機能については2026年度適用接続料)を乗じて算定しています。

(加入光ファイバ等の収容数は接続料設定上の予測値)

(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)等を用いて除外

※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収入 に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)	
フレッツ光ネクスト	3,824	2,229	1,595	41.7%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
ひかり電話	移動体着等を含む場合	969	177	792	81.7%	音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	753	90	663	88.0%	
ひかり電話ネクスト	30	18	12	40.0%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能)、回線終端装置、音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料	
ビジネスイーサワイド	448	355	93	20.8%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	

(注1) 利用者料金収入は、2024年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2024年度の実績需要に今回再計算した接続料(将来原価方式で算定する機能については2026年度適用接続料)を乗じて算定しています。
(加入光ファイバ等の収容数は接続料設定上の予測値)(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラフィック比(通信時間比)等を用いて除外
※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号 伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号 伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、 NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(3) マンションタイプ (VDSL方式 /LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続 機能)、回線終端装置	○
	(4) マンションタイプ (光配線方式)	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、 NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの (ミニ)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、 NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		③①以外のもの (プラン1) ③①以外のもの (プラン2)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回 線終端装置	○
	(5) プライオ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号 伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一 般中継系ルータ交換伝送機能、IP通信網具間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置	○	
	(6) オフィスタイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なもの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号 伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号 伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
2. ひかり電話 (関門系ルータ交換機能を用いる場合)		音声接続に係る組合せ適用接続機能、NGN(一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パ ケット識別機能、一般IP通信網具間中継系ルータ交換伝送機能)、他事業者接続料	○	
3. ひかり電話ネクスト (関門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐 端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、音声接続に係る組合せ 適用接続機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パ ケット識別機能、一般IP通信網具間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置、他事業者接続料	○	
4. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN (MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN (県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

(注) ○：利用者料金が接続料の合計を上回っているもの ×：利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(3) マンションタイプ(VDSL方式/LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(4) マンションタイプ(光配線方式)	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの(ミニ)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		③①以外のもの(プラン1) ③①以外のもの(プラン2)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(5) オフィスタイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	2. ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		音声接続に係る組合せ適用接続機能、NGN(一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、他事業者接続料	○
3. ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、音声接続に係る組合せ適用接続機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置、他事業者接続料	○	
4. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

(注) ○：利用者料金が接続料の合計を上回っているもの ×：利用者料金が接続料の合計を下回っているもの